矯正図書館

刑政

第四十二巻　四月號　第四號

受刑者の内的生活の助長	巻頭言	2
刑政時論	虚生	4
自治行刑制度の由来及其長短	印南於兎吉	6
行刑の上より見たる刑罰の本質(下)	本村龜二	17
ポーランドに於ける行刑制度		25
刑務所長附典獄補論(四)	有馬四郎助	34
不定期刑とソビエトロシヤの刑法		40
支那見聞談	黒川渉	44
少年釋放者在營期間短縮に就て	武藤亘	51
作業振興方法に關する若干の考案	鍵山俊治	54
新坊ちやん物語(八)	春日鹿二	59
御大典記念當選懸賞論文		105
瑞西の行刑制度	森山武市郎	147
刑務官生活レビュー・各個教練實施に就て・刑政併壇・柳の話・影法師・新語喀說・讀者欄・家庭欄・後任辭令・統計		

財團法人　刑務協會發行

刑務官練習所卒業式

司法大臣の式辞

行刑局長の授賞

矯正図書館

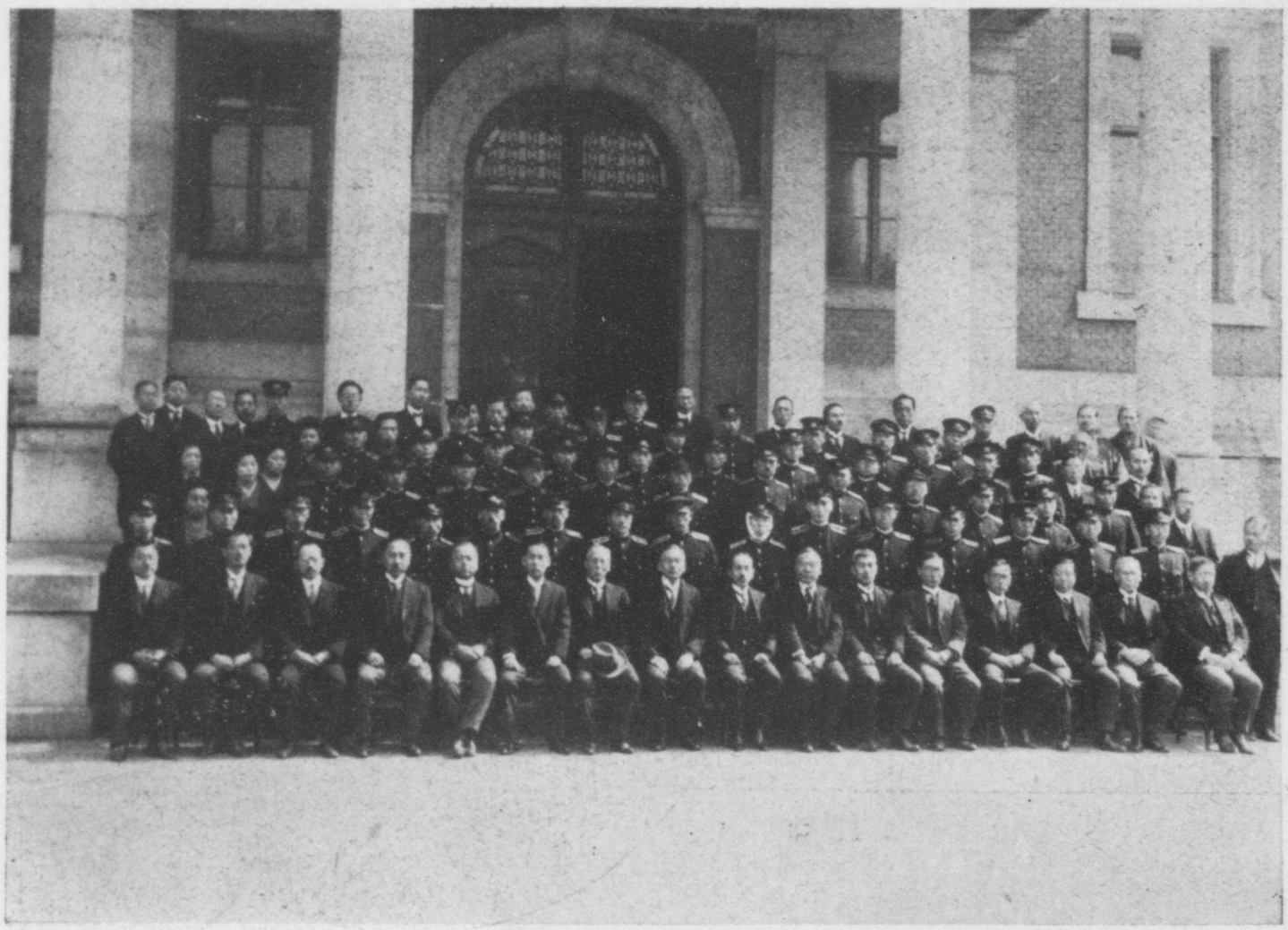

第二十回刑務官練習所卒業式參列員竝びに卒業生諸氏

◇・◇・◇　　懸賞論文授賞式

刑政第42巻第4号

政刑

第四十二巻
第四號

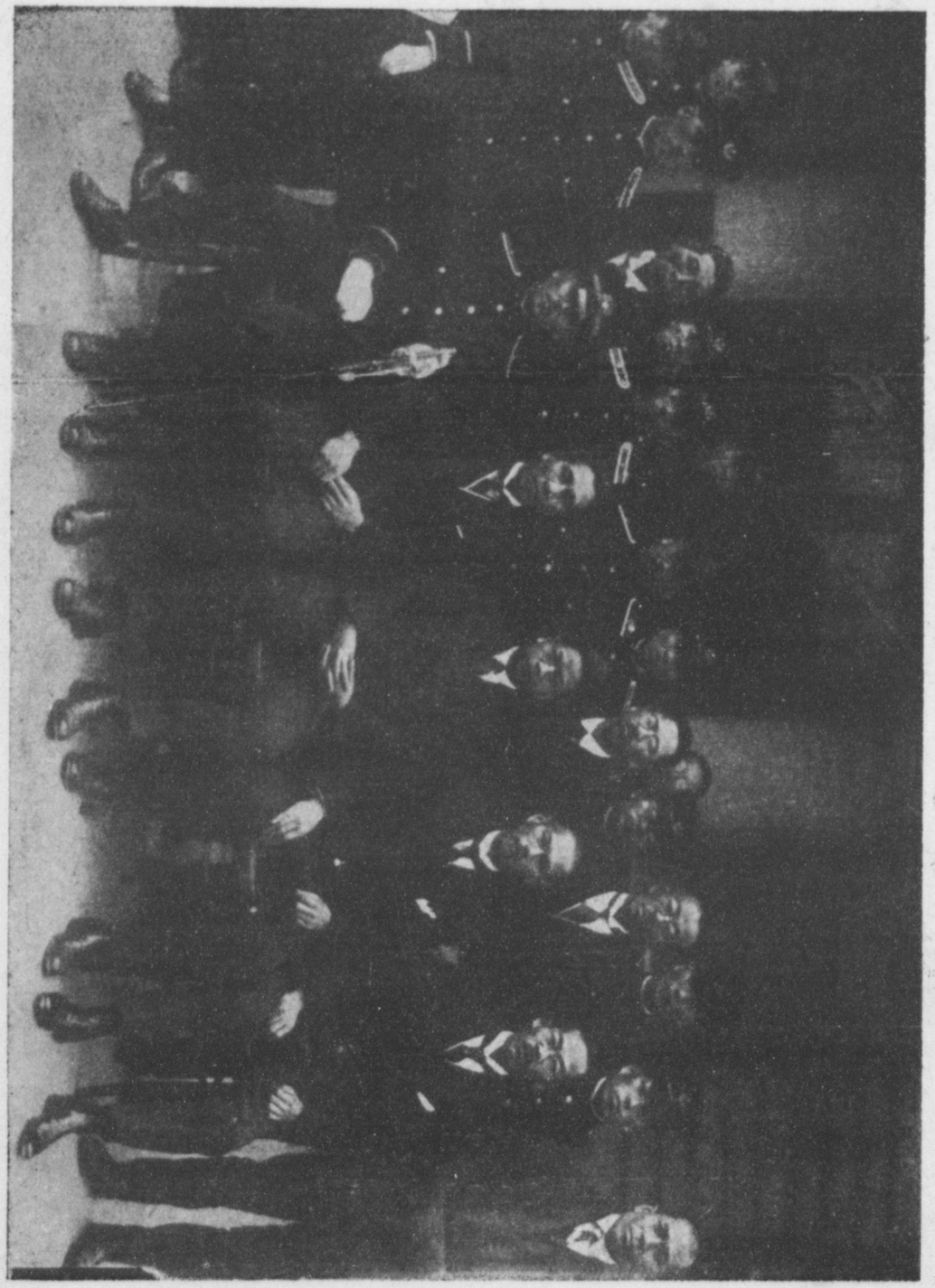

巻頭寫眞 ……
懸賞文論受賞者諸氏 ……

受刑者の内的生活の助長

受刑者は人形ではありません。また、刑務官吏は人形使ひではないのです。だが、受刑者と刑務官吏との間に形式的な關係がこだわつて考へられて居るあいだは受刑者は依然としてその關係に於ておどらねばならぬし刑務官吏はいつまでたつても同じ絲をあやつらねばならぬことになります。

あやつり人形がいつまでたつても人形の域を脱しないやうに受刑者も亦いつまでたつても受刑者の域を脱することが出來なくなるのであります。

わたくしは受刑者をしてしかく人形として了はらしめたくない。また、刑務官吏をしてしかく人形使ひとして生存せしめ度くないのであります。

人形でない受刑者を人形としておどらすことは不必要なる努力を拂ふことになるのではないか。さうしてその努力を今日の行刑に於て果して拂はれて居らぬであらうか。

今日の受刑者はたゞ命ぜらるゝまゝに働いて居ります。强ひらるゝまゝに說教を聞いて居ります。自ら求めて働き、自ら祈る心を持ち合せて居ないやうであります。だから、その命令がなくなり强要がなくなれば彼等は再びもとの彼等に復して了ふのであります。かくて彼等は再犯への途をたどり再び刑務官吏にあやつられねばならなくなるのであります。

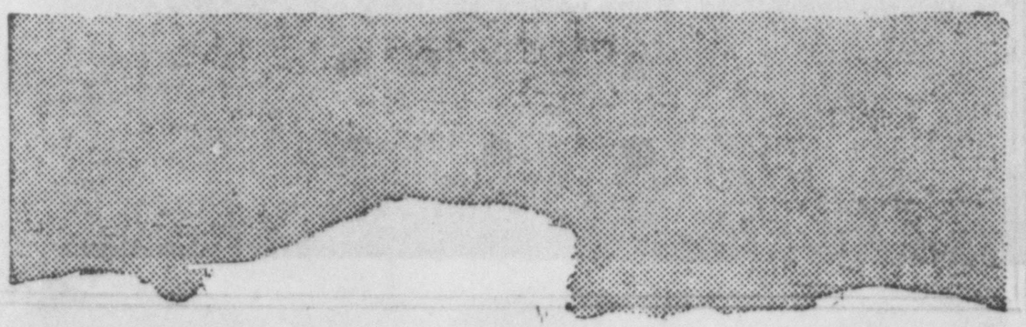

刑務所は犯人の通用門だと觀念されねばならぬのはこれに基くのであります。

わが行刑當局は受刑者と刑務官吏との關係をかやうな域から脱せしめんとして少からず努力を拂ひつゝあらるゝやうであります。作業の改善に於て、教誨教育の改良に於てたしかにその跡を覗ふことが出來るのであります。

だが、受刑者の内的生活に付て考へるとき彼等は未だに人形の域を脱すべき何物をも與へられて居らない。求めて働くべくそこに賃金が與へられて居らない。自己統制をなすべくあまりに官吏の干渉が内的生活にまで立ち入り過ぎて居るやうであります。

杖にすがらぬ盲人がおのづからに心眼を開くやうに官吏にたよらぬ受刑者がおのづからに自分にたよらねばならぬことは自然の數であります。自分が自分にたよるときそこに人形でない人間が始めて生れるのであります。

わたくしは受刑者をそのやうに自らにたよる人間としてそだて上げ度いのであります。さうして、受刑者をかくそだて上げる必要からわたくしは刑務作業に賃金制が是認せられねばならぬと思ふし、刑務制度として無戒護の自治制が是認せられねばならぬのだと考へるのであります。

行刑の改善に對して能ふ限りの努力を拂ひつゝあらるゝ當局に對してわたくしは更に竿頭一歩を進めて右の二つの問題を解決されんことを望むものであります。

（あき羅）

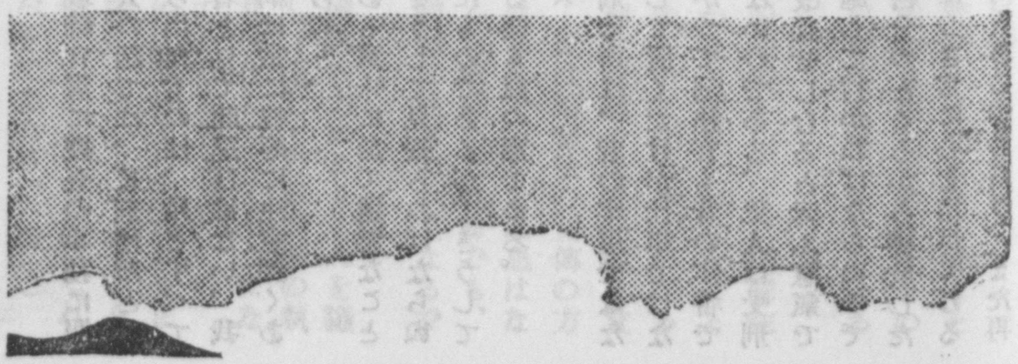

刑政時論

正木書記官のお話であるが、ベルリンでは、大新聞が筆をそろへて行刑問題を論じ又これに關する論文を掲載するが、我國では當局者も之について大して輿論に訴へやうともしてゐないし、又新聞には、逃走とか自殺とかの記事は出るが、假にも論文らしいのは出たことはない、之では行刑の社會化は覺付かない——

×

これについては吾人も夙に遺憾としてゐたことである。がはからずも頃日になつて、ある事件のために新聞に連日記事が出たことから現在に於ける行刑及保護の施設に、たしかに缺陷のあることを、少しく注意深い者ならば氣づかずにはゐられなかつた。

×

云ふまでもなく現在の行刑主義は改善主義である、犯人の改善を目的として科刑してゐるのである。それになほ「刑務所から社會へ」のプロセスに於てなほ一つの機關たる「保護施設」を置いてその「復歸作用」を圓滑にさせてゐるのである。

しかし事實は、さう理窟通りに行つてゐないのである。

ある男に對する「行刑」が決して目的を達してゐない中にこの男は釋放されて行く、そして次に控へた「保護」が彼を完全に治療し得ず、また治療を强制し得ずに「社會」へ放してしまふやうな場合が、ずゐぶんある。

×

東京の取締官憲に捜査の事務に服してゐる人の話では、K刑務所とS刑務所から出たものは、殆どすべて再犯する者と見て間違ひはない、我々の捜査網は常に彼等に注意深くあらねばならぬと、

これはある意味に於て遺憾なことである。さうして見張らねばならぬのも困つたものであるが、さうして見張られる側も氣の毒である。

×

現在の刑務所は、昔の牢屋ではない、拘禁して置くだけが仕事ではない、したがつて刑務官も昔の牢番では決してないのである、犯人は受刑中に必ず改善せしむると云ふ意氣で改善刑を施して行かねばならぬのであるが、自分のところから釋放した者の善後につき常に心を用ひてゐる刑務官が何人あるであらう、また再犯者を出した場合に恰も我子が罪を犯したやうに自責と悲痛さとを体驗してゐる教誨師が何人あるであらう。

×

これは過言のやうであるが、どうもさう云ふ氣がするのである。

「そんなことを云つたつて、犯人自らが悪いのであるからこちらからどうしやうもないではないか」さう云つた氣安めでゐる人もあるであらう。

×

改善至難の累犯やしたゝか者を集めてゐるところでは、實際骨の折れることであらう、「賽の河原の小石積み」と云ふやうなことが多いのであらう。しかしそれはそれとして、とにかくとして、裁判、行刑、保護、防犯の諸機關が、組織化され、連絡を保たねばならぬ。

×

穴だらけの網では網の效用をしない、救ひあげることも出來ないし、また捕へることも出來はしない。

行刑で最善を盡し、保護で最善を盡してなほ、危險性のとれない者は防犯の嚴重なる網の下におくより外はない。

×

幸か不幸か犯罪について世間は今敏感である、刑務所の仕事がどんなことをするのか、保護の徹底を期するためにはどうしなければならぬか、現在の施設ではこんな缺陷があるから、かう云ふ風にする必要があると云ふことを堂々と輿論に訴へるには、まことに絶好の機會であらう。

×

社會だつて冷淡である、重要な社會問題でありながら、これに無關心であることは責めてもよい。

しかし、實際は世間は今までにそんなことを相談された經驗はないのである。當局だつて訴へたことはあるまい。

少くとも司法省としては、陪審法の宣傳にはかなり豫算をかけたことは、近來の珍しいことであるが、あの調子で行刑の問題や保護問題を宣傳すれば——實は陪審法の宣傳の方法についてはあれでいゝとは思はないが——いくら無關心な社會でも、少しはこの問題に注意ぶかくなるであらう。

かくして輿論の力によりこれを議會の問題とし、而して行政機關の執行によつて具体化して行くやうになれば好都合であると思ふ。

近き將來には刑法及行刑法の改正が立法府の議に上ることであらうが、その準備としても、當局はこれに意を用ゆべきであらう、（虚生）

自治行刑制度の由來及其長短

印南於菟吉

近來自治行刑制を物したるものには辻司法書記官の本誌上竝に監獄法提要末尾に掲載せられたる論文であつて、可なり精細に說述してある。所論頗る肯綮に中り實行上の注意に就ても親切丁寧を極め、結局自治行刑は生まれるものであつて作る者で無いとは言ひ得て能く其要を得て居る。此上最早蛇足を添ゆる必要も無い樣であるが、自分は又別の方面から觀察して其由來及本質を闡明して見たいと思ふ。

（一）

自治行刑制の本質は隨分多くの人に誤まつて解釋されて居る。殊に其本場の米國に於てすら多くの著書論文何れも之が正解を與へて居らぬ、自治制を書いて居り乍ら能く之を熟讀すれば其內容が單に一の優遇法即ち信任制に過ぎなかつたり、或は又優遇法と題して置き乍ら自治制を論じたりして居つて、どうも其間に明確な區分が付て居らぬ樣である。元來自治は（Self-government, or Prison Democracy）などの原語を用ゆべき筈であるが或は又之を（Trusties or, Honor System）信任制度（一種の優遇法）と混稱して居る者がある。勿論自治制は後者の優遇法から發達したものであるが其內容性質が全然之を異にして居つて同一視すべきもので無い。肺炎は普通感冒から起るが兩者は全く其症候を異にする樣に自治も信任制度なる優遇法とは別物に見なければならぬことは獨り學問上計りで無しに實際上にも明白にされて居る、然るに多くの人は之を混同して論ずるから其眞相を摑むこと

が出來ないのである、聊か之に就て說述して見たい。

果して眞に自治行刑の始祖であるや否やは後段更に述ぶることゝして兎も角、今日此流行語の魁を成した人、トーマス・モット・オスボーンは流石に能く自治行刑と信任制度（優遇法）との區分を明確に付けて居る、之に多くの米人が眼を着けず又行刑の實際を知らずに一知半解に彼是自說を附加して論じ立てるから眞の自治の特色精神を失つて仕舞つたのである。自分は今茲にオスボーンの著書及論文を土臺として氏の信任制度に對する考を現はして見たいと思ふ、併し斷つて置くが僕は自治行刑制を支持する者では無い、唯同氏の說を紹介するに過ぎないのである。

自治行刑制採用後、思慮なき無智の輩は種々の惡聲を放つた、其內に此新制度は受刑者を甘やかす者であると說く者もあつたが、其實舊來の或特種の者のみに與へたる優遇制度即ち信任制度の方が遙かに此危險性を帶びて居る、事實自治の主たる目的は價値の無い者には何等特別の優遇を與ふべきでないと謂ふ原則の下に立てられて居るからであるから、甘やかし制度には全然反對する者である。社會を保護すべき任務を有する刑務所としては もつと廣大なる意義がなければならぬ、勿論刑務所は刑罰の場所ではあるが瘋癲院ではない、違法者に對し誠實であり且社會有用の民たらしむべく訓練を施す所の敎育的場所である、刑務紀律の目的は善良なる受刑者を養成するに非ずして善良なる市民を作ることである。

昔は犯罪あるの故を以て黥刑流刑等の處分を敢てした、無論此等の刑罰は威力を以て勵行することこそ當然の處置であつた、斯の如き刑罰執行法に慣れた刑務官吏は今日の刑務所に對しても同樣の無慈悲冷酷の態度を以て彼の憐れむべき孤獨の犧牲者に對して日々痛苦を感知せしむる方法を勵行するに至ては皮肉にも眞に刑務所の目的を自ら破壞しつゝある者と謂はなければならぬ、受刑者は懲て刑期の終末に於て憎惡の念を沸かし社會に向て反逆を再び新にせんことを內心包藏して、いそ〳〵社會に飛出すのである、而して間もなく刑務所に復歸する、必ずしも刑務所を好む故ではない、彼等を苦しめた社會に反逆せむが爲めである、彼等の心には報復感念より以外の何者も無かつたのである。何とこれ程不合理な馬鹿らしき自家撞着はあるまいではないか。

刑務所の紀律は決して彼等を苦しめてはならぬ、虐げてはならぬとの論が屢々繰返へされ、今日又多くの所長は親切で人情味を帶びるべく努めた、看守も昔日の如く概して亂暴では無い、事實各刑務所に於て收容者は相當考慮の下に待遇される樣になつたのである、併し多くの此親切なる所長は高き墻壁の影に如何なる珍事が潛まれて居るか其實情を知つたならば定めし驚くであらう。信任制度と稱する優遇法は如何に完全に讃美せられたとしても到底此問題を解決することは出來ぬ、單に親切なる行爲に依て彼等が惡道から意思を轉回すると考へたら大間違で、これと同時に刑務官吏を喜ばす樣な行爲を囚人がしたとて、特に恩惠を施して優遇すれば彼等は必ず邪道より遠ざかるならんと考へたら之もまた大間違である。盜賊を矯正するに鞭打つたからとて直らぬ如く砂糖飴を舐らしても直る者で無い、小利口に刑務所內を潛りて世渡りする者並に僞善者に與へらるゝ優遇なるものは決して人を善導する所以の途では無い、不幸にも信任制度の報酬は監獄鼠及阿呆（オトリ）の惡むべき異名を常に同輩から冠せられて而して後に再び刑務所に戻るではないか、餘程氣の善い所長と見へて彼等に欺むかれることも知らずに。

冷酷に囚人を取扱つても或は親切に取扱ふとしても、それは刑務所本來の高尙なる任務收容者の改善に關係あることでは無い、唯其任務を完ふせしむるの一途に收容者に責任を負はしむること、活動力を與ふること、社會民と同樣の意味形式に於て自由權使用の訓練を與ふることに存する。全體犯罪者を刑務所に送つたのは兎角此訓練が缺けて居る爲めではないか、今日の如く毫も此等の條件を具備せぬ刑務所內に於て幾年月間經過した故を以て社會に放免するは恰も數ケ月間寢床に橫はらしめて早速レースや野球競技に出す樣な者で、これで競爭場裡に立て樣とは思へない、何と自家撞着の話ではあるまいか。

結局、信任制度は官吏の認めたる善行及從順なることに依りて典獄より與へられたる賞譽であつて、自治行刑は收容者相互に責任を持たしめ之に依て他人に對する公德を守らしめむとするに在るので、實際上及理論上此兩者は別の意識を以て働て居る、前者は人を殺し後者は人を活かす者とも謂へる。

以上はオスボーンの著書「社會及受刑者」其他の論文より拔載したるものであつて此趣意が多くの人に誤解せられて、形の上に多少似通つた爲めに優遇制度も自治制度も混同せらるゝに至つたのは如何にもオスボーンの爲めに悲しまざるを得ぬ。近來の名著と謂はるゝイリノイズ大學社會學教授スーザーランド博士の刑事學も亦之に就ては同樣の憾あるを免かれない、其誤譯の由て萌さす原因の一は刑務所の實態を知らざる爲めではないか、信任制は必ず一面自治を許して居る、許しては居るがこれは累進處遇に依て限られたる一部の上級者のみで自治行刑は制度其物が全然自治であるから一部に許される特遇では無い、入所すると直に全部の者に與へらるべき組織である、これが實際の取扱に於ても亦區分さるべき要點でなければならぬ、自治の特色生命も亦茲に宿されて居る。

（二）

米國には古くより例のペンシルバニヤ制オーバルン制の論爭ありし後、間もなく累進處遇の制度英國より移入を受け、殊に若年者を收容する感化監獄には之が十分發達完熟して信任制と成り其上級者には看守の補助者として立番警護の任に就かしめ或は敎育、計算事務に携はらしめ苦くは構外の農園に無戒護の儘勞作に從事せしむる等の處分が採用せらるゝに至つた。謂はゞ特撰せられたる上級者には自治の形が現存したのである、百尺竿頭一步を進めて全然自治的刑務所を組織するに至りたるは又自然の趨勢とも謂ふべきであらう。

素と累進處遇の起りし所以は最終階段の自治に依て收容者の僞らざる本質を知り、彼等は壓抑の手を離れたる後に於て如何に自制、克己、勤勉、節制等の美德を發揮するかを知らむが爲めであつた。善行を保つたが爲めに優遇を與へると謂ふ簡單な理由では無い、好餌を以て巧利的に人を操らむとする者でも無い、此內には深い思想が潛在的に流れて居る、卽ち刑務所の弊風を幾分か之に依つて蟬脫しやうとする試みも加つて壓抑を加へられて居る間は眞の人格を知る機會もなければ亦之を作成することも出來ない、壓抑の手を除いて始めて眞個の活動が起る、活動の內に人格の閃めきを見出さうとするのが累進處遇の根本思想であらねばならぬ。此意味に於て自治制の企てむとする希望と同樣である、併しこれは無論特選の者に限られ且不完全なる自治的訓練であつて眞の自治はこれから發達したものではあるが更に別種の意義を含むで居ることに注意しなければならぬ。

今より七年程前即ち千九百二十二年にフランク、タンネンバウムと云ふ人が「圍障の蔭」と題して一書を著はした、米國刑務所の内情及收容者の心理狀態を遺憾なく暴露した、之はオスボーンの頗る推稱して居る所であつて如何にも巧みに收容者の心理關係を描寫し盡くして居る。タンネンバウムは紐育市の罷業爭議に際し不法の集會を敢てしたる廉を以て千九百十三年同十四年に跨り一年間入監した經驗を持つて居り、其後同十六年には義勇囚人としてシングシング刑務所に入監し、又オーバーン及ボーツマウス海軍刑務所（何れも自治行刑）を視察し、同二十年には遙かに海を越えて歐州の行刑制度を視察し、其足跡約七十の刑務所に迨び七年間之が研究に沒頭したる人であつて其言ふ事は頗る深刻で傾聽すべき點が少くないと思ふ。

既に一社會を成す以上は其處に治者と被治者との關係が生ずる、力の弱き被治者は強き治者に何等かの手段を以て反抗し、弱き者の强力を誇示し必ずしも弱者に非ざる証左を得んとするが一般の心理作用で、これが往々犯罪の因と爲つて現はれることもある、殊に一小集團、刑務所の如き特別社會を形造る以上は亦其處に一種の囚人氣質なる者が養成せられ、官吏に反抗氣分を煽り立て、彼等の弱的强力を示して以て窃かに快とする風がある、刑務所内の犯則も此氣分に依て多分は醸成せらるゝのである。巧みに官吏の眼を窃むで隱密に犯則をする、官吏は眼を皿にして摘發する、斯の如く法網愈々密にして監督嚴を加へ更に被治者は之を潜りて益々專恣を逞ふせんことに專念し謀計成りて大なる一種の誇を覺え、以て自己滿足を計ると同時に同輩に狡智を示して得々たる風がある、監督嚴なれば嚴なるに從ひ之を侵すの奸手段愈々周密潜行的で刑務所は恰も犯則研究所なるの觀を呈する、こう云ふ具合に官吏と收容者が互に敵視するの氣風は一般刑務所の現狀であつて所詮收容者の改善向上を期待せらるゝ道理は無い。どうしても囚人自治、刑務所デモクラシーに據らなければならぬとはタンネンバウム所論の一節である。

囚人が官吏を敵視し官吏も亦囚人を敵視する氣風は何れの刑務所にも亦見る所の一現象であつて勿論役人を信賴することの望ましき事は謂ふ迄もないが、兎角下級看守は威權を濫用して彼等を窮追困惑せしむるを能事とし、

之が基となつて怨恨の情念を熾盛ならしめ改善の動機を失ふの實情あるは屢々經驗する所である。依つて役人と囚人との壁を撤去せむとする自治行刑制をオスボーンが發案するに至つたのも慥かに此邊の事情に由來したのである。

（四）

眞の自治行刑制の起原はオスボーンであるや否や一寸疑問視されるが、之と同形の者は永き以前から存在して居つた。既に千七百九十三年（百三十六年前）に費府の小刑務所（Walnut Street Jail）に簡易の自治制が布かれた。之と相前後して紐育及ボストンの不良少年收容所にも適用せられたことがあつた、有名なエルマイラ制の創始者たるブロックウエーも亦曾て千八百六十七八年の頃デトロイト刑務所（Detroit House of Correction）長をして居つた間即ち同刑務所は當初十六歳乃至二十歳の初犯者收容場に充てられて居つたが爲めに此自治制を應用して居つたが、後、中年の重罪及輕罪囚を廣く收容するに迨び且ブロックウエーもエルマイラに轉任するに際し終に此制も廢止せらるゝに至つた。成年者に之を適用し始めたのは恐らく千八百四十五年マサツチユーセツツの州刑務所に試みたのが其嚆矢であらう、然しながら當時行はれた自治制なる者は固より完全なるものでなく所長が議長となり委員は收容者中より所長の指名に係る者を以て之に充て專ら收容者の安寧幸福に關する事項を討議せしむる機關であつて直接所内の檢束其他の事務に參與せしむることは無かつた。

オスボーンの自治制の根原は以上の事實から由來したものでなく全くウキリヤム、デヨーヂの千八百九十五年創建せられたる有名なる感化院デヨーヂ、デュニオアー、リパブリツクに十五年間も委員として働いて居つた經驗があるから之を其儘刑務所に踏襲したのである。無論該感化院は其名の示す如く自治を本位とした良成績を擧げて居るものである。オスボーンは其後千九百十三年紐育州行刑改良委員會の會長に任命せられ刑務所内部の狀態を研究せむことを熱望し當時オーバーン刑務所の所長ラツチガンに請ふて一週間志願受刑者と爲つて暮らした氏は收容の前日に公然自己の立場及其動機を卒直に他囚に向て說明し所長も亦眞の受刑者と同樣の待遇を爲す旨を明かに告知し、オスボーンは尙附加して若し何等か差別的待遇があるとしたならば是非其旨を自分に告げて貰

ひたいと迄斷つて收容者全部の信認を得た。所長ラッチガンはオスボーンの企劃殊に受刑者共福組合の設立に對し非常なる好意を寄せたのである。

斯の如くしてオスボーンは千九百十三年九月廿九日にオーバーン刑務所長に就任し直に紀律上最も困難と目せられた一工場に收容者と共に働き一先づ彼等の心を收攬したのである、又罰室にも自から一晝夜生活して具さに艱苦を嘗め專ら內部の狀態を知ると同時に又彼等の心理狀態を精察し且之を捉へる機會を得たのである。此行爲は直に反應して彼等收容者より非常な歡迎を受け彼自身も亦收容者の一人たることを名譽として受け納れた、受刑者共福組合は實に斯の如くして芽を吹き始めたのである。

當時ヂヤツク、マーフキーと謂ふ囚人が居つて此男が眞の共福組合の建言者でオスボーンと共力して建てたのである。典獄も彼の性行に鑑みて彼の爲めに刑期短縮（米國各州に刑期短縮法なるもの施行せらる）を計らふとしたが流石に此男直に之を拒絕し尙從來通り刑務所に留つて組合設立の爲めに盡力すべきことを誓つたと云ふ面白い氣慨の男であつた。其年卽ち千九百十三年十二月廿六日に受刑者の中から四十九人の委員を撰むで組合の性質及組織を討議することゝなりオスボーンは囚名をトーマス、ブラウンと呼び議長席に着て議事を纏めた、翌十四年二月十二日リンカーン誕生日を卜して完全に共福組合なる者成立し殆どオーバーン刑務所全部の受刑者之に加盟した。其目的は專ら收容者の利益と福祉を增進せむが爲めに各種の手段を利用することに在りて「モツトー」としては善を行ひ善を造れと謂ふに在り、希望及眞實の德目を現はす爲め綠色及白色を表徵し猛然行刑革新の先頭に立ちて大旆を振り上げたのである、夫れから一年經つてシングシングに迄も及ぼしたのである。

オーバーン最初の組合代表員は四十九名より成り各六月每に選擧をし交へることになつて居つた、其後シング刑務所では四月每に選擧を仕直し又此代表員も五十五名に增加した、此內から九人の執行委員を選び此執行部には一名の書記と必要なる員數の看守（受刑者なり）を置く、看守（受刑者）は刑務所內の紀律維持の補助者である、而して九名の執行部は更に會員部、作業部、衛生部、敎育部、運動部、娛樂部、音樂部、接見部及戶外作業部の九門に分れ一名が各其主宰者と爲つて各部門の發展を企圖し收容者自から收容者を支配するの機關を

備へた。特に注目すべきは別に司法局なるものを置き刑務所及組合の規定に違反したる者其他規律に背きたる事件あるときは每日午後審判を行ひ裁判長は順次交替して之に當る、手續は極めて簡略であつて懲罰は各種の特權を喪失せしむる所の組合員除名である、異議ある時は典獄看守長醫師より成立する內局に申し立てゝ更に其の裁決を仰ぐことが出來る。

オーバーンに於て最初此共福組合が成立せられ、先以て第一に着手した事柄は敎誨堂に於て彼等自身が日曜日午後に集會したことであつた。官吏に何等の心配も掛けずに一名の戒護看守すらなく且從來刑務所內に行はれた沈默制及單調氣分を破つて其意氣を快活ならしむる方法が採られたことは非常に賞讚に價することであつて、之より漸次其信任を厚ふすることが出來たのである。シングシングに於ては以上の外尙他の特權も非常に增加し專ら刑務所便宜の爲めに種々の企劃をも行つた。該委員の選擧も四ケ月每に行はれるより同一の人が專恣を逞しふするの機會なからしむるは勿論、選擧には何等官吏の指圖なく自由に投票せしめたのである。刑務所の紀律維持は殆ど全く此組合の手に委せられて之が爲めに食堂、作業場、敎場及敎誨堂に於ては一名の戒護官吏を配置せず、有り餘つた看守の幾分は外障巡警方面の增員に廻はされた。罷役後は全く休息の時間であつて適當なる制限の下に自由に生活し夏期必要の會話は公然許さるゝ樣になつた。晚餐後午後の點檢が行はれて後は學校敎育、講演其他娛樂が行はれ組合員全體が參加することになつて居る。

（五）

オスボーンが之を採用するに至りたる重要の理由は前述したる如く要約すれば大凡左の三點に歸する、其一は從來の刑務所は餘りに壓抑に傾き自由民の訓練を欠て居ること、（二）は從來採用されたる累進處遇殊に優遇制度は受刑者をして當局官吏の意を迎ふることのみに汲々せしめ假面を被ふ弊を伴ひ易きこと、（三）は官吏收容者相互敵愾心を抱き反目嫉視其間毫も改善の餘裕心なきこと等に在りて此弊風を芟除せむとするには自治制を佳良と認めたのである。

米國は刑務所に關する限り從來常に新案を提供して行刑上稗益する所勘なくない、自治行刑も其一で理論から謂へば首肯すべき多くの美點を持つて居る、我等も將來行刑の改良を計る上に於ては參考すべき點が多いと思ふ。唯實施の結果に徴してオスボーンの謂ふが如き良成績を擧げて居ないのを遺憾とする、氏は其結果として收容者の懲罰事犯減少したり或は生産作業額に增加せり等の統計を擧げて之を証明して居るが半年や一年の成績では十分に信據することが出來ない、現にオーバーンに一年シングシングに二年餘在職した經驗あるに過ぎない、共間下らぬ物議の爲めに査問委員の手に渡りた事實もありて眞に永續的に其結果を徴することは六ケしい、寧ろ反對に失敗の歷史を貽した樣の事實もある。併し氏の自治行刑の案出に對しては米國の國情民俗より見るも才能の凡ならざる所あるを示すと同時に宣傳の巧妙を想はしむる、行刑界殊に歐州大戰前後の社會運動者の間には一廉の改良家として其名を謳はれたが、惜しいかな晩年退職以來甚だ振はず終に一昨年紐育市散歩中腦溢血の爲めに斃れたのは如何にも氣の毒である。

余は玆まで叙し來つて更に自治行刑施行の結果に就て多少語らなければならぬ、これが該制良否の岐るゝ重大問題である。彼等一派の唱ふる所では良果を結むだと稱して居るが唯玆に一の看過し難き眞事實を物語つて置き度い。オスボーンがシングシング刑務所に於て試みた一方法は作業賞與金に代へて一種の切符を渡し物品の賣買及釋放の際に於ける眞貨交換等に充てたのであるが、此事は全然失敗に終つた。オスボーンに言はせると眞貨交換が經濟上の餘裕なき爲め終に失敗したのだと謂つて居るが、其實收容者間に一種の博戲が行はれて風紀は非常に紊れて廢止するの止むなきに至つたのである。此一事を以て見ても彼等宣傳者の謂ふが如く自治必ずしも良果を得たものとも思へない。蓋し此處が自治の弱み所であらう。

當初自治制に反對せし者一たび之を試みて熱心に支持するに至りたる者ある一面には又之に疑を挾む者漸く多きを加ふるに至つた、例へばボストンのデーヤ島一小刑務所は施行以來逃走を企つる者頻出し又共福組合の役員は官吏に對して尊大倨傲の風を示し懲罰も官吏の科罰より非常に重く科するの弊ありて終に之を廢絶したる事實あり、又ラーウエーに在るニュージヤーシー州感化刑務所に於ては之が爲め却て種々の政略が發達し徒黨が結ば

れ、彼目なき囚人が役員に選ばれ、之に反抗する者罰せらるゝ等の珍事ありたる爲め、約一年間施行の後全員一致の投票に依て之を廢止せり。コンネクチカット感化院プレストン感化院又同樣の徴候に依り少時にして廢止の運命に遭ひ紐育州女刑務所も亦同樣之を試用したる後、廢止したる者其數尠なからず。

固より廢止の數多きの故を以て必ずしも自治を非難せんとする者には非ず、如何なる制度も之を主宰する者の手腕に待たざる可からずとは謂へ、假りにオスボーンの一年間オーバーンに試みたる結果に徴するも餘り良好な割合に芳ばしからず。當初良好の結果を得たるが如く見へたるは、蓋し收容者が制度變革に際し好奇心を以て之を迎へ、且奏功せんとする熱心切實なるものありしも、慣るゝに從ひ其熱も冷め易く、且受刑者は常に新陳代謝し新入者は舊時管理の狀態を知らず、新制を以て當然なるが如く思惟し深く之に意を留むるに至らず、あたら正宗の銘刀も之を用ゆるの術を解せず、結局失敗に終りたるなり。

（六）

自治行刑に反對する者或は之を以て刑罰の威力を殺ぐ所の行刑法にして、社會に何等の畏嚇を與へざるものなりとの非難を加ふる者あるかも知れぬ、勿論社會一般公安保護の必要を等閑視す可からざるは申す迄もなき事であるが、更に一步進むで公安保護の最良法は卽ち犯罪者の減少に在つて、我等は正さに刑務所內に於て如何に犯罪者を改善せしむべきかを常時研究しつゝある者であつて、行刑最後の目的は卽ち社會保護の任を完ふする者であることを認識する。若し夫れ之に依て多くの改善者輩出したりとせば以上の非難は當らないことゝ思ふ。

自治行刑は受刑者に對し直に刑務所內に於て眞摯、責任觀念、市民としての正當の義務等を實地に訓練習せむとする試みであつて無論賞讃すべき事柄ではあるが、抑々彼等が入監するに至りたる經路をも亦顧みざるを得ぬ、彼等は實際此自治觀念を忘れたるが爲めに刑務所に送られたるに非ずや、然るに直に之をして其實行の任に當らしむるは聊か早計の嫌なしとせぬ、或は自治觀念に反對の專裁政治を加へ自治以外の美德を涵養せしむる方法を構ずるこそ寧ろ至當とせずや。

若し夫れ自治行刑を施行せむとならば其前に當つて、實行上頗る注意を要すべき一事は刑務所内低格者其他精神上變質者の存外多數存在するの事實である。是等の者は勿論自治を施行するの能力を欠で居るから先づ之を除外して掛らなければならぬ、然るに適當に是等を離隔するの方法を缺で漫然自治を行はむとするは無謀の擧と謂はざるを得ぬ。

自治行刑若くは優遇制としても收容者の手中に委ぬべき問題は、單に休養、競技、食糧獻立等其他教場工場の看守撤廢位に止むるを可とす、此以外の事項に就ては全然彼等をして干與せしめざる様しなければならぬ、囚人役員の選定に就ても必ずしも當局をして容喙せしめざることが自治の必要條件でもあるまい、場合に依りては相當注意若くは制限を加ふることも必要ではなからうか。

兎も角、刑務所内に自治訓練を必要とするも、是れは撰擇せられたる特種の收容者に限られた事で即ち累進處遇の一部として行ふならば格別であるが、入所當初より直に此訓練を施こすの可を認めぬ、否寧ろ自治訓練は收容者の努力に依て此特權を享受し得る様に努めなければなるまゐ、我邦少年刑務所に行はるゝ最上級者に對する優遇としての自治は頗る適切なる處置と信ずる、入所當初強力ある紀律的訓練を先にして而して後啓發的訓練に移るのは訓育方法としても其當を得て居るものと思ふ。我等はオスボーンに依つて行刑の社會化も必要であるが社會的教育と同一の方法程度では何等の意義を爲さぬ、もつと〳〵強力の或物が加はらなければならぬ、と謂ふ事を教へられた。茲に擱筆するに際して氏の地下の靈に向て感謝の意を捧げる。

行刑の上より見たる刑罰の本質（下）

木村龜二

五

リイプマンは、かくの如く、應報を以つて刑罰の本質となす考へが有害にして無意味なる所以を明にして、刑罰の本質を以つてどこ迄も教育なりと謂ふのである。『勿論、それは單に個々の受刑者にとつてのみではなく、全人民に對するところの教育である(一)』といふのが彼の主張である。即ち、彼に從へば、刑罰は單に特別豫防であるのみならず、更に、又、一般豫防でなければならぬ。何故ならば、それは刑罰を以つて威嚇せられることに依つて犯罪から阻止せられて居る一般社會に對する一の警告 Warnung として、刑罰規範の侵害へ驅りたてる諸種の力に對する抑制 Gegengewicht として作用することに依つて一の教育的任務を果さねばならぬから。この事は、特に、若し刑罰規範及び刑事裁判がなかつたならば、多くの人々が經濟的又は精神的困窮の時期に際會した場合に、現に刑罰に對する恐怖に依つて阻止せられて居るところの犯罪行爲に出口を見出すであらうといふことに依つても理解せられる(二)と。然しながら、このことはかく刑罰が一般豫防的作用を持たねばならぬが故に受刑者に對して苛酷なる刑を科すべしといふのでは勿論ない。彼に從へば、自由刑は被刑者 Bestrafter に對して一の社會的影響が必要である場合に限りてのみ科せられることに依つて有意味である。『何故ならば拘禁 Einsperrung といふことは、現に我々が知れる如く、常に人間の運命に對する一の重大なる侵害である。それは、犯人を彼の家庭と職業とから分離し、大抵の場合に於て彼の將來の經歷を阻礙することに依つて、彼の生活の根柢を覆し、且つ、彼の家族の幸福迄も破壞するものであるから、故に、かゝる處置は被拘禁者 Inhaftierter に

對して教育が必要とせられる場合に限りてのみ科せられるべきである。若し、犯人にかゝる必要なく、且つ、一般社會の教育が自由刑以外の處分に依つて到達せらるべきであるならば、その場合に於ては常に罰金刑又は『自由勞働』に依る償却で充分である。又、若し、一般社會に對する教育が必要であり、然かも罰せらるべき者に於てかゝる必要がなかつたならば、刑の執行は、條件付に、即ち、假定的に刑を以つて威嚇することに依つて教育せらるべき者が考試期間内に於てその實を擧げなかつた場合に於てのみ、行はるべきである(三)』と。

一 Liepmann, Mitteilungen der IKV, 1926, S. 223, Frede-Grünhut, Reform, S. 8.

二 Liepmann, Frede-Grünhut, Reform, ibid. 尙ほ、一般豫防及び特別豫防の意味に關しては Liszt-Schmidt, ibid. S. 7 ff. 31 ff. passim. 牧野博士『日本刑法』第二一頁、四五〇頁以下參照。牧野博士は更に一歩を進めて、一般豫防の作用を、單に刑罰を以つて威嚇することに依つて社會を教育する以上に、一般社會政策に依つて犯罪の社會的原因を除去するといふ方面に徹底せられて居る。從つて、博士は『犯人に對しては、その犯人に必要なる限度に於て刑罰を科することを以つて滿足し、一般的豫防の作用は、別に其の制度機關を設けて之に擔當せしむるに至る』『(日本刑法第二五頁)と謂はれて居る。參照『刑事學の新思潮と新刑法』第一〇九頁。

三 Liepmann, ibid.

さて、かくの如くリイプマンは、刑罰を以つて犯人並びに社會に對する教育としてのみ意味ありとするのであるが、彼はかゝる『刑罰の執行に於ける教育的職分は從來の應報刑に關する迷妄がその最後の殘留物に至る迄刑罰の執行の中から排除せられるに於て初めて成就せられる』と考へる(四)。そして、彼はかゝる立場から行刑法草案を批評するのである。私は、教育刑說の最も重要視する刑罰の效果が如何なる方法に於て到達せらるべきかを理解する爲に、以下に於てリイプマンの主張を考察して見る。

四 Liepmann, Problematik des "Progressiven Strafvollzugs," S. 60.

リイプマンに從へば、先づ第一に、草案が拘留、拘置、禁錮及び懲役の區別を殘して居ることは行刑の實際上何等の意味を有せざるものであつて、その多くのものは徒らに過去の苛酷なる刑罰制度を想起せしむるに止まる。故にゲンツも云ふ如く『人々はかゝることは威しを總て抛棄するの勇氣を持ち、單なる自由刑だけの制度を認

むることとしなければならぬ。刑事裁判所はそのことを感謝するであらう。之に反して、刑の執行に依つて、受刑者の行爲、又は、人格を通して理解せられるところの彼の保護されねばならぬ利益は、現に行はれて居るやうに拘禁の種類を區別することに依つてよりも、犯人の種類分け、及び階級分けに依つての方が一層よく保護せられる』(Gentz, Die praktische Ausgestaltung des Strafvollzugs, Frede-Grünhut, S. 64-5)のである(五)。次に廢止せらるべきは草案が留保して居るところの刑務所内に於ける懲罰制度である。これは依然として舊思想に基くものであつて、廢止せられることを要する。その代りとして『懲罰 Hausstrafen の大部分は累進制の巧妙なる運用に依つて消滅せしむることを得るであらう、又、その他のもの(物件毀棄、逃亡 Entweichung, 傷害その他)は懲戒的取扱から除外して普通の刑事手續に依らるべきである(六)。』

五 Liehmann, Frede-Grünhut, Reform, S. 8-10. LeiPziger Zeitschrift, S. 1061, Achrott-Kohlrausch, Reform, S. 128 ff., vgl. Die neuen "Grundsätze," S. 15 ff. 牧野博士は短期自由刑が『刑事政策上全然無意味』なる所以及び刑期徹廢論の一形態としての不定期刑を主張せられて居るのである『刑事學の新思潮と新刑法』第一九二頁一九四頁以下、『日本刑法』第四七〇頁。尙ほ、應報刑の立場からは不定期刑が論理的に認められぬことゝなるのは云ふ迄もない。Birkmeyer, ibid. S. 9-10.

六 Liepmann, Leipziger Zeitschrift, ibid. S. 1059-60.

更に重大なのは受刑者の處遇の方法である。この點について草案第五十七條は自由刑の執行に依つて受刑者が『秩序と勞働とに慣らしめられる』べきことを規定して居る。然し、この方法には二箇ある。一は鎭壓的方法 die repressive Methode であり、他は構成的方法 die konstruktive, von innen heraus aufbauende Methode である。鎭壓的方法とは壓迫と威嚇とに依る方法である。然し、この方法に依つて成就せられるのは單なる表面的秩序であり、刑務所内での秩序である。然し、元來、犯罪人は生れつき、又は、教育の結果意思の弱い人々である。即ち、彼等は諸種の事情に依つて情緒生活の矛盾から來る『行動の困難』Verhaltensschwierigkeiten を有する人々である。かくの如き精神的均衡を失つた人々を强制と威壓とに依つて勞働と秩序とに慣れしむることは從々彼等の行動の困難に依る精神的障礙を心の奥深く追ひ込むだけに歸する。勿論、かくすることに依つて遂には此の障礙を無意識の狀態に置くことを得る。然し、一旦彼等が刑務所を去り、彼等に永らく加へられて居つた强

制と壓迫とが除去せられるや、再び犯罪性は一層強い爆發力を以つて外部に現はれて來る。かくて、鎭壓的方面は却つて累犯の源泉となつてしまう。そこで、かゝる累犯者に對しては『匡正不可能』(草案第一六一條第一項)といふ烙印が捺されることゝなる、これは最も不合理な結論であり、非科學的な處遇方法である。故に採らるべき方法は第二の構成的のそれでなければならぬ。この方法の中心思想は解放 Lösung 責任 Selbstverantwortung 及び規律 Bindung といふことである。それは、先づ第一に、個々の犯罪の正確なる發達史をその諸種の原因即ち、肉體的、心理的特に情緒的因素及び家庭、學校、職業及び自由なる時に於ける諸影響に就いて研究し、犯人に於ける行動の困難を生ぜしめたところの『傷口』die 'wunde Stelle' を發見する。こゝから、彼を如何に教育すべきかについての積極的把持點を與へるところの性格、即ち彼に於る有用にして善良なる性格を把捉してこれを發達せしめて行く。その惡弱なる側面を捉へてこれを阻止すると云ふ方法を採らない。かくて、命令、服從、强制及び習慣といふが如き方法に依らずして、受刑者の自發的活動を刺戟して段々と彼をして自ら責任を負ふことを知らしめ、ノオル Nohl の謂ふ如く『高き目標と社會的目的に奉仕するやうにしむけに行く』のである。累進制も要するにかゝる受刑者の自治の手段たらしめられるに於て有意味なのであつて、累進制自身が教育の總ての内容とせられてはならぬのである。かくして、かゝる構成的方法に依つてのみ刑罰の教育的任務、即ち、受刑者を刑務所内のみではなく、その外、即ち社會の一員として、尙ほ、秩序と勞働に慣れたる人間たらしめることを得るのである(七)(八)。かゝる見地から最も必要なのは、例へば受刑者の自治の制度・及び受刑者の個別的なる科學的研究と同監者の正確なる科學的分類、最後に刑務所官吏のデイレッタンテイスムの廢止である(九)。

七 Liepmann, Frede-Grünhut, Reform, S. 12 ff., Leipziger Zeitschrift, ibid. S. 1062 ff., Die neuen "Grundsätze etc."

八 ナグラアはリイプマンのかゝる教育刑の根本思想が『總ての犯人の教育可能性』を豫定するものでありとし『總ての經驗はかゝる考へに反對して居る云々』と謂つて居る。Nagler, Gerichtssaal XCV, Heft 1-, 1927, S. 54 Anm. 1. 尙ほ、又、この匡正可能の問題については、最近の學說として Heindol が重大なる反對說を爲して居るが、リイプマンの立場はどこもアメリカの經驗に立脚するものである。アインドゥルの學說の意味に關しては A. Liebert, Contemporary german

philosophy, The philosophycal Review, XXXVI, 5, 1927 (Sept.) p. 425 et seq. 參照。Vgl. Villinger, Die Grenzen der Erziehbarkeit, Frede-Grünhut, Reform, S. 137 ff.

九 Liepmann, Leipziger Zeitschrift, idid. S. 1064-5, Frede-Grünhut, Reform, S. 11-12.

右の第一點については、草案には未だ何等の規定が爲されて居らないが、それは例へば累進制の最後の階段に於て認むべきである(一〇)。何故かならば『刑務所内に於て——數年又は數十年の間——松葉杖に賴つて歩むことを習つただけでは、何人もかゝる助力なしに急に獨りで歩くことを得ないから。』第二の點については、幸にして草案は一方に於ては在來の法律上の分類以外に滿二十五歲以下の受刑者(第一九條)、初犯の、又は、未だ重要なる自由刑に處せられたることなき、又は、自由刑の執行を受けてより久しき年月を經たる受刑者(第二〇條)、精神病の、又は、その虞ある、又は、精神的に未成熟なる(geistig minderwertig)受刑者(第二一條)等を特別なる設備又は分區 Abteilungen に收容することを規定し、又、他方に於てはその第六十條に於て受刑者の犯罪生物學的研究の規定を爲して居る。然し、尙ほ、充分と云ふことを得ない。最後に第三の點に關しては、草案が『自由刑執行の原則』第九條の規定を明文上採用しなかつたことは行刑法の教育的目的を單に紙上のものたらしむる處がある。何故かなれば、行刑の教育的目的は科學的に受刑者處遇に關する根本知識を有する官吏を以てしなければ效果なきことであるからと。

一〇 Freudenthal, ibid. p. 101 にも同樣の主張が爲されて居る。

リイプマンの草案に對する批評——彼は主として自己の主張の基礎としてアメリカの實地觀察を置いて居るものであり、やがては教育刑が同時に結果刑主義であり、不定期刑主義たらんとすることに於て社會防衛の本義を實現するものなることを理解せしめるのである。

六

さて、私は、以上に於て、刑罰の本質が行刑の實踐的見地から如何に解釋せられんとしつゝあるかを立法及び

理論の事實的傾向から眺めて見た　そして、刑罰が教育たるに於て眞に豫防又は社會防衛の意味を完うするものであることを知り得た。勿論、これは刑罰の本質に關する一箇の意味であらう。然し、最も重要なる意味であり、同時に應報思想を以つて刑罰の本質とする者が根據として居るところは、或ひは正義觀念であり(二)、或ひは歷史的事實であり(三)、又、既にも述べたやうに思惟形式であり、個人的確信であり、又、小說である(四)。そして、それだけである。

一　或ひは應報刑論者は謂ふであらう。應報そのものが犯人を教育し、社會を教育するのであると。例へばビルクマイヤア曰く『我々は正當なる應報といふ思想に依つて量定せられたる刑罰上に、犯人を改善し、彼及び第三者を威嚇して更に犯罪を犯さざらしめ、社會とその法律秩序とを保護するに適したるものなしと考へる』(Birkmeyer, ibid, S. 10) と。然し、これに謂はれる教育とは刑罰の結果として附隨的に成立する教育ではなくして、刑罰それ自身が教育たるべしといふことを意味する

二　ラアトブルツフは應報刑の正義觀念が絶對主義的國家觀の上に立つ所以を屢〻說明して居る。Radbruch, Grundzüge der Rechtsphilosophie 1914, S. 127 passim., Einführung in die Rechtswissenschaft 5/6. Aufl. 1926, S. 91. 然し、絶對的國家といふ概念は不可能の事實である。

三　刑罰の本質を歷史的事實に依つて基礎づけんとすることは、第一には科學的に決定せざる歷史的事實を假定せるものであり、第二には方法的に誤りである。事物の本質は歷史に依つて基礎づけられるのではなくして、逆に歷史の認識が本質を前提して成立するのである。

四　ビルクマイヤア曰く、『我々が善行に對して報酬といふ形で我々又は他人に對して應報を希望し且つ若しそれが與へられなかつたならば不正義を感ずると同樣に、我々は惡行が刑罰に依つて應報せられるといふ欲望を持つて居る。然る時に初めて我々には犯罪といふことが法律秩序に對して贖はれたと考へられる。そして、この(贖罪)の感情は犯人の心中に於ても、亦、存在する。自分はダスタイエヴスキイの罪と罰とを思ひ出す。犯人自身も亦彼が罰せられることに依つて正義が行はれたと感ずる云々』(Birkmeyer, ibid. S. 6) と。

勿論、應報といふ原始的な感情が、少かれ多かれ、人間の心に事實として存在することは之を認めねばならぬ然し、かゝる應報を受けねばならぬについて犯人がひとり、その責任を負はねばならぬ行爲の原因を爲して居るであらうか。犯罪を以つて社會現象なりと見ることはかゝる結論を否定することを意味する。何故とならば、社會現象の個々のものは社會を構成せる無數の個人の相互作用の結果として成立するものであり、各個人は緊密なる連帶關係に立つものであるから。こゝに我々は應報感情の限界を見ねばならぬことゝなるのである。刑罰は、決して、或る一定の意思に反動し、應報するものではない。精神病學者クレッペリンも云つてゐる『いたるところに於て我々は如何に退化的又は病的影響が既に出生の前から及び生存中に於て犯罪的人格者の精神生活の中に決定的作用を爲したかを認識する。若し、正義の女神が自己の兩眼を縛れる布を取り除き、且つ、この不幸なる人間の進化の全歷史に對して一瞥を與へ得たならば、その犯人に對して復讐せんとして振り上げられたる腕も自ら降りて行つたであらう。若し、正義の女神が、始めから航海の能力なきものとして、又は、賴るべきところなき朽廢船として人生の海の上へ、たゞそこに於て確實に難破する爲に、押し出されたる人々の悲慘なる運命を目擊したならば、彼女も憫憐の念に打たれたであらう。刑罰を科することではなくして、出來る限り、及び出來る限りの方法に依つて、それを救助すること (Nicht zu strafen, sondern zu helfen, wo und wie es möglich ist) ——これこそ、彼女が、總てが如何にして成立し、且つ、成立せざるを得なかつたかを理解するや否や、彼女の胸に押し寄せて來る願望であるであらう(五)』と。然り罰することでなくして、助けること——これが刑罰の本質でなければならぬのである。社會生活に適せざる人間、否、社會生活を侵害する人間をさへ社會に適應して行くやうに助成すること——それは教育の最も重大なる任務である。『刑罰は、それが、犯罪行爲に依つて我々の精神內に呼び起される非難の意味の表示として、或る一定の人格者に加へられる時に於て教育的作用を爲す。然しながら、何は兎もあれ、犯罪を爲したからとて人間的精神統一 l'unité spirituelle de la nature humaine が破却されるといふものでもないし、又この精神的統一を通して世の人々を世の各人に結びつけるところの紐帶が破却されるといふものでもないことを考へねばならぬ。この人類の同胞であるといふ連帶の感情に依つて、國家の任務は犯人を道德と正常なる習性との道へ再び導き返すことにある。かくて始めて、刑罰は最早や我々には復讐でもなければ、應報でもなければ、防禦でもなければ、又、苦痛でもなく、唯だ、犯人を正常なる生活へ復歸せしめん

として爲されるところの犯人の再教育 Rééducation の必要なりとして考へられるのである(六)。勿論、その教育の内容は各時代の社會の構造に從つて必然的にモディフィケエションを受けること及び各社會の經濟的基礎の變革に依つて變化するものであることは謂ふ迄もない。然し、人類の社會に刑罰が存在する限り、それは應報であつてはならず、どこ迄も社會教育でなければならぬのである。又、かく考へるに於て總ての刑事政策も確實なる基礎の上に立ち得るのである。

五 Kraepelin, Das Verbrechen als soziale Krankheit, (Vergeltungsstrafe, Rechtsstrafe, Schutzstrafe, 1905.) S. 31-2

六 V. Lanza, ibid. p. 675.

（以下次號）

The Prisons in Poland

Eduard Neymark

ポーランドに於ける 行刑制度

エデュアルド・ネイマルク

氏はポーランド政府司法省内に設けられたる刑務官の「中央練習所」の刑法及犯罪學の敎授である。

ポーランドに於て共和國の行刑制度（プリズン システム Prison System）ともいふべきものが出來上がつたのは、一九一八年十一月十一日（世界大戰休戰の成立したる日）から始まるのである。ポーランド共和國の司法官憲は已に其日付より以前に組織されてゐたのではあるが、占領地に於ける前の官憲が刑務所の引渡しを拒んだため、新たに出來た共和國の官憲は之を引繼ぐことができなかつたのである。共和國に於ける刑務所の引渡は即時には行はれずして、一九一八年十一月四日以前のポーランド王國に於ける刑務所の引渡しより、一九二二年十一月一日上部シレジア（舊獨逸領）に於ける引渡を了するまで、順次に行はれたのである。

引渡しを受けた刑務所は總計四百で、內譯にすると、大七十所、中三十三所、小三十五所、及び拘置監二百六十二であつた。

引渡を受けたプリズンは、その前きに屬したるロシヤ、オーストリヤ及び獨逸に於て前きの行刑當局によりて

適用せられたる三種の刑法三種の行刑組織に從つて三種類に分たれるのである。前きにプロシヤに屬したる地に於ては、プリズンは檢事局の管轄に屬し、オーストリヤに屬したる地に於ては、行刑當局は中央より獨立してゐたのである。

更らに、刑務所內の組織、刑の執行の主義方針に於ても上記の各州ではそれ〳〵異つてゐたのである。ボーランドの新政府では、右の地方に於ける行刑制度の組織は舊に依て之を維持しながら、共和政府成立以來七年間、刑務所の生活の標準を高め之を改善するに努めてゐたのである。引繼を受けたプリズンには、例へばワルサウ、ヴイルノ、ビアリストク、ラウイツツ、ウロンキ、ドロオイツツ等に於けるプリズンは善く整つてゐたのであるが、多くは見るに忍びない狀態に在つたのである。

（一）刑務所の數とその分類

現在刑務所の總數は三百三十三で、その受刑人口によつて三種に分たれてゐる。四百五十人以上を收容してゐるものを一級とし、三十所あり、四百五十人より少く百五十人より多きものを二級とし、五十四所あり、殘余のものは凡て三級とし、內に拘置監をも包含せしめてゐる。

凡ての受刑人口には四万一千人で、內に獨房に收容せらるゝものは二萬八千人に達してゐる。

（二）刑務官の教育練習

一九二三年五月十六日付司法大臣の命令に依りて、ワルサウ（首府）に高級刑務官（所長及び行刑監督官）のための「中央練習所」（Central School）が設けられ、尙ほ、刑務所の下級職員をして行刑制度に關する知識原理に親しましめ且つ共和國を通じて刑務所の管理經濟並びに作業を統一するの目的を以て、各刑務所に豫備科を設けるに至つたのである。

已に一九二七年十二月卅一日までに、中央練習所は十回開催せられ、之に出席せるものは高級刑務官（所長及び監督官）百八十五人及び高級看守並びにその候補者二百十人で、候補者のためには特に別に五科目の講義が加へられたのである。

中央練習所では次の項目について講義が與へられたのである。

一　行刑制度
二　犯罪原因論
三　犯罪心理學
四　刑法及び刑事訴訟法
五　憲法
六　行政法
七　刑務官の職制
八　刑務作業の原理
九　衞生學と節約法
十　商品鑑別法
十一　事務原理
十二　讀算論

等である。

右の外、生徒は新式の軍隊敎練、武器の操法、及び自衞術を習はしめらるゝのである。

中央練習所の講義は、司法省の高等官及び判檢事によつて授けらるゝのである。尙ほ修養に資するの目的を以て特に科外として、大審院長モギルニキ敎授、國際刑法學會副會頭ドクトル・ラツパポール氏、前司法大臣マコウスキ敎授は、行刑制度に關する最近の問題の最も重大なるものに論及して、刑事學について數回の講義をせられたのである。

刑務所に於ける看守のための課程は次の普通知識の諸項目について講義が與へられたのである。

一　地理
二　歴史
三　數學
四　ポーランド語（註――平和條約の結果新附の土地の人民にしてポーランド語を知らざるものあればなり）

尚ほ、行政制度、刑法及刑事訴訟法、國家の組織、衛生學、節約法、監獄法及監獄規則等の諸目につきても特別の講義が行はれてゐる。

（三）刑務所に於ける教育

一九二六年四月二十日の司法大臣の命令は、刑務所に於ける教育の方針を定めたものである。

刑務所に於ける教育は、未成年者及び刑期一年以上の成年者にして未だ四十歳に達せずして小學の四年を終業したる証書を有せざるものにとつては義務教育とせられてゐる。プリズン・スクール（所内の學校）の教授は文部大臣（Minister of Confessions and Public Instruction）の撰定したる小學校の科目に依りて與へらるゝのである。

プリズン・スクールにはその入學及終業の際には試驗が行はれる。試驗委員は、巡回裁判所の檢事、刑務所の所長、教誨師、教師、及び視學官（School inspector）の一人より成るものである。

受刑者にして學業の成績顯著なるものには賞與として書籍が與へられ、尚ほ外に、信書接見に關して二三の特權を許されるのである。

刑期一年以上の受刑者を收容する凡ての一級刑務所及び二級中の大なるものには受刑者の學校及び圖書館が設けられてゐる。三級の小刑務所には、刑期の短きため學校は設けられてなく、圖書館も必要の範圍に止まつてゐる。

現在（一九二七年）プリズン・スクールに於て教授を受けてゐる受刑者の數は四千五百五人である。

刑務所の圖書館の數は現在百四十五ヶ所で、藏書は、教科書を除き六萬七千卷に達してゐる。

（四）教科書

司法省では、練習中の刑務官をして或る科目特に近代刑事學の原理に關する必要なる課程を包含する適當なる教科書（School books）を使用せしむるといふことに非常に重きを置いてゐるのであつて、この目的に副ふがため今迄に編纂された教科書には、行刑制度論、犯罪原因論、現行監獄規則、簿記、刑務作業に關するもので、凡て中央練習所で行はれた講義を集めたものである。尚ほ、看守のために刑務所で行はれた講義の編纂されたものは、憲法、刑法及刑事訴訟法、衛生及節約法、監獄規則に關する教科書である。

（五）刑務作業

受刑者の作業は、刑罰政策の最も重要なる手段としてゐる。工場（workshop）の總數は四百三十で、百三十四ケ所の刑務所に設けられてゐる。工場の種類は、裁縫、製靴、建具、馬具、室内裝飾、錠前、ブラッシュ、ヅック、板金、編物、木工、網なへ、製函、製本、鋸工、玩具、バスケット、ボタン、刺繍、塗工、印刷、時計製造、桶工、車輛製造、パン燒き、電氣工場、理髪、製粉、機械製靴、製紙、石版、等である。

各種の作業に就業してゐる受刑者の數は三千を越へてゐる。四十五ケ所の刑務所では就業してゐる受刑者の百分率は二十五パーセント以上である。

（六）刑務所の監督

刑務所の監督を完ふするためその組織に關して司法大臣は一九二四年七月十一日付を以て命令を發し直ちに實施せられたのである。之に依ると、凡ての刑務所は三ケの監督管區に屬せしめられ、其上に四人の監督官（district inspector）――一人は豫備のために之を置く――があつて、行刑局長（Director of the Penal Department）に直

屬してゐるのである。而して、行刑局長は自ら親しく刑務所の監督を指揮し刑務所の上に更らに優越した支配權を行使するのである。拘置監と三級刑務所との管理を容易ならしむるため、才能の秀でた多年精勤の譽ある所長を其等のプリズンの監督官に任命してゐる。

刑務所の監督を統一し且つ容易ならしむるため、百六十九箇の問題を列擧した標準となるべき監督方法の覺書が編まれてゐるのであつて、監督官は刑務所の管理と受刑者の教育に關しこの問題に對して愼重なる研究をなし詳細なる解答を與ふる義務があるのである。

（七）刑務所の組織に關する法律

司法大臣は內閣會議の決議に基きて、刑務所の組織に關する法律案を議會に提出したのである。

この法律案は大体次に揭ぐる原則に基いて起草されたものである。

（一）陸軍刑務所及び豫防留置監（Prerenitve detention prison）を除き、凡ての刑務所は司法大臣の統轄する所にして、少年受刑者のための感化矯正施設も亦たその統轄に屬するものである。

（二）行刑權の管轄階次は二級である。卽ち、所長と司法大臣との間には中間の管轄權は存してゐないのである。

（三）行刑施設は刑務所と拘置監とに分たれる。拘禁の性質及び受刑者の人員とにより刑務所を（A）——人員四百五十人を越ゆるもの、（B）——人員四百五十人より少なく百五十人より多きもの、（C）——百五十人以下の刑務所及び拘置監の三級に分つ。司法大臣は刑務所を一つの級より他の級へ移すことを得る。

（四）受刑者を分類隔離する。男子を女子より、少年を成年より、豫防留置場に在るものを有罪の宣告を受けたるものより、政治犯を普通犯より分別する。

（五）刑務所に於ける教育は公立の小學校（Common school）の課目に準じて授けらる。四十歲以下のものにして一年以上の刑に服するものは凡て敎授を受く。

（六）敎育の外に、受刑者の作業は改善感化の一手段として、禁錮に處せられたる犯罪者には强制的に之を課するのである。豫防留置場に在るものは隨意その選擇する作業に就くを得。作業を賦課する場合には、年齡、健康狀態、男女の別、技能

の有無、敎育程度、處刑以前の職業、作業の種別に對する受刑者の好惡、等の諸點を考慮しなければならない。受刑者の希望は出來るだけ考慮してやらなければならない。受刑者はその作業に對し賃金（wage）を受け、生產成績の大にして勞働を愛するの情の顯著なるものは特に割增を受くるを得るのである。

（七）受刑者にして規則に違犯したものは下に揭ぐる懲罰を受ける。（A）譴責。（B）四週間規則により當然受くべき特權の剝奪。（C）同じく四週間書籍筆紙を使用するの權利、訪問及び信書を受くるの權利又は此等の內の一の權利の剝奪。（D）四週間賃金の低減。（E）生計の剝奪（豫防留置場に在るもの）。（F）數日間パンと水とに斷食。但し一回の斷食は八日を越ゆるを得ない。（G）寢具剝奪。但し一週日を越ゆるを得ない。（H）別房屏禁（二週日）。（I）暗房屏禁（二日）。（A）（D）（F）（G）（H）（I）の懲罰を科する場合には保健技師の意見を聽かなければならない。草案には此等の懲罰は少年及び姙娠せる女子には之を科せないことに規定してある。懲罰の決定に對しては受刑者は不服の申立をすることができる。これが採否を決するものは巡回裁判所の檢事であつて、各刑務所は特別に懲罰簿を備へてをかなければならないのである。

（八）累進制の適用

人の自由を剝奪する刑罰の組織及び處遇とを斷へず改善して行きたいといふ考へで、ポーランドの司法省では今や行刑制度の最善なるものとして認められ、英國其他の大國で適用せられてゐる累進制（Progressive System）の採用に努力してゐる。刑事政策上より見て、この制度は、受刑者の運命と拘禁中の處遇とを受刑者自身の手中に措くといふ大事な性質を有つてゐるのである。受刑者は、進步を示せば、漸次生活狀態を改良し、且つ刑期をさへ短縮することができるのである。累進制適用に關する法律の草案はこの目的のために組織せられた委員會で起草せられたのである。

（九）刑務委員（Prison Committee）の創設

是れと時を同じうして、特に累進制の採用に際し、刑務所の管理の勞苦の多く、且つ一般社會の協力に俟つ所

大なるものあるを察して、わが司法省では、司法官憲の代表者（巡回裁判所の判檢事）刑務官の代表者（所長、教誨師、保健技師、教師）、行政官の代表者（スタロスト〔一種の地方官〕）、自治体の代表者、及び「パトロナーヂ」（"Patronage"——保護會）の代表者より成るべき刑務委員を創設するの意向があるのである。

この委員は、英國、白耳義、獨逸、瑞西等に存する同様の施設に共範を取つたもので行刑管理に關する已に確定せる原則を亂すことなく、監獄規則の適用の如何、且つ、司法當局が刑事學の原則に從つて、適法感化作業の三つの基礎の上に築いた刑罰の情理完く執行せらるゝや否に注意し、拘禁生活の利害に參與しなければならないのである。

（十）「パトロナーヂ」

釋放者並びに受刑者及びその家族の保護は「パトロナーヂ」と稱する協會によつて行はれてゐる。The Association "Patronage"——Société de Patronage)——(註——「パトロナーヂ」はフランス語で「保護」「援助」といふことで、歐州大陸に於ける免囚保護事業は廣く此名を以て知られてゐる、法律上の用語である)現にこの協會の理事長となつてゐるものはワルサウの控訴院長たるレオン・スピンスキ氏で、前きに司法大臣たりし人である。

「パトロナーヂ」の定款は實に模範とするに足るもので、一九二三年十二月一日司法大臣によつて設定せられたものである。「パトロナーヂ」の各支部は共和國の都市の稍大なるもの〻多くに設置せられてゐて、司法者に登錄せられてゐるのである。

この「パトロナーヂ」には受刑者の輔佐人(Prison curator)と稱する職員があつて、職務上受刑者を訪問し談話するの權利を有つてゐる。輔佐人は司法大臣によつて任命せらるゝのである。輔佐人は「パトロナーヂ」によりて發せられ司法大臣によりて認可せられたる指令事項に從つて輔佐人たるの職務を遂行するのである。

（十一）刑事學に關する學會

ポーランドには刑法改正並びに行刑に關する諸問題を研究するために多くの學會が設立されてゐるが、其中重なるものは次の二つである。第一に、法典編纂委員の補助機關たる刑法學會（The Association of Penal Low）で、同時に、フランスの巴里に於ける國際刑法學會（International Association of Penal Low）のポーランド支部である。會長は現在大審院判事にして、法典編纂委員會の書記長で、國際刑法學會の副會頭たるラツパホール氏である。副會長は二人で、一人は法典編纂委員會の刑法部長で、前きに司法大臣たりしワクラウ・マコウスキー教授で、他の一人は、大審院長で法典編纂委員會の刑事訴訟法部の次長たるアレキサンデル・モギルニキ教授である。この學會には犯罪問題及び行刑問題に關する特別委員會を有つてゐる。會員は現在百十人で、悉く刑法學界並びに辯護士界の代表者ともいふべき人々である。

（十二）刑法に關する新聞雜誌

刑法改正の問題に力を致す雜誌には、

一　ポーランド民刑立法評論(The Polich Review of Civil and Penal Legislation)——主筆ラツパホール教授

二　ポーランド行刑評論（Prison Review of Poland—"Revue Penitentiaire de Pologne"）——主筆エデユアルド・ネイマルク

三　ワルサウ法律新聞（The Judicial Paper of Warsaw)——主筆ヘンリツク・コニツク教授

等がある。

以上のものは、悉く刑事學に關する最近の問題並びにポーランドに於ける刑事立法の改正に力を致せる專門大家の論文を滿載してゐるのである。

（了）

Journal of Criminl Law & Criminology, November, 1928

刑務所長附典獄補論（四）

有馬四郎助

刑務所長と刑務官會議については、關係の頗る緊密なるものがあつて、謂はゞ所長の諮問機關として重要なる働きをなすものであるから、今や刑務上の權威ある一機關となつてゐるのである。其の付議事項の如きは、夫々規定されてもあるが、之れを利用するに於ては、所長の考へに依つて如何樣にも活用することが能きる。申す迄もなく、衆智を聚めて事務の上に最善を期す可きは當然であつて、苟も輕擧妄斷に陷つてはならぬ。動ともすれば、横暴專斷の弊を醸さぬとも云へない、左樣の場合には、特別の場合はあるが併し多くは事務振はさるのみか、其の結果に於て一向進歩の實なきに終るを多しとするのである。兎も角も、多數の意見を聽いて最良のものを採つて用ゐるの雅量がなければならぬ、此の雅量ありて始めて事務の改善を期することが能きる。

元來、自分の意見に依らず、他人の說に從つて事を爲すが如きは、一般の人情より眺めて行はれ難いことである、之れは凡人の常として怪しむにも足らないけれども、然し斯かる襟度の狹小なるケチな考へでは、行刑の事を統べ行く所長の資格としては、到底許されない事である。公務上の益となるからには、自分の體面や意見の如きは之れを犧牲にして、毫も顧みない所に、其の長官たる所長の面目が活躍するのである。只何處迄も諮問機關であるから、所長は無論之れに拘束せらるゝ筋合のものでない、取捨は之れ所長の自由であつて、而して責任も亦所長の獨有する所である、故に此の機關をして特有の議決權あらしめるが如きは、全く法の許さゞる所、刑務所の中樞を不明確になすものと云ふ可く、所長は殆んど虚器を擁することになる。人情としては、部下の意見を無下に斥けて之れを通さぬと云ふは忍びないのみならず、多少の惡感を買はねばならぬために、其の歡心を失はざらんとして下に阿るが如き傾きを生じ兼ねないでもない、が是等は詰り不見識の致す所、私情の爲めに公事を曲げるものであつて、最も戒めねばならぬ所である。其の職責に忠ならんと欲せば、涙を振つて馬蜀を切る底の勇斷果決が要る、以て所信に向つて邁進しなければならぬ。

◇　◇　◇

部下をして喜んで職責を竭くさしめ、奮つて職能を發揮さするために、適材適所所謂任賢使能の實を擧げるには、刑務所長として又最も注意せねばならぬことである。是事たるや決して易々たることでない、之れについては先づ部下を見るの明がなくてはならぬ、是の又明や見る者の頭が凡庸では不可能である、偉人にして始めて偉人を知るとか云へる如く、見る目が利かなければ人の眞價は鑑別が能きない、要は刑務所長たる者が、高き標準を以て其の部下を見ることである。是の一事から稽へても、任賢使能と云ふことは、先づ所長自身が凡てに於て其の下僚より、一頭地を拔く所のものがなければならぬ、若し只法規の力のみに依賴し、職權の威のみを振り廻して、其處に所長の働きが終るが如き考へを持つならば、夫れはとりも直さず精神力のなき機械が運轉すると同樣、何等の意氣も相通はない死物に化して終ふ其結果は決して想像するに難くあるまい。

人に長短あり、能不能あるは數の免れざる所、故に餘りに嚴密に物色するときは、殆んど一人も氣にいるものないと云ふのが世間の實相である。古來人を治め之れを率ゐるものは、清濁併せ飮むの慨がなくてはならぬとしたものである、この點は孰れの場合にも心得可きは勿論であるが、殊に刑務所長としては職務其のものが職務であるから、斯かる大雅量の必要なるは又格別でなければならぬ、この意味からしても、適材適所、任賢使能と云ふことは、幾多缺點ある下僚の中から、其の長所々々を丈けを採り、之れを適當に按配々置するの謂であつて、謂はゞ凡ての人の個々の性格を認識して、宥す可きは宥し、責む可きは責め、捨つ可きは捨て、採る可きは採る、と云ふの見識と度量がなくてはならぬ。

◇　◇　◇

快刀亂麻を斷つ底の裁斷果決の必要なるは前にも述べた。斯くして凡ての事務を滯滯なく處理するには、只顎の先きで人を使ふ樣では、決して其の效果は擧らない、勞ひ自ら手を下して指導し、若しくは力を籍す場合もないとは云へぬ。之れに依つて部下たるものも皆緊張して

其の擔任事務に勵む所以である、勇將の下に弱卒なしと云ふ古諺は、何處迄も眞理であつて、今尙昨の如しである。兎に角、所長親ら働いて範を垂れるが最も有效なる奬勵法である、指一本も觸れることなくして　人にのみ重荷を負はさんとするは、不合理千萬許す可らざるの曲事である、だが茲に考慮す可き一事がある、親ら事に當ると、代つて當らしむると、何れか其の效力に於て強弱の差を生ずる場合無きにしもあらず、譬へば人に應接し又は指揮命令し、其他監督指導の如き、直接に自ら爲す場合に、良く其の意思が徹底して遺憾なく事行はれるを多しとするけれども、又場合によりては自ら之れを爲すよりも、代つて之れを爲さしむるに力の大なる場合がないでもない、卽ち自分の赤手を以てするよりも、一個のハンマーを振つて打つ時に、幾倍の力を增すと同樣に、其の効果に非常なる力を加へる場合がある。故に行刑事務に嚴格なる執行力を要する場合、此の道理に深く鑑みねばならぬ、依つて執務の直接間接については此の邊の分別に頗る注意すべきである。動もすれば間接を迂遠なりとして、兎角に順序をも經ず、直接に指揮命令や其他の交涉をするの弊が、隨所に行はれ勝ちであるが、ものゝ道理を考へるものには大いに愼む可きであらう。

◇　◇　◇

刑務官は、警察官と共に不眠不休の職務を採るものと平たく云へば、凡ての部下を活動せしむるには、恰も人形遣ひが無數の糸を引いて之れを操るが如く、所長は宜しく此の人形遣ひの役目を果さなければならぬ。若し一本にても其の糸の切れる場合は、忽ち醜體を演じて全體の活躍が狂ひ始めるのである。故にこの一筋々々の糸に向つては甚大の注意を加ふ可きであつて、其の働きの頗るデリケートなものであるは云ふ迄もない、前に所長は頭の働きを多く要すると云つたのは、この點についても思ひ知ることが能きよう、が而し其の腦髓の働かせようが、如斯デリケートなものであるに就いては、其の心勞や察す可く、延いては神經の衰弱を來すに至るも又眞に理由ありと云ふ可きであるまいか。若し之れにも拘らず、所長の任務を氣樂安穩、高座に安置せられたる本尊同樣と視るか、若しくは屑々たる筆刀の小吏の如く視るか、兎も角此の心勞の程を理解せず、又其の重要性を認めざるが如きは、眞に情なき仕打ちと云つて宜からう。去りとて又た世の無常を喞つものは無いであらうけれども、乍併單に天職の貴きに安んぜよとのみ云ふのも、甚だ心外の事どもである。

◇　◇　◇

せられてある。其の心は云ふ迄もなく、時間の制限なく之れを超越して當らなければ、其の仕事自體が運んでゆかないものであつて、詳しく云へば、其の採る所の事務が一定的の時間に起るものでなくして、夜でも晝でも突發する事件の爲めに働くのであるから、其の職務は卽ち晝でも夜でも、又寢る時でも休む時でも、時間嫌はず常に其の仕事は存在するのであるから、從つて不眠不休の執務にならざるを得ないのである、之れは不規則なりと云へば云へるが、事務其のものが不規則に湧いて來るものであつて見れば、又仕方もないのである。若し然るにも拘はらず、普通の一般事務の如く、時間的に定め得られるものなれば、不眠不休抔の言葉も當て嵌まらない譯である、斯樣の次第であるから之れを監督する所長以下の執務時間の如き、兎角限定的には行かない、譬へば不時の夜勤若しくは巡視監督に從事する結果として、一定時間丈け在廳すれば可いと云ふ譯にも行かず、時に或は官舍に於て執務することあり、或は役所に於て夜業をすることあり、其の爲是れが一定時間を以て律する譯に行かない所以である。若し單に一定時間を目當てに執務する普通官吏と同一の觀念を以て、之れに當るならば、其の仕事は實際の事情に卽せずして、規則一片の形式事務になるの結果は、卽ち行刑事務に生命も權威もないことになつて終ふのである。

生命あり權威ある仕事とは、卽ち實際の事情に應じて之れに善處してゆくことを云ふのである。さすれば其の局に當る刑務官は、時間を超越したる服務を以て任す可きではあるまいか、斯くあつてこそ常に刑務の上に元氣が充ち滿ちて、其の效果はメキ〳〵として現はれてゆくのである、時に或は斯る服務の有樣を見て、怠慢者の如く之れを批評し讒誣する等の不心得の者も、世間には絶無でないのであるが、若し又是等の非難を恐れてみす〳〵實際に卽しない一定時間の、傭兵的の執務を餘儀なくせらるゝ如きは、眞に心なき次第であつて、識者の與せない所であらう。

◇　◇　◇

外國の所長の勤務時間の如きは、矢張り一定時間の執務に限らずして、此の不眠不休的のものによつてゐるとの事である。無論悉く皆然りと云ふのではないけれども、乍併其の意味に於ては大抵此の心得を以て服務しないものはないように聽えてゐる、如何にも全責任者の自覺あるものとしては、當然斯くあらねばならぬであるまいか、苟くも所長の任にある以上、此の邊の責任感のない

と云ふ等はないのである、斯る誠意と責任感あるとに因つて、始めて其の任務を果たし得るものと云へるであるまいか、是等の點についても常に考慮す可き必要がある。

凡そ一部の長官として、其の下僚に仰がるゝ者の德操としては、第一責任感の强くあらねばならぬ事であらう、自己の職責に向つて全心を傾け盡くして、之れを全うしなければ止まない所の精神、之れは天地神明に誓つて是れを贖しうせざる樣、汲々として力行するの態度あることによつて、部下一般も率ゐられてゆく可き筈である。若し夫れ御座なり主義の如き、若しくは傭兵主義の如き、巧みに一時を瞞化するの風ありとせば、部下又是れに倣ふて悉く不誠意の執務振りに墮して了ふことは、自然の成り行きである。

「下に立つ者、皆上に習ふ」と云ふ。如何にも其の通りに違ひないけれども、善い事は中々そう容易に眞似しないのが寧ろ事實に近いであるまいか、乍併惡い事を眞似るのは實に覿面であつて然も速い、之れは一般の風正しく其の通りに違ひないのである。若し果たして長官たる者、惡弊を下に習はしめるならば、之れは非常なる罪科と云ふ可く、其の禍ひの及ぶところ、後世に至る迄實に恐る可きものゝあることを知らねばならぬ、故に下僚に仰がる可き德操としては、幾多ある中に、先づ此の責任感の如きは、好模範として之れを示す所あつて然る可きであらう、今夫れ德操に論及するに至つては、尙茲に四、五の要項を揭げて讀者に問ふも亦順序かと思はれる。

◇　◇　◇

刑務所長の德操としては、其の責任感の强きことを第一として、其の次ぎは

一、公正なること。二、謹嚴なること。三、親切丁寧なること。四、熱誠なること。五、同情あること。數へ來れば多々ある可しと雖、先づ差し當りの要項を擧ぐれば右の如きものである。此の要項さへ身につき得るならば、先づ不足はないと云つて可なりであるまいか、而して其の公正の意義は感情によらず、よく理性に訴へて公平に且つ正しく公務に當ることである、長官として最も恐る可きことは、唯だ我好惡に從ひ愛憎偏頗に流れることである、茲には非常なる克己を要すること云ふ迄もない。其の次ぎに謹嚴の意味は、調子に乘り得意になつて輕はづみの執務になり勝ちであるから、茲に平綱を締めて心の弛ぎを防ぎ、言行を莊重にして徒らに驕激に亙るが如きことあつてはならぬ。其の次ぎの親切丁寧に至つては、別に說明する迄もないが、尊大に失せず冷淡に流れず、部下を慈くしむの心を以て指導誘掖することである、熱情は仕事を眞に我がものゝ如く思ふの情熱くして、寢食をも忘れんとする忠實心の强きことである。同情に至つては、深く下僚の勤勞を察し、事情を汲み、如何なる場合にも無理無體を以て臨まず、下僚の希望を汲み、而して適當に公務を果たさしむる熱誠を有することである。是等の點が能て受刑者の上に德化の行はれる素因たることは、今又重ねて云ふの必要がない。

彼の職員生活の福祉事業の如きも、是皆同情心の產物であつて、今は何れの會社銀行商店其他一集團となつて、共働生活を營む所には、之を向上改善して安定の基礎の上に、各々能率を發揮せしめんとするもの、既に一般の方針となつてゐる、我が刑務職員、殊に下級者に對する是等の觀念が、未だ甚だ幼稚であつて他に比して頗る遜色あるは遺憾に堪へない所である、寧ろ我が刑務界の如きは、先きに此の邊に氣が付かねばならぬ筈であつたのである、何となれば他の事業よりも、より多く精神を使ひ骨を折り、然も精力の多量を必要とする場所柄であるからである。要するに職員の福祉事業は、もつと〳〵發達し今頃は既に彼等の榮養問題と云ひ、家庭問題と云ひ、敎養問題と云ひ、總て是等の上に福祉の增進を見る可きであつたのである。（未完）

募集

一、寫眞　人物、風景其他「人」に適するもの、大さ、自由。

一、地方色　傳說、逸話、美談、史蹟等にして「人」に揭載し得るもの、なるべく寫眞又は繪葉書を添付して下さい。

一、期限　なし。揭載の分には薄謝を呈します。

編輯部

Indeterminate Sentence and Soviet PenalLaw
M.A Tsheltrow-Bebutow

不定期刑とソビエト ロシアの刑法

チエルトロヴーベブトヴ

「世に犯罪（クライム）なるものなし、只だ犯罪人（クリミナル）あるのみ」（"There are no crimse but criminals"）——エンリコ・フエルリ。

刑罰の目的は刑罰が各犯罪人の性格に適應することを求めてゐるのである。而して、この性格なるものは、僅かに數時間に亙る審問の間に於けるよりも、プリズンに於ける數ケ月に亙る愼重な觀察の間に一層明かに顯はれるのである。かくして、所謂刑罰の箇別化（individualization of punishment）をして完からしめんには、裁判所は確定した拘禁期間（definite term）を定むることをしてはならないのである。受刑者は已にクリミナルでなくなつたと信ぜしむるに足るまでプリズンに止まつてゐなければならないものである。この問題の決定は、最も適任であると認められる人、理由で選ばれた人々の合議体の委員（Board）に委ねられなければならないのである。

この考へは、一八七七年に米國のニューヨーク州の不定期刑に關する法律（Indeterminate Sentence Act）の創定によつて初めて實現されたのである。この改良運動と結びついて、初めて不定期刑の實施されたニューヨーク州シマング郡のエルマイラのリホーメートリ（感化院）の長として令名ありし彼のブロックウエー（Z R. Brockway）やワインズの名を思ひ出さないものはないのである。

歐州に於ける行刑學の大家と云はれてゐた人々の多くは、初めには、不定期刑といふような裁判上の手續の有利なるや否について大きな疑問を抱いてゐたのであるが、今では理論上誤つてゐないものとして承認されて（フエルリ、アシヤフエンブルヒ、ダジユワ、バムベリー、リーブマン、フロイデンタール、リユウブリンスキ其他）、最近の立法に於ては到處之を採用してゐるのである（一九一〇年ワシントンに於ける第六回及び一九二五年ロンドンに於ける第九回國際刑務會議に於ける決議參照）。

不定期刑の精神は受刑者のの改善にある。この事はブロックウエーの著「改善による防衛」（"Protection by Reformation"）に詳かに說かれてゐる。不定期刑は「豫防留置」制を採用してゐるが、統計上の報告はその無益なることを示してゐるのである、カール及びフロイデンタールもこのことは認めてゐるし、尙ほ一九二五年のロンドン會議でも、ロード・チヤンセラー（英國の大法官）のケーブ氏の報告にも明かである）。刑の滿了後常習犯者を更らに長く拘禁生活に止まらしむるは、社會防衛といふ新しい思想に「報復」の觀念を結びつけてゐるものであるが、之に反して不定期刑は、單純に社會防衛の一手段としてゞあつて、決して報復と相關する所のものはないのである。

不定期刑は餘りに犯人に對して同情を加へ過ぎるもので　刑罰の一般防止力を弱めるものであるといふ一部のクリミノロヂストの非難（ビンデイング、リッチ、シユミツト、ヴルフエルト）は正鵠を得たものではない。「受刑者が不定期刑の下にをかれてゐるといふ事實其者が已に其者に改善の念を促すのである。普通の監獄規則に單に消極的に服從してゐるだけでは、その受刑者が自由生活に適合するものであるといふ證據にはならない。其處には、其者の生活の隅々に亙つて行刑管理の當局と實際に積極的に協力して行かうといふ精神を表現せしめることのできるシステム（仕組）が

なければならない。精神にも身体にも、不斷の努力がなければならないのである」（ハーワード協會のパンフレット）而して、一方には、裁判の刑の宣告に確定した刑期（ターム）がないといふのは、その事件の重大であることを示すと同時に、一般社會に對して防止の念を刻み込まうとする用意の深いことをも示してゐるのである。最後に、アメリカに於ける不定期刑の實施は、マキシマム（最長期）とミニマム（最短期）との間の中間の刑期に服する受刑者の件數の增加したことを證據立てたのである（ワシントン國際會議に於けるバットラー氏報告）。

不定期刑を非とする他の一派（シルベラ、ステルナウ、ギントラーゲル、ゴールデンワイゼル、チチレンコ、ボズニシエフ）は、不定期刑の制度は當局の專橫を伴ふことの避けがたいものなので、受刑者の權利が十分に尊重せられず、且つ刑期の不定であるといふことが更らに精神上の苦痛を大ならしめはしないか、といふ疑懼を抱いてゐるのである。この非難も亦た同じく根據のないものである。凡て他のブリズン・システムに比して、不定期刑は受刑者の一身については多大の注意を拂つてゐるもので、改善の努力を鼓舞し、自信の力を確かめて行くシステムなのである。

刑務官の專橫といふことについては、次の方法に依つたら可からうと思ふ。先づ第一に、刑務官の選擇を愼しみ、任期の年限を定め、最後に、リホーメートリーの管理に一般社會の參與權を認むべきである。大體から云へば、箇人の保證と權利（リストの所謂「大憲章（カータ）」）とは、是非ともなければならない社會防衛の原則の前には道を讓らなければならないものなのである。

不定期刑に關する以上の所見に照して見ると、彼の條件附釋放（Conditional liberation）に關するソビエト・ロシアの刑法の規定は、不定期刑の目的には副はないのである。（シメネツ、ダズーア、シルウイント、及びウテヴスキ參照）第一に（一）わがロシアの刑法の條文で定められた拘禁の餘りに短いのと、（二）條件附釋放の餘りに廣く、殆んど自動的に適用されること（R. S. F. S. R.（？）では刑期の二分の一の滿了と共に、U. W. W. R.（？）では三分の一ですら釋放せられ得るのである）。而かも釋放者は何等の監視も受けないのである。（三）釋放の餘り屢々行はれること。此等の事實の存する結果として、受刑者の改善も社會の防衛も二つながら其の目的を達することが出來ないのである。

元來、ソビエト政府の立法者は、犯罪（クライム）が罪すべき行爲で、之に對する道德上の責任は刑罰といふ法律上の結果を伴ふものであるといふ考へ、即ち應報の思想は排除してしまつたのである。ソビエトの刑法の特色ともいふべきは、立法者の意を用ふるのは犯罪の客觀的な重大性にあらずして、犯罪人の人間としての性格に存する、といふ處に在るのである。ソビエト・ロシアの有つクリミノロヂー（犯罪論）の原理は保安處分（measure of security）を要求する社會防衛に存してゐるのである。この論理の當然の結果として、刑罰を科すべき場所即ちブリズンは廢止せられてしまつたのである。而して、之に代ふるに、常習犯者を拘禁すべき施設、アルコール中毒者を收容すべきアシラム（收容所）青年の感化敎育のためのホーム、及び精神病的犯罪人のためのアシラムが設立されたのである。かくして、保安處分はその性質不定期のものであるからして、不定期刑はソビエト・ロシアのクリミノロヂーとは全く符合し得るものなのである。

理論は別として實際的の理由よりしても、不定期刑といふ制度は或る種類の犯罪者、即ち、（一）重罪及び微罪の宣告を受けた二十五歲以下の青年、（二）常習（だから危險な）犯人を處遇するためには是非とも必要なものと思ふのである。で、之を實施するには、マキシマム（最長期）とミニマム（最短期）との定めてあるシステムを最も善しとする。而して、法律で定めてある最重刑をマキシマムとし、裁判所では只だ拘禁のミニマム・ターム（最短期）を定むべきである（但し、如何なる場合に於ても十ケ月より短かくあつてはならない）。

かゝるシステムは、矯正の不可能でない犯罪人は之を有用なるシテイズンに化せしめ、且つ同時に、眞に社會を防衛するに足りると信ずるのである。

Journal of Criminal Law and
Criminology, November, 1928

矯正図書館

紙上講演

支那見聞談

司法書記官　黒川渉氏談

昨年秋十月に約一ケ月許り支那に參りました、思想問題の調査といふことで出張を命ぜられたのであります。思想問題と云ひますと隨分譯の解かつたやうな解からないやうな實は捕捉するに苦しむやうな問題であります。共問題の調査といふことで出張を命ぜられたのであります。何分にも調査する其範圍が大きな問題でありまして、而して私が彼の地に滯在して居つた日數と申しますと、支那の國土に足を止めたことは二十一日であります。其短期間の間に只今申したやうな大きな問題の調査といふことは先づ非常に困難な事柄であるので、從つて餘程優れた才能を有たない限りは十分な調査をすることも困難であるのであります。而かも私が出張を命ぜられますのが極く急な事で急に出張を命ぜられた、前以て此問題に付きまして豫め準備をするといふやうな期間も極く短かつた。左樣な次第でございましたから私と致しましては全く何も準備をせず、從來としても支那といふ問題に對して、是はまあ日本の國民として隣接國であり、又地理的から云つて隣接して居るといふ許りでなくして、經濟方面から申しましても御承知の通り日本の國家に取つて重大な關係に在る國であります。でありますが一般に是迄の日本人といふものは私の觀察する所ではどちらかといふと支那といふ問題に對して餘り多く研究して居らなかつた。私も多分に漏れず餘り支那といふものに對して多くの注意も拂つて居りませぬ、又興味も有つて居らなかつた。從つて全く支那といふものに關して知識を全然有たなかつたと言つても宜いやうな次第であつたので、急に出張を命ぜられるといふことになりまして準備をする暇もなかつた、又準備しやうと思つても出來なかつた。それでまあ致方がありませぬから出來るだけ彼の地に往つて出張を命ぜられた範圍に於て十分出來るだけのことをしたいと思つて參つたのでありまするが、第一言葉が全然解らない、何等の豫備知識が無い上に言葉が解らないのでありますから彼の地に渡つてどこからどういふ事柄を調べたら宜いかといふことに付いても隨分迷つたのであります。ちよつと私の旅行しました範圍を申上げますると、上海に十日間居りました、南京に一日居りました、杭州といふ所に一日居りました、漢口に二日居りました、それで丁度十四日になります、あと六日間といふものは漢口と上海との間の往復、卽ち揚子江の船の上に居つたといふ譯であります。そんな次第でありまして極く短い間に飛脚旅行をして來たのでありまして、前以て何等の準備、知識なく言葉の通じない國に參りまして短い間に飛脚旅行をして來た。其間見聞したことは必ずしも少くはございませぬけれども、果してそれがどれだけの正鵠を得た視察をして來たかどうかといふことも疑問であらうと思ふのであります。

兎も角も私の帶びて往つた用向といふものゝ爲めに其二十一日間許りの間を大部分費したのでありまして、他の方面に付て、例へて申しますならば司法制度の問題、裁判、檢察、行刑といふやうな方面に關する事柄、其他人情とか、風俗といふやうなことに關する點に付きましては十分視察を遂げるやうな餘裕もなかつたのであります。而して此思想問題に關する調査と致しましても繰返して申しますやうに問題が廣汎でありまして、如何なる點に著目して調査を遂げたら宜いかといふやうなことも實は成案が無かつた、で私としましては主として上海方面に中心を置いて、日本と所謂思想問題に付て連繫のあるといふやうな關係が實際に於てどんな風になつて居るのかといふやうな方面に主として重點を置いて調査して參つたのであります、併ながら是とても實は此所で打明け話しを致しますれば具体的にどれだけの調査が出來たかといふことを發表するだけ十分の結果を得なかつたやうに私は考へて居るのであります、が併し何等の準備知識なくして言葉も通じませぬとしましても往つて眼があるだけは物を視ることだけは出來るのです、又其視て來た事だけを御話しても何等かの御參考になりはせぬか、斯ういふやうな考で、而て日本國民として支那といふものを或る程度に理解するといふことは一般の人の常識としても是は相當必要な事柄ではないか、さういふやうな意味合に於きまして私が三週間ばかりの間に見たり聞い

たりした事を皆樣に御紹介するといふことも必しも無益の事柄では無い、斯樣に考へたのであります。

御承知の通り上海に參りますのは只今では神戸から上海間の連絡汽船が出て居ります、長崎に寄港致しまして、長崎から乘りますと一晝夜で上海に着くのであります、鐵路で長崎から東京迄出て來ます所要時間と、長崎から船に乘つて上海に往く迄の所要時間とでは上海に往く時間の方が短いので、上海といふと何か海外で遠い所のやうに思ひますけれども、長崎から急行で東京迄來ます時間よりも長崎から上海に往きます方が時間が掛らない、で上海は御承知の通り東洋でも貿易港として非常に重要な箇所なんであります、上海に著きました時の感はどういふ感であるかといふと、支那へ來たといふやうな感よりも寧ろ支那以外の外國、私歐米各國に往つたことはございませぬけれども、歐米各國に往つたといふやうな感を受ける、勿論支那でありますから支那人は非常に澤山見受けられるのでありますけれどもが、建築物等の關係から申しますと全く支那の建築物は上海に著いた當時には餘り多く見受けられないのでありまして、西洋造りの堂々たる高層が列んで居るといふやうな次第でありまして、上海といふ所は英國人が古く例の阿片戰爭の後に條約を以て開港地とせられてそれ以來英國人の手に依つて發達して來た市街なんで、而して只今では居留地、即ち租界が二つありまして、一つは佛蘭西租界、佛蘭西の專管になつて居ります所の佛租界、それからもう一つは、共同租界斯う云つて居りますが、是は英國の專管居留地であつた、それが段々擴張しまして今では共同租界といふことになつて居ります、此二つの居留地がありまして、それ以外が一般支那人の街といふことになつて居ります。

所が此租界內の行政權といふものは條約に依つて治外法權を有つて居る所の國が有つて居るのです、我國でも治外法權撤廢以前にはさういふやうな現象が見得られたのであらうと思ひますが、行政權といふものは全部支那人に無い、其租界內の行政權即ち財政のことであらうと、警察のことであらうと、交通のことであらうと、消防のことであらうと、衞生であらうと總ての事柄が外國人の手に在る、新聞なんかを見ますと工部局といふことが能く出て居ります、何か工部局と云ふと私共は最初は日本で云へば商工省とかいふやうな役所のやうに思つて居つた、工業に關する何か役所ではないかと思つて居つたのでありますが、工部局といふのは上海の共同租界の一つの行政機關、それが總ての財政事務であらうと交通事務

であらうと、衞生事務であらうと總ての行政事務を司つて居る所の役所であります、是は租界內に住んで居ります所の人々其中の一定の租稅を納めて居る人々の中から選擧をしましてさうして役員を極めまして、さうして一部には執行機關を造り、一部には議決機關を造つて、さうして租界內の總ての行政事務を司つて居るのであります、此組織はちよつと吾々日本人等が往きますと異樣に感ずるのであります、勿論租界內には支那人も澤山住んで居ります、併しながら其支那人は租稅は何に納めるかと云ふと矢張り工部局に納める、一方には支那人として支那の官署の方へも租稅を納めて居るといふやうな關係で租界內に居ります支那人は二重に稅を課せられる、日本人としましても租界內に住んで居ると租界の稅を受ける、所が日本人だけで居留民團を組織して居るから居留民團の租稅を取られる、日本人でも二重に稅を拂ふことになつて居ります、警察權の行使はどういふ風になつて居るかといふと租界內は工部局の巡査が居つて色々の取締をやつて居る、又一方には日本の總領事館に警察署があつてそれは唯だ日本人に對してのみ警察權を行つて居ります、租界內の警察官は租界內に起つた總ての警察事故に付て警察權を行ふ、日本人は日本の警察の範圍內に於ては日本の警察權の適用を受ける、同時に又一方に工部局の警察權の行使をも受けるといふやうな塩梅で非常に復雜の行政組織になつて居ります、只今申上げましたやうに佛蘭西租界と共同租界、全く支那の行政權の行はれて居るといふ三つのものがある、そこで例へば人車に乘りますとしましても車は各行政權を行つて居ります範圍が違ひますから鑑札を受けるのも共同租界で鑑札を受けたならば共同租界では人車を挽くことは出來るが佛蘭西租界に往けば人車を挽くことは許されない、勿論支那街に往けば支那の官憲の鑑札を受けなければ人車に乘りましても共同租界の鑑札一つしかないといふと共同租界は乘れるがそれから一步も先きに出ることは出來ぬ、市內を俥で步かうと思へば鑑札三つ持つた俥に乘らなければ共同租界、佛租界、支那街を全部步くことは出來ないやうな面白い現象もあるのであります。

さういふやうに行政組織が複雜して居りますから亦裁判制度も非常に複雜して居るのであります、支那に對して條約上治外法權を有つて居る國、條約としても結んで居らなくても最惠國約款に依つて有つて居るやうな國の者は各自國の領事若くは裁判官の裁判を受けるのであります、全く支那と條約上治外法權を有つて居らぬといふ

外國人は是は支那人と同樣の取扱を受けることになる、併ながら此租界の治安を維持するとか秩序を保つとかいふ爲めに古くから租界内に起つた事件でありましても各治外法權を有つて居ります國の人間に關する限りは其國の領事其他裁判官が裁判をするのでありますけれども、今度は治外法權を有つて居る國の人間が被害者である、或は民事上の原告であるとか云ふやうな場合でありまして、それが共同租界内で起つた事件でありますとそこには又別の裁判所があるのであります、支那人ならば支那の裁判所の裁判を受ける譯でありますが、併ながら共同租界内に起つた事柄であると支那人と雖も普通の支那の裁判所の裁判を受けない、共同租界に在る所の特別の裁判所の裁判を受けることになつて居ります、それは今迄通常會審衙門と稱んで居りまして、共同租界の會審衙門佛蘭西租界の會審衙門、斯ういふ裁判所がありまして、是は裁判官は支那人であります、併ながら其外に會審官といふ者が立會つてさうして裁判をする、是も能く十分に吾々調べて參りませぬでしたから正確にお話を申上げる譯に行きませぬが、要するに一種の混合裁判で支那人の裁判官と治外法權を有つて居る國の領事といふやうな者とが一緒になつて之をするのであります、所が又細かく申しますといふと其中には裁判官と領事とが合議の裁判をする全くの混合裁判とさうでない所の領事は支那人の裁判官がどういふ裁判をするかといふことを監視する意味に於て法廷に立會ふといふやうな制度になつた所のものと兩方あるらしいのであります、明治四十五年に支那の第一次の革命が勃發しまして清朝が倒れた、さうして今迄の清朝の時代に各國が支那と締結して居る所の條約の効力が變になつて來たといふ時代に一時變態を來たしたのであります、さうして是迄は支那の裁判官が立派にやつて居つたのでありますが、而かもそれは支那の政府から任命せられたものであつたのでありますが、清朝が倒れましてから條約も何もない、慣例であつたらしいのでありますが、裁判官を其工部局に於て任命するといふやうなことになりまして、工部局が任命した支那の判事を以て裁判官に當て、さうして工部局内に居る所の工部局を組織して居る各國の領事といふものが支那の其判事と一緒になつて總ての裁判をやつて居つた、其場合には總て二者が合議をして裁判をするといふやうなことになつて來たらしいのでありますが、それが段々變遷して來まして二三年前からは支那の政府で任命した判事といふものが今度は裁判をするといふことになりまして、領

事が一緒に裁判をする範圍が段々縮小されて來て居ります、元は只今申しましたやうに會審衙門とかいふやうな名前を附けて會審といふことを用ゐて居つたのでありますが現在では國民政府が出來まして、其名前を改訂致しまして臨時法院といふ名で稱んで居ります、さうして領事の會審即ち一緒になつて裁判をするといふ範圍が狹められて領事は唯支那の裁判官が裁判をするのを監視するといふ範圍が非常に廣くなつて來て居るといふ狀況であるさうであります、私はさういふ方面の事柄は殆ど無關心でありまして、向に往つてちよつと話を聽いたのであります、私の調査を命ぜられた範圍には餘り關係が無いやうに思ひましたので詳しいことを見て參りませぬでした、裁判所に往くにも日本の領事館の手を經て紹介を受けて往けば色々の便宜もあつたでありませうが、七面倒臭い事をやると日數も要りますし期間も短くて調べることは他方面に多かつたものでありますから、法廷は一般に公開せられて居つて傍聽が出來るといふことでありますから何等日本の官憲の紹介を俟たずして臨時法院といふ所だけは極く雜つと一時間許りで法廷だけを覗いて來たのでありますが、法廷の模樣等は大体に於て日本と大差はないのであります、唯だ法廷の造りは大分違つて居ります、けれどもが大体に於て支那の現在の法律とか、或は手續法にしましても實体法にしましても大體に於て日本の法律を學んだ留學生が歸つてそれを母法にして作つて居るのでありますから餘り日本とは異つて居らぬやうに思はれました、而して傍聽して居りますと支那の判事は、言葉は解りませぬけれども、勇敢であります、日本の判事等に比べますと、餘程法廷がきび〳〵して居るやうに見受けられました、被告人を見ずに書類許り見て居つて年齡は幾つで何所々々で斯ういふことをしたといふやうな態度で調べて居るやうな判事は一人も見受けませぬでした、尤も法廷の構造が違ひまして、日本のは判事が居りまして直ぐ前に被告人が居て其後方は傍聽人が居る、傍聽人と被告の間に辯護人が居るといふやうな形式になつて居りますが、支那のは判事席は日本と同じやうな壇の上の高い所であります、直ぐ其下は辯護人、それが原告の辯護士、刑事々件でありますと檢事に當たる者も皆其處に居ります、それから其後方に被告人が立つて居る、被告人は少し高い所にバーがあつて、其バーの後に立つことになつて居ります、從て判事と被告人との間が遠いのであります、三間以上もありませう、であるから此判事が調をするにしましても相當大きな聲を出さなければならぬ、小さな聲を出して居つたのでは能く聞えない、それ故に自然と被告人の顏を見て大きな聲を出さた

ければならぬといふやうなことになるのではないか、日本の法廷であると直ぐ側に居るから被告人の顔を見ずに机の上に在る所の書類だけを見て「お前は其時どうしたか、斯うしたか」といふやうな發問が可能でありますが、三間も離れて遠くに居るといふことになると自然被告人の顔を見て大きな聲を出して調をしなければならぬといふやうなことになるのかも知れませぬけれども、それは法廷の構造がさういう風になつて居る結果であるかも知れませぬが、兎も角言葉は非常に明晰で而かも元氣のある聲を出して被告の顔をじつと見つゝ尋問を續けて居るやうな狀況でありまして、是は刑事だけのお話でありますが私は考へますのにあゝ云ふ構造も裁判をするといふ上に於ては非常に良いことで考ふべきことではないか、餘り被告人が側に居ると被告人と私語をするやうな態度でも裁判をすることが出來る、傍聽人にも聞えないい、辯護士にも聞えないといふやうな非難がある、あゝいふ風に距離が離れて居ると自然大きな聲を出さなければならぬ、さうすれば法廷全般に能く審理の模樣が徹底するといふことになるのではないか斯ういふ風に感じたのであります、支那は御承知の通り非常に巧言令色と云ひますが口が巧みだといふことを聞いて居ります、被告人等もなか〳〵雄辯に辯解を致します、日本の被告人でありますとどちらかと云ふと大體に於て法廷では餘り大きな聲を出して尋問に答へるといふ態度の人は少ない、どちらかと云ふと成るべく人に聞えないやうに小さな聲で答へやうといふやうな態度でありますが、支那人の被告人は私が一時間許り見ました所では非常に雄辯に辯解をして居るやうでありました、ちよつと見て居りますと裁判官と議論をして居るやうに見えます、或は廉恥心が無いから自分が犯罪を行つてもそれに對する責任觀念といふのが薄いといふ關係があるのかも知れませぬが、其所は能く解りませぬが兎も角非常に元氣好く訊問に對して何か盛に逆捻でも喰はせるといふやうな態度で答辯をして居ります、又裁判官、辯護士が一定の法服を着て居ることも別に變つたことはございませぬ、それから又租界内に起つた裁判事件でなくして租界外に在る全く支那人だけを裁判する裁判所是は、上海には上海地方法院といふものがあります、是もちよつと覗いて見ました、牛愴刑事の法廷は時間の關係で終つて居つて見ることは出來なかつたのでありますが、民事の法廷だけが開けてゐましたのでちよつと覗いて見ましたが、是は殆ど日本の民事訴訟に於ける訟廷の模樣と何等異る所はなかつた、唯だ傍聽席が日本のは平面になつて居りますが、支那のは稍後の方が高くなつて居りまして、或は芝居小屋とか活動寫眞館の棧敷が幾分後の方を高くして居りますがあゝ云ふ休裁になつて居ります。（つゞく）―文責在記者―

少年釋放者在營期間短縮に就て

武藤亘

一

私は曩に本誌上に於て少年受刑者の教練に對し卑見を述べ、且つ教練の效果の著大なることを紹介したが、其の後に於ける教練の進歩も、當局者の熱誠に依て一層見るべきものあることを信じて疑はない。殊に某所に於ては、師團長親しく教練の實況を視察して有益なる訓話を行はるゝ等、陸軍當局が刑務所教練に對し援助を惜まざる態度に衷心より敬意を表すると共に今後に於ける教練の發達に大なる期待を有する次第である。

されど、なほ教練の進展に資すべき事項にして之が實現を要するものが尠なくない。就中教練を受けたる釋放者が兵役に服する場合に於て、青年訓練所修業者と同樣に、在營期間短縮の特典を附與することは頗る重要なる問題である。素より教練を授くる目的は、少年の心身を鍛練し其の資質の向上を圖るにあつて、在營期間短縮を對象として施行せられたものではないが教練の實施に伴ひ必然的に考究せらるべき事柄であると思ふ。

二

抑も彼等少年は、釋放後社會生活上に於て、一般青年と差別的に待遇すべきものでない。我が少年法は此の點につき特例を設け、刑の執行を終へ又は執行の免除を受けたる者は、人の資格に關する法令の適用については、將來に向つて刑の言渡を受けざりしものと見做す旨規定されてある。蓋し其の趣旨は、思慮分別乏しきがために罪を犯すに至りたる少年を保護善導して更生の道を與へむとするに外ならぬのであるから、苟くも此の精神に反するが如き社會施設は極力之を排除し保護の實を擧げなければならぬ。

次に青年訓練所に於ては、教練の外、小學校卒業程度を標準として學科を教授すべく規定せられてあるが刑務所に於ても、少年に對しては特に教育に重きを置き、相當組織的に、小學校程度乃至補習教育を施し、近時一層其の内容の充實を圖りつゝあるから、青年訓練所程度の學科を授くることは決して至難であるまい又教練の實質に於て遜色なからしむることも不可能でないと思ふ。從て少年に對する行刑訓練の方法は、一般青年に對する訓練の要素を具備してゐると謂ひ得るのであつて、徒に兩者の訓練方法の長短を論じ特典附與の價値を否定するが如きは、甚だ首肯し得ないところである。

三

然るに、關係當局の意見ではないが、巷間傳ふる一說に依れば、現今一般青年にして青年訓練所に於て訓練を受けない者は頗る多いのである。是等の青年が入營する場合、何等特典を受くることなく全期間服役するに當り、曾て罪科に觸れ社會の擯斥を受けつゝある者、言はば水平線以下の者と見るべき釋放者が却て特典を得るに至るは、一般青年との均衡上考慮すべきであると。

なるほど、少年釋放者の中には、教練の技術的成果に於て見るべきものがあり、又他の學科に於て勝れてゐても、精神的方面に於てなほ缺陷を存する者のあることは否めないのであるが、そは釋放者の個々について考察すべきものであつて、未だ改善せざる分子の幾分存在するがために、全班を率して悉く水平線への到達を認めないと謂ふことは聊か酷ではあるまいか。前にも述べた如く釋放後に於ける彼等少年は、形式的には法律に依て特に人の資格に對する差別を除かれ、現に兵役に服すべき榮譽も與へられてある。又實質的には行刑の結果其の性格を陶冶し、教育を授け殊に教練に對する體驗を得せしめ、眞に改善の實を收めた者が多いのである。斯くてもなほ訓練を受けた一般青年と同樣に待遇しないと謂ふことは不合理ではあるまいか。

要するに、私は斯樣な因襲に囚はれ、行刑訓練の效果を無視し、少年保護の精神に悖るが如き反對說に贊することは出來ない。殊に今後改善された少年釋放者が訓練を受けた一般青年に劣らぬ實力を懷いて入營するも、更に顧られないことは、彼等にとつて大なる惱みとなり、不滿を起す因ともなつて、折角辿りつゝある更生の道程に禍ひすることなきかを憂ふるのである。

四

是に於て、私は寧ろ少年釋放者にも等しく在營期間短縮の特典を與へ以て彼等の將來に對し一大光明を點ずる必要を痛切に感ずるのである。彼等も是に依て必ずや教練に對する眞劍味を增し、心身修練の上に一層好影響を及ぼし、延ては社會に於ける活動能力を高むる結果となり、國民も亦在營に伴ふ負擔を輕減することになつて、自他共に利するところが尠なくないと思ふ。

以上の如く事理極めて明白であるから、此の特典の附與については、關係當局に於ても將來之を閑却せられないことを信ずるのであるが、行刑訓練の眞價を一般に認識せらるゝことは、其の實現を促進する上に與つて力ある譯であつて、今後刑務所當局の努力と少年の自覺に俟つところのもの實に多大である。同時に亦一般識者の理解と同情とに訴へ、速やかに本問題の有利に展開せんことを希ふ所以である。

小田原少年刑務所の二宮尊德幼年時銅像除幕式

小田原少年刑務所に於ける二宮尊德幼年時の銅像は、構内プール西北の位置に建設中の處、愈々工事落成したるを以て、去る二月十一日の紀元節の佳節を卜し、その除幕式を擧行、同地裁判所判檢事、各官衙長、町村有力者等約九十名の參列者ありて、頗る盛大でありました。

因に、同銅像は全部鐵筋コンクリート臺（高さ八尺巾二尺一寸四分）とし、周圍に十二尺四方の鐵柵（四尺毎に高さ二尺三寸のコンクリート製柵柱を施し）を設けたものです。（前號口繪參照）

＊　＊　＊

宇都宮刑務所の入佛會

同刑務所は去る大正十一年宇都宮市西原町に移轉改築に着手せし以來、年を回する事七年、愈々工事完成。近く落成式擧行の豫定なるが、之れに先立て去る廿四日午前十一時より入佛式竝に改葬合葬新築工事殉難者の追弔法會を新築の莊嚴なる教誨堂に於て執行、本派本願寺より導師として築波善行氏を派遣せられ市内の各宗寺院住職二十一名參列、兒島所長の告示楠原教誨師の表白文に引續き鄭重なる讀經後寺院住職刑務所職員竝に收容者總代焼香ありて盛大に而も靜肅に式を終へ、引續衆僧竝に刑務職員收容者總代新墓地に參詣し讀經焼香あり。式後築波氏より收容者一同に對し一場の講演あり、一般收容者に對し多大の感動を與へ、中には感極まりて悌泣せるものも見受けたり。

作業振興方法に關する若干の考察

行刑局 鍵山俊治

歐州大戰後と云ふよりも、寧ろ此數年間に於て、我が刑務作業は全く長足の進歩を示した。所謂大正十一年の、作業刷新に伴ひ、一轉して機械的生産の作業組織が、各刑務所に施行せられ、作業過程の成績に徴するも、官司作業の著しき擴張と、受負作業の縮少とは、明かなる事實として、認められるゝことゝなつた。卽ち大正十年度に於ける、製作收入貳百參拾餘萬圓に對し、昭和三年度の見込額は、四百拾餘萬圓となり、一面賃金收入に於ては、大正十年度參百六十餘萬圓に對し、昭和三年度見込額は、貳百參拾餘萬圓となつてゐる、而して就業人員に對する、作業分布は、大正十年度に於ては、官司作業九%・委託作業一六%・受負作業七五%に對し、昭和三年度は、官司作業三三%・委託作業一七%・受負作業五〇%となり、官司作業進展の度合は、正に一驚に價するものがある。ところで今後とも、過去數年の實績と同樣、引き續き遞次進展の道程を、とることが出來るであらうか、或は現下の狀勢を以て、刑務作業の進展は、終局を告げる、のではなからうか、兎に角、進退の岐路に、轉迷してゐるかの樣な、感じが最近作業收支指數の上に、表示せられてゐる。此の時に當り、多年の懸案でありました、就業費全額の、既定豫算編入が認められ、從來の如き豫備金支出、追加豫算要求の煩なく、年度頭初に於て、作業資金の計畫的配賦が、可能となりましたので、作業施行上、利する事は多大であります、それで此機會を利用して、積極的に、我が刑務作業將來の新進路を、探究し同時に、云ひ慣らされし作業改善の根本義を確立し、刑務作業形態の、建設を促進し得る、重要なる點に觸れて見たいものと、想ふのであります。然し

一般財界の不況、所謂經濟國難の憂ひ、深刻なる今日、作業擴張案の如き、時機の問題にあらず、要は恒久不動の作業經理を、完全に保持するを得ば、幸である、今は其時機にあらずして、至難の場合であると、作業持久戰の城門を、堅く死守するも不得已ざることで、現今の經濟的環境よりして、致し方ない次第と思はれるが。又如何にして、現下の作業經營難を、打開し、如何なる方法の下に、その繁榮を促進せしむべきかを、考究することは、必ずしも徒事ならざることゝ信じますので、聊か愚案を開陳して識者諸賢の叱正を乞ふ次第であります。

先づ刑務作業の振興策に付て、必然的に起りますのは、例の作業資金運用上の障害を、除去することにあるは、論を待たぬことであるが然し乍ら、資金難の是正のみが、刑務作業經營の根本策ではあり得ない、之れに並行して、現在の作業組織の形態を、改革することが、當然考慮されねばならぬのである。卽ち生産の經濟化と製品の優良化を、期する意味に於て、現在作業經營形態に、重要なる何等かの、變革を加へる事が、眼前の急務の樣に思はれます。そこに作業能率の增進に依る自然增收も、或は又作業擴張に伴ふ增收も、伴隨して來るのではなからうか。それで作業振興策の私案として、試みに左の十項を擧げて見ることゝする。

一、作業主力刑務所の指定
二、作業普通刑務所の指定
三、第一項の指定に伴ひ作業用機械工具の整理、技能受刑者の移送拘禁區分の改正
四、作業賞與金計算方法の改正
五、作業賞與金使用範圍の擴張
六、作業技師の增員
七、中央管理機關の充實
八、職業別訓練機關の增置
九、特種作業材料機械工具の購入並に配給機關の設置
十、各控訴院管內刑務所を一作業區とする作業委員制度の設置

以上

右の主要なる第一項及第二項、作業主力並に作業普通刑務所の指定に付て、簡單に是否の意見を述べて、見ることゝしやう。

現在の作業經營組織の下にありては、各刑務所が官司委託受負の、三方式作業に依つて、施行せられてゐる爲め、作業資金運用の大小こそあれ、齊しく相當の作業費を支出し、生産原價以外工場の關接費として、人件費

動力費工具費販賣費等、幾多の費用を要し、從つて生産の經濟化を圖する事が、困難で稀には、刑務所製品が市價に比し、高價なりとの批難を受くる事例さへ、ある樣である。要するに全國的に散在してゐる、刑務作業に複式施設の、經營方法を以てすること、假令ば甲刑務所も、木工、洋裁、靴工、印刷乙も、丙も同樣と云ふが如き、現在の作業施設は、經營上經濟的に、はた生產的に、とかく無駄を生ずるものである。

御承知の通り近時、我が國に於ける生產工業が、大資本主義に轉化しつゝあるのは既明の事實で、之れは所謂資本主義經濟組織の發展狀相として、敢て異とするに及ばぬのである、斯如生產工業界の趨勢に鑑みましても、現在の如き複式的刑務作業の組織が、如何に不經濟的經營方法である事かは、明らかな事實なのであります。それで現在の作業規模、並に經營上有利の地點を占むる刑務所を以て、作業主力刑務所に指定し、專ら官司委託作業を主とし、地理的關係其の他の事情に依り、作業進展の度合が、これ迄比較的良好ならざる個所を、作業普通刑務所に指定し、受負作業及經理作業を主として施行し、作業賞節約を圖り、一面作業主力刑務所に、作業費を充實せしめ、以て經濟的に作業施設の合理化を、策せんとするものである。

此の場合少年刑務所は、例外と見て計畫せらるべきは當然であります。

而して本案の實施に伴ひまして、作業普通刑務所にあつては、在來設備せる作業用機械工具類は、一切之れを主力刑務所に轉換し、技能受刑者の移送を斷行する。そうして主力刑務所に於て、在來施行に係る受負作業を擧げて、普通刑務所に移し、就業者の如きも場合によりては、相互移送を爲すことゝし、作業施行上協力共助の下に、圓滑を期することであります。此の場合機械工具の保管轉換並に、技能者の移送等につき、經費の增嵩でありますが、從來とても作業品の一部保管轉換と、技能受刑者の移送等は常に行はれてゐるのであるから、これが爲め特に著しく費額の增大するものとは思はれないので、或程度の增加は止むを得ないことである。如斯くして作業經營組織の大系が定まりますと、普通の刑務所にあつては、從來支出せる作業費の約四分の一を以て、作業經營を爲すことは、亦難事でないと思ふ、それで各作業普通刑務所より捻出したる、從來の作業費に對する約四分の三程度の資金は、主力刑務所の作業資金として轉化し、有效に確實に敏速に運用せられ、生產の經濟化と、

製品の優良化を企圖し、大量生產の實行效果として、刑務所製品の聲價を高めると共に、作業收入の增大を結果することを得るものであります。これと同時に主力刑務所にありては、各主要作業に依る生產品の特色分布が、從つて確立し、作業施行上材料品の購入、及生產區の檢查、取引方法等に關する科學的研究、工場管理等が整ひ、加ふるに作業委員制度の活動に伴ひ、大量註文の引受、作業分布並に共助等、作業部面の活躍と相俟つて、變革的作業進展を期待することが、出來樣と思ふ、そこに始めて、所期の作業增收案の解決が、結果されるのである。(具体的指數表は紙面の都合上省畧)

然し作業普通刑務所に在りては、從來の職業訓練的作業施設がなくなり、無趣味究まる業種の配課を爲すの外、止むを得ざることゝなり、作業敎化の上に大なる問題を惹起するの虞れなきにあらざるやの、懸念を生ぜらるゝかなれど、現在全國刑務所に分布施行せられてある、官司委託受負の三方式作業中、單に受負作業を移動併合せしむるに過ぎずして、受負作業の擴張を意味するものにあらざるを以て、全國的に之れを視るときは、施業上三方式作業の分布現狀を、何等變革するものではない、從て就業者の配課歩合に於ても、現狀その儘であると云ふことに歸決する。故に一般的には、作業の敎養的價值及訓練的價值に於ては、現在より寧ろ勝るとも、劣ることはないと思ふ、而して刑務作業の施設上、如何なる程度又は範圍に、受刑者の利益の爲めに作業を經理すべきかは、自ら別個の問題に屬してゐるが、作業普通刑務所にありても勿論、施業する作業は必然的要素たる、敎養的價值訓練的價值ある、業種でなければならぬことは當然である、さりながら作業經營上の都合に依り、施業上以上の要件を具へたる業種を、配課し得ざる止むを得ざる事由あれば、亦致方ないのである、それで當分の間、作業普通刑務所にありては、專ら就業者に對して作業能力の附與及充實に力を致すべきである。尤も釋放時前、社會移行の爲めに準備せらるべき、訓練內容の一端は、構外作業乃至官用夫の配課によつて、本作業組織の下に於ても、充分考慮し得るものと思料する。

作業主力刑務所にあつては、行刑上刑務作業の占める、重要なる使命と立場に、合致する全き作業施設を期することが出來るものなれば、最早冗述するの必要はない。

只だ此に附言して置きたいのは、刑務作業の經營を脅かす民業壓迫の聲である、一般經濟界の競爭激甚に赴く

に伴れ、其壁や益々大なるべく思はれる、故に作業主力刑務所の大量生産は、宜敷く官用主義の實行でなくてはならぬ、何れにせよ刑務作業も、一般經濟界の影響を受くる、從て其業種も或る程度迄は、受刑者の利益の爲の採擇が許されないから、作業普通刑務所の配課作業の如きは、對外交渉より受くる經營上の都合と見て、施行するより外致方はないのである。

要するに我が刑務作業は、前述せし如く今や進退の分岐點に轉迷してゐる、玆に窮局打開の轉換方法を講ずべき必要に迫られてゐる、それでこの現狀の儘に推移せんか、作業能率の增進に伴ふ自然增收も、作業擴張に對する增收も、計画的進展の途がない樣であること自体が、既に刑務作業の行詰りを、裏書きするものではなからうか。

この前途暗き我刑務作業に明るい光を、さうして作業振興の標語の下に、所謂作業難を打開する唯一の方策は、現作業經營形態の變革にまつと共に、就業者に對する能率刺撃の感受と、職員の待遇改善乃至作業管理機關の充實其他で、これ等は私案第四項以下の各項に依り、想察を願ふことゝし、更に進んで作業區に於ける作業委員制度の活躍、對外的交渉の協定、刑務作業の共助等、刑務一体全員の熱と、そうして力で、此の前途多難なる刑務作業の進展を期し、作業收入の增大を策し、且つ爲し遂げ得られねばならぬ。不撓の精神には不可能のことはあり得ない。

卽ち人及組織が、窮局の目的に向つて、作業振興の實蹟を擧げ得るものと、信ずるものである。（完）

新坊ちやん物語（八）

今晩御用……使用人の廣義解釋……とんだ幹部……主任は遠大の理想家……有爲の青年が練習所に入る……雜誌で承知のMさん……同じ講義にいく日も暮れる……ホームシックで氣が狂ふ……賄征伐の未遂事件

春日鹿一

僕の雇生活が一年有半もつゞいた頃であつた。僕の理解ある主任である文書主任が、

「君、今晩用事がなければ、うちへ來たまへ、ちよつと話したいこともあるから」

と云ふのだ。主任がちよつと來いは何だらう。まさかワイフの話ではあるまいし、と云つてサラリーを上げて吳れるのなら、別に相談は入らぬ筈だがと、自分勝手な想像をしながら、とにかく久しぶりで官舍をたづねた。

一たい官舍と云ふものは、官から與へられる舍宅である、これは役人として勤務上の便宜のためにさうしてあるのである。それにコイツを逆にして、勤務の都合上の官舍であることを忘れて、自分の都合ばかりを考へて、恰も私宅の如くやれそこをどうしろの、こゝをかう模樣變だと、いたづらに用度主任と作業主任を苦しめるいはゆる幹部なるものがあるが、あれは心得違ひだと思ふ。云ふまでもなく役人は職務上では使用人であるが、無暗に廣義に解釋して自分の從用的にこれを矢鱈に使用するに至つては言語道斷である、殊に受刑者を使用するのにまるで○○の如く一切御構ひなしの命令を出したりするのはよくないよ——なんてねこれは別に吾輩が文書主任の官舍をたづねたために思出した意見でもなんでもない、つまり詩的に云ふと天の聲だな、誰かどそんなことをさゝやいてゐるのが耳に入つたまでだ、だがもしも將來吾輩が中央に進出するやうなことにでもなれば、あのほら巡閲と云ふ奴に出て來た時には一寸電燈の燈數か何かで口をつけてこの論でそれとたく揶揄する位のことはするかも知れんがね。

まあそんなことで門口に戸まどひしてゐるわけにはゆかぬ。

「御免なさい、主任殿はおいでゞすか」

「やあ上りたまへ！」

おや〳〵馬鹿に調子がいゝぞとニヤリ笑つて上つて見ると、話はかうなんだ。

「實は君も雇として拜命したのであるけれども君のやうな有爲の青年に一つ刑務官として働いて貰へれば、わが刑

務界も大いに進展するだらうと思ふんだ。で雇でなく看守となつて……いやなに直に部長にはするから、とにかく看守となつて、本式の勉強をするために東京の練習所へ入つて、中央の空氣も吸ひ又君の名も本省の人々に知つて貰つて歸れば、君の腕次第ではすぐに看守長さ、僕も一つ勉強して大いに成功しやうと思つてるんだから、どうか君にも將來僕の力となつて貰ふ爲にもそれをすゝめたいのだよ」

先生なか〳〵先きのことまで考へて、今から將來を慮つて子分の養成をするらしいところは、なか〳〵抜け目のない處がある、そんじよそこらの萬年看守長とは違ふなと思ふと、思はずニヤリと出た、と主任の方では一も二もなく二つ返事と思つてゐたのに、たゞニヤリとやつただけで一向快諾しないものだから、

「どうだね、やる氣はないか」

と催促する、まあ考へて見ますと云ふところだけれど、どうせ雇でもなんでも、かう云ふ方面に足を踏み入れたのだから、主任の云ふやうに刑務界が大いに進展するかどうかわからないけれども、何となく東京へ出てたとへ六ケ月でも勉強すると云ふことが望ましく、劍を吊つてシツケイする位は我慢してもよいと思つたのである。そこで

「主任どのにお任せします、折角の仰せですからやつて見ませう、どうぞよろしく」

と二度ほど頭を下げたのであつた。……

×

ゆつくり湯に浸りながら、そんな思出に耽つてゐる自分は、もう今ではレツキとした刑務官練習生なのである。

……入所試驗は大してむづかしくもなかつた、實務科と普通科の筆答試驗があつて、それに人物考査やら實務成績が加味されて、とにかく入所合格者として上京を命ぜられた時には、ほんとに飛び立つほど嬉しかつた。東京驛につく、マゴついたなア、それから練習所へ着京屆をしに出頭すると、若い職員だが、何となくしにやかましさうな男がゐて、「明日の式は十時だが九時に集まるやうに」と言渡された。翌日は式だ、本省のエライ人々、雜誌で名前は知つてゐても顏を見たのはこの時が始めてであつた、はゝあ、あれがMさんか、まだ若さうだな、われらの局長は何となくどつしりしてゐて大腹らしいな、うちの大將とは少々違ふやうだ、あれが有名なA所長か、最古參らしい老人だが、矢張それらしい格があるのは爭はれないね。で所長の訓示と云ふのが、馬鹿に案外で、大いに勉強しろ、書物だけが勉強の對象ではない、大いに活社會の事情をも視察して貰はねばならぬ、と云つても何もダンスホールや銀ブラ通ひをせよと云ふ意味ではないとチヤンと釘をさすところは流石に敎化主義の總本家だけあると、まあそんなことで第一日は歸つて來る。

翌日から講義、行刑法、刑訴法等々講師はいづれも實務家であり學者である權威者だとのふれ込みであつたが、どう云ふものか皆んなが同じやうなことを話されるのには驚いた、初めの一週間二週間ほどの講義は、ノートをとつてゐてをかしくなるほど、應報主義と改善主義の講釋である、いやそれはもう澤山ですと云ひたいのだが、まあ〳〵序論と云ふものはこんなものかと辛棒して筆記してゐる。はり合ひのないことおびたゞしい。

時間は四十時間ほどの長いものもある、また十時間ほどのもある、が六ケ月に隨分澤山の學科があるのであるから、概して短時間である、つまり本論に入る暇がない爲にいづれの話も序論やら總論やらで講了と云ふことになる、したがつて、應報主義から改善主義に來た位でおしまいと來る。ノートが同じになるのも無理はない、敎化でも拘禁でも、中味はおしまひが少し違ふ位のもの。

×

寄宿舍へ歸ると大變だ、自分も中學時代の寄宿舍には經驗があるが、大半は合宿所の出身らしいから、そこには喜劇もある、悲劇もあると云ふものだ。

朝鮮から來た先生などは電車や自動車で道がこわくて歩けないと云ふので、決して乘物には乘らない、人通りの少い町をテク〳〵歩いて通つてゐるものもあるし、ノートと云ふものをとつた經驗のない人たちは、先生の云ふことがわからなくて、毎日々々同僚のをうつすのでほとんど徹夜してゐる始末、

「〇〇君は神經衰弱になるよ、きつと」

さう云つてゐるうちに、どうも少し變になつて來た、ボンヤリしてゐるかと思ふと、馬鹿にイラ〳〵してゐる。同室の者にきくと、

「時々、變なことを云ふんでね……一つはホームシックもあるんでせうよ」

と云つて意味あり氣な笑をする、家を持つてから外へ出たことのない者が遠く萬里を隔てゝ――も大袈裟だが、とにかく東京へまで出て來たのだから、後に殘せし者も、殘して來たものもセンチメンタルにもならうと、獨身者の吾輩にも多少は同情したい氣がする。

かと思ふと、當分は勉强は、そつちのけで珍しいものだから外出ばかりしてゐる先生がある、また或者は任地の所長はじめ全職員に手紙を出すために、全力を費して切手代でウン〳〵云つてゐる特志家もあると云ふさわぎ、それにいくらか群衆心理も手傳つて、御多聞にもれず賄征伐などゝ云ふ形勢も出て來て、練習所の職員がやつて來て、味噌汁をなめて見たりしたこともある。

そんなこんなでワイ〳〵云つてゐる間に早いもので練習所の終了式も濟んでしまつた。

刑務官生活レビュー（下）

草間豐

刑務官生活レビューなんて生意氣な見出しで、あらう事か上官に苦言を呈するなんて怪しからぬ話だ、と前月號のレビューは一部の方々から苦情を蒙つたか、蒙らなかつたか。心配の揚句苦面澁面を作つた序でに、今度は下積仲間の哀しい繰言を並べて、彼等があゝ云ふのも無理がないといふ處を首肯いて貰はう。誰が何と云つても私は下積階級の味方だ。味方ぢやない、自分自身が貧乏人そのものゝ姿で生きてゐるのだから。

云ふ迄もない處、刑務所は所長閣下を頂點に戴いて一つの圓錐形態を組織してゐる。誰だつて刑務所に勤める以上、その事實に對して異存のある譯がないと致して置く。處が、その圓錐の頂點を支へる最も重要な役割を果す者は誰であらうか。と云へば勿論圓錐形の底面積を組立てる處の下積階級たる看守諸君にあらねばならないと云ふ譯だ。但し、此處では暫らく中間地帶のことを論じないで、別の機會にゆづつて置くとしやう。だつて中間階級てものは極めて要領のいゝ層であつて、御都合次第で上か下かどつちかに喰つついて行くものだ。最も狡猾なのは上にも下にも好感を惜まない樣な格好や體裁を作つて納まつてゐるものだ、だが、本當を云へば、統制ある圓錐内では中間が上か下かに喰つゝくか喰つゝかないかゞ問題にならない程、圓滿に流通しあつてゐるものだ。兎に角、中間論に就ては暫らく之を措くとしやう。（まことに粗雜な云ひ廻しだから御推讀を乞ふ）

何れにしても底面積を持たない圓錐の頂點なんてものはない。そして其反對も偽りではない。それが刑務所的に就て考へられる時、何と云つても受刑者に最も多く常時接觸を爲すものは圓錐の底面積たる看守諸君であらねばならない。從つて刑務所長の方針と看守諸君の活動と些かでもそぐはない、ちぐはぐな處がある樣であつては、全く困り果てたものである。斯く考へると看守の立場は刑務所に於て極めて重要なものになつてくる。又文字通り重要な地位にあらねばならない。故に大いに看守論を主張して貰ひたい所以である。

之程重大な使命を負ひ、日夜に受刑者と共なる苦心の生活を重ねてゐる看守生活を顧みる時、私は沁々と情なくなる。それは一言に云へば「その生活は餘りにも疲れ過ぎてゐる」事實に就てゞある。勤務そのものに就てもさうだ。勞働と心勞とがみぢめな程度に迄諸君を疲れさせる。刑務所を中心とする交際關係に就ても、下級生活者としての家庭經濟上に於ても、全く意氣地なく疲れ果てざるを得ない狀態に置かれて終つてある。試みに諸君の周圍を顧みて戴きたい。いま之をたつた一つの相應しい事例

で說明して置かうと思ふのである。

私はいつも刑務官生活中で御晝時に「監獄饂飩うどん」をすゝる場面を哀しいユーモラスとして味はつてゐる。長い勤務時間を立ん坊して過したので御腹はぺちやんこである。御晝時が來る。脅かす樣な酷い響を立てた午砲が愈氣地ない腹の底まで沁み込んで行く。次の瞬間に啜り込む一杯のうどんこそ全く味氣ない騷音そのものではないか。本當に「うどん」はこけおどしである。其ひと時は兎に角も腹ふくれたる業にも感じられやう。が次の時間には立ん坊の交替を繰返さねばならない下積階級なのではないか。上積や中積の腹と同じ勘定で勞働者の腹を探つて貰つては均衡の取れない話であるのだ。せめて辨別か、一寸お休憩式のはやめしとでも云ふべきクキック、ランチ位を詰め込んで稼ぎたいものである。否、家内の詰め込んで吳れたアルミ辨で結構であるんである。それだけの生活保障があつていゝ筈だ。

時には道場にまで引張り出されて「うどん腹擊劍」といふ頼りない坂要ごつこまでやる譯だ。試みに見給へ、同じ兄弟分の仕事をやつてゐる警察官諸君は何處で晝日中をうどん腹で立ん坊をやつてゐるだらうか。彼等の受ける待遇は（看守よりは遙かに）彼等を元氣づけてゐる。だからこそ說教强盜でも出やうものならあれ丈けの働き振りが遂げられると云ふものだ。惡口屋の聲官は看守諸君の事を（うらなり）連中だと云つてゐる。何故かつて、街頭に出て來ると巡査と間違へられて市民におそれを抱かせる事を光榮に感じたり、刑務所に歸つては僅かな弱い受刑者を相手に威張つたりしてゐるから、全く（うらなり）の樣だといふのだらうである。「馬鹿を云へ、警察官共！」と云ひ返せる程度にまで看守の生活を保障して貰ひたいものである。

其處で元に戻つて、同じ樣に胃の腑を滿たすにしても上積階級と下積のそれとは全然違つてゐる事を知つて貰はねばならぬ。生活に疲れた下積階級にとつては（頭でひねくれた考をこねあげるのでなくて）全く胃の腑が彼に考へを與へて食ふ事を要求するのだから、武士は食はねど高楊子で味氣ないうどんをひつかけて啜り込んだ程度で納まつてはゐられないのである。その勤務に疲れない爲に、必要なだけは食はねばならぬ、食へるだけの資材を與へられねばならぬと切端詰つた話なのだ。茲に胃の腑が考へるといふ事は、偏徹な精神主義や唯心論でのみ生活が出來ないぢやないか、といふ事を意味する。此處に下級刑務官の待遇改善云々が切實な問題として惹起されてくる譯である。誠心誠意働らく事に於て上積方面に一歩も讓らない覺悟を持つ下級刑務官をして、安心して勤務に從事せしむるだけの保障を與へろとの要求である。

私はいま「監獄うどん」なんてむき出しな例證を取つて漫論して來た。或る人は云ふであらう。そんなにまで物質的な問題を露骨に出すと、反つて君の人格を疑ぐつて見たくなるではないかと。成る程御尤もに相違ありません。パンを與へろとか、勞働賃金を何うしろとか、待遇問題を何う考へろだの、そんな物質的な下品な事を云ふものでないと、私達は既に敎育されて來た。だが、それはみんな御金を持つた、そして

矯正図書館

何時でもコーヒーやカクテルに舌鼓を打てる人達に屬する言葉に決つてゐるのではなからうか。下積の私達の樣に、頭がでなく、胃の腑の方が物を考へる樣に、なつては、せめて元氣よく――「うらなり」にならず――働らけるだけに保障して貰ひたいとなつてくるのである。この程度の要求をも、貪慾、獸慾、奸惡等々と同じやうに誤られたる物質主義、と同一に論じてみなければならない樣な理由を持つてゐる人達がゐたら、その人は何うかしてると云ふより外に仕方がない。

旅行して、思ひがけない處で甘い物にぶつゝかつた時、どんな階級の人間だつて舌の旅の味を覺えるだらう。御腹の空いた時、思ひがけない驛辨をぱくつく時のやうな感じで、ボーナスに相好を崩して喜ぶのは敢て下積階級の年中行事ばかりでもなからう。だが、そんならうるほひに此頃三、四月頃までも浸られる者が下級生活者中果して幾パーセントあるであらうか。と云ふ樣な譯だからこんな露骨な問題を、輿論に代つて辯じなけなばならない所以でもあるのである。變な引合ひに出した「監獄製うどん」が私を此處まで漫想させて終つた。

甚だ聞き苦しいと御感じになる方々に對しては申譯ない次第でしたが、胃の腑が考へる樣な手合ひのやくざな言葉として御讀み流しを願ひたい。御上品を裝つて内に苦しむより、素つ直に云ふべき事を云つて、御互に味はつて行く處に下積の道德がある。何れにしても圓錐の頂點が中間地帶を通して私達底邊に重くかさなつてくる。そしてまだの責務は正に重且つ大である。そしてまだ胃の腑にまで考へさせねばならぬ生活狀態である。下積看守たる事も亦難き哉である。

◈ 本會錄事

二月二十八日
小菅刑務所長大野數枝氏轉官につき本會理事の囑託を解きその後任に新小菅刑務所長吉田律氏に理事を囑託す

三月一日
多年刑務界に功勞ありし香川又二郎氏及び大野數枝氏は本會名譽會員に推薦せらる

三月四日
元本會副總裁林頼三郎氏竝に元本會々長泉二新熊氏は本會顧問に推薦せらる

各個教練實施に就て

米子　岩崎生

昨年十月號刑政に私の希望として各少年刑務所に於て教授せられてあります教練實施要領を御投稿願ひまして相互研究致したいと申しましたが其の實私も投稿も致しませず本月から暫くの間私の實施要領を申上まして皆樣の御參考になります點がありましたら幸甚とする處であります

△徒手教練

第一　不動の姿勢

一、主眼點の説明

不動の姿勢は青年訓練の基本になる姿勢であつて、之に依つて動作を練るのみでなく精神修養の資とするのである。一寸見ると簡單な樣であるが、工夫して行へば之に依つて精神の統一、即ち盤石不動の心神の養成が出來、規律を重じ又自制の習慣も養ひ得べく、追々修養を積んで精神の充實した嚴肅端正な男らしい威容も出來るのである。此の姿勢は禪學では座禪に相當するもので、軍隊では之により軍人精神の修養の爲に練習するものである。

青年としては不動の姿勢に於て形式と精神の兩方面から、絕えず練習をさして身心共に立派な青年たることを期せねばならぬのである。

中には他の動作では前述の樣な修養は出來ぬかと反問する者もあるが他の動作に依つても勿論出來るが、然し不動の姿勢の樣に手輕に修養の出來るものはないのである。

又之の姿勢は、先きに述べた通り教練の基本の姿勢となるから、始終それこそ氣を付けて練習せないと他の教練も出來ないのであることを考へねばならぬ。

二、教育すべき要件

1、精神上

虚心平氣心に不要のことを考へず所謂無念無想となることが必要である。「高嶺に澄める月の如く」「眞榊に懸れる神鏡の如く」總てを受け入れる餘裕がありたいものである。

不動の心、下腹の丹田に力を入れ如何なる事があつても迷はず、恐

れず、蜂が蚊が刺さうが地震があらふが、山が崩れようが、少しも心を動かさずジーツとして居る心持が必要である。

元氣、吾こそは日本一の青年である。たとへ火の中水の中いざと言へば飛び込むと云ふ果敢斷行の精神が燃えて居ることが必要である。變に應ずるの心命令號令あらば勿論、變つた事あれば直に之に應ずるの準備を整へ、万事油斷なき所謂隙のない心持が必要である。

2、形の上

これは歩兵操典に示して居る通であるから省くことにする、

三、訓練の要領

1。訓練の順序

イ、生徒を集め、自ら模範を示す後に不動の姿勢の主眼點の概要を話し、生徒に自習すべき要點を區分して示し、形の上の要求を遂次修正しつゝ分解的に教育す。此の際に常に精神上の着眼を忘れぬ事が必要である。而して通常足から始めて、順次頭の方に教育を進めて行くが、口と眼は始めから要求するがよい。

ロ、前記の要領により完成したる後は、之れを列中より呼び出し、或は他の動作と同時に之を匡正し又は若干の駈歩等を爲さしめたる後指導者の前で姿勢をとらしめ點檢す。

ハ、完成の後は激烈な動作（例へば早駈等）後の不動の姿勢を檢し教育す。

ニ、前述の如く完成したる上は常時如何なる場合も「氣ヲ付ケ」の姿勢を余り時間を取らぬ様に點檢教育を絶えず行ふ。

2、訓練上注意すべき要件

イ、眼は精神の窓である。其の人の精力の有無等は直に眼でわかる意氣地なきものとか心に何か思ひのある者は、下を向き横を向くものである。心の動く者は眼が動くから直に之を知ることが出來るものである。

ロ、口を結ぶことは男らしく見えるのみでなく、口は心の關門とでも言ふが、心に締りのない時は口に締りが無くなつて居る。又口を閉ぢることは衞生上から云つても大切なことである。

ハ、兩踵を正しく一線上に揃へること、兩足を左右に正しく開くことは不動の姿勢の外形上の基礎となるものである。即ち踵が揃はず兩足の開き方が不正なる時は、腰や上体の位置に狂が出來て、頭体、足の方向が一致せぬ事になる能く氣を付けねばならぬ、

軍隊に於て初年兵教育した者は正面から見たゞけで、總ての修正は出來るが、始めの内は横から見或は後に廻つて叮寧に修正してやる事が大切である。

ニ、兩肩を稍や後に引くことは胸廓を大にし、呼吸を容易にする爲め必要であり、又男性的な姿勢の爲に必要である。

ホ、兩手は注意を怠ると漸次前に出て指も屈がむもので、大体に此の種の過失を犯す時機は、心の弛んだ時である。

ヘ、顎を突き出す頃は疲れた時か又は放心して居るときにある。又日本人は体格上生活上から頭を前に垂れ易いから、首筋を起し顎を輕く引いて頭を起す樣注意が必要である。

ト、職業の關係上脊柱が左右に曲り、兩肩の恰好が變り、首が左右に傾き頗の大きさも左右相違するものがある。之等は徒手体操を利用して匡正するのも必要だが、自分の缺點を自覺せしめ、之を自ら匡正しやうと云ふ氣分に導くことが肝要である。

實際十數年來の固癖。特に受刑者は地方一般青年と異り、何處か身体に缺陷がある。之は中々匡正出來難い。自ら進んで匡正しやうと云ふ心持を尊重してやることを指導者は忘れてはならない。又受刑者の癖が匡正出來ない事に落膽せず努力すべきである。

第二　休め

一、主眼點の說明

教練中の休めは休息の爲めにするのではなく、自習、復習の實行と窮屈な姿勢を容易にする爲めに行ふ動作にして、教練中に於ける不動の姿勢が正式の座禪とせば、休めは安座の座禪である。

ニ、教育すべき要件

1．心持は不動の姿勢と同じである從つて許可なく談話してはならぬ。

2．號令で先づ左足から出して休む。

3．爾後右足を出す時は一旦左足を正しく右足に引き付けた後に右足を出すこと、即ち片足は絶えず最初の位置にある樣にせねばならぬ。

三、訓練の要旨

1、訓練上注意すべき件

イ、不動の姿勢其の他の動作と關連して教育するを適當とす。

ロ、休めの間に漸次踵の位置を移動せざる樣注意して點檢することが必要である。之が爲には自習動作を局限して實行させ（例へば

不動の姿勢の自習）片足の踵の位置を動かさない注意をするや否やを點檢するを可とす。此の踵を元の位置にあらしむる習慣がついて居ると部隊教練の「休め」をしても直に隊伍が亂れる樣な心配はないのである。

ハ、休めの號令で足を出すと同時に頭を垂れ氣を弛める者がある。休めの精神を充分皷吹して教練中强制せられなくとも緊張した精神を續ける練習が必要である。

ニ、休め中の放慢な精神は變に應ずることが出來ない。

ホ、休めより氣を付けに移るときは、最初は確實な姿勢を要求し漸次迅速確實に不動の姿勢を取る樣にすべきである。

ヘ、不動の姿勢に移つた時身體を動搖するものがある。之は一面立派な姿勢にありたいと云ふ心持から出るものであるが、一面未熟を現はすと共に、不動の姿勢の本旨に背く次第であるから動かぬ樣に教育するがよい。

第三　右（左）半向、後向

（左）向、後向

一、主眼點の說明

轉回の動作は教練直接の動作から言へば、方向變換の基礎動作であるが、修養から言へば、動の姿勢と不動の姿勢とを他の運動で連接した靜動靜の三動作によつて規律心不動の精神を修養し、肉体的に言へば、號令に基き機敏に身体を規律正しく動かす神經活動の練習になるのである。

二、教育すべき要件

A、右（左）向、半右（左）向

1、常に左踵を軸とし左足尖及び右足を少し上げて廻ること。

2、角度を正しく轉回せしめつゝ實施す（右（左）向）

3、腰で身体を捻ること。

4、向き終れば右踵を左踵に付けて同線上に揃へ立派な不動の姿勢となること。

B、後向

1、膝を屈げることなく右足を其方向に引き足尖を僅か右踵より離すこと。

2、兩足尖を少し上げ兩踵を軸にして百八十度廻ること。

3、右踵を左踵に引き著け不動の姿勢となること。

三、訓練の要領

A、訓練の順序

1、主眼點及び要領並に模範を示し號令なく腰にて捻る要領と左踵を軸として轉回する要領を自習せしめつゝ實施す（右（左）向）

2、角度を要求す（號令を用ふ）

3、轉回後速に正しき不動の姿勢に復することを教へる。

轉回動作の機敏確實を要求す。

B、訓練上注意すべき要件

1、最初の時機には號令を用ひず自動的に轉回の動作を實施し其要領を會得せしむること。

2、次に角度を正しく轉回せしむることを練習せしむること。

3、角度を正しく轉回せうと努力する如く指導し命令に對し自發的服從の美德を發揮せしむる樣に教育すること。

4、號令に基いて自分の意思を働かして機敏に轉回すると云ふことは運動神經の練習上大に效果あることを了知せしめること。

5、轉回するときに眼球が体と一致せずして左右に動き又は上下に動き其結果は轉回後の不動の姿勢が崩れるから之に注意するのが必要である。

6、右（左）向の動作は左踵を軸として腰で捻るのであるから腰の運動が原動力であると云ふ要領の分らぬ者又は右（左）向は如何なる場合にも左踵を軸として轉回することの要領を會得せないものがある。

7、轉回後速に身体の動搖を止める爲には足の拇指頭に力を入れ之を屈げる樣にすると止るものである。

第四　體操日課表の一例

別表にある「徒手各個教練の爲め行ふ体操日課の一例」は昭和二年六月上旬大阪に於ける、青年訓練講習會の際、陸軍戸山學校大井少佐の示せる案である。

（以下次號）

徒手各個教練の爲行ふ體操日課の一例

區分	目的	使用時間	約一時間	指導要旨
教材	初歩者に對し不動姿勢右（左）向、速歩行進を體操の補助に依り演習す			
教案				教練は最初の時間に停止間の動作を行ひ、次に進行運動に導き、體操は最初全般的準備と直後に行ふ。教練課目を顧慮し運動種目を選定實施し、爾後教練の性質を稽へ之に準備となる可き運動を選定實施するものとす
時間				

矯正図書館

體操	1、踵を擧げ（兩臂を體側に伸ばしたるまゝ） 2、踵を擧げ膝を半ば屈げ（兩手腰） 3、兩脚を左右に廣く開き體を左（右）に屈げつゝ左（右）足尖を上に向けしめ同時に左（右）手にて左（右）膝頭を壓し胸を伸す 4、頭を前後左右に屈け 5、臂を前より廻せ 6、手肩姿勢の反覆及兩手を胸にあて上體後屈運動	10•	成る可く體操は充分の運動領成と筋の力を強める如く各個に行はしめ指導者は體操の號令などに氣を留めることなく必要の範圍を示しこの運動を行へと命ずる如くすべし指導者の手不足の場合は殊に然りとす
教練	不動姿勢	10•	本姿勢の體型的準備は前項體操にて行ひあり故に心的要求に重きを置き綜合訓練を行ふ
遊技	片足轉回又は轉回球送り、	5•	速に轉回するためには兩踵を接することゝ片足を地面より浮かすを可とすることを自覺せしむ
教練	右（左）向	10•	腰のひねりと右足を浮かす時機とを敎へ以て先づ起動力を練る次に角度の要求に移る
體操	1、股を擧げ（兩手腰） 2、大跨行進 3、徐かに行進	5•	速歩行進のため股關節及兩臂振動の柔軟性及平均保持の養成を目的に行ふ
敎練	速歩行進	10•	股を擧げの運動を行進間に行ふ要領を以て行進せしめ其踏み付けを柔かくす
體操	1、兩臂を上に擧げ體を前後左右に屈伸す 2、踵を擧げ膝を屈げ（手腰にて徐かに） 3、兩臂を左右に上け下ろしつゝ深呼吸	5•	敎練の性質多く直立姿勢なりしを以て疲勞調節上體の屈伸運動を行ひ倘呼吸運動を加へて敎練を終る

初心者の爲に
句評
その四
冬花居士

◇俳句は譬へば漫畫のやうなものでもある見たまゝを句にすればよいといつても、そこに面白味がなくてはならぬ。漫畫家は寢た人間を描けば鼻から提灯を出させ、盲目を描けば白眼が突出した醜男であり、モボ、モガならば極端にハイがつて居るといつた如く、俳句もそこに平凡ならざる點を見出されなければそれの價値はない。應募者の大半がこれである。一輪挿しの花にしても子供がつきさしたものと、活花の心得ある者が挿したものとは相違がある。此點に心を寄せて精進せねばならない。

◇神寂て古堂靜かに梅匂ふ　一帆

神寂てとせば古堂の古も靜かにも冗語である、明治年代であるが某新聞紙の懸賞句に「薄月に古廟の梅の匂ひ哉」を選拔したその選者が、私なれば「月薄う古廟の梅の匂ひ哉」と致したいと評した。味ふべき言であると思はれる。

刑政俳壇
毎月募集
題　當季雜詠
〆切　毎月廿日限
用紙　官私製ハガキ

◇椎廼本冬花先生選◇

草も木も休み山亦眠りけり　靜岡　一心
菜の花の中に聞ゆる子守唄　金泉　安泉
霞みけり大川尻のポッポ舟　松山　辰月
白梅の闇に浮きたつ匂かな　神戸　春翠
草の戸の何やら床し梅の花　同　宮兒
道連れは十七八や春の風　三重　月峰
出る舟も舟も霞に呑まれ鳬　新潟　銀波
辻々の賑ひ初めぬ春の宵　米子　碧空
初春の夜を賑かに更かし鳬　宮城　つゑ
初春や垣根越し聞く琴の音　同　大島
指先に春まだ寒き碁石哉　同　金時
雪割つて日に〱伸る若菜哉　同　まる
三更や靜かにかほる梅の花　同　仙光
梅咲いて畫に入る土手の伏屋哉　同　滿喜
摘草の母と子遠く離れけり　同　青海
湯戻りの東風にふかれて微吟哉　同　毎水
鶯の初音聞きけり乳母の里　金泉　双石
戀猫の背中汚して戻りけり　同　安泉
陽炎や雜魚掬ふ子の逞しき　水戸　落水
不二に尻向けて畑打つ男哉　小菅　翠亭
凧揚げや犬も來て居る練兵場　松山　辰月

◇

脫ぎかねしマント〳〵に梅を見る日哉　堂月

梅はるか匂ぞすなる名所かな

梅は小寒いところに味がある、マント着ては、眞の風流でない。又名所の梅に匂が無いとすればこれ亦名所に非らず、砂糖が甘いといふに何等違はぬ句意である。

◇

牧場迄つゞく馬糞や霜白し　晩香

霜の橋を街へ走れる轍かな

よささうで間違つた句が多くあるものである。牛糞は續くが馬は歩き乍ら糞をせぬと思ふ。又轍の跡で街へいつたか田舍へ出たかを見別けはつかぬと考へるが如何、

◇

田舍驛待合室の蓬かな　双石

吟者は朝鮮である、選者は朝鮮を知らないけれども唆のやうな氣がする。

名灸も素はおなじく蓬かな　同人

これは名灸の句で蓬はかれて艾となつて居るから御注意。

◇

陽のさゝぬ片側藪や殘る雪　泉石

最初に述べたお道理ご尤な句である、この場合陽のさゝぬなどいふは拙いと思ふ。上五七は竪陰の四言で盡くせる。が總體日蔭山藪の殘雪は大抵落選。富士の雪など尚更である。

長談に相手居眠る炬燵哉　山口嵐月

南窓へ書齋を移す梅の花　名古屋臨江

梅を見て石に躓く徑かな　金泉紫水

飛梅の花著るく薫りけり　三池碧心

梅の香の長き話や春の宵　大田雄ふ

谷川や水の淀みの落椿　宮城つゝ石

長閑さや港出入の船の數　金泉双石

左義長に少年團の評議哉　神戸風洲

日曜を乙女の約す蓬摘み　新義洲笑

捨て水に裏木戸の芹太り　金泉安石

溫泉の町をそゞろ歩行や春の宵　釜山砚石

藪の梅南枝綻び風香る　馬山富岳

鹽塞いで手持ち無沙汰となりにけり　山口寒月

牛の子の遊んで居るや野路の梅　下關晩鐘

掘上る鬢のほつれや春の風　諫早二十江

薄月や塀傳ひ行く春の猫　金泉紫江

春寒の辻に花賣る乙女哉　旭川笑子

二三日雪に遲れつ年賀狀　北海長川原

五客梅黑々影大きなる陽の障子　山形峰月

雛壇にモダン人形も並びけり　水戸波詩女

藤棚を見下す茶屋の二階哉　神戸靈雪

春の夜を男ばかりの早寢かな　同翠

燈籠は古りて社の梅白し　岡山水

◇

（人）街路樹は裸のまゝに春寒し　下關春嵐

（地）初午に幟一本寄進かな　浦上啞禪坊

（天）野良戻り蓬に袂ふくれけり　三池雲龍

金泉紫江

柳の話

鳴人生

見渡せば

柳さくらをこきまぜて都ぞ春の錦なりける」と素性法師によまれた柳は、花に非ずして、花に比肩し得る美を備へて居ることが知れる。これが俳諧の方では梅柳とよまれて、梅と姉妹の關係を有つて居る。さうしてこの梅と櫻とは季節に少しく相違がある、その相違のある二つのものと互に結び合はされて賞讃される柳は、果報ものであり、兩面美人である。

ところがこの二面は、和歌と俳諧との趣味の上に相違があるのでなかろうかと思はれる、花と比べる和歌の柳は優美である。柳は綠、花は紅その對照がはでやかである。梅と並べる柳は幽雅である、實素さがある。實際、柳ば芽立ちの時季に於ては梅の風韻と相通じ、絲滴る頃は萬朶の花と不思議に相和し得るのである。

落花寂々

山に啼く鳥、楊柳青々水を渡る人」の風情、また、

ひけば　こぞめの春霞　霞の幕をひきとぢて　花と花とを繼ふ絲は　今朝崩え出でし青柳（藤村詩集の一節）

霞に配した柳も惡くなく、これが小唄の柳となると趣をかへてくる。

堤になびく青柳の　結んで解けし綠の糸　引とめられて見返りの　おもはせぶりな捨言葉　エゝさうじやいなじつほんにえ

といつた調子であつて、夜の柳ならば又一段の情趣を添へる。

青柳の蔭に　誰やらゐるわいな　嘘ぢや御座んせぬ　朧月夜の影法師

これは朧月對柳の美がよく現はれて居る。このやうに人に馴染みつこい柳は一種かといふに、その種類は多く、これを和漢三才圖會によると「柳」又小楊、楊柳、

和名之太里柳

今唯云ふ夜奈木、釋氏呼て曰く、尼倶律陀木と。次に「楸柳」又垂糸柳、河柳三眠柳、赤楊、觀音柳、人柳、雨師。今云ふ糸垂柳（しだれ柳）又云ふ糸柳と。

この二つが詩に歌に、句に、また唄に馴染の淺からぬものであつて、この外に水楊（かはやなぎ）扶移（ふいのやなぎ）。白楊（まるはやなぎ）。贅柳。美容柳。杞柳この杞柳（こりやなぎ）は行李用とし

て實用品に使用せられる。以上八種擧げてあるが、先づ生花に用ゐられるのは別として柳は、土地を離れないところに賞翫價値があるといつてよい。

手折る柳に

吹く春風も堤上の卽興である。かく柳が人に好かれるのは、柳の德を慕ふ點も一つはある、といつて柳に德があるのではなく、人間が柳の性質から德を見立てたものに過ぎない、しかし見立てられるところに柳に德が備はるといつても亦可然ことでもある。さて理屈はぬきにして釋敎七觀音の中に楊柳觀音がある。その解として「觀音應心慈悲にして兎も角も機の樂欲に應同すること楊柳の春風に靡くが如し、故に總じて六觀音に亘る」とあつて觀音菩薩の德は宏大無邊であることを說て居る、又三十三體觀音のうちで楊柳を配した觀音像は「靑頭觀音」であつて觀音經の卽現佛身に相當する。

觀音の德を

性質とする柳は、人間に敎訓を垂れること勿論からぬは當然で、「ふると見ばまた雪には折れぬ靑柳の積らぬ先に拂へかし雪」の歌は柳生流劍道の極意であるといふ。雪中庵蕪太

むつとして戻れば庭の柳かな

柳見て柳欲しいと思ひけり

と詠み、他にも

曲れるを曲げて曲らぬ柳かな　其角

たつた今つゝ挿したれど柳哉　一茶

一と抱へあるも柳は柳かな　千代女

伸る程土手に手をつく柳かな

結ばふと解かふと風の柳かな

れち上戸今日は柳にやらしませ　智月尼

一筋も捨る枝なき柳哉　燕村

出る杭を打たうとしたりや柳哉

（前書あり）

もろ〳〵の心柳に任すべし　芭蕉

等々。情景を寫したものには

蝸牛豆かとばかり柳かな　其角

我門はしだれ嬉ひの柳かな　一茶

江戸も江戸江戸眞中の柳かな

君行くや柳絲に道長し　燕村

梅散て淋しくなりし柳哉

やゝ暫し氣ふりを含む柳哉　曉臺

のこ〳〵と柳見に行く堤かな

傘におし分け見たる柳かな　芭蕉

など。

一名雨師と呼ばれる柳には雨の添ふた風情を愛した歌句が尠なからずある。又夏の柳となると水邊は更なり打水の門、小庭の隅、何れも涼味津々たるもので、若しこれに螢の景物が加はるならば申分はない。諺に

いつも柳の下に

鰌は居ないと云ふが柳の下に水は潤れないことが定法で、弘法大師の柳の水（加持水）傳說は全國到る處に殘り、名水と柳とは離れ難い因緣を持つやうである。柳の傳說として人口に膾炙するものは三十三間堂棟木の由來であろう。「京の三十三間堂の佛の數は三萬三千三百三十三體あるといふが本當か嘘か」と一息に七返繰返して唱へ得れば佛になれるとの俗信がある京都は東山の三十三間堂

はその實六十六間ありこの棟木が柳であると一般に信ぜられて居る。約一千年の歷史を有つこの堂も近年腐朽して修繕することになり、技師が棟木を調査の結果は、さうでもなさそうだと至極心細い發表である、が淨瑠璃芝居を實說のやうに心得る人間が却てどうかして居るので、東海道に「朝顏日明きの松」が殘つたり熱海海岸に「漠子不動」が建てられてあるからとて、何もこれを實際に信ぜなくてよいのである。さてこの棟木の柳は淨瑠璃丈けだと思つて居ると、この柳を曳いた牛の話がある。

平太郎の觀音

「一に權現二に玉津島」と和歌の浦の名所靈しの音頭で動いたのでもなかつた。その話。

今から凡そ七百七十年の昔、後白河天皇は御持病が、風の吹く日に限つて頭痛がせられる。或る日熊野權現に御參拜の折御夢告に「天皇の前生は蓮華坊といふ修行者で、修行の功力により帝王と生れ替つた。然しその蓮華坊は諸國遍歷中、紀州岩田川の邊で死し、里人はこれを憐み埋葬した、その墓に柳が生じ今は大木となつて居る、その根が髑髏を貫いて居るため、風の日に樹がゆれると帝には頭痛を爲、故に柳を伐り、佛像を刻み供養し給ふべし」とあつたので實地踏査となり、伐採となり、御寺建立となつた、これの時堂の棟木も、この柳でとることにした。就ては紀州から態京洛の地に運搬するのに骨が折れた、話はこれからである。

この頃越前の國味間の里に圓海長者といふ長者があり、大層大きな牛が居た。この牛生來の惰けもので毎日食つて寢て計り居たので召使の氣に入らない、長者はこれを「惰けるのも一つの病氣ぢや」と却てこれを憐れんで大切にした。

或る日圓海長者が棟木の柳を曳くに諸國の牛を徵發せられるが、どれも役に立たないことを聞き、牛小屋の前に立ち

「汝程の立派な體格でなんて惰けものであらう、今度御天子樣が牛を御探しになつて御座る、汝が著し御用に立つならばこの上もない仕合せだに」

といひ終るやこの大牛猛然と起上り一聲高く「もう起きます」とないた、長者もこれに氣付て召使をして京洛へ牽かせた、處がこの牛によつて難なく柳は運ばれ、御堂は竣成した、寺名が頭痛山平癒寺、蓮華王院。圓海長者牛ものがたり、これを以て柳の話も終とします。

（結）

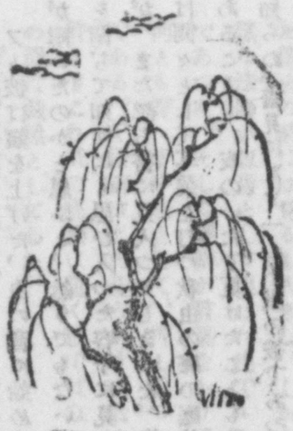

影法師

鳩雨生

一

秋の夜はいつか更けてゐた。

雨の降る音のやうに滋く盛んに庭先に鳴いてゐた虫の聲も、だん〳〵に減つて、今は鳴きつゞけてゐるはいくらもなくなつた。それも何となく疲れた聲で、しかも濕りを帶びてゐるのは、夜更けるにつれて、彼等の住み家である草叢の夜露も深くなつて、その翅を重く濡らしてゐることを思はしめるのだつた。そして秋の夜更けの感をいよ〳〵深めもするのだつた。

しかし、鳴き殘つてゐる虫も、いつとはなしに一つ減りまた一つ減りしつゝあつた。そして、虫の音の減つた後を、靜けさと寂しさが埋めて行つた。

自分の室に籠つて、書見してゐる彼は一心不亂だつた。秋の長夜の更けたことも、虫の音のいたく減つて、しかも露に濕つて哀韻を帶びてゐることも知らなかつた。

机の前の油火の光りは、この默々としてゐる彼の本の上に、時々ほのかな搖らめきの陰を投げつゝ燃えてゐたが、何時とはなしに次第に暗くなつて來た。其處で彼は始めて顏を上げた。

見ると油はもう盡きんばかりになつて、燈心の長い燃え骸が火口に黑い渦を卷いてゐるのだつた。

彼は油を注ぎ足すと、火口をよく剪つて燈心を揷立てる間も惡しげに、また以前の通りに、目を書の上に晒し始めた。新しく勢を得た油火は明るく、彼の書の上に落ち、顏にうつり、廣いその額にうつつた。

虫の聲はいよ〳〵減りつゝも、まだ庭先きにある。夜更けるにつれて哀韻は深くなつてゐた。

フト彼は顏を上げた、虫の音に始めて氣が附いたのかと思ふと、然うでもない。眼を閉ぢて如何にも思ひ入つた容子に見えたが、また忽ち書に見入つてしまつた。夫れは悶々として耳朶を打つ秋虫の聲の庭前にあることも、夜のいたく更けたことも全く知らぬ、書見にたゞ一心不亂の彼であつた。

そして、彼——とは、滑川に錢十貫を落した時『たとへ一貫たりとも大切な國の寶を失ふことは出來ない』と云つて、落した錢に數倍する賞金を出してまで、わざ〳〵河の中を探させて拾ひ取つたその人、時の將軍北條時賴に仕へて、極めて廉潔な能吏として聞えた、靑砥左衞門藤綱である。

二

藤綱は書物に心を啓かれる度に、顏を上げては暫時瞑目するのだつた。そして自分の行つた處を反省することを忘れなかつた。

今日も朝から、さま〴〵のことをもつて、いく人となく訴へて出た。事情をよく質し、是非曲直を明らかに、公平無私の裁斷を與へて民を善きに導き兼ねて治めることを、常に念としてゐる彼であるだけ、その裁斷 與へた後までも、斯うして彼の心に深く懸るのだつた。そして誤らざる明らかな裁斷を與へやうと思へば思ふ程、眞に力になる知識者が欲しいのであつた。藤綱は朝早くから役所で、さま〴〵の民の訴を聞いて、さて家へ歸ると、夜は斯うして一心不亂に書見するのだつた。悟道の深さは究めても究めても、なほ究めきれぬ思ひがするのだつた。

再び顏を上げて瞑目した藤綱は、思はず獨り言を洩さずにはゐられなかつた——

『上君の御情深くもまた惠みある心を以てしても、萬民を治めるといふことは六ケ敷いことだ。訴へ出る者の一人も無いやうにすると云ふことは出來ない。何といふ悲しいことだらう？ 自分は決して心理に明るい者とは云へない、民の訴を聞いても、ハツキリとした裁斷が出來ない……』

考へて來ると、藤綱は深い嘆息をして、一層思ひ入つてしまつたのである。そして先主の明君泰時の救世濟民の德が思ひ合され、それが慕はしくも美しい限りであつた。彼は遂に書物をパツタリと閉じてしまつて、『先主泰時殿には明惠といふやうな立派な僧があつて、その法を傳へて心理を極め、民を安んじ、後世にまでもその恩澤を施し下さつた。自分も始終之を慕つて、どうかしてと思つて天下の知識を求むるけれども、萬民を治めるといふことは六ケ敷いことだ。訴へ出る者の一人も無いやうにすると云ふことは出來ない。何といふ悲しいことだらう？ 自分は決して心理に明るい者とは云へない、民の訴を聞いても、ハツキリとした裁斷が出來ない……』

考へて來ると、藤綱は深い嘆息をして、

……主君の德の濁つてゐる世では決してないけれど、何よりも知識の人が自分には無いことが本意ないことだ。口惜しいことだ……』

藤綱は身動きもしない。ひとり言は此處で止めてしまつたが、彼の沈思は尙もつゞいてゐた。庭先の虫の音はいよ〳〵に減つて來た。

三

『一體、お前は何物だ？……』

やゝしばらくして、沈思に深く閉ぢてゐた眼をポツカリと開くと、何時何處から來たのか、やうやく燃えさかつて明るくなつた燈火の前には見るも大きな、しかも色眞黑な法師が忽焉として現れ出でゝゐるのであつた。そして藤綱が言葉をかけても、何とも答へず平然として、押し默つたまゝである。で藤綱はまた疊みかけて云つた。許よりこれ式の怪物に驚く彼ではない、その歷は嚴然としてゐた。

『其處に立つてゐるのは——人の面前に來て立つのは何物だ』

再度雖何してみても大きな黑法師ね、會

矯正図書館

靜り返つてゐる。藤綱はいよ〳〵大聲叱呼して、三度言つた。

『さあ言へ。言へば許してやらう。云はなければ三十棒を喰はしてやるぞ、どうだ……』

この鋭い大聲叱呼も、また全然効がなかつた。藤綱はヂリ〳〵して來た。で側にある棒を手早く取つて、たゞ一打に打ち据ゑやうと振り上げた。

すると黒法師は此時始めて動いたのである。しかも、藤綱と同時に、そして藤綱がすると同樣に棒を取つて打向つて來るのである。

藤綱はもう物を云ふ猶豫も持たなかつた。黒法師奴たゞ一打と勢こんで棒を打ち下すと同時に、法師もまた打ち下して來た。棒と棒とが相合つた。今度は棒の合ひ場所がまた一致した。

藤綱はもと〳〵武藝に於ても達人である。打ち据ゑられぬ事は無いといふ自信が充分にあつた。

二度、三度、四度……不思議。全く不思議とするより他は仕方がない。藤綱が今度こそはと思つては打つ度、その棒は同じき場所で受け止められてゐるのである。

どうしても打つことが出來なかつた。藤綱は、その奇々妙々なのに心中驚いたのである。そして思はず棒を投げ捨てゝ、法師の前に默つて頭を下げた。藤綱が棒を捨てると法師もまた棒を投げ捨て、依然として默つたまゝではあるが、彼の前に恭しく頭を下げて禮をするのであつた。其處で、

『何といふ不思議な法師だらう、この法師の所業は、初めから自分のやる通りをソックリそのまゝなことばかりしてゐるぞ』

と、フト藤綱は氣が附いたのであつた。心を靜めてよく〳〵見極めた。

『何のことだ』

藤綱は思はず聲を出して云つた。

『何のことだ、自分の影法師じやないか……』

今まで異形の黒法師と思ひ込み、一打に果してやらうとまでしたのが、自分の影法師と分ると、腹が立つよりも呆れるよりもヒドク滑稽になつて了つたのである。『アハヽ、ッ……』

藤綱は腹の底からの可笑しさに堪らなく、聲高々とひとりで笑つた。笑ひ聲はひゞいて室の靜寂を急に動搖させた。燈火はかすかに搖らめいた。

四

自分の滑稽さに横手を拍つて、ひとりで大に笑つた藤綱は、しかし、心の中へ何だか一條の光りが射し込んで來るのを感じた。今まで孜々として求めつゝ、ありながら、然も得られなかつたものに觸れる心地がするのであつた。悟道の光り——將にそれである。

『さうだ、天地萬物は皆な自分の影なのだ、分つた、分つた』

藤綱の顏は燈火の前に輝いた。そして、波立つやうに寄せて來る歡びとうれしさとに身を任せて、計らず得られた新らしい悟道の光りを追ふのであつた。

『影法師に逢つて始めて自分の迷ひが醒めた。天地萬物は皆わが影——それに相違ない。それを、迷つてゐる時はわが影とは氣が附かず、美しい女を見ては欲しくなる、財寶を見ては執着する、これはわれと世界を別に見る迷ひなのである。天地萬物皆わが影なりと知るならば、何で色に溺れ、何で慾に引かされることがあらう。あらゆる事は皆われにあつて別にあるのではない——俺が手を擧げれば彼の法師も手を擧げる。この通りなのだ。自分が無道なことをすればそれが家來の影にうつゝて、家來の影法師も道ならぬ事をする。自分がむさぼれば民の影に映つて民の影法師は盜みをする。自分が忠孝なれば、主君や親の影に映つて、主君も父母も自然慈しみを下さる。自分が腹を立てれば、他の影法師が又怒りを現はす。にこ〳〵と笑へば他人の影法師がまた笑みを作る。自分に奢る心があれば、屋敷諸道具は忽ち綺羅を飾る。色を好めば女の影に惑はされる。自分が善を好めば賢人の影が集つて來て國を助ける。賢き人をそれめば侫人の言葉に惑はされて身を失ふ。』

藤綱はいよ〳〵愉快になるのであつた。磨きを掛けた鏡のやうに心が澄んで來て、このまゝでは濟ませられなくなつた。手は殆ど無意識的に硯を引き寄せた。

『善惡の映るすがたの影法師よく〳〵見れば我が姿なり』

彼は神來的に浮んで來た一首を、サラ〳〵と紙に書き流して筆を擱いた。

『ア、、おもしろ、おもしろ、影法師に出遇ふて天地萬物は皆わが影法師であることが分つた。』

藤綱は書き上げた一首の歌の紙を手にして見詰めながら、今宵ほど心からうれしいことはない、そして恐らくは生涯を通じても、恁樣にうれしいことには幾度も出遇ふまいと思つた。

虫の音はまだ戸外にあつた。が露に咽ぶ絶え〳〵の聲だつた。

『お、虫が鳴いてゐる』

藤綱は今始めて聽くやうな珍しさを以て、つく〳〵と耳を傾けた。そして霽月の思ひを幽かな虫の音に任せた。

司法省關係の國庫歳入出現計

大藏省に備ふる主計簿に依り調査したる昭和三年度國庫歳入歳出現計及前年度比較が二月二十八日の官報に於て發表された。本省關係の狀況は左の如くである。

回歳入　經常部

科目	昭和三年度（三年十二月末）	昭和二年度（二年十二月末）	比較増減（△印減）
刑務所收入	三、三七六、四〇五圓	三、四七六、四〇五圓	△一〇〇、〇〇〇圓

回歳出　經常部

所管別	昭和三年度（三年十二月末）	昭和二年度（二年十二月末）	比較増減（△印減）
司法省	一九、五九一、六八三圓	一八、六〇一、五七六圓	九九〇、一〇七圓

臨時部

司法省	二、八八八、四六一圓	二、七八〇、八六三圓	一〇七、五九八圓

新語略說

I・W・W

アイ・ダブリュー・ダブリューとは、アメリカに於ける最左翼的勞働團體である世界産業勞働同盟（Industrial Work men of the World）の頭字をとつた略字で、世界最大の勞働團體たる（A・F・L）に對蹠的な關係をもつてゐるので世界的に有名である。初めは、三十六名の革命的勞働者の秘密結社であつたが一九〇四年の秋宣言を發し翌年六月二十七日シカゴで第一回の大會を開いて正式にこの會を成立した。

直接行動を重視し、次第に硬化して「貨銀制度の廢止」を公然叫んでゐる。

然し戰後、取締政策のため關士百六十六名は投獄され、幹部のリットルは暗殺され、シアトルの會員は軍隊の襲撃にあひ今では一寸活動出來ないやうになつてゐる。

この會員は殆んど全部が不熟練勞働者で、一定地域に於ける地方産業的組合を單位とし、これが全國産業的組合として結合し、これが部門産業的組合に統括され、國際團體の國家的單位たる産業總同盟に直屬し、以て世界革命の要素的單位を形成するといふ組織で、而て彼等に從へば、長期の一回の罷業よりも短期數回の罷業が有效であるから雇主の抵抗力がもつとも弱いときに全産業管理をせよ。而てその目的を達するまでは怠業や勞働時間の短縮や種々の非常を用ひて失業者を救濟すると共に、罷業が續いて行はれるやうにせよと敎へてゐる。

赤旗事件　天草一揆

驛擾罪に問はれた山口孤劍（義三）の出獄歡迎をかね西川光次郎一味の軟派社會主義者に對し、神川松子、小泉禮子、菅野須賀子、大須賀里子などの婦人も加つた大杉、荒畑などの硬派社會主義者と無政府主義者が、神田錦輝館で明治四十一年七月演說會を催し、赤旗をおしたてゝ場内を練り歩き、餘勢の赴くところ場外に出でんとして警官と衝突、大杉は拘禁された。そこで山川均、堺利彥などが彼等を取返さんとして警視廳に出頭したが却つて捕へられ、何れも禁錮刑に處せられて千葉監獄に送られた。之を赤旗事件と稱し、日本の社會運動史上有名になつてゐる。

寬永十四年から十五年にかけて、肥前島原に行はれた切支丹一揆で、慶長以來のキリスト敎禁壓は、寬永時代に至り殊に甚しく島原の城主板倉重政は單に敎徒暴壓の程度に於て苛酷であつたばかりでなく苛斂誅求の事實も多かつたゝめに、竟に小西行長の浪人矢野松右衛門が浮說を利用し、十六歲の益田四郎時貞を首領に擔ぎあげ、三萬七千人の敎徒農民と語り、原城のあとに立ち籠つた。

而てこの叛軍の力强く、遂に老中松平信綱が出陣するに至り、十五年二月十七日陷落、一萬の捕はれたものは梟首された。

▽——◆——△

◈出張所生活

足利生

此の出張所に轉勤を命ぜられてから、四ケ月餘は夢の間に過ぎ去つたが、こゝには出張所獨特の深き趣味ある仕事が潛んで居る。

區域は極めて狹隘だが事務室も調所も接見室もあり刑務所としての設備は完全であつて、四人の職員が圓滿に强き責任觀念の下に任務を果し、平穩なる日を送つて居ることは確に此の所の誇として價値あるものと思ひます。

一昨年の夏經費の都合か何かで小使が廢せられてよりは、除草も事務室の掃除も用達もあり看守の副業は可成多い、時には破損個所の修繕も餘儀なく行ひ、不馴な仕事も遂には上達して可成の修繕迄人手に入れずに濟むと云ふ條得があります。

一方被告人の取扱に付ても稍〻永く拘留せらるゝ者なぞに對しては便宜上理髮洗濯員が爲す場合もあり、總てが深切を旨として未決拘禁の主趣に反せぬ樣注意を拂つて處遇し、釋放の場合等には訓諭ながらも敎誨的に持かけて覺得すると、大抵の被告は涙を浮べて眞に反省悔悟せしものゝ如く、我に立返つて喜悅滿面で出て行く姿を見るのであります。累犯者にして受刑を一向に苦とせず未決時代に既に作業賞與金の收入を目的として工賃の額などを尋ぬる者もあるが、是等の者はいざ知らず、こうした未決時代に刑務所の處遇とか、職員の動靜とかが何如に强く彼等に刺戟感動を與ふることぞせう。

被告より資格異動で送らるゝ者のうち、長刑期を執行せらるゝ者は或は此の刺戟は忘るゝかも知れぬが、短刑受刑者に取つては最も大切な時機と思ひます。殊に檢事の便宜主義に基く釋放の如きは、此の短日の拘禁歲分が實刑より以上の效果を與へられて居るのではないでせうか、恐らく然りとせば未決刑務所の責任の重大なることは申すに及びませんが、行政處分中の警察署の取扱迄氣遣はるゝ程であります。茲に私は出張所に囑託敎誨師の必要も看讀書籍の完備も望まるゝのでありますが、職務に當つて兎角興味多しと言ふことだけの意味で發表致します。

職務は別問題としてまた斯樣な殆ど滑稽に屬する事例もあります。此の地は看守と云ふ役人が極めて拗いと云ふ關係か、警察官と見分のつかぬ者が多い、故に一口に裁判所のお巡さんは緩慢だと非常に評判が良い、夫は街路に屎尿する者も自轉車の二人乘を目擊しても咎める權利もなし從つて咎めぬからでもありませう、去年の暮の夜のことであつた兎角經濟界の行詰で財界の不況とはよく政治家の言ふことであるが、之

が影響したか、近所の人が家政上で親子喧嘩が起り、其隣家の女將が「旦那お願です」と飛で來た、敢て得意になつたつもりもなかつたが、それはと早速行つて仲介に立つた、そこで案外簡單に納つて仲裁の役目は完全に果した譯だが、困つたのは盜難屆。被害高は僅かの樣に言ふて來たが如何とも仕方がない職掌違ひで事理することは出來ませんと譯を話して撤回したのでした。

以上此の出張所にての感想の一端ではありますが、出張所の職務として事務成績より見たる事務は極めて尠ないが、只單に證憑湮滅を防ぐを以て未決拘禁の能事終れりとせず進んで犯罪防遏の精神を以て、こうした實務を徹底せしむるはなか〳〵重大な任務と思ひます。

仄聞すれば近く出張所に長を認め、看守長を以て之れに任ずるとか、實現の曉には其效大なるものと思ひます。

◆模倣より創造の行刑へ

米子 M 生

模倣より創造へ——さうした言葉は近代日本の文化史上に輿へられたる金科玉條である。あらゆる歐米先進國の模倣を以て進歩發達し來つた我國の文化は、今や總ての點に於ても制度に於ても、凡て模倣より脫して、自ら創造の文化たらんとして躍進しつゝあるのである。

斯うした時代の趨勢は、等しく我が行刑圈内へも波及し、行刑の一大革命を起し來つたのである。由來今日の行刑制度は、所謂模倣文化の渦中に育くまれしものなるが故、其の觀念に於ても制度に於ても、凡て歐米のそれに倣ふ所が多かつたのである。されば之を稱して「模倣の行刑」なりと云ふも敢て過言ではないのである。

されども時代の要求は、何時までも斯うした模倣を以て甘んずる譯にはゆかなくなつたのである。我等は且て、西歐人が「光は東方より來る」と叫んで、我國に於ける或る何物かを模索せんとしつゝあることを見逃してはならない。我等は斯る言を耳朶にする時、自ら血湧き肉躍るの感を覺え、其處には偉大なる使命の齎らされるものなることを強く首肯せずにはゐられないのである。

茲に於て、我等は如何にしても今日に於ける模倣行刑を突破して、凡ての旣套を放擲し、而して新時代の要求すべき點に價値ある「創造の行刑」たらしむべく銳意努力爲すべきである。之が卽ち、今日行刑に携るものゝ責務であると共に、又それが日進月歩の昭和新國民の使命でもある。

◆休憩の十分間

練習生 市谷 實

二月の始めとも思へぬ稀らしい暖かい日だ。

建物と建物との間が五六間あいて、そこから電車通りが見える。その向ふにお濠の石崖が原始的の色彩を投げて、その上に須磨の浦から運んでも來た樣な松の木が青空に突つ立つてゐる。

今電車通りは、しきりに自働車が走つてゐる。シボレー、ナッシュ、シトロエン、さてはフオード、スターなど砂塵をあげて心地よげに輕快に飛んでゐる。怪物の樣な円太郎のコバルト色の車體、家鴨と呼ばれる青バスの大きなお尻がなだらかな車道を走る。日比谷に近く可成り通りは激しい。

カラン〳〵……始業の鐘に現實に引き戻されて講堂に飛び込む。試驗迄にあと二十日だ。昨夜の睡眠不足でしきりに居睡りが出る、試驗だ！緊張しろ……しかしやつぱり眠むい。

研學の苦さをつく〳〵とおもふ。

◆能率增進

K 生

一人の職員（就中看守）が拜命したならば、其の人の姓名は帳簿や其他名簿等に大變澤山記載されるのである、中には森 一とか林 勇とか二、三字にて極く簡單に濟むのがあれば、往々にして非常に面倒な何野何右衞門と言ふのがあつて、實に手數の掛るものである、そこで幾分でも能率を上げる爲新拜命者があつた場合、本人に交渉をして姓名のゴム印を一個買ひ入れしめ、それを本人が退職する迄役所に提供せしめ、退職の節は本人に返戻する事にし、文書係にて全職員の提供せる印を適當な箱に入れ保管し、各係にても隨時使用する事の出來得る樣備付ければ、總て筆を取つて記すべき氏名は極く簡單、然も明瞭に記す事が出來得る。

假に看守に甲、乙外套、多服を給與する時、交付簿と返付の氏名に幾時間を省ける か、又百三十名全職員に昇給賞與の辭令を交付する時は、一人に辭令二枚帳簿に二ケ所都合四回記載せねばならず、毎月俸給（看守にありては俸給の外宿料、代料渡と三回以上は入用）には明細書から領收書袋に至る迄最も便利に使用が出來得る、この點よりして、早くも鐵道省管下各官衙に在りてはこの便利な方法が實行されて居る。希くは我刑務所に於ても實施されん事を祈るのである。

役所の經費を以て買入れて頂けば僅かに貳拾錢程にても職員より提供せしむる必要はなく愈々結構である。

◆行狀審査の査定に就て

宮崎 子實生

由來處遇の方法に就ては、現在各所に於て取扱つて居る作業奬勵や階級處遇と其形式や内容に就ては多少の相異あるも所謂大同小異で、勿論其精神とする行狀に重きを置く點に於ては一致して居る、行狀の良否改悛の有無は直ちに處遇の上に影響することを思ふ時、現在の審査規定の外に新しき規定を望む譯である。階級處遇や作業奬勵は動々もすれば累犯者に厚く、初犯者に薄き結果を齎すものとも思ふ、刑務所に出入することと屢々なるため自然紀律に馴れ 又作業上相當の技倆を有する上に於て常に初犯者を凌駕して居る傾向がある、要するに改悛の狀顯著なりと云ふ賞表授與の程度に至らざる迄も紀律に觸れざると、長き刑期は行狀の査定が相當の級迄進ませられてか

らであるが、之に比し初犯者にあつては如何に努むるも入所日浅く、隨つて紀律に馴れぬ結果心ならぬ犯行も時には發生することもある。幸ひ犯行をなさぬ迄も作業上技倆の點に於て遠く累犯者に及ばない、殊に處遇上一大原因すべき行狀査定に付ても短期刑ならんか、六ケ月審査と云ふ關門を潜るため自然長期累犯者に比し常に行狀の査定が末位に置かれ、處遇上著しき開きを生ずると共に、釋放時迄不遇の地位にて終るものもある　素より處遇は彼等の努力に酬ひらるべき果實である、此の意味に於て行狀の審査は愼重審議苟くも誤判があつてはならぬと共に、相當の考査期間の存在は否定することは出來ぬ、併しながら短刑期初犯者に對しては特に相當の考慮が審査期間の上に必要であると思ふ、徒らに累犯者を貶し初犯者を褒むるものではない、彼れを憎み之れを愛すと云ふ筈はない、要は處遇上の權衡を保たんとするに他ならぬ、又た申すまでもなく刑の量定に就ても其言渡さるべき刑期が本人を改善するに足るてふ判斷に基くものであらうし殊に初犯者に對しては尚ほ且つ然りと思ふ、爰に於て裁判と刑の執行は密接不離の關係にある故に、其言渡されたる刑期内に於て靈肉共に其活動をして圓滿なる發達を遂げたる者には形式的にも立證すべき記錄を遺すの要ありと思ふ、然るに審査に於て六ケ月の規定ある以上、法規の正面卽法理的に論ずる時は縱令實質に於て行狀良なりと認むるも、形式に於ては法定期間中進級せしむるを得ざる結果、本人の身分帳に認むべき形跡を遺さざるに於ては累犯者の夫れに比し視察上一層の努力を要する譯であるが、幸にして規定の實現を見るに至らんか成績向上に伴ふ賞與金其他の支出多きを加ふるも、愼重なる審査に於ける實績は改善と云ふ大なる收獲もあらう、又却つて國家經濟より觀るも有利なりと思ふ。要するに形式(規定)と實質をして秩序的併行せしめ、延、ては處遇の均衡を保たんとするに於て以上の希望を並ぶる次第である。實際に直面し聊か所感の一端を述べ高教を仰ぐものである乞ふ幸に諒せられんことを。

◆書信を通じて

北區支所　まさじ生

書信を通じて
多くの被告の心理を想ふ時
そこにはいろいろの奸詐や虚僞や
見榮があり脅喝がましい言葉も
時に片鱗を見せることもあるが
概してあきらめと後悔が仄見えてゐる。
それはたゞ自由をあこがれる方便としての一時的の後悔のやうにも、思へるのもあるが。
しかし、さすがに彼等も人の子―
人情の美しさを私に敎へてくれる。
わけても、子を思ふ心の涙ぐましさよ
子を思ふ時の彼等には
何等の虚僞も奸詐も見榮もない
たゞ、赤裸々の眞實性を暴露して
生れたまゝの善良さにたちかへつてをる……
あゝ、誤つてかゝる所に來た哀れな人々よ
その子に對する眞實をもつて
心からほんとうに心の奥底から
懺悔の言葉は出ないものだらうか
すべては子の愛のために
再びかゝるあやまちを
くりかへさないと
固い決心はできないものか……
そこが理屈通りにゆかぬ世の中だらうが
あゝ、すべては子の愛のために
忍苦と自重はできないものだらうか
あゝ、悲しき人間の矛盾さよ

◆幼心

飯塚　おが生

往年岩間の清水を兩掌に掬して飲んだ少年が今は角帽を冠つたまゝでカフエーの女を相手にビールを飲む。

×　×

往時靜寂とした松林の下で小さな無邪氣な聲をあげて歌ひながら松葉を撒いた少女、都に憧れて出稼ぎしたが、今は何處でどうしてゐるやら便りもない。

頭腦明晰操行善良身體健全を以て誇りとしてゐた竹馬の友S優等生が今は小暗かい病院の隅で胸の病に力を失ひ血の涙で泣き暮してゐる。

×　×

行狀不良缺席勝ちの腕力を以て横暴を極め喧嘩大將又は買食ひ大將のあだ名をもらつてゐたB君到々生存競爭の落伍者となり刑務所へ飛び込む。

◆看守と云ふ名稱

姫路　呑海

世界は動く、日に月に舊きものを振り棄てゝ新しきを求めて進む。是れを進歩といひ、文明文化と言ふ、あらゆる制度も文物も思想も文明の彼岸に向つて突き進んで行く。

社會暗黑面の代名詞となつてゐた牢屋や監獄も時代の風潮に押されて、今では明るいそして感じのよい刑務所といふ名前に變つた。昔の監獄法といふ法規も内容の改善

刑政第42巻第4号
矯正図書館

と共に行刑法といふ名に變つた。それに伴ひ牢屋や監獄時代の陰鬱な暗い應懲的な行刑は薄れて、現代の刑務所は本當に明るい、晴れやかな光明に滿ちた處遇が行はれてゐる。曰く敎化曰く善導曰く良民化〻等々、自由刑執行の主義目的がこのやうに變つて來た、從つて是れに從事する役人もやはり現代的の役人であらねばならぬ。この意味でか昨年御役人の永い間着なれてゐた服裝も改正された、斯くして何れもが改善の道を追つてゐる時、どうしたわけか看守といふ名稱だけが依然として昔のまゝで取り殘こされてゐる。看守とは何ぞや、曰く囚人を守り見るものなり、それはこの名稱の字の示す通りである。果して現代の看守といふものはこのやうなものだらうか、否決してそんなことで職務を全ふしてゐるといはれない。苟くも現今の行刑が敎化主義をモットーとしてゐる以上、吾等は彼等を誘導敎化して行く事が其の職務の第一とすべきであらう。故に吾々看守の職務は社會の敎育家と同樣に高潔な職であらねばならぬ。然るに舊時代に於ける看守といふ名稱が變らぬ爲か社會の人達はやはり吾々を昔のまゝの不淨役人と考へ、其の職務もやはり罪に泣く囚人に無理やりに仕事を強制しい、晴れやかな光明に滿ちた處遇が行はれてゐる。曰く敎化曰く善導曰く良民化〻等々、自由刑執行の主義目的がこのやうに變つて來た、從つて是れに從事する役人もやはり現代的の役人であらねばならぬ。この意味でか昨年御役人の永い間着なれてゐた服裝も改正された、斯くして何れもが改善の道を追つてゐる時、どうしたわけか看守といふ名稱だけが依然として昔のまゝで取り殘こされてゐる。看守とは何ぞや、曰く囚人を守り見るものなり、それはこの名稱の字の示す通りである。果して現代の看守といふものはこのやうなものだらうか、否決してそんなことで職務を全ふしてゐるといはれない。苟くも現今の行刑が敎化主義をモットーとしてゐる以上、吾等は彼等を誘導敎化して行く事が其の職務の第一とすべきであらう。故に吾々看守の職務は社會の敎育家と同樣に高潔な職であらねばならぬ。然るに舊時代に於ける看守といふ名稱が變らぬ爲か社會の人達はやはり吾々を昔のまゝの不淨役人と考へ、其の職務もやはり罪に泣く囚人に無理やりに仕事を強制しい、晴れやかな光明に滿ちた處遇が行はれてゐる。曰く敎化曰く善導曰く良民化〻等々、自由刑執行の主義目的がこのやうに變つて來た、從つて是れに從事する役人もやはり現代的の役人であらねばならぬ。この意味でか昨年御役人の永い間着なれてゐた服裝も改正された、斯くして何れもが改善の道を追つてゐる時、どうしたわけか看守といふ名稱だけが依然として昔のまゝで取り殘こされてゐる。看守とは何ぞや、曰く囚人を守り見るものなり、それはこの名稱の字の示す通りである。果して現代の看守といふものはこのやうなものだらうか、否決してそんなことで職務を全ふしてゐるといはれない。苟くも現今の行刑が敎化主義をモットーとしてゐる以上、吾等は彼等を誘導敎化して行く事が其の職務の第一とすべきであらう。故に吾々看守の職務は社會の敎育家と同樣に高潔な職であらねばならぬ。然るに舊時代に於ける看守といふ名稱が變らぬ爲か社會の人達はやはり吾々を昔のまゝの不淨役人と考へ、其の職務もやはり罪に泣く囚人に無理やりに仕事を強制しい、晴れやかな光明に滿ちた處遇が行はれてゐる。曰く敎化曰く善導曰く良民化〻等々、自由刑執行の主義目的がこのやうに變つて來た、從つて是れに從事する役人もやはり現代的の役人であらねばならぬ。この意味でか昨年御役人の永い間着なれてゐた服裝も改正された、斯くして何れもが改善の道を追つてゐる時、どうしたわけか看守といふ名稱だけが依然として昔のまゝで取り殘こされてゐる。看守とは何ぞや、曰く囚人を守り見るものなり、それはこの名稱の字の示す通りである。果して現代の看守といふものはこのやうなものだらうか、否決してそんなことで職務を全ふしてゐるといはれない。苟くも現今の行刑が敎化主義をモットーとしてゐる以上、吾等は彼等を誘導敎化して行く事が其の職務の第一とすべきであらう。故に吾々看守の職務は社會の敎育家と同樣に高潔な職であらねばならぬ。然るに舊時代に於ける看守といふ名稱が變らぬ爲か社會の人達はやはり吾々を昔のまゝの不淨役人と考へ、其の職務もやはり罪に泣く囚人に無理やりに仕事を強制しい、晴れやかな光明に滿ちた處遇が行はれてゐる。曰く敎化曰く善導曰く良民化〻等々、自由刑執行の主義目的がこのやうに變つて來た、從つて是れに從事する役人もやはり現代的の役人であらねばならぬ。この意味でか昨年御役人の永い間着なれてゐた服裝も改正された、斯くして何れもが改善の道を追つてゐる時、どうしたわけか看守といふ名稱だけが依然として昔のまゝで取り殘こされてゐる。看守とは何ぞや、曰く囚人を守り見るものなり、それはこの名稱の字の示す通りである。果して現代の看守といふものはこのやうなものだらうか、否決してそんなことで職務を全ふしてゐるといはれない。苟くも現今の行刑が敎化主義をモットーとしてゐる以上、吾等は彼等を誘導敎化して行く事が其の職務の第一とすべきであらう。故に吾々看守の職務は社會の敎育家と同樣に高潔な職であらねばならぬ。然るに舊時代に於ける看守といふ名稱

◆二人の話

北支 拜聽生

この多人數の收容者に懲罰事犯が無いのは、不思議だ、收容者に懲罰事犯が無い筈はない僕は些細な點でも苟くも法規に觸るゝものはドシドシ罰すれば眞しいと思ふね。某所はローヤールを被告人扱ひだよ、それにゝはまるでお客樣扱ひだね、ゝ高話に花が咲いて盡きない。遖が溫厚な主任も聽衆て其席を離れ注告されてヤット話が止んだ。

これば或日拜聽した實話だ。僕はお恥しいが未だ練習所や帝都刑務所の門をくぐつた事がない、所謂井中の蛙で、この談話が妥當か否かは判斷出來ない。

一月號刑政時論本年刑務界豫想の一節に、所謂上級幹部の人々だけが、如何に理想ゝ信念とに燃ゆるところがあつても、日夕直接する職員に於て處遇の要諦を會得してゐなかつたら、折角立派な制度もついに破綻を免れぬ云々とある。

昔、孟子の母は子の爲めに七度住居を轉じたそうだ、是は何を意味するか？

法規の尊嚴を遵奉することは多言せないが、徒らに懲罰を望んだり、ローヤールを被告人同樣に扱ふのは是か將亦否か。

火を視れば火事と思へ、人を視れば盜人と思へ、此は普通人の要愼詰で有まいか？

我々は現行制度、所謂明るい行刑の先驅者となつて働く限り、公務上普通人と異る素質か必要ではなからうか。

○○○○ 世界の國花 ○○○○

先づ第一に、日本の國花は何であるかと云へば、夫れは三歳の童兒と雖もよく知つてゐる如く「さくらの花」である。「敷島のやまと心を人間はゞ朝日に匂ふ山ざくら花」——夜の間にしつとりとしめりを含むだ萬朶の櫻花の上に、輝かしい朝のひかりが映えたその美觀、まるで夢のやうである。まことに美しさの極みを思はしめるに充分である、然もこの美しき花の散り際のまたいさぎよさ。其處が日本民族固有の精神美をよく表徵してゐる。これがおのづからにして國花として選ばれた所以でなければならぬ。

そして、日本には忘れてならぬ、も一つの花がある。皇室の花の「菊」である。美しくしていさぎよき春の花と、盛り長くして色香共に高く床しき秋の花と、この二つの花によつて、日本の國體と民族の精神美とは遺憾なく表徵され、また以て世界に誇り得る最大なものである。

□ □

隣國の支那は、むかしは牡丹をもつて國花と云ふことにしてゐた。牡丹は卽ち富貴の表徵として、金持や貴人によく似合ふ濃艶無比の花だ、だから牡丹は花の王姫で芍藥がその侍女だと云はれてもゐた、けれど現在の支那は牡丹の如くに華麗で富貴な國ではなくなつてゐる。そして、つひ最近に國花を變へた。

支那をその原産地とする花に「梅の花」がある。梅の花は淸くさつぱりとして、汚れなき意味をもつてゐる花であつて、卽ちこの花が新らしく國花として然も法律で制定されたのである。

□ □

イギリスは薔薇が國花である。薔薇は卽ち愛情を意味してゐる。そしてイギリス人が薔薇の花を見る心は、吾々日本人が櫻の花を見るに似通つた所がある。またこの間御病氣の由を傳へられた、今の皇帝が御卽位の時に、皇帝がお好きであつたスキートピーを御使用になつたので、それからスキートピーが英國第二の國花といふことになつてゐるやうである。尤も、同じ英國中でも北方のスコットランドはあざみの花をその國花としてゐる。

□ □

アメリカではカルニアとサンザシである。カルニアは北米だけに出來る花で、水のじめじめした所に生える、シヤクナゲ科の小さな木だ。うす桃色の金米糖のやうな美しい花であるけれど、この花は何處にもあるといふのでないから、アメリカ中何處にでも咲くサンザシを國の花にする人もある。これはバラに似た花である。

□ □

フランスでは百合が用ひられてゐる。日本の鐵砲百合のやうな白百合で、マドンナリ

刑政第42巻第4号
矯正図書館

り！といふのがそれである、これはサンタ・マリアと云つて、キリストの母にさゝげる花である。

□　□

イタリーの國花は鐵菊で、昔マガリータと云ふ非常に高德の皇后があつたが、その皇后が大へん鐵菊を大切にせられたので、その德を慕つて國花にしたのである。

□　□

ドイツは矢車草である前の皇帝カイゼルがこの花を大に好みし所から國花となつた。

□　□

ハワイは扶桑花であるが、その由緒を別に持つてゐない、たゞハワイ全島に澤山咲く花で、ハワイの人々が一番親しむでゐる花である所から國花といふことに定めたのであらう。これも法律で定めてゐるのである。扶桑花は、また「ぶらきうむくげ」とも云ふ。夏から秋にかけて東京などでもよく美しく咲いてゐる「ふよう」とか「あふひ」とかいふ花の一種である。色は桃、紅など色々ある。

□　□

その他の國を一括すれば、インドはヒナゲシ。エヂプトはスヰレン。ペルーはヒマハリ。ペルシヤはチユーリツプ、チリーはコピーレーといふ花である。このコピーレーはチリーの南方森林中の木にまき着いてゐる蔓草で、日本の椿の花に似てゐて、下向きになつて咲いてゐる美しい花である。

醤油の良否を見分ける法

醤油は醸造の際色をつけるものですから、その色は品質の良否に關係はない。

× ×

悪い醤油とは主として人工的醤油即ち早造りの醤油をいふのであるが良い醤油に人工的醤油を混入したものもある。

× ×

で、その見分け方はよい醤油は苦味と辛味が餘り強からず甘味があつて匂ひがよい、また色は鼈甲萬のやうに濃いもの、ヤマサのやうに淡いものもあるが、いづれしてもこれをガラス壜に入れて日光にすかして見ると良品は紅褐色を呈し下等品は又少し青味を帶て不純物を含んでゐる。

× ×

また口に含むとよい醤油は醤油獨特の程良い味があり口當りが柔かで餘り甘くなく、又にが過ぎず後口に何ともいへない旨味が殘るが悪い醤油や人工的醤油にしほからく感じ又は口に入れるとすぐ甘く感じその香味も長く口に殘らない。

× ×

更に醤油を湯で十三倍にうすめるとその鹽加減が丁度吸物の程度になりますから之を口に入れて味を試すとよい醤油は少しも口を刺戟せず味に力があつて、にが過ぎもせず、緩節でも使つたやうに旨味があるが悪い醤油は酸味苦味甘味があつて、旨味がなくうすめたとき力がない。

近火の場合

恐ろしい火事の季節になりました、よく火氣に氣をつけて火など出さないやうに努めねばなりませんが、私どもはさうした注意のほかに萬一近火などに襲はれた時の用意をもしておかねばなりません。

△方向を知ること

火事だと知つたらその火がどの方向に燃えて行くかといふ事を先づ第一に見きはめねばなりません、あわてふためいて風上にあるのにぢたばたすることはおろかなことです。

△冷水をのむこと

火を見るとどういふものか足がわな〳〵とふるえ齒がガタ〳〵するものですが、かうした時冷水をぐつと飲んで氣を落ちつける事が必要です。

△足袋をはくこと

あわてゝよくはだしのまゝ外に飛出したりしますが、そんな時よく釘や瀬戸物の破片で怪我することがありますから足袋をはく事を忘れないやうに。

△先づ老病人から

避難は先づ老人や病人子供だちからしなければなりません、きまりきつた事でいざその場合になると二階に寢てゐる病人を忘れたといふ事がよくあるものですから氣をつけるやうに。

△持出し品の目録

常に細長い袋を用意しておき、いざとなつたらそれに必要なものだけを詰めこんで背中にかつぐといふやうにするのがよろしいが、その前にいつも萬一の場合何から先に出すかといふ目錄を作つておき見易い場所に揭示し雇人達にもそれを知らせておくやうにしますれば、あわてゝ鍋釜を持出して大切な書類入りのトランクを燒くやうな事はなくてすみます。

△何よりも沈着に

要するにいざといふ場合にあわてない心の修養を積むことが必要です、何よりも沈着にそれでゐてよく行きわたつた注意ですばやく動くといふやうにしますれば、損害を比較的輕くする事が出來るのです。

咽聲で泣く時

△赤兒はひもじいとて泣き痛いとては泣くもので、乳兒にとつては泣聲が唯一の言語なのであります、よく乳兒が、泣いたから腹が空いたのだらうと云ふ方がありますが、必ずしも腹の空いた時ばかり泣くものではありません、母親方の參考までに乳兒の泣き聲の聞き分け方を申しあげて見ませう、續けざまに泣くのは空腹を感じた時ですまたはひどく湯いた時や、蟲などにさゝれて痒い時などもあります。

下肢を、腹に向けてひく樣な恰好をして息のとまる樣にひどく泣くのは腹痛の訴へです、そして時々手を握つたり、開いたりして、泣いたり止めたりするのは痛みが發作的に來るためで、大聲で泣く時は痛みの度が强くなつたのを訴へるのです、氣むづかしく哀れげに泣いたり、安眠せずに、醒めては泣き、醒めては泣きするのは健康のすぐれない證據で、身體に何か故障でもあるか、または病氣の前兆です、しわがれた聲で哀れつぽく泣くのは咽喉に故障のある爲めです、睡眠中に急に泣き出すのは急に物に驚かされた爲めです、今迄何事もなかつたのに突然高聲で泣き出すのは、身體の、何處かに發作的に非常な故障が起つた爲です。

聲も立てられずに低い聲で泣き續ける時は脚氣にかゝてゐる恐れがあります、咽聲を出して泣くのはおむつが汚れたことを訴へる時です、弱い聲で呻く樣に長く泣き續けるのは身體が非常に衰弱してゐる爲です。

第二十回刑務官練習所閉・所・式・擧・行

原總裁臨場して祝辭

來賓として小山檢事總長祝辭

我が刑務官練習所は、時を繰ること二十星霜すでに千名に及ぶ卒業生を出し、我が刑務界に多大の貢献をなせることは內外等しく認知するところであるが、茲に又第二十回の練習所を修了し、これが閉所式は、三月九日午前十一時から、原總裁、小山檢事總長閣下を初め別項の如き多數の來賓臨場のもとに、盛大に擧行された。

來賓

原司法大臣、牧野大審院長、小山檢事總長、三木檢事長、田中地方裁判所長、鹽野檢事正、松井茂博士、佐々木英夫、佐々木秘書課長、近藤會計課長、清水人事課長、泉二刑事局長、濱野技師、香川輔成會理事、近藤同主事、和田典獄補、富井隆信、武田慧宏、行刑局屬官、辻・森山・正木各書記官、芥川衛生官、四刑務所長等

住江本會主事の告式の辭について

で、松井會長より、卒業生總代山本祐助君に卒業賞證書授與、次で成績優秀なりし山本祐助（高知）吉田益雄（札幌）主稅鐵雄（福岡）小久保義晴（市谷）山本榮三（台南）の諸君に賞品授與、終りて松井會長の練習所長としての訓示、原司法大臣の祝辭、來賓總代として小山檢事總長の祝辭、講師總代として松井茂博士の祝辭あり、山本君の答辭を以て式を終り、一同紀念撮影をした。

今回の卒業生中、前記の如く五君が成績優秀なるものとして賞品を授與されたが、概して成績は、近似し線平均點は、前年より秀でゝゐる。

卒業生

小菅木野信三　市谷永田義晴
豐多摩・長谷場正壽　巢鴨渡邊克己
福島小原了三　青森川村卓郎
札幌吉田益雄　函館嵯峨寅太郎
釧路河村信市　小田原鈴木治三郎
岩手園栗林吉則　北海道佐久間一實
八王子少年井上惣三郎　京城前間英六
西大門少年部數夫　大田大石賴幸
咸興後藤善弟　新義州毛利龍城
海州西村渡　大邱内尾政雄
釜山李永守　臺北伊藤銀藏
臺南山本榮三　市谷山上重子
名古屋武田松輿　福岡竹田フミオ
鹿兒島大河平靜子　宮城高橋さん
札幌（大連）松橋佐代
宇都宮植木藤一郎　前橋石田實
長野美谷島正男　新潟高岡卿藏
京都糸井輝一　大阪川上光治
神戸池田友之助　同日高長一
高松大浦武儀　同田淵繁一
高知山本祐助　名古屋井上與會市
金澤吉田清麻　同富山支所栃折健次
同吉田與吉　岡山安藤定美
松江福山勝治　松山名田清
長崎副島千代人　同藤田保一
三池堤鐵藏　福岡中村保
福岡主稅鐵雄　同小倉支所中村秀一
大分三重野繁馬　熊本橋本工
宮崎前野宗一　宮城高橋七郎

松井練習所長訓辭概要

第二十回刑務官練習所卒業式を擧行するにあたり大臣、大審院長、檢事總長閣下を初めかく多數の御來臨を得ましたことは光榮の至りと存ずる次第であります。ことに司法大臣におかれましては議會開會中で政務多端なるにかゝはらず御臨場下さいましたことは、練習所の光榮のみならず卒業生諸君と共にふかく感激するところであります。

又講師各位におかせられても御繁用中多大の御同情を以つて、時間を剩愛し熱心に御薫陶下さいました結果、豫期以上の成績を以てかく卒業式をあぐるに至りましたことを深くお禮申上げます。

練習生諸君も、昨年九月、各刑務所長から薦選された人四百名のなかゝら更に試驗を施しそれに合格された內地では四十名の人々であり——朝鮮臺灣の人々も同一の手續によつて選拔された人で——入所の當時すでに事務の上に於ても學科の上に於ても刑務所のうちで成績の優秀なる方でありましたが、諸君が、なれざる寄宿舍に生活し乍ら間違もたくうちそろふてこの式に列せられたのは、講師諸賢の同情と御勉達は云ふ迄もないが、また諸君の勤勉精勵の結果であり、ふかく祝福するものであります。

尙今回の卒業生は、之を前年に比較すると非常な優秀なものがないかわりにひどい劣等者がなく成績がよく似寄つて居り、又今回は、刑事政策や行刑衛生など豫期しなかつただらうと思ふものも試驗課目に入れたが、相當の成績を擧げ平均點はよかつたことはよろこばしいことであります。

練習所は云ふ迄もなく天才教育をするのではありません。特種のすぐれた技能を有する人は、こゝに入れる必要はないと云つてよいのであります。而し今回の一般の成績は、優秀なるものがないと同時に劣等のものがないといふことは、この練習所の目的にそふものでありまた刑務界の一般のレベルが上つたことをみとめることが出來るのであります。

刑務行刑が、重要なることは、今更申す迄もないことであるが、少し以前は刑務官は特種な人にまかせておけばよい、又世間のことなどもかへりみる必要がないと考へられてゐました。そうして刑務官は、けがれた人間の牢番でありたゞ威壓主義をもつてのぞめばいゝと一般の人から云はれてをりました。

しかし最近に至りましては、行刑に對す了解と、研究とがすゝみました。

一九二五年ロンドンに開かれた國際刑務官會議にのぞまれた泉二刑事局長のお話のうちに、英國の内務大臣が

「國家は犯罪人を檢擧し、審理し、刑務所に收容すれば責任は終ると云ふことは出來ない。否國家の責任は是より生ずるのである」

と云つたといふことがありましたが、まことに至言である、そうして今や行刑の重要味を社會が認め、歐米の雜誌に、通り一遍でなく行刑の實際内容にたち入つて研究されつゝあることは正木書記官の談話のやうである。

また我國の議會に於ても、今迄にない行刑に關する深刻な質問が出るやうになりましたことは、いまや社會が眞劍味をもつて行刑にめざめて來たことを證するものであります。

まことに行刑は、刑務官の私有物でなく、社會一般と共に研究し發展をはかる必要があるのであります。

卽ち、赤練瓦の中で、世間みずに事務をとり、收容者を對手にして居ればよかつた時代はすでにすぎ去つて社會的人間を相手にせねばならないときになつたのであります。從つて昔と同一の頭では駄目であります。

練習所はこの目的を徹底することに努力してゐるのでありますが、これは世界に餘り例がないので、泉二局長の話によると、國際刑務官會議の席上各國の委員は、

「誠に立派な設備だ。自分の國にもかうしたものを設立して、刑務官の養成につとめねばいけない」

と、この練習所を贊成しその必要を認めたそうでありますが、日本に於てもこの存在は、最近更に重要味をおびて來たのであります。

諸君は、六月の間、最近の必須條件直接間接知悉すべき諸般の施設等を見學し又新しき知識と體驗を得られたのであるが、之を實地に適用して我が刑務界に貢獻をされんことを期待するものであります。而して今後の努力如何は、世界的にも認められ、また日本に於ても重要とみとめられて來た練習所の價値の上に多大の影響を及ぼすものでありますから、努力奮鬪を切望してやまないのであります。

尙この機會に、ともすると練習所から歸任すると生意氣になり易いから注意を願ひ

たく思ふ。云ふ迄もなく學問がいくらあつても人格がなくては駄目であります。歸任の上は更に勉强すると共に人格をみがき以て斯界のためにつくされんことを望みます。

原司法大臣式辭

明允以テ其ノ非違ヲ匡正シ放辟邪侈ノ行動ヲ禁スルト共ニ欽恤以テ其ノ眞能ヲ誘發シ改過遷善ノ實收ヲ擧テシメ頼リテ以テ國家社會ノ公安ヲ保持スルハ行刑制度ノ本旨ナリ此ノ本旨ヲ遂行スルハ言フニ易クシテ行フニ難ク特ニ輓近ノ如キ思想ノ惡化セル時代ニ於テハ最モ其ノ然ルヲ見ル是レ當局カ屢々敎化ニ關スル法規ヲ改正シ又各種ノ施設ヲ釐革シテ時運ニ適應スルト同時ニ練習所ヲ開設シテ年年優良ナル刑務官ノ養成ニ努力スル所以ナリ

夫レ受刑者ハ所謂社會ノ落伍者ニシテ斯ノ種落伍者ノ增加ハ曾タ人道上ノ問題タルノミナラス國家ノ一大恥辱ニアラスヤ然ラハ則チ刑罰ヲ以テ單ナル應報トナスコトナク更ニ高尙ナル社會政策上ヨリ著眼シテ之ヲ道義的ニ敎化シ先ツ職業ニ練熟セシメ其ノ規律的習慣ヲ養成シ然ル後我カ光輝アル歷史ト卓越セル國民精神トヲ會得セシメ釋放後ハ一般國民ト伍シテ齊シク義勇奉公ノ實ヲ擧ケシメ再ト法禁ニ觸ルルカ如キコト無ク永ク忠良ノ民タラシムルノ必要アルコト論ヲ待タス而シテ此ノ重大任務ヲ擔當スル者ハ卽チ刑務官其ノ人ニシテ其ノ適材ヲ得タルト否トハ直ニ行刑ノ本旨ヲ遂行シ得ルヤ否ヤニ關係シ延キテ國政ノ汚隆ニ重大ノ影響ヲ及ホスヘキコト固ヨリ呶呶ヲ用ヰサル所ナリ

諸子ハ全國幾多ノ刑務所ヨリ簡拔セラレテ本所ニ入レル者遠キハ京城咸興新義州臺北臺南等ヨリ來レルモアリ執レモ看守部長看守敎誨師ヲ監取締等ノ現職ヲ有シ平素品性ノ高潔ト事務ニ堪能ナルトヲ以テ稱セラレ今ヤ又半歲研磨ノ功ヲ積ミ所定ノ考試ヲ經テ修業證書ヲ授與セラル惟フニ所長以下各講師ノ熱誠ナル指導ノ下ニ日進ノ時運ニ適應セル行刑上ノ學術及ヒ應用ニ就テ深ク學習スル所アリシナラン冀クハ各其ノ任ニ歸リテ之ヲ實地ニ試ミ受刑者ヲ遇スルニ誠心誠意ヲ以テシ寬猛兼ネ濟シ恩威並ヒ行ヒ自然ニ之ヲ薰化スルト共ニ刑務官本來ノ面目ヲ發揮シテ刑政ニ對スル世間一部ノ疑惑ヲ一掃シ以テ行刑ノ本旨ヲ貫徹セラレンコトヲ茲ニ所見ノ一端ヲ述ヘテ諸子ノ終業ヲ祝シ併セテ本日ノ式辭トナス

昭和四年三月九日

司法大臣　原　嘉道

小山檢事總長祝辭（要旨）

諸君が六ケ月の間勉勵された結果本日こゝに目出度卒業證書の授與をみられましたことにおよろこびを申し上げます、司法部としても諸君のやうな有力な方をむかへましたことは國家のために慶賀にたへないことであります。

任所に夫々歸られたならば、今日迄研究の學理を應用し、事務の成績をあげられんことを切望してやまない次第であります。さてこの機會を利用し、刑務界と密接な關係のある立場から、祝辭と共に將來參考となるべきことを紀念すべき日に紀念の一端を供したいと思ふのであります。

行刑事務の充要なることは、今更論を俟たないことでありますが、最近一般に職務の成績があがらない傾向をもつて來たやうに思ふのであります。職務に努力すべきことは多くの人が云ひ、考へてゐるが能率がどうも增進しない。これには種々の原因もありませうが、そのうち特に重要なることは思想に關する問題であります。

近來の思想の傾向から云ひますと、勞働者のみならず、一般の勤勞に屬する人々も、マルクスの所謂、勞働價値論にかぶれてゐるやうであります。

自分の俸給が百圓ならば、百圓だけの働きをすればよい。勞力と報酬とは均衡すべきものであるといふことをしば〳〵きくのであります。卽ち所謂、マルクスの價値論、剩餘論にかぶれてゐるのであります。而て各人がかく仕事と俸給との關係を考へては國家の事務は能率が上らないのであります。

この考へ方は、昔から天正十年の山崎の合戰において、羽柴軍と明智軍とが、どちらがかつか敗るかわからん合戰の最中、羽柴方の高山の前へアマリ某が、殿樣は、私にはこれだけしか錄を下さいませんがこの錄だけ働きませうか、私も祖先の名をはづかしめたくありませんし、自分も今度こそ力の限りはたらいて武名をあげたいと存じます。そうなれば、自然と殿樣の武名もあがることゝなりますがといふことを申出でたといふことを載る本にかいてあるが、――これは武君に臣をみる目がないといふことをかいてゐるのでありますが――このアマリ某の思想は今の勞働者の問題と同じ思想であります。

しかし、自分のもらつてゐるだけ働くとくふ思想はまちがつてをります。

マルクスは勞働者の問題を一般の人に通用して論じてをりますが、人間は勞働したならばそれに相當する金を得なければならぬといふ性質のものではありません。何ももらはないでもうれしいことがあります。之が人情の美點であります。

理想派の人は、この人間の美點を認めます。勞働價値論は、わるいところをみて人間全體を律しやうとしてゐるのであります。デキスーなどは、人間には本分がある。その本分は社會につくすことである。法律の權利は抽象的なものである」云々といつて權利否認論を逃べてさうして、「人間が各々本分をつくすのは、善なるためではなく人間のわれが本分であるといつてゐます。權利否認論には相當研究する餘地もありますが、この說に考へる要がある。

英國人は、偉大なる國民で、法律でも敬服する點が多くありますが、彼等の標語に職分を守る。職分をつくすといふのがあります。英國人は一體堅屈を云ひません。

吾々なれば、國家のために努力せねばならぬといふところも、「職分を知る」といふことだけで滿足しそれ以上は、何もありません。

ネルソンがトラハルガルの戰に發した有名なる信號は、「英國は全ての人にその職務をつくすことを望む」といふのでありました。之はかの日露戰爭のときに、東鄕大將が「皇國の興廢コノ一戰ニアリ……」云々と云つた言葉と相對して有名であるが、この信號においても、たゞ職分をつくすことをのぞむである。又ウオターローの戰に於て窮境におち入つたウエリントンが、夕刻まで我慢すれば獨逸の援兵がくるそれまでがんばれと部下を激勵したとき、部下の答は、「閣下御安心下さい、吾々は、職分を知つて居ります」でありました。これが英國民の標語であります。

吾々がかく職分を知つたならば、國家の利益となります。

刑務の事務は、世間から餘り尊敬されないが、そのため自分で卑めてはなりません。自分で尊いことを知り、その職分に忠實であれば、國家のためには功績をあげることになるのであります。

一體自分の職務に勵まないものは偉くならない。

玄關番をして立派な玄關番は、立派になります。その玄關番がうまくつとまらない人は、何をやつてもうまくつとまらない。職務をどこまでもつくしてゆくことは、自分自身のためであると共に國家のためになるのであります。

要するに、勞働價値論の月給の額だけ働くといふことは根本的なあやまりで、諸君のためにならないのであります。

釋放者保護事業も、社會一般から、多大の注意をもつて臨まれるやうになつて來た。

諸君は、この大任をはたすために謙遜なる態度をもつて益々研究と修養とをつみ以て刑務界に努力せられんことを望んでやまない。

松井茂博士祝辭（要旨）

刑務官練習所の六ケ月の期間は少し短かすぎるやうで警察官練習所は從來八ケ月のところ今度一ケ年に延した。獨逸でも一ケ年やつてゐる、この短期間に諸般の教育をつけるのであるから、慢心を生ずることのないやうに注意せねばならぬ。

これ迄習得したことはほんの資料參考に供して將來ます〳〵各自で、自習し自覺する必要がある。

行刑事務は、より社會化する必要があるが、或る意味で、かくなれば、警察官よりも、社會と密接なる關係を有することゝなつてくる。

「犯罪人は先生である」と云はれるが、刑務所に拘禁されてゐる人間は一すぢ繩でおへぬものが多い。之を改過するためには、諸方面の頭が練られねばならぬ、社會の活きた業を知り以て、一擧一動が彼等を感化させるまでに修業をつまねばならぬ。

ロータリークラブは四十四ケ國の會員によつて成立してゐるが、この會員は、みんな仕事は社會奉仕だと考へてゐる。

日本の武士道の精神もこゝにあると思ふ。

而て刑務所の收容者と眞の友達とならねばならぬとロータリークラブの人は考へてゐるのである。

刑政第42巻第4号
矯正図書館

本會情報

◇茶話會

二月十六日午后一時より恒例に依り茶話會を開き、二時三十分より講演會、正木司法書記官の「アムステルダムより獨逸憲法に至るまで」と題する有益なる講演ありて、午后四時閉會せり。出席者は左の如し

渡邊播太郎　赤城一雄　神崎優
志々目慶男　武藤惠三郎　吉田正雄
中田主稅　武藤亘　井川信一
鍵山俊治　吉田圓正　西岡三郎
大原虎夫　上田茂登治　富井隆信
惠猛雄　大草東三郎　藤原敎圓
大村曉心　乙坂佳性　藤井惠照
島田鍬太郎　武田慧宏　永田包雄
木下範英　土倉是空　本良英龍
青柳彌錄　渡邊直　水上友吉
渡邊藤吉　安達彦治　東邦彥
瀧澤齊　川添敬三　朝岡晴光
太田卯八　土谷正光　保貞夏
泉顯彰　山中鐵一　鈴木亦吉
古屋盛安　上野豐　中村利義
木宮進　齋藤文藏　布施寬三
岸野春一　金澤眞一郎　阿部庄三郎
佐藤兵八　小島政七　遠藤晉三郎
中村留藏　若林興　小倉知孝
笹川深　堀井初太郎　來栖乘久
鈴木久次郎

◇會員推薦

本會基金寄附金中左記の寄附者を會則第四條に依り本會名譽會員、贊助會員に推薦せり。

名譽會員

金壹千圓也　山形縣酒田町　本間光彌

贊助會員

金參百圓也　山形縣鶴岡市　風間幸右衛門
金貳百圓也　同縣大石田町　佐藤茂兵衛
金貳百圓也　同縣山形市　塚田正一
金壹百圓也　同縣同市　三浦櫓四郎
金壹百圓也　同縣同市　長谷川吉三郎
金壹百圓也　東京廿下千駄ヶ谷原宿一七　篠崎榮八

敍勳辭令

敍勳六等授瑞寶章　作業技師　從七勳七　末光榮平
授青色桐葉章　看守長　勳七　木下榮樹
敍勳六等授瑞寶章　敎誨師　從六　藤井惠照
（以上一月三十日）

敍任辭令

給七級俸　看守長　野崎重雄（小菅）
給三級俸　看守長　青柳彌錄（市谷）
給月俸六十圓　看守長　石野眞之助（市谷）
給九級俸　看守長　土谷正光（市谷）
給四級俸　看守長　西村重五郎（巢鴨）
給四級俸　看守長　米倉忠次（巢鴨）
給七級俸　看守長　保貞夏（巢鴨）
給七級俸　看守長　木宮進（巢鴨）
給四級俸　看守長　鵜川兵次（横濱）

給月俸七十圓　看守長　上野豐（横濱）
給月俸六十圓　看守長　瀧澤齊（千葉）
給月俸五十七圓　看守長　伊藤文平（前橋）
給四級俸　看守長　石井俊三郎（靜岡）
給月俸七十圓　看守長　富永久一（新潟）
給七級俸　看守長　齊藤宇作（新潟）
給四級俸　看守長　香椎豐次郎（京都）
給月俸七十圓　看守長　東末吉（京都）
給八級俸　看守長　高田苗治（京都）
給月俸六十三圓　看守長　藪本安次郎（大阪）
給月俸六十圓　看守長　楠敏一（大阪）
給月俸五十七圓　看守長　三島匠（大阪）
給月俸五十七圓　看守長　伊藤二三郎（大阪）
給月俸五十三圓　看守長　本田德末（大阪）
給月俸七十圓　看守長　伊藤嘉六（神戸）
給月俸七十圓　看守長　田中岩藏（神戸）
給月俸六十三圓　看守長　菊地信之丞（神戸）
給月俸五十三圓　看守長　遠藤勝三郎（神戸）
給月俸五十七圓　看守長　上野豐（横濱）
給月俸六十圓　看守長　瀧澤齊（千葉）
給月俸五十七圓　看守長　伊藤文平（前橋）
給四級俸　看守長　石井俊三郎（靜岡）
給月俸七十圓　看守長　富永久一（新潟）
給七級俸　看守長　齊藤宇作（新潟）
給四級俸　看守長　香椎豐次郎（京都）
給月俸七十圓　看守長　東末吉（京都）
給八級俸　看守長　高田苗治（京都）
給月俸六十三圓　看守長　藪本安次郎（大阪）
給月俸六十圓　看守長　楠敏一（大阪）
給月俸五十七圓　看守長　三島匠（大阪）
給月俸五十七圓　看守長　伊藤二三郎（大阪）
給月俸五十三圓　看守長　本田德末（大阪）
給月俸七十圓　看守長　伊藤嘉六（神戸）
給月俸七十圓　看守長　田中岩藏（神戸）
給月俸六十三圓　看守長　菊地信之丞（神戸）
給月俸五十三圓　看守長　遠藤勝三郎（神戸）

給月俸五十七　看守長　橋本義二（奈良）
給四級俸　看守長　樋上貳策（高松）
給四級俸　看守長　齋藤信一（高知）
給月俸七十圓　看守長　成瀨正太郎（高知）
給月俸五十七圓　看守長　清松易藏（高知）
給六級俸　看守長　前坂源三郎（名古屋）
給月俸七十圓　看守長　金松（岐阜）
給月俸七十圓　看守長　野松（岐阜）
給月俸七十圓　看守長　中野久三（岐阜）
給月俸五十七圓　看守長　石川伊三郎（岐阜）
給八級俸　看守長　來間義一（岐阜）
給六級俸　看守長　常石政次郎（金澤）
給月俸五十七圓　看守長　大塚勝馬（廣島）
給三級俸　看守長　堀正（山口）
給月俸六十七圓　看守長　三角節義（山口）
給月俸六十圓　看守長　高橋敏郎（札幌）
給六級俸　看守長　三並丹治（松山）
給月俸七十圓　看守長　稻垣正一（松山）
給月俸六十七圓　看守長　牧野料（長崎）
給四級俸　看守長　安原亮治（三池）

給月俸六十三圓　看守長　松本篤（三池）
給月俸六十七圓　看守長　原田忠吉（福岡）
給九級俸　看守長　山永正（福岡）
給三級俸　看守長　藤井武利（大分）
給月俸六十七圓　看守長　松本時一郎（熊本）
給三級俸　看守長　中島新吉（鹿兒島）
給月俸六十七圓　看守長　嶽渡重雄（宮崎）
給七級俸　看守長　安東荒喜（沖繩）
給月俸五十圓　看守長　山下直次郎（沖繩）
給月俸六十圓　看守長　泉久造（宮城）
給六級俸　看守長　佐藤平兵衛（山形）
給月俸七十圓　看守長　鈴木環（秋田）
給月俸四十七圓　看守長　信太勝眞（青森）
給六級俸　看守長　藤井秀太郎（札幌）
給七級俸　看守長　高橋敏郎（札幌）
給月俸六十三圓　看守長　高橋又兵衛（札幌）
給月俸六十圓　看守長　江口精之進（札幌）
給九級俸　看守長　古林轡四郎（札幌）
給月俸六十七圓　看守長　山路庄五郎（函館）

矯正図書館

給七級俸　看守長　神谷　勇治（網走）
給四級俸　看守長　小松　直清（釧路）
給四級俸　看守長　伊藤義三郎（釧路）
給月俸七十員　看守長　佐々木　盛（釧路）
給月俸六十七圓　看守長　藤倉　武（釧路）
給七級俸　看守長　佐藤　惠（釧路）
給月俸五十七圓　看守長　梁瀬三男吉（釧路）
給月俸六十三圓　看守長　布施　寛三（川越少年）
給月俸五十七圓　看守長　石川　榮市（姫路少年）
給月俸五十七圓　看守長　松田治郎七（岡崎少年）
給月俸六十圓　看守長　須磨　卓一（君國少年）
給月俸七十圓　看守長　森山新之助（久留米少年）
給八級俸　看守長　鵜羽　菊藏（盛岡少年）
——以上三年十二月十九日——
任看守長　命小田原少年刑務所勤務
給五級俸　元看守長　泉　顯彰
行尹合格
——以上十二月二十一日——
依願免本官　保健技師　江口　鐵一（宮崎）
——以上十二月二十二日——

三級俸下賜　典獄　渡部　新平（三重）
三級俸下賜　典獄　長谷場圭介（岐阜）
四級俸下賜　典獄補　森　爲吉（佐賀）
四級俸下賜　典獄補　渡邊播太郎（八王子少年）
五級俸下賜　典獄補　倉田　每允（福井支）
五級俸下賜　典獄補　戸田　作造（久留米少年）
五級俸下賜　典獄補　杉本　虎吉（北陸支）
五級俸下賜　典獄補　齋藤　弘（庄川支）
九級俸下賜　保健技師　到津　要（岡山）
八級俸下賜　保健技師　近藤常太郎（奈良）
八級俸下賜　保健技師　安藤彌雄（名古屋）
八級俸下賜　保健技師　成田德太郎（市谷）
九級俸下賜　保健技師　眞木　修平（横濱）
九級俸下賜　保健技師　高野　嘉平（八王子少年）
九級俸下賜　保健技師　新海　鐵藏（岡崎少年）
九級俸下賜　保健技師　山本完次郎（三重）
九級俸下賜　保健技師　古賀　常盤（三池）
九級俸下賜　保健技師　三木　文六（高松）
九級俸下賜　保健技師　橋本　清敏（浦上）
九級俸下賜　保健技師　岡本　圭計（岩國少年）
五級俸下賜　敎誨師　中　亮雄（名古屋）
五級俸下賜　敎誨師　高橋　久丸（山形）
六級俸下賜　敎誨師　日下　智性（京都）
六級俸下賜　敎誨師　本多　義円（福岡）
六級俸下賜　敎誨師　赤沼　貫之（福島）
六級俸下賜　敎誨師　黒瀬　知円（山口）
八級俸下賜　敎誨師　竹鼻　尚友（小田原少年）
八級俸下賜　敎誨師　小林　寶然（岩國少年）
八級俸下賜　敎誨師　東山　惠雄（甲府）
八級俸下賜　敎誨師　吉留　義憲（岡山）
八級俸下賜　敎誨師　石津　蓮仁（大分）
九級俸下賜　敎誨師　脇坂　澄晃（北海少年）
九級俸下賜　敎誨師　大濱　專精（松山）
九級俸下賜　敎誨師　瓜生　義淳（函館）
九級俸下賜　敎誨師　岡田　敎准（宮崎）
七級俸下賜　作業技師　湯川　左右（大阪）
九級俸下賜　作業技師　小川　岩松（廣島）
九級俸下賜　作業技師　平田　穩（靜岡）
十級俸下賜　作業技師　峰岸　邊（巢鴨）
十級俸下賜　作業技師　大場　正雄（宮城）
十級俸下賜　作業技師　千葉　貢（長崎）

十一級俸下賜　作業技師　岸野　春一（川越少年）
——以上十二月二十六日——
命新潟刑務所勤務　看長　裴輪市太郎（德島）
命德島刑務所勤務　看守長　松本　稻城（川越少年）
命川越少年刑務所勤務　看守長　三浦惣次郎（宮城）
命宮城刑務所勤務　看守長　小澤　傳藏（宇都宮）
命宇都宮刑務所勤務　看守長　上野　清一（新潟）
給十級俸（死亡）　保健技師　中島　方一（熊本）
給七級俸（死亡）　看守長　小鯖　瀧三郎（札幌）
——以上一月十一日——
補長崎控訴院檢事　高等官三等
二級俸下賜　典獄　大野　數技（小菅）
——以上二月六日——
補名古屋刑務所長命同懲戒委員長　典獄　奥田　皎（宮城）
補宮城刑務所長命同懲戒委員長　典獄　井桁　貞男（滋賀）
補小菅刑務所長命同懲戒委員長　典獄　吉田　律（名古屋）
——以上二月七日——
任典獄補滋賀刑務所長命同懲戒委員長　勲五等高等官五等五級俸下賜　典獄補　長山　始（豐多摩）
——以上二月十三日——
免本職命豐多摩刑務所勤務　典獄補　和田　岩雄（小田原少年）
補小田原少年刑務所長命同懲戒委員長　典獄補　中島　利吉（岡崎少年）
補岡崎少年刑務所長命同懲戒委員長　典獄補　鈴木　正親（盛岡少年）
補盛岡少年刑務所長命同懲戒委員長　五級俸下賜　典獄補　寺澤　政郎（富山支）
——以上二月十四日——
任保健技師命熊本刑務所佐賀支所勤務給十二級俸　八次　佐吉
——以上二月十八日——
任典獄補金澤刑務所富山支所長　敍高等官七等七級俸下賜　典獄　奥村　輝（豐多摩）
——以上二月二十三日——

敍勲五等授瑞寶章　典獄従六勲六　赤城　一雄（川越少年）
同　同　従五勲六　椎名　通藏（横濱）
敍勲六等授瑞寶章　保健技師従七勲七　中家　楢治（大分）
授青色桐葉章　看守長従七勲七　香椎豐次郎（京都）
叙勲八等授瑞寶章　看守長　米倉　忠治（巢鴨）
——以上二月二十八日——
敍従六位　典獄補正七勲六　七戸　大助
敍正七位　作業技師従七　湯川　左右
敍従七位　同　正八　大場　正雄
——以上三月一日——

昭和三年十二月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

Prison Population during the Month of December 1928

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前月比較	増 前年比較	減 前年比較
受刑者	37,322	3,434	4,345	36,411	37,322	37,990		△ 911		△ 1,579
刑事被告人	3,078	3,920	4,057	2,941	3,078	2,691		△ 137		△ 250
労役場留置者	301	479	515	265	301	293		△ 36		△ 28
乳児	7	4	4	7	7	7		0		0
総計 男	39,955	7,619	8,674	38,900	39,955	40,182		△ 1,055		△ 1,282
総計 女	753	218	242	724	753	799		△ 29		△ 75
総計 計	40,708	7,837	8,921	39,624	40,708	40,981		△ 1,034		△ 1,357

備考　内朝鮮人受刑者男888人、刑事被告人男64人アリ。

昭和三年十二月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Mouth of December. 1928.

備考　△ハ被疑者ノ別掲ナリ

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced 男 Male	女 Female	計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused 男 Male	女 Female	計 Total	労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed) 男 Male	女 Female	計 Total	乳児 Babies in Prison 男 Male	女 Female	計 Total	合計 Sum Total 男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,029		1,029										1,029		1,029
市谷 Ichigaya	128	11	139	△ 26 618	2	△ 26 641	24		24		1	1	776	35	831
豊多摩 Toyotama	742		742	97		97	3		3				842		842
巣鴨 Sugamo	1,881		1,881										1,881		1,881
横浜 Yokohama	618		618	93	2	95	10		10				721	2	723
千葉 Chiba	804	1	805	19	1	20	3		3				826	2	828
水戸 Mito	401		404	△ 4 41	2	△ 4 43	3		3				452	2	454
宇都宮 Utsunomiya	43	135	567	8		8	3		3				443	135	578
前橋 Maebashi	1,017		1,017	△ 15	2	△ 2 37	9		9				1,033	2	1,035
静岡 Shizuoka	591	1	592	△ 2 67		△ 2 70	4		4				664	4	668

矯正図書館

刑政第42巻第4号

甲府 Kōfu	474		474	10		10	3		3			487		487
長野 Nagano	570		570	△ 3 20	3	△ 3 32	1		1			60	3	60
新潟 Niigata	334		334	△ 5 36	2	△ 6 3	1	1	2			376	3	379
京都 Kyoto	735	132	867	65	1	66	2		2	1	1	803	133	936
大阪 Osaka	2,870	3	2,873	△ 15 350	4	△ 15 354	25	1	26			3,200	8	3,268
神戸 Kobe	1.410		1.410	△ 7 148	1	△ 7 149	22		22			1.587	1	1,588
奈良 Nara	631		631	12		12	2		2			645		645
滋賀 Shiga	442		442	△ 1 2		△ 1 2	1		1			440		440
徳島 Tokushima	488	9	497	5	1	6	2		2			495	10	50
高松 Takamatsu	710		710	△ 5 7		△ 5 7	1		1			72		72
高知 Kōchi	630	11	641	13	1	14						643	1	65
名古屋 Nagoya	1.608	6	1.670	△ 1 10	3	△ 1 112	16		16	1	1	1.735	65	1.800
三重 Mie	59		59	△ 6 20		△ 6 20	1		1			625		625
岐阜 Gifu	503		506	20	1	21	3	1	4			52		531
金沢 Kanazawa	667	17	684	△ 1 31		△ 1 31	2		2			701	17	718
広島 Hiroshima	1.097	75	1.172	△ 6 101	4	△ 6 105	13		13	2	2	1 217	81	1. 98
山口 Yamaguchi	554		554	19	1	20	3		3			576	1	57

岡山 Okayama	857	1	858	△ 32	4	△ 16	24		24			917	1	92
松江 Matsue	557	2	559	38	△ 1	△ 1 38	5		5			60	3	60
松山 Matsuyama	540		540	31		31	7		7			578		57
長崎 Nagasaki	68		68	△ 2 59	3	△ 2 62	3		3			747	3	750
三池 Miike	1.20		1.103									1.20		1.203
福岡 Fukuoka	1.506	6	1. 67	△ 8 1 0	1	△ 8 131	11		11	1	1	1.65	63	1.718
大分 Oita	367		367	△ 1 3	2	△ 1 40	1		1			407	2	409
熊本 Kumamoto	901	2	90	△ 50	△ 1	△ 9 51	4		4			963	4	96
鹿児島 Kagoshima	419	24	443	△ 3 1	1	△ 1	4		4	1	1	410	26	46
宮崎 Miyazaki	342		34	△ 1 4		△ 1 43	3		3			3 9		38
沖縄 Okinawa	369	10	379	5		5	3		3			377	10	387
宮城 Miyagi	652	48	700	33	4	37	1		1			68	52	738
福島 Fukushima	291	1	292	△ 3 9		△ 3 9	5		5			308	1	309
山形 Yamagata	214		214	△ 8	3	△ 1 11	1		1			224	3	22
秋田 Akita	380		380	△ 19		△ 19	8	2	10			40	2	410
青森 Aomori	293		293	15		15	4		4			312		312
札幌 Sapporo	936	2	1.0	△ 2 140	4	△ 2 1.4	5					1.133	29	1.162

矯正図書館

函館 Hakodate	381		381	27		27	6		6				414		414
網走 Abashiri	456		456			4	1		1				461		461
釧路 Kushiro	261		261	6		16							277		277
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	285		285										285		285
川越(同) Kawagoe (ditto)	223		223	1		1							224		224
姫路(同) Himeji (ditto)	428		428	△1 1	1	△1 1	1		1				442	1	443
岡崎(同) Okazaki (ditto)	205		205	10		10							215		215
岩國(同) Iwakuni (ditto)	295		295	10		10							305		305
久留米(同) Kurume (ditto)	324		324	△2 24		△2 24							350		350
盛岡(同) Morioka (ditto)	190		190	13		13	4	1	5				207	1	208
北海(同) Hokkai (ditto)	113		113										113		113
八王子(同) Hachioji (ditto)	88	1	89	2		2	1		1				91	1	92
總計 Sum Total	35.779	63[illegible]	36.411	△121 2,7[illegible]	△2 7	△123 2,818	259	6	26[illegible]	2	5	7	38.900	724	39.62[illegible]

御大典記念當選懸賞論文

刑務官の使命

第一部三等　横濱　小島耕一

◇社會防衞の司法制度は行刑中心

刑法の立法、之れを運用する所の訴訟手續法、刑を執行する所の刑務所、並に執行を終つた釋放者を保護善導する保護團體、此の四つの機關が完備し、而かも其の間に終始一貫する所の統一が保たれて始めて司法制度の目的が達成せられ、社會防衞の任務を全ふすることが出來るのである。

而して今日の司法政策に於ては、行刑を中心として犯罪其のものに對する應報と云ふ古い觀念を棄てゝ、犯罪者の性格に依つて各々適當の處遇を爲し、改善作能を發揮し、以て社會防衞の責務を遂行せんことを主眼として居ることは、何人も否定することの出來ない事實であらふ。

◇行刑の目的

刑法、刑事訴訟法等の運用に依つて遂げんとする目的は、一に此の行刑の力に依つて遂げらるゝ所が多いのであるから、刑の執行其のものは司法制度の中でも最も重要の地位を占めて居る譯である、卽ち其の行刑は犯罪防遏を目標として、精神的の疾病

を有つ所の缺陥者――不具者――落伍者――間違つた彼等を收容して、之れを敎化し、陶冶し、勞働に馴致せしめ、以て社會に適應する人間に鍛直して送り出すと云ふ職能を有し、其目的に向つて邁進しつゝあるものなることは、今更ら事新しく云ふ迄もないことである。

◇行刑の中樞

行刑の目的が前述の通りとするも、之れが運用、操縱に其の人を得なかつたならば、其所に何等の作用を發揮せないのみならず、刑務所は唯單に所謂反社會性者隔離所たるに止まるであらふ。

而して其の人たるや、夫れは一に高潔崇高なる人格の持主で、そして自己の修養と自覺の力に依つて克く彼等を陶冶し、薫化し得る者でなければならない。

而かも其の人を得たりとするも、尙ほ人たる刑務官吏の職能は、仲々骨の折れる極めて困難の國家事業である而已ならず、事業其のもの竝に效果其自體が一般社會に廣く認識せられ、表現せさる結果、最近迄は依然として、一定の期間隔離して唯單に逃がさない樣に番をして、應報觀念に基き痛苦をのみ與へて居る、所謂獄吏番卒としか考へられて居なかつたこと程左樣に椽の下の力持ちになつて居たのである、椽の下の力持ちは隱れたる事業の尊き奉仕者――功勞者と云つても宜からふ、椽の下の力持ちに始めて他の一般事業の效果が擧り、國家社會の安寧が保持せられ、國利民福の增進が行はれ、社會防衞の目的が達せらるゝ譯である。

此の隱れたる尊き慈愛事業を自己の天職として奉仕せんとする行刑の中樞たる刑務官が、克く其の職責を果し、本來の目的を貫徹し、尊き使命を全ふし得るには如何なる具體的努力を要するか、以下略說して見やふ。

◇行刑規律の操作

處遇 矯正

一收容者の處遇に規律あり、保健あり作業も敎化もある、其れらが綜合して一收容者の上に改善作能が加へらるゝのである

抑々收容者の敎化は、德性の涵養と之れが、其の內でも第一番に必要なるは何と云つても嚴正な規律に服從馴致せしむることであらればなるまい。

往々にして人或は是れに對し、近時刑罰觀念の進歩と敎育思潮推移の結果、敎化的見地よりして收容者の自由制限の範圍が漸次緩和せられ、人間的、人道的取扱を享くるやふにたつて來た今日とて、多少の疑問をさし挾み反駁する者もあらふ。

即ち曰く敎化の見地から一面に自由制限の緩和を叫びつゝ、他面に於て規律の勵行を强調するが如きは矛盾も亦甚し、規律執行の緩漫――不規律は自由制限の緩和と正比例すべきものの竝進すべきものたらずや、と彼是混淆する者無きやを疑ふ。

然かども規律の行刑上重要なることは昔も今も何等異る所なく、否益々其の重要さを加へて行きこそすれ、毫も之れを緩和し閑却して可なりと爲す理由は何處を叩いて見ても見出し難く、敎化上自由緩和の增大と規律嚴正の强調とは寧ろ反比例、逆行すべきものであらればなるまい。

が實踐的指導と竝に訓練とが相俟つて、其の品性陶冶の基礎を樹つることを要し、而して其訓練事項中でも規律の訓練は最も重要なるものゝ一であつて、行刑規律の擔保は收容者の敎養上片時も等閑に附すべからざるものたるのみでなく、之れが勵行は自由刑に當然隨伴すべき自由制限の實行、竝に刑務所內の靜謐を保持する上に於てす時も之れを欠くことを許さないのである。

規律的訓練の要は規律的良習慣を養成するにあり、之れに依つて勤勉、剛毅、進取、自治等の諸美德を涵養し、一面身體の强健を助長し、以て心身兩方面の戰練を期するにある、然るが故に規律と敎化は一體兩面の關係にあつて、不可分的のものであられねばならぬ。

而して收容者をして十分規律を格守せしめんとすれば、先づ刑務官自身が規律的であられねばならない、斷くして始めて行刑規律に權威があり、生命があり從つて敎化にも至大の影響を與へて、吾人の期待する目的に向つて進むことが出來るのである。

◇人情的敎化と

處遇

規律と一體兩面の關係にある敎化其のものは、如何にしても人情的――人道的――人間味のある敎育であらねばならない、之れが衝に當る刑務官の立場は、或る時は爲政者として、或る時は宗敎家として、或る場合は敎育者として師弟の關係に置かれ、或は又保護者として、父母肉親の慈愛を以て臨む場合、等に置かれざるべからざる譯である。

斯る重大にして至難の責務を遂行せんとするには、到底俗套脫せない銃劍に依る威壓や、治者の被治者に對する、上官が下官に對する等の權威的――他律的――他動的――退嬰的――消極的傾向は須らく之れを脫却して、特に慈愛と同情との力に依つて彼等を自律的――自治的――進取的――能動的たらしむる樣彼等を敎化し、尙ほ進んで人間味と謂はんか人情的に陶冶して、圓滿な親しみのある人間に仕立て直すと云ふことが最も肝要であらればなるまい。

又一面には子供を育てるのに恰かも圓滿な情操の發達が必要である樣に、人間燒き直しのルツボとしての刑務所の敎化事業も所謂一社會人として運用すべき社會敎育、又は成人敎育を施さればならないのであるから、之れが衝に當る刑務官の立場は、或る時は爲政者として、或る時は宗敎家として、或る場合は敎育者として師弟の關係に置かれ、或は又保護者として、父母肉親の慈愛を以て臨む場合、等に置かれざるべからざる譯である。

斯る重大にして至難の責務を遂行せんとするには、到底俗套脫せない銃劍に依る威壓や、治者の被治者に對する、上官が下官に對する等の權威的――他律的――他動的――退嬰的――消極的傾向は須らく之れを脫却して、特に慈愛と同情との力に依つて彼等を自律的――自治的――進取的――能動的たらしむる樣彼等を敎化し、尙ほ進んで人間味と謂はんか人情的に陶冶して、圓滿な親しみのある人間に仕立て直すと云ふことが最も肝要であらればなるまい。

又一面には子供を育てるのに恰かも圓滿な情操の發達が必要である樣に、人間燒き直しのルツボとしての刑務所の敎化事業も

家庭的な温か味を與へ、彼等の奥深く潜在する所の美しい情操を呼び醒して誘拔し、眞直くでない性情を極めて穏かな、素直な、而かも彈力ある性情に矯正して、圓滿な人間味の持主に——温みを持つ人間に造り替へることを忘れてはならないのである。

勿論同情や慈愛の力に依る、人間味ある人間への改造は一般普遍的であられればならないが、其れ以上に立ち入り個々別々に對する指導敎化は、各個人に適應する所の方法を擇ばなければならない、學校や軍隊の敎育の樣に、十把一括り的の大雜把の方法で素直に行かない所に即ち刑務所敎化事業其のものゝ至難と、直接局に當る所の刑務官の焦慮苦心とが存ることを知られねばならない。

◇勞働翻致の强調

受刑者に作業を强制賦課すると云ふことは、元々彼等に應報的に痛苦を與ふるといふ古い一手段から生れて來たものでもあらふが、現今では一にも職業訓練、二にも作業能率增進、否增收を計られねばならない、と云つたやふに八釜敷く作業當局者が口にもし、亦之れが實行企劃に腐心しつゝあること程左樣に進歩?、否變つて來たのである。

併し飜つて之れを熟考するに、抑々刑務所作業其れ自體は何等國立工場でも、國立授職場でも無いのである、又或る人をして云はしむれば釋放者は職を得るのに困難であるが故に、從つて衣食に窮する、窮する結果は再犯に陷るのであるから、どうしても職業を授けねばならぬ、と勿論夫れも一理あり考慮せねばなるまいが、併し人間は職業がありさへすれば犯罪しないとは行かぬ、現に優秀なる特技を有する累犯者の如何に多きかを、數へ來たれば洋服裁縫、印刷、靴工、木工、鍛治、理髪職等々枚擧に遑ない、其れ等の者が相當の收入あるにも拘はらず再犯又再犯に陷る所以のものは抑々何故であらふ、彼等は徒らに自己の特殊の技能を誇り賴みて、精神的に勞働の神聖にして崇高なること、而かも人は働かざれば食まず、人は働くべく生れ來たりしこと等の美しい觀念を認識せない、否此の肝要な敎養を欠いて居るが故に懶情放縱に流れ、得るに隨つて酒色の奴隷と爲るのではなからふか、果して然りとせば、勿論授職と云ふも職業訓練と云ふも可ならん、增收を計るも亦可なるべし、唯夫れ恐るゝは徒らに外觀——形而上の美をのみ衒ひ、內容の充實徹底せざる作業たらしめたく無いのである。

要は即ち强制的に職業に、勞働に眞から熱と力とを與へ、徹底的に勞働の美風に訓致せしむべく强調するにあらざれば、到底刑務官の職責使命を果したとは云ひ得られないであらふ。

◇保健の周到

規律、勞働の圓致を强調し、敎化、處遇の徹底を期しても、保健上の諸施設、又は健康增進方法等が更らに閑却せられ、而かも尙ほ一度侵害せられた健康に對し、之れが回復に努むべき醫療の設備に欠陷あり、且つ毫も顧みられ無かつたならば、夫れは所謂土工收容の監獄部屋と化し、自由刑變じて死刑となるや必然の歸結であらふ。

刑罰が復讐觀念にのみ捉はれて居た時代、即ち囚人は單に拘禁すれば——社會から隔離すれば、足り得るものと考へられた時代であるなれば、或は其れでも差支無かつた、否寧ろ當然であつたかも知れぬが、今日の行刑では社會より落伍せる心身欠格者を收容して、社會生活の適格者に仕上げて送り出すと云ふのが、其の理想であり、目的である以上從來自由刑執行に伴ふ一大缺點たりし、自體健康の毀損は絶對に之れを排除し、釋放後の生存競爭——勞働に堪へ得らるゝ、健康の持主として活社會に出すことを忘れてはならない、と同時に其の身體を强健にすること其れが、即ち精神陶冶の主要條件であることを見逃してはならないのである。

◇刑務官の自覺と修養

以上述べし規律、敎化、作業、保健等の諸作用が、彼等の上に總合協力加へらるゝことに依つて、人間改造の難關も一歩一歩踏破し得らるべく、又夫れが突破に向つて孜々邁進する所に刑務官の躍れた、美しい尊い使命が見出さるゝのであらふ。

併しながら此の極めて重大な至難の行刑事業に携はる刑務官は、尠くとも以下最終に敍する所の自覺と修養とを有ち積まなければ、決して窮極の使命を果し得ないのである。

抑々刑務に從事することは、社會にありふれた普通の職業と思つてはならない、技術を賣り、筆を走らし、勞務を賣るのは只の職業であるが、刑務官吏の仕事は、相手方の人を憐愍する仕事、相手方の改善を祈念する仕事で、働いて儲ける職業とは少し其の質が違ふ所の、即ち慈愛業であり、慈善業であることを自覺せねばならぬ。

而して其の慈善、慈愛業を行はんには、其れだけの覺悟が無くては到底爲し遂げられない、即ち其の覺悟とは、先づ如何にしても導かんとする愛の力と、其れが如何に至難であり、又危難迫害が加はらふとも、能く堪へ忍んで毫も瞋恚の念を起さぬ鞏固なる決心と、處量方法を謬らない智能思慮を有つことゝ、且つ常に懈怠せざる心とであらねばならぬ。

然れば刑務官は元大丈夫にして始めて其の任に當り、職に就くべきものであらふ、よしんば自己夫れは然る大丈夫で無かつたにしても、一度職を此れに立つる以上は、大丈夫たるべく心身共に努めなければならないのである、刑務官は何人たりとも只身名を愛する——表面を飾れば內容に向つての仕事は二の次ぎにすると云ふ表面的な、利己的な所謂稼ぎをする心があつてはならぬ、何れの係にしても彼の下請負の職人の樣に、自己の受持だけの仕事さへ濟ませば、他は毫も關せずと爲し平氣で濟まされぬのである。

彼等の悪い所は飽く迄矯めねばならない、論さねばならぬ、敢て機嫌をとると云ふでは無いが、叱りもせず、矯めもせず不得要領な蛇の生ま殺し的で容すのは、自ら悪たらずとも悪の同類である、容すべからざるは決して容してはならぬ、聽き捨てすべからざるは聽き捨てゝはならない、ともすれば溫情寬容の美名下に往々彼等を毒することゝ無きやを疑ふ。

犯則行爲が無かつたから改悛したりと自信し、作業成績が良いから釋放後の生計は安易たりと自足する受刑者は少くない、其れを如何にも改悛確實なる如く持ち上げ、生計安易たる如く煽て上ぐるが如きことも無いではない、併し其れは不親切の極であらふ、之れに反して罪質や前科に捉はれ無暗に毛嫌ひすることも無いとは云はれぬ、是れ等も亦極めて殺生な話である。

折伏は卽ち覺醒入正せしむる所以、攝受は感化奬勵する所以、此の兩種の透徹を缺きて目前の利用ノ槪念的の幻覺に捉はれて、眞個の鐵槌を加へざるは職人根性と謂はればなるまい、小成の鈍器を造るより、水火に鍛練して眞正の利器たらしむる大愛が無ければ、蓋し刑務官としては未だしであらふ。

異體同心でなければ大事は出來ぬ、人を遷善改化する程の一大事が係々で、自分だけの請負仕事、他は與り知る所たらずてふことでは、何として成るべき、各係が一つになり、百人二百人の職員が一體の行刑心となるにあらざれば、規律も作業も受刑者の方で背めて了ふに至るであらふ。

弓弱ければ絃ゆるし、風ゆるければ波小さし、戒護係許りでは規律は張れない、敎務係許りで敎化は及ばぬ、規則たけでは規則の行はるゝものでなく、口たけで敎誨の屆くものでない、吏員一致協力同心の行刑力が、卽ち無聲の敎誨、不文の規則と成り、心で戒護し、行ひで敎誨するに至て始めて係りも無く受持ちも無く、融然蕩々として其處には只々刑務官吏の慈愛が横溢展開する許りであらふ。

刑務所は痛苦慘虐の場所では無い、朝に愁歎の悲鳴を上ぐる所でも無く、夕に苦惱の涙を絞ぼる所でも無い、刑務官は秋官の樣に恐ろしい鬼の顏をするもので無く、收容者は餓鬼の樣な息を吐くものでも無い、刑務所は敎育の場域である、心田の開拓所である、反省に依りて荊棘を芟り、修養に依りて新田を拓く所である、反省させる刑務官は已れ自身が反省を怠つてはならぬ、修養せしむる者は自身が修養を忽がせにしてはならぬ、官吏も收容者と共に師弟の如く修養の道程を進み、行刑最終の目的、否其の理想境への光明に目指して進む、同じ旅の道伴れであらねばならぬ。

されば刑務所は收容者の修養場たると共に亦役人の修養場である、收容者の改善する所は、同時に役人の改善する所である、如何にして痛苦を與ふべきやと苦心した牢獄が、今や如何にして敎化改善すべきかと云ふ刑務所と變つた、其の刑務所は吏員、收容者と呼ばるゝものが、一團と成つて跪く祈りの聖室であらねばならないことを、刑務官は深く深く腦裡に刻み付けて置かねばならないのである。

三　等

一、序論

三池看守長　米村直次郎

刑罰の種類及其目的に關する理論等は古來幾多の變遷を經て今日に及べるものなるが、現今刑罰の大部分を占むるは自由刑なり。自由刑執行の目的は犯人を拘禁して克己勤勉の習慣に歸致せしむると同時に、反社會的性格を矯正して、社會適應性を扶植せしめ、以て所謂敎化改善の實を擧げしむるにあり、卽刑務官は受刑者を敎化指導して再犯に陷らざる樣改善せしむることを任務とす。竟極する所刑務官は受刑者をして改過遷善の實を擧げしめ得たる時に其使命を果したる時なり。尤も單に刑務官と言ふ時は縱に典獄あり、看守長あり、看守あり、橫に敎務係あり、戒護係あり、營務作業等の係あり、各職權の範圍に廣狹あり、職務の性質に多少の差異ありと雖も苟くも刑務官たる以上は是等の階級別職別を一貫して改過遷善を終局の目的とせざる可からざるは根本原則なり。刑罰を以て威嚇の方法と目したるは過古の事實にして、威嚇を以て刑罰の目的を達する能はざりしは歷史の敎ふる所なり、曾に改過遷善は刑務官の念頭より瞬時も放る可からざるモツトーなり。

然り而して人を敎化して改善に導くと言ふが如きは最も至難なる事業なり、況んや聖人君子にあらざる普通の人にして果して幾何迄人を改善に導き得可きか、又被改善者たる受刑者は果して改善可能なるか、刑務官の使命に付て斯くの如く考へ而して已を反省する時種々の疑惑を生じ又煩悶を來す、然れ共此處に人間改善の可能不可能を哲學的に論究せんと試みるものに非ず。相對的に改善可能の信念に立脚して刑務官の使命なる標題に直面し聊か平素懷抱する所を述べ以て叱正を仰がんと欲するのみ。

二、刑務官の使命は重大なり

凡そ人類の存する所刑罰なきはなし、實に刑罰は人類と其運命を共にするものなりと言ふことを得可し、抑も刑罰は何故に存するものなりや、畢竟刑は刑無きを期するが爲めに存するものにして若し無くすることを能はずんば卽少くするにあり。而して今日直に刑無きを期するは稱空論に近く寧ろ刑を少くすることに努むるを以て妥當の順序とすべく、又實際に適應する處置なりと言はざる可からず　現今累犯者の數が全體の六割に近き狀況より推して刑務官の使命は誠に重大なり。卽初犯者の多寡は刑務官と最も密接の關係を有す。而して全體の六割に近き累犯者の大部分を減少せしめ得たりと假定せんか國家刑政の上に參與する所蓋尠少にあらざる可し、犯罪殊に累犯者の多寡は之を以て直に國家の盛衰を卜することを得可しと言ふも敢て過言に非ざるべし、斯くの如く觀じ來る時刑務官の使命の極めて重大なるは自ら瞭かなり、而して刑務官は累犯者を少くするがため最も嚴肅にして神聖なる敎育家たらざる可からず犯罪の減少は直に社會の幸福國家の隆盛なり。而して刑務官の使命は正に斯くの如き點に相關す其崇高なりと言ふ所以も又自ら明かなり、刑務官が自己の使命に對て眞に自覺し斯くの如く思を及ぼす時は高の氣自ら迫るものあり。曹然として襟を正し已れを清うせんとするの念油然として生ずるものあらん。

三、刑務官の使命は困難なり而して愉快なり

凡そ人を敎化して改善に導くと言ふが如きは其實効を擧ぐること誠に困難なる業に

屬す、殊に受刑者は其一般的通有性として執拗偏狹猜陰險等を數ふること普通なり種々の原因ありて是等の不德を具備せりとするは確に一面の眞理なる可し、斯くの如きものをして道德堅固なる人と化せしむることは誠に難事中の難事たるは刑務官の多く經驗する所なり、中には全く改善不能の者もなきにあらざる可し、加之刑務所の事業は多く世間と沒交涉にして法曹以外の人にして之に注目するもの少く從て稍もすれば退嬰消極的に流れんとするの傾向なきにしも非ず、事業は極めて困難にして然かも積極進取の氣乏しくんば所期の目的を達すること能はざるは明かなり。

刑務官たるものは深く此處に思を致し常に國家刑政の上に自己の使命の如何に重大なるかを須臾も忘るゝことなく、不屈不撓の精神を以て奮勵努力すること肝要なり。而り而して困難なる事業にして成就せんか大なる愉快の伴ふことも亦必然なり、殊に人を改善に導くと言ふが如き崇高なる事業に携はり、僅少の人たりとも改善の實を擧げしめ得たりとせんか蓋し其愉快何物も比すべきものなからん而して其快たるや黃金にて購ふ可からざる快なり、物質的享樂と雖壞の差異あり、我等の前途に斯くの如き貴重なる愉快橫たはれり邁進以て之に到達することに努めざる可からず。

四、刑務官の使命は誠心誠意を以て終始し獻身的なるを要す

凡そ人を改善に導くと言ふが如きは誠心誠意を以てせざれば其効果を擧げ難きこと固よりなり。巧妙なる手段術數の如きは一時其效顯者なるが如き場合無きにあらざるべしと雖も斯くの如きは砂上の樓閣と等しく一朝事に遭へば忽ち土崩瓦解に終ることを免れず、事業は極めて困難にして然かも多く論ずる必要なかる可し、古來至誠天に通ずと言ふ誠に至誠こそは刑務官の生命なり。

改過遷善とは畢竟繰然心機一轉と同樣なる可し人をして心機一轉惡より善に遷らしむるは至誠以て其心魂を貫かざれば能はざる所なり。孔明は三顧の恩に感じて蜀の爲めに百顧に立てり、刑務官は受刑者の爲めに百顧を重ぬるも倘意に介せざるの覺悟なかる可からず。孔明が東奔西走巢を討ち魏を伐ちて一日も寧日を得ざりしに劣らざるの努力を惜まざるの勇猛心なかる可からず。元來難事中の難事なるを以て斯くの如くするも倘容易に其効果顯れざる可し然も刑務官は之を以て失望することなく益々勇を鼓し何時かは受刑者を征伏して絕對無限の信賴を我に集注せしむるに至らざる可からず、此の域に達せざれば敎化改善は机上の空論を以て終るに至らん、然れ共斯くの如きは大聖賢にして始めて能くする所にして凡人に望むは餘りに難きを强ふるものなる可し、然れ共前述の意味よりして刑務官は大聖賢たるを以て理想とすべく少く共大聖賢たらんことを欲して止まざるの念烈々たるものならざる可からず。

受刑者は幼時より不潔混濁の裡に人と爲りたる者多し之を改善するに當りては其周圍を明鏡の如く清淨ならしめざる可からず故に工場舍室の清潔を保ち整頓を行ふと同時に、更に清淨の人を以て圍繞せざる可からず、世に美はしきものは獻身なり、犧牲なり、刑務官は刑務の爲めに己れの一身を捧げ盡すを本懷とし是を以て鴻恩の萬分の一に報ゆるの道なりと覺る所なかるべからるゝや、忽ちにして自由の天地に翱翔するなり、然るに彼等の受刑中の生活たるや出入起居座作進退官吏の監視の下に在り斯くの如き生活より解放せられたる者が、受刑中の勤勉の風を忽ちにして忘却するに至るは人情の趣く所宜なりと言ふ可きに非ずや、斯くの如く觀察する時は在所中の生活を更に社會生活に接近せしめ、而して個性の發現自治的精神の養成と言ふが如き方面の開拓を必要とするものに非ずや、論岐路に涉りたりと雖も又全然無交涉なりと言ふ可からず記して大方の敎示を仰ぐ、扨て自發的に勤勞せんとするの鞏固なる意思は如何にして養成すべきか極めて困難なる問題なるも要するに圓滿なる常識を具備して勞働の神聖を悟る所有り、而して又社會生活は孤立を以て到底營み難く、克己以て自己の分業に精進するは自己の幸福の基なる道理を會得了解するに至らしむるは最も必要なる可し、此根底を築き而して養成せられたる勤勉の習慣は比較的に堅固なるべし反社會性の淘汰に付ても相通ずるものあり。

五、克己勤勉社會適應性を養成せられ社會適應性を具備して釋放せられたりとせば再犯に陷る者は著しく其數を減少するに至る可し、累犯者の數の容易に減少せざるを以て直に刑務所の價値を疑はんとするは固より之に同ずること能はざるも刑務官も亦之に對して責任を感ずる所なかる可からず抑も克己勤勉と言ふが如きは要するに自發的に自ら勤勞せんと欲する意思の鞏固なるを最も必要とするものにして、他より强制せられたる勤勉は外的拘束を脫すると共に忽ち其の影を止めざるに至る可し、此の點に付ては今日の行刑が餘りに一定の型に拘束せられ、受刑者は總て官吏に依賴するの念强く時に彼等の言として自己は改心せんと欲するの念切なるも官吏の處置之を拒むと言ふが如きことあり。反社會の象徵として誠に好適の言なりと雖も、又一面刑務所の實際に付て少しく顧みる所あるべきにあらずや、刑務所の生活は社會生活の訓練たる條件を具備せざる可からず。一日釋放せ

卽反社會性の如何に已れを蔽し已れを不幸ならしむるかを憫らしむる爲め萬有手段を講じ最善の努力を傾注せば行刑をしてより多くの効果あらしむることを得可く、刑務官の最も留意すべき所なりと信ず。

六、刑務官は勞働の趣味を解し是を尊敬するの念を有せざるべからず

犯罪の原因は複雜多端なり、然れ共懶惰は其の最も直接の原因なるべし、前段の所說と稍重復の嫌あるも更に少しく述ぶる所あらんとす。

受刑者の大部分より懶惰の性を驅除することは改過遷善の目的を達する上に於て最も重要なる所なり、現今作業が行刑の要素として最も重要視せらるゝに至りたるは蓋當然の歸趨なり、然れ共勞働の神聖、勞働の趣味の如きは筆舌を以て之を說くも其効果乏しかる可し、須らく率先躬行自ら體を示し以て指導するの必要あるものと信ず。

今日の刑務官が直に身を以て受刑者と同一の勞務に從事し、之を指導することは不可能なる可しと雖も然も常に內に其の意氣

を藏し以て作業の指導に當るを要す、內に其の意氣熾んになれば不知不識の中に感化上益する所蓋し尠少にあらざる可し、而して人類の幸福は、各人が分業に應じて忠實に各般の勞務に從事することにより齎らし得るものなるを以て社會共同生活上必要なる勞務は其の種類の如何に依り固より貴賤高下の別あることなし、故に人は各自己の分業の尊嚴を保持すると同時に、他人の分業を尊敬するの念なかる可からず。

刑務官は此眞理を深く了解する所ありて受刑者の勞務に尊敬の意を表する所なかる可からず。刑務官が彼等の勞務に尊敬の意を表するに至りて、始めて彼等も自己の勞働の意義と價値を覺るに至る可く行刑の眞面目、此處に始めて光を放つに至るべしと信ず。

七、刑務官の使命と常識

刑務官は常に圓滿なる常識を具へ、人格の向上を慮る可からず。刑罰が單に威嚇の方法たるに過ぎざりし時代に於ては刑務官の使命も亦簡單にして器械的を以て足れりとせしならんも、刑務官は一面敎育者たらざる可からずとする今日に於ては、常に自己の人格の完成常識の養成に努むる所なかるべからず。

刑務官を以て一面敎育者なりと言ふも一般敎育者と趣を異にするものなり、元來刑務所に於ける總ての行爲は皆生きたる敎育なり、敎誨の施行、作業の督勵懲罰の執行、作業の督勵悉く然り、故に此等の實行は總て其の中に生命の躍動するものありて、始めて各其の目的を達するものなり、單なる形式的の敎誨、機械的作業の督勵條理を盡さざる懲罰の執行等は、倦怠疲勞呪咀等を來すに過ぎざる可し、實に生命なき形式的の行刑は害あつて利なきに終る可し、刑務官を以て敎育者なりと言ふは行刑に生命あらしむるための敎育者なりと言ふを適當なりと信ず。

刑務官は斯くの如き意味の敎育者なるを以て、高潔なる人格、圓滿なる常識を具へて諸般の事態を適確正當に處理し得る能力なかる可からず。斯くの如くにして受刑者の信賴を得るに至る可く信賴を得るは、卽改善の第一階梯に達したるなり。

八、同情

刑務官は受刑者に對し之を蔑視することなく同情を以て迎ふるの念なかる可からず所謂罪を憎んで人を憎まざるの心掛なかる可からず。受刑者が罪を犯すに至る迄の經路を辿る時は實際同情に堪へざるもの多數有るを發見するに難からざる可し。例へば今日の受刑者が總て貴族富豪の家に生れたりと假定せんが、其の大部分は刑を受くるに至らざるべきを想像するに難からず、或は又慈愛に溢るゝ兩親の健在なる家庭に生育せられたりと假定するも同樣なり、犯罪は其の社會的原因と個人的原因と何れを重しとするかは此處に論ぜんと欲する所にあらざるも要するに前述の想像にして、眞實なりとせば我等は滿腔の同情を以て彼等を迎へざる可からず。滿腔の同情を以て迎へて始めて彼の心機に觸れ、微妙なる精神の相通ずるものあるに至る可く斯くの如くにして、始めて行刑は光を放つに至るべしと信ず。然れ共罪を憎んで人を憎まずと言ふが如きは言ふは易く、行ふは極めて難きことなり、受刑者は前述せし如く、執拗猜疑陰險等の性を具備すること普通なるを以て

稍もすれば、同情を以て迎ふる代りに先づ輕侮を以てし、嘲罵を被するが如きことなきにあらず。殊に短日月の間に再び同一の刑務所に收容せられたるが如き場合に於ては稍もすれば罵詈の言を弄するが如きことなきにあらず。然れ共斯くの如き場合に大聲叱咤罵詈するも百害あつて、一利なきを思はざる可からず。

彼の心理は普通の人と異なれり、彼の耳心は麻痺せり、彼は世に背き、人を呪へり彼には希望なく、光明なし、是を大聲叱咤するも彼は冷かなる笑を以て報ゆるに過ぎざるなり、刑務官は自己の使命に顧み最も注意せざるべからざる所なり、然して斯くの如きは全く同情の念なきに基因するものなれば、刑務官は常に受刑者は同情す可きものなりとの念慮を心に銘する所なかるべからず。

九、結論

刑務官の使命なる問題に直面して聊か所信を披瀝したり、固より以上を以て論じ盡たりと言ふ能はざるは勿論なり、殊に以上は刑務官一般を貫きたる概論なるを以て更に敎務、戒護、作業等を分類する時は其特質に付き更に幾多の論ずべきものあるべし、然れ共以上は何れの係たるを問はず、苟くも刑務官たる以上は其使命を果すに付最も重要にして、瞬時も忘るべからざる根本原則なりと信ずるものなり、而して前言を要約すれば、結局刑は愛なりと言ふに歸す力を用ふる場合、例へば懲罰の執行と雖も尙愛を離るる能はず實に刑罰は愛ありて生命を生ずと言ふことを得可し、然して此處に我等の最も注意すべきは實行なり、今日刑罰に關する理論は千紫萬紅實に爛んなりと言ふことを得べし、然れ共如何なる名論卓說も實行の伴ふにあらざれば空論を以て終るに至るべし、殊に刑務官の如き使命を帶ぶる者に在りては百の理論よりも一の實行なり、今日達文雄辯の士は多かるべし

三　等

山口看守長　鹽見市郎

自由刑の本質が應報、威嚇を主眼とする時代に在ることは、何人も肯定する處であつて、刑務所は徒らに不法の徒を

集禁して單純なる刑罰の爲めの刑罰執行場所で無いと謂ふことを漸次社會に認められ、往昔の牢獄氣雰を一掃し刑政史上の一新機軸を造るに至つたことは、洵に慶賀に堪へぬ次第である。國家が司刑の費に巨額の資を投じ以て刑政の進運を劃しつゝあるは、一つに刑政の効果を期待する處尠からざるものあるに由るのであつて、此の刑政の効果を期待する所以のものは、實に國家社會に於ける安寧秩序の維持增進を劃し刑罰終局の目的を濟すものであらねばならぬ。

刑務官吏は刑政効果の獲得に直面し、直接之が衝に當るものなるが故に、其の使命とする處は敎養敎化を以て眼目と爲すは勿論なるも、更に進んで釋放後に於ける處世の安定を得せしむべく所謂釋放者保護事業の振興を劃し、刑政効果の確保を期し以て行刑有終の實を擧ぐることも亦見逃すべからざる緊要なる使命の一端でなくてはならぬ、蓋し既に行刑の効果顯はれ敎化の實績顯著なる釋放者をして、社會上各々其の所を得せしめ眞民の列伍に復歸せしむるには、社會一般が協同責務としての責を負ふべきものなることは論を俟たざる處なるも、而かも現代の狀勢に於ては遺憾ながら未だ此の條理に覺醒せしもの頗る稀薄にして、其の多くは漫然彼等を擯斥して犯罪を反覆するの境遇に陷らしむる事例尠しとせず、之が爲め積年孜々辛酸以て邪辟矯正の試練鉗鎚の下に、漸くにして兆したる行刑の効果は、未だ其の萠芽を出さゞるに先ち一朝にして破碎せられねばならぬ結果を見るのである。假りに刑務官の職司が敎化而已を以て完了するものとするなれば、行刑後は再び罪に陷るが如き危險なる境遇に置かれようと置かれまいと、其れは毫も與り知る所では無いと云ふことになるのであつて、指導訓練の衝に當るものが故に、之が作用の適否は直ちに以て行刑の効果に甚大なる利害關係を齎らすものである。

吾人が社會の一員として處世する上に於ては、自他共に相ひ侵略す可からざる幾多の傳統的法則卽ち社會規律に從つて行かねばならぬ、社會規律は主として吾人の德性の發露、道德の表現から成り立つた一種の

規約とも謂ひ得よう、相當の社會的訓練を受けたものであるならば、其の社會に行はれて居る種々の傳統的社會規律に對し不知不識の間に服從する傾向を持つものである、傳統は勿論絶對の力ではなくして一種の惰力に相違ない、然し乍ら此の惰力は決して輕々敷く打破せらるゝが如き弱いものではないのである、斯かる傳統的規律で吾人の行爲を最も强く制御するものは、其の社會に行はれて居る風俗、習慣、信仰、道德であつて此の社會規律に從つて互に相ひ侵ずことなく、圓滿なる提携を保つてこそ、其處に始めて秩序ある社會を形成し得るものである、犯罪者の多くは常に之等の傳統に反行し、社會規律に柔順ならざりし結果茲に至りしものであつて、其の因つて來る處の原因は、種々の方面より觀察し得らるゝも、要するに社會的訓練を缺如し德性の闕缺に因るものなるを以て、之が涵養と躬行的指導訓練とは敎養上最も重要なるものであらねばならぬ、從つて彼等に對する行刑規律の强要は、規律遵守の觀念を釀成し勤勉克己の眞智に馴致せしめ、公共の自治等の概念を注入し、德性の養生に務め品性の向上を劃し以て他日社會規律を遵守する善良なる社會の一員として、其の處を得せしむるの基礎を樹つるを以て目的とするものなるが故に、片時も等閑に附すべからざるものである。行刑規律の强要は時に彼等に對し苦痛を與ふるが如き觀あるも、其は恰も外科醫が患部の手術を施すが如く彼等に對し苦痛を與ふることも自體が目的であつてはならぬ、素より自由刑の目的は勞顚に於て逃べた通りであるが、其の執行の態樣は自由の束縛である、自由の束縛は吾人々類の此の上なき苦痛とするところであるが故に、徒らに無爲に自由を束縛し以て刑罰の痛苦を味はしめて足れりとするならば、卽ち犯罪に對する幽報的威嚇處遇を爲すものであつて、其處に何等の目的をも存せぬことになるのである、現代の刑罰世想が目的主義である以上は、行刑の態樣も亦此の世想に順應して動かねばならぬことは言を俟たぬところである、自由の拘束は行刑規律の勵行卽ち行刑上禁制し命令せし諸敎令に對し、絶對的に服從せしめ其の間彼等の自由意思に依る動止を許容せぬことに依つて達成し得るものである、而して之に依つて規律遵守の良習を養成し遷善淨化の基礎を樹つるものであつて、自由拘束に因る痛苦を與ふることは何等行刑の目的とする處でないのである、行刑規律の勵行に伴ひ、懲罰を科することも亦懲罰の苦痛を嘗めしむること自體を目的とするものではない、恰も慈父が愛兒の非違を矯正する爲めに折檻するの止むを得ざるに出づと同樣に、懲罰は之に依つて彼等に反省を求め其の有する處の反社會的不眞性を矯正し純眞の性向に轉換するの機期を捉ふる爲め、止むを得ざるに出でたる涙の笞でなければならぬ、行刑規律の强要は、過去の逸違に對する膺懲ではなく、將來の社會同化を目的とする同情的見地より來るものであるが故に、此の意味に於て、規律の强要は行刑樞要の作用であることは論を俟たざるも、之が手段方法は常に彼等の心意趨向の機微を洞察し、毅に失せず緩に流れず以て中庸宜敷を得ることが最も肝要である、緩漫にして行刑規律の弛緩を招致し威令行はれざる

に至らば、全く自由刑の價値を滅却し其の効果亦收拾すべからざるに至るは論を俟たざるも、過般にして形式的の服從を得、內心反抗の氣分を助長せしめ、或は巧言令色以て他の好感を求むるが如き表裏ある詐人を養成するに至らば、之亦行刑の目的に背反する弊の重大なるものと謂はねばならぬ、刑務官吏が常に細心の注意を拂ひ心意趨向の機微を察し處遇の緩嚴其の中庸を得ることに、人知れぬ苦心を拂ひつゝあるも亦彼等の有する不眞の性向習癖を匡救し以て刑政効果の獲得を期せんとする所以である。凡そ人類の精神的活動は其の境遇、環境の如何に因つて司配せらるゝものである、卽ち社會との交通を遮斷せられ、友と別れ家族と別れ、變化の乏しき規律の下に日々常途の役々を踏み、其の活動的本能を制限せらるゝ拘禁生活にある收容者は、其處に必然的に何物かの影響がなくてはならぬ、此拘禁生活に伴ふ影響を二樣に觀ることが出來得る、卽ち一は自暴自棄であり一は反省悔悟である、居常彼等に直接する刑務官吏は克く此の心意現象を考察し、常に彼等の好侶伴たる自覺の下に、掏摸生活に伴ふ弊害を匡正し、以て改過の實績を擧ぐることに努りせねばならぬ。

吾人が生活を營む上に於て、日常缺くべからざるものは衣食住の三要素である、從つて衣食住の缺乏、卽ち經濟的壓迫は犯罪の原因に至大の關係を齎らすものである、試みに大正六年以降昭和元年に至る過去十箇年間に於ける全國新受刑者に付て觀るに、百人中九十二%二は赤貧又は無資産者であることに徵しても、如何に經濟上の壓迫が犯罪に影響するものなるかを立證して餘りあるのである、茲に於て彼等をして釋放後生活上の危機より脫し得る處の人格に造り爲すことは、刑政の効果獲得上最も緊要なるものであらねばならぬ。惟ふに、無職業其のものは犯罪の直接原因となるのではない、統計上より觀るも有職業者に して罪を犯すに至れる者も相當の數に達して居るのみならず、一定の職業を有する者に非ざれば犯すことを得ざる犯罪も有るが、然し乍ら無職業に伴ふ通有性の弊害は、懶惰性の慣致にして浮浪的生活の開端である、而して飮酒、射倖、遊蕩、懶惰は斯の如き狀態に伴ふ必然的の關係を有する害惡であつて、其の結果は遂に生活上の危機を招來し、罪を犯すに至るものである、刑務作業の作用は彼等をして克苦の氣象を養生し勤勉の良習に馴致せしめ、同時に釋放後に於ける職業の基礎を授け累犯に陷るへき素因の除去を目的とするにあるは論を俟たざる處である、卽ち勤勉克苦の精神を涵養し、孜々營々各々其の生業に親しむの良風に憧致し、以て飮酒、射倖、遊蕩、懶惰等の惡癖を矯正し、釋放後生活上の危機を排除し得る自律的素質の所有者たらしむるものなるが故に、之が敎養訓練の適否は、彼等の將來に於ける社會生活を左右する重大なる問題であると謂はねばならぬ、刑務作業は如斯重要なる、行刑感化の目的を有するものであつて、之が强制に當りては時に彼等に對し苦痛を感ぜしむることあるも、苦痛其のものを目的とするものでないことは、恰も曩に述べたる行刑規律の强要と同一でなければならぬ、而して此の重要なる目的を、達成せんとする使命を有する刑務官吏は、常に克く彼等の個性を洞察し、殊に其の有する處の技能、職業、健康の狀態及將來の生計等、所有る方面に渉り綿密なる注意の下に精査を遂げ、之に賦課する作業の種類を誤らざることが最も肝要である、卽ち各個人の適應性に從つて之が賦課も亦各々個別化せられねばならぬと共に、能率の增進を計り釋放後普通勞働者に拮抗し得る程度の、勞働能力を涵養しなければならぬ、而かも刑務官吏は上述の如く、作業賦課竝に訓練上最善の努力を致し、以て効果の獲得に完璧を期する處なかるべからざるは、論を俟たぬ處であるが、單に之れ而已に止まらず、作業は彼等の心身敎養を基礎として施行せらるべきものなるが故に、之が施設に際りては特に敎化上不良と認めらるゝもの、衛生上有害と認めらるゝもの、或は著敗き危險を伴ふものは之を避けねばならぬと共に、經濟的の立場から觀て、收益上實際的價値ある業種を撰定施設するの心掛けが無ければならぬ、蓋し作業の作用は彼等をして釋放後社會に伍し、經濟市場の共存者として、經濟的得喪を全うせしむるの目的を有するものである、忠義は道德上の精華であつて誠に結構である、孝行亦至極結構である、忠孝孰れも道德上結構なことには相違無いが、然しながら其處に何等統一的な信念を有せずして單に、君に忠義は結構である、親に孝行も宜敷いと云ふ樣に、個々別々の觀念の下に道德と云ふことを解したなれば、欲忠則不孝、欲孝則不忠、と云ふ問題に逢着した時には、忽ち去就に迷はねばなるまい、斯くの如きは單に一例に過ぎぬが、吾人が社會の一員として日常生活して行く上に於ては、大小輕重之に似通つた幾多の事實問題に遭遇しなければならぬ、此の場合に處し去就の適實を期して過誤なからしめ、以て社會的生活の圓滿なる發展を劃する原動力は、實に吾人の有する理智性の判斷に俟たねばならぬ、理智の精神は常に情熱的盲動と對立し、克く之を制御し以て社會規律に順應する能動を爲すものであつて、之が基礎となるべきものは、普通常識を根底とする內面的訓育である、犯罪者の多くは道德的觀念と理智性の闕缺に依るものなるが故に、之が救治は蓋し斯務官吏は、常に克く彼等の個性を洞察し、殊に其の有する處の技能、職業、健康の狀態及將來の生計等、所有る方面に渉り綿密なる注意の下に精査を遂げ、之に賦課する作業の種類を誤らざることが最も肝要である、卽ち各個人の適應性に從つて之が賦課も亦各々個別化せられねばならぬと共に、能率の增進を計り釋放後普通勞働者に拮抗し得る程度の、勞働能力を涵養しなければならぬ、而かも刑務官吏は上述の如く、作業賦課竝に訓練上最善の努力を致し、以て効果の獲得に完璧を期する處なかるべからざるは、論を俟たぬ處であるが、單に之れ而已に止まらず、作業は彼等の心身敎養を基礎として施行せらるべきものなるが故に、之が施設に際りては特に敎化上不良と認めらるゝもの、衛生上有害と認めらるゝもの、或は著敗き危險を伴ふものは之を避けねばならぬと共に、經濟的の立場から觀て、收益上實際的價値ある業種を撰定施設するの心掛けが無ければならぬ、蓋し作業の作用は彼等をして釋放後社會に伍し、經濟市場の共存者として、經濟的得喪

つて定むべきものである、犯罪の多くは慙悲哀憐の念を缺如し、或は屈退自倦の性癖に魅せられ、若くは羞恥の感情薄弱なるか、又は正義誠實の觀念乏しきに因るものであつて、之等は共に人の本性に背き、社會生活の本旨に背反する道德的色盲と云はねばならぬ、吾人の所謂道德上の觀念は、社會的生存を圓滿ならしむると云ふ方面より定めて行かねばならぬ、卽ち道德上の概念は之を統一的の原則に依

し刑務官吏の職司中、最も重要なるものであらねばならぬ、教誨の作用は德性の涵養に努め、釋放後社會規律に柔順ならしむべく、內面的殊に倫理、宗教的生活の形成、實現を目的とする努力である、卽ち信仰を基調として智育、情育、意育の闕缺を補ひ、彼等をして內省改悟以て歸善の域に逢せしめねばならぬものであつて、教育の作用は彼等に對し公民としての基礎教育を授け、普通常識の涵養に努め、理智的能力の完成を劃し、以て他日釋放後、社會規律に順應する正しき生活の途を判別するところの能力と、經濟市場の共存者として生活に必要なる知識とを與ふるものである、卽ち教誨、教育の作用は彼等の內面的精神の教養敎化を目的とするものなるが故に、行刑の効果獲得上最も重要なる任務を有し、片時も等閑に附す可からざるものである、素より教誨師、教師は其の職司上、敎化第一戰に立ちて、之が全責任を負ふ丈けの、自覺と覺悟とを持たねばならぬことは論を俟たざるも、行刑の作用が教養敎化を以て目的とする以上は、斯くの如き重大なる根本的の敎化問題を、僅かに教誨師、教師に一任して、其の他の刑務官吏は一顧だも與へぬと云ふが如きことあらば、其れは誤りの甚敷きものであると云はねばならぬ、實敷くに刑務所の全制度を擧げて、敎化の大目的に添ふべく邁進すべきである、此の意味に於て教誨教育は、強ち總衆、個人、其他映寫、蓄音機等主として教誨師に依りて行はるゝ教誨、集團、個別、看讀書等主として敎師、教誨師に於て行はるゝ教育而已に限られたるものではない、苟も彼等直接する刑務官吏たるものゝ、一擧手、一投足の總てが彼等に對する無言の教誨であり、無言の教育であらねばならぬ、蓋し吾人の四圍の環境は、其の人格完成の上に甚大なる影響を與ふるものである、殊に治者の被治者に對する影響は、より以上極めて深刻なるものがあることは、何人も肯定し得る處であろう、此の深刻なる影響の支配に依り以て教誨教育の効果を獲得せんとする所以のものも亦刑罰終局の目的を達成せんとする努力に外ならぬのである。

斯くの如く、行刑の作用は一として敎養敎化を基礎とし、改化遷善に根底を置かぬものはない、戒護の作用も作業の作用も乃至教務の作用も、互に此の目的に向つて進行するものであつて、相互分立して方向を異にした作用を爲すものではない、而して用度の事務も會計簿記の事務も乃至文書の事務も、孰れも之等行刑の作用に隨伴する

健全なる精神は健康なる身體に宿ると云ふ格言は、小學校生徒すら能く口にする處である、改化遷善の目的を達し、以て他日社會生活に順應し、經濟的危機を排除し得る素質を造り爲すには、彼等の健康を保全すると云ふことが最も重要である、如何に改化の實が擧がり人格の陶冶行はれ、職業訓練の効を奏し進歩せし技術の所有者たらしめ得るとするも、病弱の爲め、社會生活的活動の機能を缺如するに至つたならば、其處に何等の効果をも齎らさぬことになるのである、茲に於て彼等に對する健康保全を目的とする、醫務衛生の作用も亦刑罰終局の目的を達成する上に於て、等閑に付す可からざる重要なるものと云はねばならぬ。

緊要缺く可からざるものなることは、恰も戰闘に於て其の第一線に立つ各兵科の後方に、充實せる大小行李兵站事務のあることが最も重要であると同樣であつて、所謂刑務一體、執れの作用に屬する者も、執れの事務に屬する者も、相互聯絡協調を保ち、行刑の効果獲得に邁進せざるべからざる所以のものは、以て刑政有終の美を濟し、刑務官吏たる使命の達成に精進するに外ならぬのである。

釋放者の保護事業は、行刑に引き續き行刑の効果を保全し、釋放者をして社會的生活に融和自立せしむる處の努力であつて、犯罪救治の目的を貫徹する所以の大切なる手段である而已ならず、所謂社會淨化と云ふことや、風教の維持と云ふ樣な社會敎化の方面に迄も、至重至大の關係を齎す社會事業中最も主要なるものである、故に此の事業は社會共同の責務として、基礎の充實を劃し、成績の向上を計り以て社會的幸福の維持增進を策すべきは、蓋し自明の理として敢て問題とすべきでない、而かも乍遺憾未だ此の條理を理解するもの極めて稀薄であることは、勞頭に於て述べた通りであるが、其の主因とする處は釋放者は國家機關の多量の勞務と國民負擔の巨額の費用とを犧牲に供し、罪質を問はれたる犯罪人であつて、社會の秩序を紊り國法を無視したる道德上の背反者であると云ふ、先入主的憎惡の念に驅らるゝの餘り、之を保護せざることの結果如何と云ふ人道的、社會的條理の見地を缺如するに依るものである。保護事業の基礎を充實し、成績の向上を劃するには、事業當事者の熱誠なる努力に俟つもの多々あるべきは論を俟たざるも、須らく理解ある社會民衆の後援を背景として、事業を遂行するの域に達成せしむることが、最先の要義ではあるまいか、此の間に處して刑務官吏が、常に克く斯業當事者を指導督勵し、一面に於て一般民衆の理解に努め、以て事業の向上發展を期しつゝある所以のものも亦、刑罰終局の目的を達成せんとする努力に外ならぬのである。

以上の論述は行刑作用の解說、釋放者保護事業の說明としては未だ以て完徹したるものとは云ひ得ない、素より之等の解說や說明の徹底を期する餘裕を有しないのであるが、要は現在に於ける自由刑が如何なる目的の下に如何なる態樣に依つて行はれつゝあるかと云ふ一端を揭げ、之が執行機關たる刑務官吏の職司を示し、而して其の使命の那邊にある歟を明かに致し度いが爲めである、刑の執行は行刑法規の定むる處に據らねばならぬことは勿論であるが、之が運用の適否は行刑の効果獲得上重大なる影響を齎らすものなるが故に、刑務官吏は常に法規に通曉し之が運用の過誤なきを期し刑罰觀念の世想に順應して處遇の變移適實を期せねばならぬ、行刑の目的が敎化遷善にある所以のものは、實に公安の維持增進を目的とする社會淨化の聖業に外ならぬのであつて、刑務官吏の使命亦茲に存するのである、凡そ人を匡さんと欲せば先づ己を正うせねばならぬ、日夜彼等に接觸する刑務官吏の人格は直ちに彼等に反映し、其の及ぼす處の影響深刻なるものあるが故に、汎く知識の啓發に努め德性の修養を怠ることなく堅忍不拔の精神と慈悲哀憐の情

操を養ひ、以て人格の向上を計り、之が反映の對照物的典型として、範を彼等に垂れ而して敎化の實績に寄與する處あるの覺悟がなくてはならぬ。

第二部

收容者の處遇要諦

三等

宇都宮 檜木 熊之進

一 序論

刑罰が單に懲戒的作用を爲せば充分であると云ふ觀念の下に、犯罪の大きさ丈苦痛を與へやうとして、ギリシャの囚人が鑛役夫として虐使せられたり、羅馬に於て船奴として酷遇せられたり、或は我國に於ても重い物体を負はしめて馳走せしめたりして、憑まれざる罪の人々は冷い氷雪の裡に閉されやうとした暗い痛ましい跡を歷史の上に殘してから幾世紀、幾百の星移り月變りて行刑究極の要求は特別豫防であると云ふ、目的刑人格刑の炬火が世界の一角に現れ、其の光は黎明を告ぐる曉の鐘の如く世界全土に響き亘り、長い間の行刑の眠を遂に覺醒せしむるに至り、茲に一轉機を爲せる刑罰觀念の上には、文化の華燦然として輝き、往昔の懲戒的作用や不合理な諸種の現象は悉く排斥せられ、改過遷善を其の指導原理として不定期刑の是認、或は累進的處遇の採用等、昔年の人々の夢想だにせざりし愛と惠と健康は炳として日月の如く輝き、人道の波は物質文明から除外されやうとした高塀の中をも浸潤するに至つたので常識の發達したる圓滿にして高尙なる人格を指稱するものである。斯の如き人格を具へて彼等は始めて衷心より敬意を拂ひ心服を吝まず、其の稟性を陶冶し得て敎化上大なる效果を奏する事ができるが、之に反し如何に高遠なる學殖や立派な經歷を有するも人格卑下にして醜行を敢て爲すが如き者にありては、如何に努力する共それは木に依て魚を覓むるの愚に終るであらう。更に進んでわれ〳〵は感情の動物たる事を否定することは出來ない。われ〳〵は常時人を惡み人を疑ふが如き不德を慨み寧ろ春風の如き溫情を以て處遇するを信條とするも、時としては冷靜な理智の指導にのみ依らず、感情の激發から意外の結果を招致することがあるのである。

例之一つの反則を發見した場合に、其の依つて來りし原因事情等を冷靜に判斷する餘裕なく直に憎惡の情に燃え、甚だしく常軌を逸するが如き事あるは悲しむべきことである。

斯く落付ける理性を失ひ、只感情にのみ走る事の收容者處遇上いかに弊害あるかは遺憾乍ら實例に於てあまりにも瞭な狀態ではありはすまいか。突發したる事故に遭遇して常に溫厚なる人も意外なる感情の激動を生ずる事は、人間通有の弱點にして已むを得ざるとは云へ恐るべく又最も愼むべきは此の點である。

故に感情の洗練竝に其調節は、われ〳〵刑務官殊に直接處遇する任にある私等の修養上最も重要なる要件の一つではあるまいか。

彼等も又感情住に富んでゐることは爭はれない、故に受刑者を處遇する場合にもこの呼吸を利用し、只單に理屈のみで押付けやうとせず情に訴へ諄々と說示すれば必ず心服するものである、いかに荒み切つた心のひねくれ者でも涙はもつてゐる、其の說く所彼等の心琴に觸れ情に訴へしむるに至つたならば、彼等と雖も必ず動かすことができるのである。

二 個性を知れ

聞く處に依れば監獄法改正の綱領の中に「個別處遇ノ適切ヲ期スルタメ心身考査ノ施設ヲ爲シ拘禁分類ノ基礎ヲ確立スルコト」と云ふ一項があると謂ふことは私の最も共鳴する所で、個別處遇の方法に依つて其の不公平偏頗なるが故に公正を保ち、所有して彼等は始めて衷心より敬意を拂ひ心服を吝まず、其の稟性を陶冶し得て敎化上大なる效果を奏する事ができるが、之に反し如何に高遠なる學殖や立派な經歷を有するも人格卑下にして醜行を敢て爲すが如き者にありては、如何に努力する共それは木に依て魚を覓むるの愚に終るであらう。更に進んでわれ〳〵は感情の動物たる事を否定することは出來ない。われ〳〵は常時人を惡み人を疑ふが如き不德を慨み寧ろ春風の如き溫情を以て處遇するを信條とするも、時としては冷靜な理智の指導にのみ依らず、感情の激發から意外の結果を招致することがあるのである。

例之一つの反則を發見した場合に、其の依つて來りし原因事情等を冷靜に判斷する餘裕なく直に憎惡の情に燃え、甚だしく常軌を逸するが如き事あるは悲しむべきことである。

斯く落付ける理性を失ひ、只感情にのみ走る事の收容者處遇上いかに弊害あるかは遺憾乍ら實例に於てあまりにも瞭な狀態ではありはすまいか。突發したる事故に遭遇して常に溫厚なる人も意外なる感情の激動を生ずる事は、人間通有の弱點にして已むを得ざるとは云へ恐るべく又最も愼むべきは此の點である。

故に感情の洗練竝に其調節は、われ〳〵刑務官殊に直接處遇する任にある私等の修養上最も重要なる要件の一つではあるまいか。

彼等も又感情住に富んでゐることは爭はれない、故に受刑者を處遇する場合にもこの呼吸を利用し、只單に理屈のみで押付けやうとせず情に訴へ諄々と說示すれば必ず心服するものである、いかに荒み切つた心のひねくれ者でも涙はもつてゐる、其の說く所彼等の心琴に觸れ情に訴へしむるに至つたならば、彼等と雖も必ず動かすことができるのである。

三 個性を知れ

聞く處に依れば監獄法改正の綱領の中に「個別處遇ノ適切ヲ期スルタメ心身考査ノ施設ヲ爲シ拘禁分類ノ基礎ヲ確立スルコト」と云ふ一項があると謂ふことは私の最も共鳴する所で、個別處遇の方法に依つて

謂行刑の個別處遇の精神を逸することが出來るのである、茲に於てわれ〳〵は處遇上個性を知悉するのいかに急なるかを剴切に感ずるものである。

凡そ世の中に鋭敏なる頭腦の所有者と雖も他人の境遇個性迄も知悉することは最も至難にして、殊に精神迄透視することは殆んど人の力の及ぶ所ではない、故に客觀的に他人の個性を知悉したるが如き場合に於ては何ぞ其觀察たるや自己本位にして寧ろ自己の透影であることが多いのである。

故に私共は自分の擔任する受刑者の言葉の使ひ方、衣服の着用方又は閲讀書籍の種類等起居動作すべてに注意し、其處に表徴される心の動きを通じて其の特性を見出すことに努めねばならぬ。特殊の場合、即ち彼等の反則をした刹那の感情又は近親から受信した時に現はれる人情の機微等は特に留意を怠らず、必ず之を忽諸に付せず理智の上より冷靜なる判斷を下すとき、其の目的は或程度迄達し得らるゝ事を信ずるものである。法律に於て若しくは社會より強惡不眞なりと烙印付けられた者の上にも、尚他に比較すべからざる善良なる性質を發見すると云ふ事に努め、之を寵養保護すると云ふことが處遇要諦の最たるものではあるまいか。きもあれ刑務所は集居生活場であり團體居住である。集居生活と個別處遇、この矛盾は處遇する人の個性を知悉することに依ってのみ緩和され、斯くて處遇三大要素たる敎導の使命にも添ふことが出來るのである。

四　愛と力

受刑者に對する愛は、所謂感情愛を包含せず精神的であり理性的にして、親子愛に見る如き絶對的であり單一でなければならない。愛する事により被愛者に何等求むる處なく加愛に依り何等得る所なくして人に施し、而も自己を沒却し相手に合一する眞の愛でなければならないのである。商人が顧客を切愛し馬車掾が馬を重愛するが如く愛に依り慾望を滿し、一定の要求を含むが如き愛とわれ〳〵が受刑者を處遇する愛の精神とは全く其の實質を異にするものである。斯くの如き慾望愛や感情愛により收容者を訓練し陶冶し得て戒護の任、即ち拘禁の確保が果されんことを望んで熄まない。

國法の威嚴拘禁の充實を期するため、愛の處遇を以て尚及ばざる時に於て力の必要を認める。其實質は暴力に對する暴力なるが故に、其の使命のためには身命を賭するの覺悟を要する。

常にわれ〳〵は力に依る處遇を最少限度に縮少することに努めねばならない。否此の力、暴力が處遇の水平線から洗み行く事あるも、そは寒地に亡者を探すの類に終ることは瞭かである。

刑務所が國家の機關にして國家の隆盛を策すべき使命ありとせば、われ〳〵の愛は收容者のみを目標とせず國家に對する至上愛の發現でなければならない。親が家の爲め子孫のため努力し多大の犧牲を拂ひ、而も其子女を愛する個人愛の充實せるかはわれ〳〵の國家愛を基調とせる收容者に對する個人愛と同一の條理ではあるまいか。

私は愛の處遇に依り彼等は喜んで規律に服し、敢て反抗せず敢て脫走するが如き事なきやう訓練し陶冶し得て戒護の任、即ち拘禁の確保が果されんことを望んで熄まない。

が望ましい境地ではあるまいか、

彼等が心よく働けるやう、改悛し易きやう愛と力をよく調和融合して處遇する時に於て眞の行刑は期待することが出來る。

五　行刑規律について

何んでもない分りきつた事のやうで一番大切なのは行刑規律である。それは恰も水を飲み空氣を吸ふやうに。

近來刑罰觀念の進化と敎育思想の推移の結果、受刑者に對する自由制限の範圍が漸次緩和され、やうやく奴隷的遇囚から脫して人間的人道的取扱ひを享くるやうに變化して來た事は何人も認める處であらう、惟ふに極端なる自由の制限や無理な規律を苛だしき壓迫の下に强制せんか、彼等の頑迷なる不眞性は益々捻曲せられ、自ら言行に表裏ある巧言令色的人物となり、遂に救ふべからざるに至るを以つて敎化上策の得たものでない、自由制限の緩和は決して規律生活の緩漫、即ち不規律を意味するものではないので、彼之混同するが如きことあつてはならない。

規律の勵行は自由刑に當然伴ふ自由制限の實行と、彼等の品性陶冶の基礎を立つるため、寸時も是を等閑に附することのできない重要なることは、規律に服せざる者に對し、懲罰を以て臨むが如き法の精神も、又茲に存在することに依つて信ずることが出來る

自由制限の緩和を誤解し私情に驅られ、彼等にあまりにも馴れ過ぎ、許す可からざるを許し爲さしむ可からざるを爲さしむるが如きは、規律を無視するも甚だしく、斯くては其結果のいかに怖ろしきかを憂ふるものである。

規律は即ち守るべき定規で一定の秩序を指すもので、規律の存在に依つて國家も社會も圓滿に存立し得るのである。受刑者に對する規律の勵行も、社會に對する秩序が本體であつて、只形式に規則を强制するのが本旨ではないのである。故に徒に受刑者の行動の形式を束縛し、一々些々たる動作を叱責するが如きを戒護の任なりとの謂れではない。要は收容者遵守事項は勿論、官吏の敎令に對し反するものある時は其の大小を問ふ事なく素に之を放任することをせず、何等かの手段を盡して其實行を飽く迄も徹底的に勵行せしめねばならない。

而して收容者をして充分規律的ならしむるには『己を正しくして人を正うす』で是を處遇する者自ら禮を守り規律を嚴格に遵守し、身を以て範を示すにあらざれば到底共の徹底は期し得ないのである。

斯くて始めて行刑規律に權威があり生命があり、從て受刑者敎化上至大の影響を與ふるものにして、處遇上實烟過眼視することのできない重要な要件にして、拘禁の充實も又規律に俟つ所以多いのである

六　作業の督勵

雜誌刑政はわれらの新らしい標語として刑務所は『人を出す所』と云ふのを敎へたが之れ私等が日常收容者の處遇上最も適切なモットーであることを信ずる。然り刑務所は收容者を規律と勞働に馴致せしめ再犯せぬやう、道德的に鞏固ならしむるのが目的である、否われ〳〵は百尺竿頭更に一歩を進めて再び罪を犯す事を自止せしむるの外、國家貢獻の信念を體得せしめて實際有益な國家貢獻なる積極的行動を爲さしむる

やう企圖すべきではあるまいか。

刑務作業が此の要求に添ふてゐる事は云ふまでもない事で、曰く職業の訓練、曰く勤勉の美風、曰く健康の増進等、何れも社會適應性への誘導に唯一の手段たる事を失はない。而し是を以て萬全を期し完全に遂行せられつゝあるだらうか？

或る保護主任の話に、相當敎養もあり年も若い刑餘者を使つた雇主が『素質は至て温厚で他所目にも感心する程忠實に働くが突然の事には敢て見向きもせず怠ける譯ではないが所謂氣が利かない事甚だしく客商賣なぞは思ひも依らない』と、之を以て凡てを憶斷することは勿論出來ないが、刑務作業の尚及ばざる何者かゞ其處に存在するのではあるまいか、否々是は作業の欠陷にあらずして、罪は寧ろ處遇する其の人に在りと云はねばならないのである。

元來受刑者の多くは弱者に非ずして勝ちて敗れたる落伍者である、其個人的に於ては、所謂弱肉强食の優越感を味ひたる少くとも瞬間的には本能?を滿足したる强者であつたのである。故に之を處遇ずる者は其の心理をも洞察し、其の爲人をも究め職業訓練と相俟て德性の涵養を意らず、其の强き本能を發揮善用せしめ人情道德をも加味した、眞の强者たらしむるに努めなければならない。それには彼等を滿足させる事丈でなく、時には苦い藥も服ますべき必要もある。

尚安逸放縱を事とする受刑者には、正しき勞働は人間本然の要求にして、遊惰は決して人の心に平和と喜悦を齎すものでないと云ふ信念を徹底せしめ、更に進んで國家の貢獻の義務をも注入し、等の勞働觀念を根本から改革せねばならない。斯くて其處遇よろしきを得る時は敢て物質的刺戟に依らずとも敢て强制せずとも、彼等は喜んで働き進んで就業するやうになり、爰に於て作業能率は增進し自給自足を標準とする刑務所經濟化にも、一歩〳〵接近することを信ずるものである。

七 結 論

過去數年の當局者の苦心に依り、愈々監獄法改正の骨子は完備し、近く議會提案の運びとなつたと聞く。私はこの新法施行の日が一日も速からんことを、指を折りつゝ待つ者である。

併し乍ら、私は之を以て我行刑の上に一轉機を齎すものとも考へられない。只單に行刑遂行上の道程を清掃するに過ぎないではなからうか。法は元來死物にして之を活用し光輝あらしむるは、それを運用する人の篤志信念の働きに俟つ處甚だ多いのである。「法は嚴にして慈心を失はず」とか、其の精神も活用する人に依つてのみ發現せられ、國家の威力も確保され、又は罪の人々も其の慈心に浴し得るのである。

法規の改廢も累進制度と云ふも、要は改過遷善の四字にあることは云ふまでもないことである。故に行刑有終の美を發揮すると否とを左右するものは、正しい法の施行よりもモット根本的な——日夜朝夕彼等に接觸し處遇する人の、確固不拔の信念でなければならない。

見る、聞く、感ずる、是が彼等の凡てゞあれば、われ〳〵刑務官殊に處遇の第一線に立つ私達は、服裝も整然として深甚の注意を拂ひ、謹嚴眞摯な態度を以て範を示し、彼等に對しては常に一言一行と雖も公明正大にして一點の私情を介在するが如き事があつてはならない。又いかなる惡質をも溶解する强烈なる熱情と誠心誠意に基く不斷の努力を要する

日常生活の内に　火を
人間の心の内に　火を
たえざる　火を　（武者小路實篤

人道に遊び社會に離れ圈圈の身にともすれば萎縮せんとする彼等の或は父となり、或は師となつて生きねばならぬわれ〳〵は常に希望に充ち信念に燃え活き〳〵とした生命力に祝福されて、行刑の大道を歩まねばならない。

偉大なる人格が周圍の人類を感化し、更に人類の意志に基いて活動する時、大いなる社會をも動かす事實を歷史はわれ〳〵に敎へてゐるのである。味ふべきことではある。

歷史は繰り返されるとか、彼等も又よき人格者を得て善性へ、善性へと無限に進張して行くのではあるまいか。自我の完全なくして處遇の完全は底知はれない。自我の完成、私の處遇要諦はこの信念の上にたつ。

福島刑務所著松支所　**佐藤宗助**

三 等

此處に、一塊の小石がある。此の小石を、眞に正しく理解せんと欲せば、化學的に分析したのみでは充分でない。更に何時、如何なる場所にあつたか、山にあつたか、河にあつたか、海にあつたか、卽ち時間と空間に於ける存在に、就いても充分なる、研究と、考察を、遂げなければ、小石に對する、眞に正しい、理解を得ると言ふ事は、困難である。此の原則は、自然科學に對してのみ、適用せらる可きものでなくして、大抵の場合、規範的科學に對しても、適用せらるゝところの原則である。

此處に一人の犯罪人がある。此の一犯罪者の、生ずる事は、勿論必ず因果の法則の上に、發生するものである。

フエリーは、これを個人的、若しくは人類學的要素、物質的、若しくは自然的要素、社會的要素の三つに分類して居る第一に含まれて居るのは年齡性別、職業、階級、第二の裡には土地、氣候、民族、等があり第三の社會的要素の中には人口の緻密、輿論、慣習、敎育、宗敎、產業、經濟、狀態等が包含されて居る。更に遺傳と環境と云ふことからしても此の現象を取扱ふ事が出來る。人間の力で解決の出來ぬ天生的の遺傳と、生れながらに持つ環境之に加ふるに、後天的の環境が、更に影響して芽生を培ふて行く。

先きに述べた個人的若しくは人類學的要素又は先天的遺傳等は植物に於ける種であり物質的若しくは自然的要素社會的要素若

刑政第42巻第4号
矯正図書館

しくは後天的環境等は種の發育に於ける光線であり雨露である。

かく單なる一犯罪現象も此を周る社會の環境、凡てに、影響せらるゝ結果これら犯罪に關係を有する學問的智識を得なければ眞に正しく犯罪現象を觀察すると言ふ事は、不可能である。農夫は種苗の性質。土壤の性質。氣候の變化等を知らなければ豫期の收穫を擧げ得られない。醫者は生理學。解剖學。病理學。藥物學等の智識を得なければ立派な醫者としての職能を盡す事が出來ない。吾々行刑にたづさわる者も犯罪心理學。犯罪人類學。犯罪倫理學。犯罪社會學等數多くの犯罪に關する智識を學ぶと言ふ事も畢竟犯罪現象に對する近視眼的の觀察より脫して眞に正しき犯罪現象に對する理解を得んとする慾求に外ならない。

裁判は犯罪人に對する病氣の診斷だとするならば行刑は病氣に對する治療だとも言へる。惟ふに、目には目を償ひ齒には齒を償ふの反座法を用いた、復讐主義時代。犯罪人には峻嚴な刑罰を科して犯人を威嚇懲戒すると共に社會を威嚇して犯罪人の防壓に努めた威嚇主義時代。犯罪人は嚴正なる規律の下に感化して眞民に歸せしめんとする改善主義。又は犯罪人を改過遷善せしめて社會に同化せしめると同時に一層進んで其の源をたづね手當して事を未然に防がふとする豫防主義の現代に至るまでの刑罰制度の變遷は凡てこれ犯罪なる病的現象に對する治療手段の發達だとも言へる。復讐威嚇主義時代にあつては犯罪は正義に違反する行爲であつて刑罰は之に對する應報なりとの觀念に基いて犯罪の實害の程度に應じて刑罰の輕重を定められた。故に此の刑罰を專實主義と稱した現代に於ては學說立法の思想は、刑罰の輕重は實害の大小に依るものでなくして犯罪人の惡性（非社會性）如何による可きだと稱へられる樣になつた。これが事實主義に對する人格主義である人格主義は犯罪人の個々に依り刑を量定すべきものなる故、刑罰個別主義とも言はれる行刑は刑罰と形影相伴ふ故、行刑の個別主義と言ふ事が主張さるゝ樣になつた之を要するに現代の刑罰の目的は、先に逃べた如く犯罪を科學的より觀察して之に適應する制裁を加へ、一面犯罪人を一時的又は永久的社會より隔離して改過遷善せしめ社會の良民に復歸せしめると共に一般社會を警戒し、後事の覆轍を防ぐことを以て主義とする一般豫防及び特別豫防の任務を有するに至つたのである。この刑罰思想的變遷がその儘に行刑制度の上に表はれて、昔は其の片影すら見なかつた意味が其の根本を培ひ生命が吹きこまれて居るのを見るのである。犯罪と刑罰に對してかく論じかく觀察し來る時其處には犯罪は怖るべき社會の病的現象となつて現はれ刑罰は醫師の對症療法。應病與藥。原因療法。等の趣旨に則り如何にしてこの社會のバチルスを退治し、社會の正常的現象に恢復せんかとの使命を帶びて來て居るのを見るのである。

然らば、これら反社會格の病者（犯罪人）を收容したる場合、刑務所は如何なる立場から、如何なる治療方法（處遇）を、施せばよく社會適格者の健康者に甦生せしめ得るかと言ふ事は非常な重大問題であつて吾等刑務官に背負された十字架でなければならぬ。

私はこれに就いて彼のヂユスチース即ち「法の神」に就いて述べて見たいと思ふ。

この法の神の像を見ると左手には劍を擬し、右手には衡を持つて、目には布巾を覆ふて居る。左手に持つ劍は正義即ち罪惡に對する嚴正の制裁を表象し、目に布巾を覆ふて、右手に衡を持つて居るのは、人を見る時は、愛憎偏頗の心を生じ物事を公平に判斷する事が出來ないから、この目隱しによつて公平に物事を訟すると言ふ事を意味して居るそしてその胸奥には無限の人道（仁愛）の精神が燃えて居る事を表象したのが「法の神」の像である。

即ちこの神像に顯現された嚴正、公平、人道の精神これこそ收容者處遇に關する指導的原理としての鐵則であろう事を私は信するものである。この「法の神」に顯現された嚴正と、公平と、人道の刑罰意識に目覺めて熱と力と愛とをもつて收容者を處遇する時、始めて其の刑罰は、合法的であり、合理的であり、意識的であり、被罰者に對して創作的な敎化作用の活動を見るのである。これに反したる處遇を爲す時被罰者に對する敎化作用は、其の活動を停止して、破壞的な澁滯作用の譽まれるのを見るのである。屢々刑務所は犯罪の學校であるのと、批難される最大の原因は、此處に其の缺陷を有するものではないかと思はれるのである。故に私は收容者處遇の指導的原理として嚴正公平人道の三つの鐵則を擧げるのもである。

第一刑は嚴正に之を執行しなければならぬ。十七世紀の初めに於て、オランダに用ゐられたる自由刑執行の格言、卽ち「怖るゝ勿れ余は汝に復讐するものに非ず反て汝を善導するものなり余の手や嚴格なりと雖も余の心や親切なり」との言葉を味ふ時自由刑執行の目的が改善にありとの思想の明示されて居るのを見るのであるそれと同時に收容者處遇の指導的原理である嚴正の本質が改善の手段にあることに氣附く事であらう我々の言ふ嚴正の觀念は改善的思想に基礎を置くものでなければならぬ。

嚴正と苛酷は表面相同じきが如く見えるけれども嚴正と苛酷の間には、雲泥も啻ならざる違がある。嚴正は改善的思想と、常に同方向に活動するに對し苛酷は常に反對の方向に活動するものである。吾々が其の職務執行に際しては服務規律及び職務規程の命ずる所及び遵守事項が收容者に要求する所の凡ての條件に對して、嚴正の態度で臨まなければならぬ。嚴正なるところに收容者の苟免を計り欺瞞を遂げ反抗を敢てする餘地がなくなり、如何なる惡漢も其の兇暴を逞ふする能はざるを自覺するに至るものである。

それと共に嚴正の名の下に糸毫も野蠻不法の行爲があつてはならぬ、粗暴輕蔑侮辱に渉る擧動や言語音調にも深く注意を加へ、假初めにも野卑に流れ品格を失ふ樣な事があつてはならぬ。嚴肅攀實親切其の間一點の私心を挾まず、感情に支配されず、坦懷飽迄嚴正の態度を以つて當る時は威嚴は、自ら其の身に備り來るものである、威嚴は劍や帽子や服裝に依る形式的威嚴でなくして人格的な威嚴でなければならぬ。吾等が劍や帽子や服裝の威力を借りて之に對する時は、彼等は永い經驗より得た打算的な考へから何事も默殺して容易に服從する

ものである。然し其の權威關係は優者と服從者との間の偉隙が廣まつて行けば行く程、外皮的には、概して增大するものであるが、然し內部的には實質內容を失つて何等かの切掛によつて秩序が攪亂されるや、その外皮的な權威は、忽ち崩壞するものである。劒や帽子や服裝を脫ぎ捨てゝしまつた時には何等の權威が無いと言ふ樣では其の人の身體に權威があつたのでなく、劒や帽子や服裝に其の權威があつたと言ふ事になる。これに反し人格的威嚴は尊敬と信賴と愛の力との結合である。故に形式的威嚴の破壞的であり消極的であり他律的なるのに對して人格的威嚴は建設的であり積極的であり自律的である。そして脫ぎ捨てた劒や帽子や服裝は何等の權威もなくして却つて其の身體に買す可からざる權威の備はれるのを見るのである。彼等を長服させる事は、容易であるが、彼等の心服を得ると言ふ事は困難である、此の信服を得なければ彼等をして改善せしむると言ふ事は不可能である。處遇の第一先づ嚴正に之を執行すると言ふ事が緊要である。

第二刑は公平に之を執行しなければならぬ。

神聖な裁判に依つて、宣告された刑は公平でなければならぬと同じ樣に、行刑も亦公平でなければならぬ刑務官の職責はその性質上行政の範圍に屬する。けれ共その實質は裁判と終始しなければならぬ。換言すれば裁判の公平と行刑の公平は不可分の關係に立たねばならぬものである。吾々人間は常に自由を望んで公平を捨てず公平を要求して自由を否定せずと言ふ二つの矛盾撞着した思想を抱いて居るものである。吾々刑務官吏が其の職務執行に際して常に苦しむのは凡ての法令の範圍內に於て收容者に許された自由と公平の保障を如何に確保するかと言ふ問題である。

然しこれは正理公道に基いて收容者の悉くを均等の處遇を爲すと云ふ事に依つて容易に解決されるものである。法律規則の命ずる所服務規程の要求する所皆此の正理公道を骨子として居る。故に之を確守し公平均一に收容者を處遇することに努め獨り依估偏頗の措置あるべからざるは勿論、親程以外に涉つて加除寬嚴の手心を試むが如きことなきを要するのである。

然しながら公平をして名實共に相全からしむめんとするには唯だ機械的卽ち形式に流れ墮調に失するが如きことなく活用的、卽ち凡ての收容者の性格、年齡、身分、健康、狀態等の個人的事情を斟酌して各々之に適應するところの處遇を加へなければならぬ。之に反して徒らに千遍一律の處遇を施す如きことあるときは、甲に輕く感ずるもの乙に重く丙に寬なるを覺ゆるもの丁は其の過嚴に苦しむと云ふ樣になるものである。故に個人々々により其の精神的及び身體的抵抗能力の程度を同じくせざるものであると云ふ事に注意しなければならぬ。然らざるときは公平ならんとして却つて不公平に堕ると云ふ反對的の結果を招致するものである。然し刑務官吏も人間である以上感情に支配されながら已が仕事を盡して行く樣に生れ付いて居る。その天性を抑制すると否とは行刑の公正を謳はるゝと否とのバロメーターである故に吾々が、感情や偏見を抑へて收容者の地位や名譽を考察する

事なく個性を觀察すると云ふ事が大切である。

吾々が感情や偏見を極めて冷靜に抑制して行かなければ行刑も亦社會の階級爭鬪の渦中に卷き込まれて、刑罰の執行は社會防衛の目的を達せられない事になるであろう。

吾等が裁判官と同じ立場に立つて行く事は自分の責務であると云ふ觀念をもつて、刑罰を執行するところにのみ善く法律の神聖と尊嚴は維持されるものであると云ふ事を銘記しなければならぬ。處遇の第一先づ公平に之を執行すると云ふ事が緊要である。

第三刑は人道に基いて之を執行しなければならぬ。

刑罰の根本義は、仁愛の精神にある。仁愛に基かない行刑は生命のない空骸的虛刑である。

先きに述べた嚴正も公平も其の基調を仁愛に置かなければ遂に行刑は破產を來さなければならない。明治五年太政官達を以て全國に頒布された監獄則の緒言に

獄トハ何ソ罪人ヲ禁錮シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ。

獄ハ人ヲ仁愛スル所ニシテ人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スルモノニアラズ。

刑ヲ用フルハ已ムヲ得ザルニ出ヅ。國ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司欽テ此意ヲ體シ罪囚ヲ遇スベシ。

とある。當時已に刑罰の精神が仁愛にあり行刑は懲戒感化にあることを聞明して居る。受刑者と雖も吾々の同胞の一人である。犯罪者なるが爲めに人たるの資格をも失つたものでない。其の個人としての有する品位及び體面は飽くまで之を尊重しなければならない。受刑者は如何なる場合にあつても人として處遇せらるゝ權利を有すると云ふことは、各國の刑政を一貫するところの原則である。

行刑の任務は一面には、彼を法的威嚴の下に信服せしむると共に、他面には其の眠れる道德正義の觀念を警醒し、之に節制服從の理性を扶植して、良民に復歸せしめることである。

故にその責任の重且大であつて敎養を加へるの點より見る時は、學校敎育とも比肩せらるものがあり共の困難なる點に於ては却て數倍するものがある。

先きに述べた嚴正公平等は力の行刑と云ふならば、仁愛の精神は愛の行刑とも云ふ事が出來る。そして力の行刑を緯とし愛の行刑を經とし之が渾然として圓滿調和した時にのみ眞の行刑は期待することが出來るのである。彼れを刑するがために動かす所の至嚴の手は同時に彼れを救ひ助くる所の慈悲の働きを爲さなければならない。然しながら愛の行刑は第一義的であり力の行刑は第二義的でなければならぬ。愛の行刑は先行し、力の行刑は後行する事が大切である。愛の行刑に不撓不屈の精神を以つて全力を傾倒し然かも尙効果のなき時に初めて力の行刑に移行すると云ふ事に留意しなければならぬ。

ユーゴーの著した「レミゼラブル」を讀むとジヤンバルヂヤンと云ふ獰猛な前科者

が高慢エミイル僧正の愛と同情に感化されて善良な人間に立歸つた有樣が肺腑をいぐる樣な筆致で描かれて居る。又露國の文豪ドストイエフスキーの著した「罪と罰」を讀むと其の中には二つの異つた思想が流れて居るのを見る。一は大學生ラスコーリニコフによつて代表された物質的原理合理的原理であり、一は可憐な少女ソーニヤによつて代表された精神的原理と宗教的原理である。そして前者は次第々々に後者のために征服されて行く心理過程が描寫されて居るがこれは單なる興味本位の小說として葬り去るべきものでなくして、行刑制度の前途に對して投げ與へられた重大な暗示でなければならぬと私は信ずるものである。

此の行刑事業の最も困難とするところは佛造つて魂を入れる點にある。偏見强く調和性に乏しい受刑者を衷心より反省自覺せしめ有用な國家社會の一員に更生せしめるには、絕對の愛より迸る其の熱と力より何物も外にない事を知らなければならぬ。處遇の第一先づ人道的に之を執行すると云ふ事が緊要である。

以上述べた嚴正公平人道の三つの鐵則は敬容者處遇に關する基本的原理であつて、正しき行刑技術はこの原理の應用に外ならない。然しながら先きに述べた如く犯罪の原因は自然的要素、社會的要素、等が紛然として錯綜して犯罪を發生するものであるから、之が原因を科學的に研究すると共に或は醫學的より或は心理學的より、犯罪人の個性を考査し科學的施設完備と相俟て性別、年齡、罪質、性格、犯數、刑期、健康狀態等に從つて自由刑の目的を達するために個別處遇を爲すやう分類的に處遇することが肝要である。それと共に受刑者の改善と累犯防止の一層効果あらしめんために行刑の進行に從つて累進的處遇を施し、其の累進するに從つて行刑の程度を緩和し、以て社會生活に適應し同化せしむる方法を講ぜなければならぬ。然らざれば法の神に顯現された嚴正、公平、人道の精神は形式に流れ自由刑の本質を失ひ「傳家の錆刀」として社會の嘲笑を買はねばならぬからである。

復讐威嚇主義時代にあつては、其の刑罰は事實主義で事實が主眼であり人は客物であつた古諺にも其の罪を惡んで人を憎まずと言はれた位で人と云ふ事は全然考慮の中に入れて置かれなかつた。故に行刑作用は單なる受刑者の保管と云ふことのみに限られて逃走縱死等さへなければ事は足りるとされて居た。現代に於ては其の刑罰は人格主義であり目的主義であり改善主義であり犯防主義の時代で人は主眼であり事實は客物となつたのである。此のコペルニカスの轉說にも比較すべき刑罰思想の進展は、全然新たなる立場から行刑制度の基礎が確立さるゝ樣になつたのである。昔の刑罰制度の失敗は人間と云ふ未知數を容易に既知數に置き換へた點にある。人間はXである。學者は改善不能の犯罪者の存在を主張する。けれ共吾等刑務官は常に初犯者は勿論如何なる累犯者たりともXとして取扱ふ事を忘れてはならぬ。

行刑の事務は、恰も一つの時計である。器械の凡ての部分が完全なる働きに由つて始めて時計の用を爲し、例令一小部分の破損あるも忽ち其の全體の運轉は停止せらるゝ如く、行刑事務も、諸般の各機關が、互に協力一致して、同一の目標に向つて有機的の活動を爲すことに由つて其の目的は達せられるのである。卽ち上は典獄より下は一看守に至るまで、階級に上下あり幾多の分掌事務の區別ありとするも、職員の全體が法の神に顯現された嚴正、公平、人道の精神を以つて協力一致して收容者の改善指導を目的とす可きである。そしてたとへケトレーやフエリの主張する如く犯罪飽和の律が、事實の正確を示すものであつても出來るだけに低い程度に、更に進んで無にまでも推し下げて行く事は吾等刑務官の使命でなければならぬ。

かくて內包的には完全なる統制と周到なる組織の有機的活動によつて、行刑本然の使命を果しつゝ、外延的には保護等の力と相俟つて、我等の理想的社會（刑なき國罪なき國）の建設に向つて邁進する時、始めて吾等のたづさわる行刑は光輝ある社會制度の擁護者としての燦然たる光りは發せられることであろう。

三　等　臺北　今野　四郎

吾人の社會は連帶である。國家は有機的に聯絡して生きた一體を爲して居るのであります。犯罪はその上に發生した一つの疾患であつて、犯罪人はそれに冒された處の病者であるのであります。若しこの疾患をそのまゝ放任して置くならば、忽ち蔓延して遂には國家社會を根底から破壞せずんばやまぬといふ恐るべきものであります。だから國家は自己防衛の爲めに是非應急の治療を施さねばなりませぬ。そこで刑務所といふ病院を設備してこの犯罪病者を收容し、感化敎養といふ治療を施し改善して立派な社會員に伍せしめ、而して圓滿なる社會生活を營まんとするに外ならない。この意味に於て吾人は犯罪病に冒された彼等を救助すべき當然の義務を負ふて居るのであります。況んや刑務官にありては一層その責務が重大であります。殊に現代の刑務所は感化改善を以て刑罰の要旨としてゐるのでありますから、刑務官は感化敎養といふ治療を施すべき所謂藥餌を用ひざる刀圭の任務を双肩に荷ふてゐるもので、國家社會の所期の目的を達成せんには、この收容者を如何にして處遇すべきかといふことを考慮せねばならぬのであります。

然らば犯罰病に罹された彼等收容者は、過去に於て如何なる境遇に在りしものなるかといふに、犯罪の原因には種々樣々ありませうが、之を三つに大別して見やうと思ひます。先づ先天的原因でありまして、犯罪人中には遺傳性といふて生れ附き犯罪素質を有して居るものがあるといふことであります、次は自然的原因といふて氣候風土が犯罪を生むといふことでありまして、例へば春の季節には神經系統の犯罪多く、夏の季節には色情的關係の犯罪增加し、又熱帶地に於ける犯罪と寒帶地に於ける犯罪は自ら系統を異にするとのことで、風土よく人を化するの類であります。第三には社

刑政第42巻第4号
矯正図書館

會的原因でありまして、これが最も多く犯罪に加功するのであります。卽ち生れてこの方家庭の成立、風紀教養、交友の善惡、貧富、鄕土風紀の弛張、敎育の適否、疾病、趣味、職業の關係其の他總ての境遇の變化等、複雜なる社會の環境は見るもの聽くものあるとあらゆる種々複雜なるものに造り上ぐるのでありまして、所謂先天的原因も自然的原因も大方は社會的關係に左右される場合が甚だ大いのでありますが、就中個人の環境中その最もなるものは社會の縮少である處の、その人の家庭でありまして、少年犯罪者の多くは健全なる家庭的環境を有せざるものあるを見てもその邊の事情を雄辯に物語てゐる。この樣にして刑務所といふ病院に收容さるゝまでの經路を辿つて見るに、その大多數は社會的原因でありまして、所謂激烈な生存競爭に敗れたるいけにへであります。又彼等は犯罪に因り社會一般からの信用を失墜し、又は恨怨の的となり甚だしきに至つては朋輩親屬は勿論のこと骨肉を分けた親子兄弟にまでも見捨られたものも中には少くないのであつて、環境の同情は極めて稀薄にして孤立悄然たる境遇に在り、刑務官以外に他に頼る邊なき眞に同情すべき憫然たるものであります。

而して彼等收容者を處遇するに當り、先づ之を物質的處遇と精神的處遇と兩者歩調を一にしてこそ、茲に始めて感化矯正の目的を達成し得るものと信ずるものであります。物質的處遇とは申すまでもなく吾人が日常生活を營むに缺くことの出來ない衣食住であつて、卽ち吾人の本能慾を滿足せしむる唯一のものであります。輓近一般社會の生活の程度は著しく向上しつゝある時に當り、刑務所は如何なる設備と如何なる方法等によりて善處すべきかは、處遇上大切な事柄でありますが、要は一般社會の生活狀態を斟酌し可成的人間味のある待遇を爲すべきであります。食糧は滋養美味、清潔等に注意し殊に副食物の如きは日々の獻立の變化に勗め、調理配合に注意し、食べるものをして常に快感を起さしむる時は自然美味を感ずる樣になり、從つて營養分を攝取することになりますが、之に反し價格同一にして營養分も亦充分あるに不拘、これが不潔を感ぜしめ、或は千遍一律の獻立調理なるときは味感に乏しく、從つて豫期の營養分を攝取することが出來ない結果に終るのであります、次は食器の清潔に注意することゝ同し食べものを戴くにも綺麗に整頓した場所で美しい器にもられた食物を戴くときの氣分と、碌々食卓もなく極めて不潔な器によつて與へられた時に起る感じは如何でありませうか、極めて不快な氣分を起すと同時に自尊心を大いに阻害することになるから、物質上に於ける處遇の要義は、蓋しこの點に存するものなれば、食堂及食器の完備も亦處遇改善の第一歩と爲すべく、收容者に着用せしむる衣類にありても亦然り、彼等收容者の多くは紀律清潔に理解少く又羞恥の念に甚だ乏しく、社會に在りては襤褸を着用して白晝大道を濶歩せし徒輩でありますから、之れに對し紀律を尊重せしめ又羞恥の念を敎養し、これを矯正して行く爲め、又は衛生上の見地からしても不潔或は破綻せるものを貸與せぬ樣にせねばなりませぬ。又日常起臥せしむる舍房

及作業に從事せしむる工場などは可成的換氣採光に意を用ひ明るい感じを抱かしめ、氣持ちのよい起居動作を爲さしむるの要があります。何となれば彼等の多くは紀律清潔の觀念に乏しく爲めに家庭の秩序を保持すること能はざる結果犯罪に陷りたるものなれば、之等に對し日常工場居房等の清潔を保たしむることも亦處遇上の要旨とする處であります。以上の如き處遇に依り規律清潔の觀念を敎養し、而して彼等の自尊心と羞恥の念を向上せしむることは物質的處遇の第一要義と信するものであります。如上の物質的處遇に於てどんなに滿足を與ふるにしても改善の目的を貫徹し得るものにあらず、茲により以上必要とするものは精神的處遇の完璧を期することである。行刑は人と人との關係である以上は、收容者の處遇要諦は人格と人格との結合であらねばならぬ、又行刑の本義であるとしたならば刑務官にその人を得るといふことは先決問題でありませう。然らば茲に當然起る問題は刑務官の待遇改善でありませうが、之は姑く措くことに致します、法は死物である其の運用の如何によりましては善法も惡法と化するのでありますから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことありましたなら、折角の善法良則も死文徒法に終らしむることになるのでありますから、其の運用する人を得ることは尤も肝要であります、如上の意味に於て刑務官は常に自己の人格の向上に努めねばなりませぬ、何となれば當該所長の人格がその收容者に及ぼす反映は實に重大なるものあることは勿論でありますが、日常收容者に直接する看守の態度その一擧手一投足彼等に影響する處大なるものがあります。殊に感化矯正の第一線に在る擔當看守の人格的反映は殊に然りとする處である。私は前提として刑務官は藥餌を用ひざる刀圭であると申し述べましたが、然らば其の藥餌に代るべきものは何でありませうか、曰く刑務官自己の精神修養、曰く自己の常識修養、曰く實踐躬行、曰く公平無私、曰く均衡せる恩威、曰く肉親に等しき思遣りといふ樣に指を屈したならば、枚擧に遑ない程無形の藥餌を必要とするのであります。而してこの藥餌を如何にして如何なる方法によりて調劑投藥すべきか、それは卽ち刑務官たるものは常に自己の精神修養に努め內面生活の充實を計るより外に途はないのであります。何となれば收容者の多くは精神的に缺くる處のものでありまして、之れを感化矯正せんとするには自己を矯正せずして、之れを他に强ふるは恰も木に緣りて魚をもとむるに均しいことになる故に、彼等の儀表となるに足るべき自己に用意と準備と不斷の努力を必要とする、又刑務官は常識修養が必要である。總て事を處するに當り常識を必要とする卽ち圓滿なる常識は萬能の基礎を爲すものであつて、恰も車輪の油ともいふべきであつて、思想學術の源泉となるのであります。だから常識のない權威は暴逆となりやすく、又常識なき愛情は痴情となるといふことを申して居ります。身を以て直接收容者に範を示さんとするには常に自己の品性を正しくするは勿論、威儀を保ち畏敬の念と共に溫情を以て事を處することが最も肝要とする。規律的に又嚴格に飽までも敎養すべきは勿論だが、其の反面に肉親も及ば

ぬ處の罩れる溫情を必要とする。茲に情味の必要を眞から體驗した一例でありますが、或る刑務官が永年その職務に精勵し來たり、實務家として相當經驗を有して居りましたが、元來昔氣質で嚴格一方でありましたが爲め收容者の反則行爲に對し十二分の戒飭を爲し、之れが再犯の根絶に日夜努力したるも意の如くならないのみか、中には嚴格一方の處遇を喜ばず却て內心反抗の態度に出るものあり、又自暴自棄に陷りたるものさへあつたので、處遇上一方ならぬ苦心と研究を續けて居つゝも自己の使命を果し得ずに居りましたが、或る動氣から信仰の道に入る機會を得、而して自己の眞面目を照破さるゝことになり、茲に初めて內面生活の糧を得るに至つたので、その後に於ける收容者に接する態度は全く一變し、血肉同然の已み難き同情の念湧然として出る樣になり、今日では嚴格な態度に代り溫情の罩つた懇切な訓戒を施きるゝ樣になりましたので、收容者一同はその著しき轉換に驚き、知らず〳〵反抗の氣持も柔げる樣になり、反則者も亦漸次減少し、呶々喋々の叱擊を用ひずして一同がその責務遂行に努め、進んで科せられた作業にいそしむ風に轉じて來たのみならず、數犯を累れた收容者を更生せしめ良民生活に復歸せしめた例も少くないのであります。この刑務官は人情味のある處遇にあらねば眞の感化は不可能なることを眞から體驗したのであつて、愛に湯仰せる收容者には溫情罩れる親切は如何に其の心を動かすものでありませうか、これに反し往々にしてあらはれ勝ちな威權の濫用でありますす、これは官吏としての一大失態であつて、殊に刑務官の樣に自由を拘束せられたる收容者に接するのでありますから、動もすればこの弊に陷り安いから特に愼むべきであります。收容者を遇するの要は彼等を心服せしむるに在るので、威服は人を改善せしむるの道にあらずして單に一時的に沈壓せしむるに過ぎざるもので、他日その反動あるや必然である。又威權は自ら之を示さざるも彼等をして之を尊重せしむることに至らしめねばならぬものであります、而して克く之を爲さしむとするならば自ら實踐躬行を旨とし、骨肉同然の情味を以て彼等を遇し、心底より感激せしめ、而して改善を促すことに努力せねばならぬ。所謂改善の第一歩は同情の感激から起るものであります、であるから常に彼等に接するに際し濫りに野卑な言葉を用ひて侮蔑罵倒するが如きは尤も愼むべきものである。一例を擧ぐれば再度收容の身となつた累犯者に向つて『この野郎又來たな』と極めて粗野な言葉を用ひ彼に接したときに、如何に數犯を累ねたものと雖もこの刑務官に對して蔑視反感を抱くでありませう。何となればこの刑務官の態度は威權を弄し侮辱罵倒したもので少しも人間味のない處遇であるからであります。その結果は却て侮蔑反抗心を惹起せしむるは蓋し當然過ぎる程當然であつて、中には捨鉢となり抗辯を敢てするものすら珍らしくない。曾てこんなことを耳にした事がありました、前述の如き刑務官の態度に對し收容者曰く、私の樣なものが度々お邪魔に來る樣でなければや旦那樣方のお飯の種がなくなりましよと、平氣な態度で應答したといふことでありました、卽ち之れが賣言葉に買言葉といふのであります。この刑務官は收容者をして挑發せしめ、自ら侮蔑を招ぐに至り、それが爲め却て威信を失墜するに至つたのであります。收容者の多くは、如斯場合には默忍するの已むなきに至るでありませうが、唯だ前者は反撥的にむきだしに意思を表示したに過ぎざるもので、後者は面從腹背であつて內心は前者と同樣反感を懷て居ることは自明の理でありませう。故に行刑の本旨を素らざる範圍に於て無駄を第一とし、以て彼等を補導する觀念を以て溫かい情味のある言葉を以て、頽る邊なき弱者の味方となつて、一掬同情の淚を濺ぎ、飽までも彼等の人格を尊重し、之れが善導すべきであります。又處遇は公平無私でなくてはならぬ。何事を處するにも條理を扼げ裁斷を左右して職務の嚴正公平を破るが如き、公私混同の態度は官吏の本分及過衆の本義に悖るゝことになり、多衆統制上に於て種々支障を釀すことになりますから最も畏れ忌むべきものであります。刑務官たるもの若し處遇の方法を誤る樣のことがあつたならば、却て侮辱を招くことゝなるのみならず、折角の訓諭敎誨も遂に根底から破壞することになり、偶崩した改悛の眞心も反抗心となる場合も亦往々あり勝であります。吾々刑務官は收容者を遇するに當り、物質的にも精神的にも常に彼等の人格を尊重し、而して人情の機徼を捉へ何處までも規律を基礎と爲し感化敎養の任處を完ふすることこそ、收容者の處遇要諦とする處であります。

要するに物質的處遇も精神的處遇も一にしてこそ、始めて之を意義あらしむるものでありまして、精神的處遇の伴はざる行刑は片跛の行刑であるから、却て危險を伴ふものであります。國家社會に於ける犯罪病は幸福を破壞し、吾人の生活を脅威する大なる害惡であります。而も是れ收容者の處遇の適否の如何に依つて之を左右し得らるゝものでありまして、換言すればこの犯罪病毒を蔓延せしむるも撲滅するも、將た收容者を改善せしむるも累犯に陷らしむるも過衆の適否に與つて力あるといふことになるとすれば、彼れ收容者を精神的にも物質的にも時代の要求に順應した處遇にあらざれば、到底改善の目的を完成し行刑有終の美を結ぶこと能はざるものと信ずるものであります。（完）

言葉といふのであります。この刑務官は收容者をして挑發せしめ、自ら侮蔑を招ぐに至り、それが爲め却て威信を失墜するに至つたのであります。收容者の多くは、如斯場合には默忍するの已むなきに至るでありませうが、唯だ前者は反撥的にむきだしに意思を表示したに過ぎざるもので、後者は面從腹背であつて內心は前者と同樣反感を懷て居ることは自明の理でありませう。故に行刑の本旨を素らざる範圍に於て無駄を第一とし、以て彼等を補導する觀念を以て溫かい情味のある言葉を以て、頽る邊なき弱者の味方となつて、一掬同情の淚を濺ぎ、飽までも彼等の人格を尊重し、之れが善導すべきであります。又處遇は公平無私でなくてはならぬ。何事を處するにも條理を扼げ裁斷を左右して職務の嚴正公平を破るが如き、公私混同の態度は官吏の本分及過衆の本義に悖るゝことになり、多衆統制上に於て種々支障を釀すことになりますから最も畏れ忌むべきものであります。刑務官たるもの若し處遇の方法を誤る樣のことがあつたならば、却て侮辱を招くことゝな

三　等

青森　中村力戲

支那の昔にも、大凡政を行ふに刑を以てすれば民免かれて恥なしなどゝ申してゐる。是れ千古の名言であつて、今日の行刑に於ても其の結果に於ては此の言を實行せんとするのに外ならない。從來舊式な考へでは國家としては刑法を完備して置けば、それで治罪の目的は充分達せらるゝものとして居た時代があつたが、今日では野の樣ふ一本調子なことなどは殆んど物の役に立たないと謂つて宣しいのである。今日新らしい考いでは刑法は唯だ犯人の責任を問ふや否やを決すべき職分を有するので、一旦

有罪とした以上如何なる刑を科して如何程、長く懲治すべきかの問題は、實に刑の執行者の職分に一任したいと思はれる。少なくも刑の量定の問題は裁判所で定めるのでなく、刑務の人々の定める所とするやうになりつゝある。其の實際上の制度としては、我國に於ても着々效果を擧げつゝある、所謂、不定期刑宣告といふのが之に相當するのである。元より吾等が職務の重且大なることは論を俟てであるが、今日の行刑に於ては尚一層その責任の存在する所となつた。此大任を完ふせんとする吾等は、收容者に對し如何なる感動を與へ、此を徹底せしめねばならんかは難問題とする所である。而して收容者とは申すまでもなく犯罪に因り確定判決を受け、又は犯罪の被疑者として刑務所に收容せられたるものを謂ふのである。是れには男女の區別は云ふまでもないが思想犯人もあれば精神病者もある、又常習犯人もあれば初犯人もある、其れには成年未成年の區別あり、不良少年犯人もあるといふ次第で、收容者にも色々あり、犯罪の種類も千差萬別であると同時に、之に伴ふ精神も亦同一でない、

本題は要するに是等收容者を取扱ふ上に於て刑務官として如何なる心がけが必要であるか、又如何にして彼等を處遇したら今日の吾等の大任たる職務を完ふすることが出來得るやの問題にして、學說上頗る議論の存する所であると信ずる。而して茲に研究の便宜上、嚴正、公平、溫情の三つを土臺として論述し、後に於て個別的處遇に及ばんとする。

仰ぎ等が職務を執行するに當りては紀律を守ることは言ふまでもないが、姿勢を端整することも亦必要である。紀律の命ずる處は嚴正公平に强制することは勿論なりと雖、亦同情の念なくてはならない。故に吾等は常に彼等の師たり父たり兄たるの心を以て立つべきであつて、決して彼等と對等の地位に立つてはいけない。然るに若い元氣な人の中には動もすると彼等と對等の地位に立つて直に喧嘩腰になり「何！貴樣に負けるもんか、之でも柔道何段だぞ」とか「何だ受刑者の癖に生意氣な」と來る。斯うなつては既に吾等の方は負になつてゐる。

小學校の教科書にあつたと思ふが、風が旅人の被つて居る笠を脫がせようと思つて强く吹けば吹く程、旅人は脫がすまいと兩手でしつかりつかまつて離さなかつたが、こんどは太陽が溫い光を浴びせ何等力を要せずして、その旅人は遂に笠を脫いで太陽の方が勝ちになつたといふお噺がある。誠に味ふべき敎訓である。彼等を懲らしてやらうといふ心でなくして敎へてやらうといふ溫かい心で接しなければ、決して彼等は信服するものではない、こちらが火のやうになつて怒れば怒る程、訓戒の効力を失ふのみならず、却てその人の人格價値を損じて權威がなくなつてしまふ。彼等の方から怒つて來れば來る程こちらは益々平靜に笑つて受け容れる位にすれば、如何に立腹した者でも張合がなくなつて、後には自分ながらつまらなく感じて來て自ら反省し、果ては己の短慮淺薄を恥づるに至るものである。而して熱の冷めた時に諄々乎として說き聽かせ、以て彼の短所を矯正すべきである。

收容者と雖も、自尊心又は自發心のないものはない、是動物と異なる點である。然るに監獄はまだ刑務所と改稱せざる時は殆ど彼等を奴隸扱にして、頭から足先まで窮屈なる規則や命令であると申して拘束したのである。「論より證據」囚人根性とか或は囚人眼など忌むべきタイプを作り上げる。斯の如きタイプは囚人には元よりある筈がない、監獄に入つて始めて斯の如きタイプが出來上つたのである。

卑劣な、臆病な、人を盜み見るといふ、而かも禽獸の樣な根性にするは是監獄時代の罪であつたのである。如何に囚人と雖も仲間同志では隨分義理堅い立派な行動をやるものもある。極惡な罪人として取扱はれる者に却つて人情の濃やかな義に勇むものが見受けらるゝは事實である。又彼等には他より仕向けられるのでなく、自分から工夫發明して働けるだけの能力がある。是れ卽ち人間の長所であつて社會生活の上で同時に必要なものである。

若し彼等をして善良なる臣民に仕立てようとするならば、溫情を以て正に此自發心の涵養に努め、敎育訓練して社會生活の準備を爲さしめるのが何より必要と思ふ。

然るに敎育敎化は敎誨師の任なりとして吾等は唯、嚴酷を以て檢束さへ可なりとの態度を以てするものあるは誠に遺憾とする所である。

音に嘲罵の言語を愼むべきは勿論であるが、其言語についても簡單にして隱當なる要する。例へば或仕事を命ずるに常に此仕事を爲すべしと强制するときは、自ら惡感を懷しむるも單に此仕事を爲して與れとも謂ふときは些少の耳障りともなることなく、却つて快感を以て喜んで是れを迎ふるのである。又粗野の行を愼むと共に擧止動作に注意し、居房開閉の聲き廊下巡廻の聲音も、鐵窓の裡にあるもの如何に感ずるやを思ひて心を用ふべきである。蓋し是等は收容者處遇上必要にして缺く可らざる所ではなからうか。

若し刑務官吏にして處遇の方法を誤る事あらば却つて侮蔑を招くのみならず、折角の訓諭敎誨も根底より破壞せられ、偶萌したる改悟の眞心も反抗心となるに至るのである。吾人は此の點に對して所長と代り敎誨師の補助者たる觀念を持つべきである。克く妙用を得るに於ては始めて彼等は心より服し威嚴自ら備はり命令意の知く行はれ、檢束敎化の實亦從つて揚るものである。

されど往々威嚴を保たんとして傲慢に流れ、命に從はしめんとして從らに大聲怒號するものあるは、是れ自ら進んで威嚴を隨し其結果反感を求むるに止まり、感化敎育上大害ありて寸益なきに至るのであると信ずる。

前に述たるが如く收容者は千差萬別である。今日の行刑では彼等を處遇する原則として、個別處遇の方法を採つてゐる。是れ行刑上公正を保つが爲めである。蓋し法律の許容する範圍內に於て或收容者に對しては寬大なる處遇を以てし、之に反して或る他の收容者に對しては極度に嚴正なる處遇を以てするが如く、各人に對し各々取扱ひを異にすることは之を表面的に觀察すれば頗る不公平にして、偏頗なるが如き感なきにしもあらずと雖も、其の不公平にして偏

顧なるが故に、公正が保ち得られるのである。何んとなれば收容者の人格又は社會的境遇は各人各々相異してゐるものである。例へば所謂相當階級にありて常に不自由のなき生活を爲して居るものが、一旦法網に觸れて刑務所に收容の身となつたとすれば彼等は已に刑務所に拘禁されたることだけでも苦痛である。況んや法律の指定したる衣食起居は可なりの制限を受けるものである。故に法律の許す極度まで之に對する處遇を寬大にすることがなければ言ふべからざる苦痛を感ずるであろふ。

之に對して極端に言へば、淺草の觀音堂の下に於て寒中尚石疊を床に薦一枚を着て轉寢して居た者が取容の身となることは決して少なくはないが、彼等は刑務所内に於ては例令强雨寒風の時と雖も臺も寢床に心配する必要はなく、暖かい居房内に轉ることが出來て無上の幸福を感ずるであろう。以上は單に物質的處遇の一例であるが精神的處遇に於も亦是と同樣の原理が存在するのである。例へば極めて不用意に發したる言語と雖も、甲者に於ては絶大なる壓迫屈辱を感じ、乙者に於ては平氣で或は寧ろ慰勉な言葉と爲すこともある。若し夫れ等を充分なる考察を遂げ之等の調節を誤らずして處遇を加ふるならば、所謂行刑の目的を達することが出來るのである。

但し茲に問題となることは、果して前述の如き適當なる考察を誤らざることを得るや否や、且つ又常に理智の上より冷靜なる判斷を失はず處遇の方針を一定したる軌道を辿ることが出來るや否や、之の實際的方法に於ては頗る考究を要するものがあると思ふ。何となれば、凡そ世の中に如何に鋭敏なる頭腦の所有者と雖も他人の人格境遇を知悉することは至難なることである。殊に所謂精神界までも透視することは、人力の及ぶべからざることである。然れば客觀的に他人の人格を知悉したるが如き場合に於ても、何ぞ知らん、其觀察たるや自己本意である。寧ろ自己の透影であることが普通と見られる。

從つて常に他人を惡視する者は畢竟其の人善良なる性情を有して居る結果か多いのである。故に吾等が常に其の思想を所有してゐるならば、徒らに其の收容者卽ち自己の處遇の掌中にある人を不眞視し、又其の觀念を以て取扱ふことは自己の特性を毀損する所以であることを知らねばならぬ。

寧ろ法律に於て、若くは社會人の觀察に於て强惡なりと極印を附けられたる者の上にも、他に比較すべからざる善良なる美質を發見すると言ふことに努め、之を龍養保護すると言ふことが、處遇の秘術であつて、如何なる犯罪者と雖も、斯る心情を以て向ふ所の刑務官に對しては衷心より敬意を拂ひ、心服を容まざるものである。

一例を擧げれば約二月斗り前のことである。懲役八年の刑を受け眞面目に働いた結果假釋放となり、目下或る商家に雇はれつゝある某が外出中偶々受刑中の同房者某と出會ひ、其の者の薦めに依り或る料理店に於て飮酒し、遂に惡事の共謀を爲し正に實行に着手せんと立ち出たる場合、其の雇主の妻の迎ふる所となり「主人は今より商用にて出張」自分も親族の宅まで赴かねばならぬ速かに歸宅して留守居されたし」と促されたるため、彼は始めて惡友と手を切つて危き誘惑を却くることが出來たのである。之れ蓋し主家には金錢もあり商品もあるに拘はらず夫れ等の物を自分に委して毫も不安を擁かない。斯くまでに自分が信用されてゐるのに拘らず、何うして再び齎事の狀態に立ち歸ることが出來ようかと覺醒したのである。卽ち其の信用されると言ふ、夫れに感激したのである。斯の如き心情は例令收容者の心情と雖も何等變る所がない。從つて彼等を感動せしむる處遇は又同一の原則に依るべきものと信ずるのである

進んで吾等は感情を有する動物である。常に冷靜なる理性の指導にのみ從つて言爲行動することは出來ない。時としては感情の激發するところ、意外なる結果を招致することがあるのである。斯るが故に收容者の處遇上にも此の感情が働くが爲めに非常なる效果を齎す場合があると共に、又非常なる加害を釀す場合が頗る多い。其の所謂效果は卽ち受刑者に對する愛戀の情、親密の情の如きものにして、之が適當に作用する場合に於ては敎化上偉大なる效果を奏するものである。然し乍ら實際の狀態を見れば感情の動機に依つて效果を表はすよりも寧ろ加害を釀す場合が頗る多きを見るのである。卽ち一つの非違を見て其の依つて來りし原因事情等を冷靜に判斷することなく、直ちに忿怒にかられ若くは憎惡の情に燃え、甚しく常軌を逸するが如き處遇に出づる場合最も多きは悲しむべきことである。茲に於て余は刑務官の修養は感情の洗練竝に其の調節を以て最も重要なる要諦なりと見做す者である。刑務官は常に人を惡みし、人を疑ふが如き不德を備ふる者に非ずして、寧ろ春風の如き溫情を湛ふる者でなければならない。

殊に平素の訓練に於て缺くる所なきを以て是等の點に遺憾なきを信ずるも、突發したる事故に遭遇して溫厚なる人が意外なる感情の激動を生ずることは、誠に人間通有の弱點にして已むを得ざることであるが、恐るべく愼むべきは之の點である。

要するに收容者の處遇要諦は、直接する吾人の人格の發現に俟たなければならぬ。所謂その人格とは精神作用の調和し常識の發達したる圓滿なる人格でなければならぬ。必ずしも學歷は要しない。又必ずしも才能を要しない、只、智情意の發達に於て平衡を保つ人格なることを要するのである。故に刑務官自身の精神界に於て、よく其の平衡を保つ人にして初めて公正なる行刑の處遇を期待し得べきものなりと信ずるのである。

三　等

市谷　永田義晴

一

私は收容者特に刑事被告人について逃べて見たいと思ふ。それは私の今日迄の境遇からして此の方面よりの智識なく、尙また

國家刑罰權行使に當つて、裁判審理はその内最も重要なる地位を占め、此れが審理を迅速且つ適確に行使せしむるものは實に未決拘禁に從事してゐる戒護職員の全責任であり、その取扱ひの如何は擧げて直ちに科刑上に影響を及ぼして來るからである。

抑も刑事被告人の處遇たるや、受刑者と異り最困難とされてゐるもので、今や拘置監勤務の職員は日夜その取扱方法につき苦心研究を重ねてゐるもので、被告人拘禁の目的が、罪證湮滅、逃走防止の二點に主として着目されてゐる以上、尚また仲間等の不備よりして其處には豫想外の苦心と困難とが伴つてゐるのである、殊に最近の如き共產黨の大檢擧に當り此の困難は益々痛切に感ぜられて來た。その拘禁は如何にすべき、收容者の健康狀態を考慮し尚裁判審理の進行等を案ずれば、無秩序、無方針、非衞生なる昔日の如き拘禁を爲すことは出來ない。殊にそれが思想犯人なるが故に尚更らに重要視せらるゝ譯である。教誨は主として受刑者に施さるゝものなれども、刑事被告人に對しても亦施さるゝものであつて、規律を害せざる範圍内に於て運用しなくてはならぬ。接見信書の取扱方法に於ては盲を俟たず、此等の方法に依り人道的に處遇するも尚犯則は到底免るゝことを得ないので、刑事被告人に對しても懲罰則の定めあれ共、この犯則に對しては刑務所秩序の維持上相當の考慮を拂はなくてはならぬ。尚ほ拘置監として當然死刑確定囚を收容する以上此れが取り扱ひの寬嚴は直ちに他收容者に影響を及ぼすを以つて、十分注意を要せざるべからず。その繁雜なる事務處遇方法の機宜適切を要すべくあまりに多端、此處に於て吾々刑務官は最も愼重なる態度を以つて、自己の人格の向上を計るは勿論、その處遇方法に於ても一層の研究を爲さざるべからざる所以のものである。

先づ私は私の日頃抱懷する改革の意見を述べ、これによつて處遇の要諦を確立してみたいと思ふ。

二

國家財政上の關係はあるけれ共、私はこの刑事被告人のみは總て嚴正なる獨居拘禁を實現せしめたいと思ふ。被告人にとつては數人の雜居拘禁は、罪證湮滅を計るに最も好適の場所であると思ふ。何故なれば、その同房者の内に保釋許可等により出所する者ある時は、豫め事件内容、住居等の談合を爲し置き出所者をしてその衝に當らしむる時は、比較的容易にその目的を達するを得ることなきを保し難く、更にまた、斯の如き場所に於ける知己が、出所後に爲さるゝ再犯の相談相手として更に功妙なる犯罪の研究に當るが如き、その弊害は此處に喋々を要しないであろう。

私は常に未決監に於ける拘禁を、累進處遇に於ける第一階梯としては如何とゆうことを考へてゐるものである。被告人中には勿論保釋出所する者ある爲め、斯の如き目的を達することは困難かも知れない。然し保釋出所する者は全部ではない。僅かに一部分に過ぎないものであり、殊に此の保釋許可に就てはその犯罪の種類を豫め限定するを最も特策であると思ふ。即ち政治犯思想犯等その動機思想等に於て殆ど現時刑罰制度に於て唱へられてゐる、特別豫防の目的を達することを得ざる此の種犯罪について

は、その取調大體の終了と共に保釋出所せしむるが種々の點に於て妥當なるべきも、其の他の計畫的の犯罪に對しては保釋を絶對に許可せずその事件の内容如何により多少の長短は免れざるも、その未決拘禁中を嚴正獨居として審理を終らしめるなれば、裁判審理上に於ても、また服役後に於ても直ちに第二級に入らしめ、作業訓練、敎誨敎育等に於て非常なる手續上の簡略と、效果能率を擧ぐることを得るものではないかと思ふ。

元來刑事被告人は受刑者でないから、この事は或は當を缺くかも知れない。然しながら收容者にして最も孤獨寂寥を感じ、過去に於ける自己の行爲を内省し、悔悟の域に容易に導き得るの時は、服役後よりは寧ろこの未決拘禁中にあるではないかと考へらるゝものがあるからである。受刑者に作業を課するは種々の目的はあるけれ共、要するに釋放後有用なる社會の一員を養成すべき點も含まれてゐる事を考へるなれば、作業場に於て之を他囚と隔離して單獨に作業せしめる事は人としての共同生活の本旨に戻るものであり、假令それが短期間であるにせよ、尚その目的が峻烈なる國法の威力を感ぜしめ、自己反省の機を與へ之を悔悟せしむるにあるなれば、未決拘禁中に之を採り、此の間敎誨師をして巡廻せしめ、精神的誘導を爲すなれば必ずや獨居拘禁の目的は達することを得べく、殊に今や嚴正獨居は寬容獨居制に推移せんとするの時、服役後の第一歩として直ちにその目的に入らしむるに何等の躊躇を爲すことなかるべしと信ずるものである。即ち處遇は拘禁に從ひ始めて生ずるもので、處遇上最も注意を要すべきは、實に此の拘禁方法如何によるものである。從つて正しき拘禁方法の確立によりて其處に始めて我々刑務官吏の處遇上の目標は立てらるゝものである。

さりながらそれは一つの理想であり、現在は監獄法改正を前に種々研究せられてゐる時であるが故に、少くとも此の理想を目標としてその處遇は常に公平に、裁判審理を圓滑ならしむるには、罪證湮滅、逃走等のことなき標充分の注意と覺悟とを以つて、法規の範圍内に於てその活用を誤らぬ樣研究しなくてはならぬ。斯に注意すべきは罪狀明白ならざる刑事被告人の名譽保全と謂ふことである。あらゆる階級の人物を收容する未決監に於てのその取扱ひの繁雜は決して容易のものではない。罪尚決せざるを以つて傲慢なるもの、過去の地位名譽を鼻にかけるもの、更に主義者ありて、一人の所謂特殊取り扱ひを生ずれば直ちに他も之に倣ひ之を要求する有樣となり、最初は只一人なりとの取り扱ひは遂に全部に擴がり、やがてはそれにより刑務所秩序の維持は困難となつてくるのである。

三

拘禁方法の確立と相俟つて、私は此處に未決監に於ける敎誨について考へたい。先づ未決監に於ける敎誨師を增加して嚴正獨居拘禁の目的を達せしめたい。少くも一週二三回各房舍を巡廻して敎化の任に當らしめるなれば、孤獨寂寥に惱む收容者もその巡廻の至るを待ち、その眞心に加へらるゝ言々句々の必ずや徒事ならざるものがあるであろう。服役後に於ては、釋放の日時判明

してたゞその日の至るを待つのみで、その心の總てはこの一事に集中されてゐる。尤もその間に於て假釋放等の規定はあるけれ共、それは只作業の勤勉振りを以て、或は吏員への應對振りの如何に依つて、その改心の程度に判斷を下さるゝが、故に、兎角形式に流れその心事の判別は容易でない。故にその釋放の日の尚判明しない、ある恐怖疑惑に捕はれてゐる未決拘禁中に於て爲さるゝ教誨は、必ずやその眞心に眞實の悔悟衝動を與へる可能性があると思ふ。

言葉に言ふ悔悟は容易である。狡猾なる者はよく此れをも態度に表はし、時にはその眞疑を判別し能はぬことのないと言ふことは出來ぬ。斯に於て私は既決場に於ける百度の教誨よりも、未決拘禁中の煩悶懊惱せる時のたゞ一回の教誨の如何に有益であるかを力說したい。その爲めに現在の既決場に於ける教誨師の無用を說くものでない。未決拘禁の制度改革と相俟つて未決監に於ける教誨師を增員し、現代に於ける教誨方針も此の意味に於て、なるべく法規の範圍内に於て居房訪問を頻繁とし、その教化の實を擧ぐることに努力しなくてはならぬ。

四

更らに處遇上重要視せられてゐる接見及信書に就いて謂ふなれば、今や受刑者に對してはその制限の撤廢が論議されてきてゐる。刑事被告人についてはその制限は無論設けられてゐない。受刑者に於ける制限の廢止、釋放後の生活の考慮、尚家庭との連絡、溫情の交換等よりしてその事は當然であると信ずるものである。從つて現時の制限下に於ては、その期間の到來と共に迅速にその授受を爲さしむべきである。しかし刑事被告人にあつては、受刑者の如き期間の制限こそ無けれ、返つて繁雜である。それは今現に裁判所に於て事件審理中に屬するからで、その往復に於て罪證湮滅を計れば著しく裁判審理は阻害を蒙り、また逃走の計畫その目的を達すれば國家の安寧秩序は紊亂するに至る。就中前者に於ては審理科刑に重大なる影響を及ぼし、國法の威信を傷つくるものにして、一葉の端書の授受に對しての檢閱の實に忽にするを得ざる所以である。接見に於てまた然りで、書信にては意志の交換は文字上に於て爲され、時間に制限なく隨時之が檢閱を爲し得るに反し、接見時交換さるゝ一言一句は直ちに兩者の腦裡に響くをもつて、一度び通謀の言辭出づれば第三者の注意も何等效を奏せざるべく、その結果は實に由々敷き問題を惹起するに依り、その立會に於ける場合は實に難事中の難事と謂ふべく、充分の注意を要する處なりと謂はざるべからず。さりながら斯く重要なるまた一面危險なる事務なるを以つて、徒らなる制限を爲すは決して穩當の處置ではないのである。何れの場合にても同一ではあるが殊更らに此の事務に當るについては、一點私心を挾むことなき樣注意すべきである。誤れる私情に捕はれて嚴正公平なるべき行刑の本旨を紊り、更らに收容者の名譽心をも傷くるが如きことあれば、只に行刑の神聖を瀆すのみならず、吾々刑務官吏の一大恥辱であるゝ謂はねばならぬ。

五

二條の軌道を走る汽車ですら時に脫線の椿事がある。道德に法律に人倫の軌道は定められてあるけれ共、時に感情に依る過誤が、また計畫的の反逆が世の秩序を紊り、正しき軌道を無視する場合がある。その爲めに之を戒むる制裁規定が設けられてある。同樣に集團生活を爲す刑務所に於ても、反則に對して懲罰の規定があるのは當然のことゝ謂はねばならぬ。此れ卽ち劍による行刑で愛の行刑ではない。愛を持つて導き得ない場合、尚これをも退くる場合、劍を持つて國家の尊嚴を保持しなくてはならない。然してこの懲罰程敎容者の反抗心を助長せしむるものはない。その取調、その言渡等最も嚴正公平、然も尚その人格を尊重し苟くも法規の範圍を越ゆるが如きことがあつてはならぬ。此處にも當事者は私情を交へてはならぬ。公平は常に私情を排除したる處にのみ表はれてくるもので、處遇上の失敗は多くこの私情より來るものである。

六

多種多樣なる被告人の間にあつて、少數の死刑確定囚が更らに處遇上の繁雜を加へてくる。殆ど自暴自棄に等しいそれ等の者の行動は時に常軌を逸し、他收容者に對して決して好影響を與へるものではない。遲かれ早かれ死刑を執行される者であるとゆう觀念が、お互の腦裡にある間、その取扱ひにも多少の憐憫の情が生じてくるもので ある。正に死を眼前に控へて泰然たるもの、それは悟入者か白痴かである。死を度外視して日常起居の出來ぬ人達に、どうして常人と同樣の行動が出來よう。他囚との關係上此れはどうしても獨居拘禁として、自殺逃走の虞あるものには特別視察を附すべきである。然してその敎誨は勿論、接見、信書等に於ても法規の範圍内に於ける最大の取り扱ひを爲し、斯くすることによつて人情の美しさを想はせ、改悛懺悔に導きて安心死を以つて罪の償ひを爲さしめなくてはならぬ。

七

斯く正しき處遇を爲すには、正しき處遇方針の確立と共に、之を最も正しく行使し得る良刑務官を得なくてはならぬ。行刑に於ける愛の何物たるかを理解せず、現代の行刑思潮の如何をも知悉せず、たゞ徒らに十年二十年の昔に於ける力の行刑のみを以つてその全部かの如く思慮する人達のあることを、私は甚だ遺憾に思はないではゐられない。常に進歩する世の思想に觸れ、勢の赴く處を察知し、絕えず智能、人格の錬磨に心を致し、國家有用の刑務官たるを心懸けなくてはならぬ。然るに行刑の實際に當つてゐる下級刑務官に對しては、大衆的に武道練磨は奬勵せられてゐるけれ共、智能の方面に到つては斯の如き設備方針がない。一面それは勤務時間の異常の爲め、身心過度の疲勞の故もあるであろうが、少數の青年看守の練習所入所試驗に應ずる爲めの勉學より他に何等見るべきものゝないことは洵に殘念の極みである。勉學研究は絕えざる努力を要するが故に、一年二回の實務考査試驗が、將してその效果を擧げ得るや否や甚だ疑問であり、どうしても此處に武道奬勵と同樣のある大衆的研究の設備の完全を期し、以つて正しき行刑を行使し得る良刑務官を養成しなくては、將來の行刑界に於てその法規の運用上、刑罰の執行上多大の支障を生ずるであろう。何

故に私が斯く謂ふかは今や劇による過去の行刑は變じて愛の行刑、換言すれば刑務官及收容者の心と心との相接觸することにより、よりよき刑務官の人格の反映を、收容者の心に刻みつけ標とする新しき行刑方針に向つて進みつゝあるからである。從つてその取り扱ひについても、過去の如く一律に罪人なりと謂ふ方針より變じて、その人格名譽を尊重し、人道的に個別處遇を施さなくてはならぬと唱道さるゝに至り、全然相反したる處遇方針に向ひつゝある今は、昔日の如き徒らなる力にのみよる行刑は許されなくなつてきたので、其處には種々の困難が生じてきた爲めである。

八

斯く養成せられたる刑務官に依つて、始めて嚴正にして公平、人道的の處遇を完全に施すことを得べく、從つて個人的特性の考察、收容者の名譽保全等の實行を爲し得らるゝ譯である。要言すれば處遇の要諦は實に此の數言に盡きる。然しながら此れが實際に當つては、決してしかく簡單でない。政治、思想、智能各方面の犯罪あり、破廉恥罪あり、その職業に於ても官吏あり、商人あり乃至は代議士、主義者等千種萬態これに處すべき職員の能力に限りあるを思へば、その困難は決して想像を許さぬものがある。

私は斯くの如く主として刑事被告人に就いて述べてきたが、その處遇根本精神に至つては、その何れたるを問はず常に同一水準を保つべきものであると信ずるものである。刑務官吏の人格、智識の向上發展も、要はたゞ此の數言に盡くる處遇要諦の實現を期する爲めであり、引いては國家の威信に關すべき重大なる問題であるからである。即ち斯くすることによつて、始めて近來唱へられてゐる愛の行刑の實現を期することを得べく、行刑有終の實は斯處に始めて爲さるゝものであると信ずるものである。

（終）

瑞西の行刑制度

——レーゲンスドルフ刑務所を中心として——（三）

司法書記官　森山武市郎

第六節　糧食及被服

一、糧　食

糧食給與に關する規定

刑務所移轉後改正せられたるレーゲンスドルフ刑務所糧食給與令は受刑者に對する糧食給與に關し次の通り規定せり。即ち朝食は一週五回燕麥スープ、二回はミルクコーヒー六デシリツトル、晝食は四回は豌豆スープ及三回は馬鈴薯スープより成り、右の外毎週二回スープに野菜を給與す。夕食は一回は米飯スープ、二回は穀粉スープ及三回はミルクコーヒー六デシリツトル、晝食は四回は豌豆スープ及三回は馬鈴薯二五〇瓦を添加す。朝食用スープは八乃至十二デシリツトル、晝食及夕食用スープは各八デシリツトルとす。右の外毎日麵麭五〇〇瓦を給與するを原則とするも、こは二五〇瓦まで增加することを得べし。なほ特に勞力を要する作業に從事する受刑者には二分の一乃至一リツトルの牛乳を給與す。而して各受刑者には飲料として毎日三回淸水を給せり。

一九一二年の糧食給與令により朝食用燕麥スープを全然廢止し、之に代ふるにミルクコーヒーを以てせり。

晝食及夕食のメニユー。

晝食及夕食のメニューは左の如し。

曜日	晝食	夕食
日	馬鈴薯スープ並に麵麭、肉及野菜	穀粉スープ、牛乳を入れ煮たるもの
月	豌豆スープ並に馬鈴薯及麵麭	燕麥スープ
火	豌豆スープ並に大麥及麵麭、これに馬鈴薯二五〇瓦及脫脂チーズ七五瓦添加	燕麥スープ
水	馬鈴薯スープ並に麵麭及肉	米飯スープ附スープ骨片
木	豌豆スープ並大麥及麵麭並に野菜	穀粉スープ、牛乳を入れ煮たるもの
金	馬鈴薯スープ並に麵麭及肉	燕麥スープ
土	豌豆スープ並麵麭、馬鈴薯二五〇瓦及脫脂チーズ七五瓦	米飯スープ附スープ骨片

右の中每食事は受刑者三百人乃至三百十人に對し次のごとく計量するものとす。卽ち燕麥スープには燕麥粉三六基瓦七五〇、馬鈴薯スープ並麵麭及肉には馬鈴薯一〇二基瓦、麵麭一三基瓦七九五、及肉一二基瓦四、穀粉スープ並に牛乳には穀粉一四基瓦、牛乳一二五リットル及水一四五リットル、豌豆スープ並に麵麭には豌豆三〇基瓦二二五及麵麭一一基瓦六二五、豌豆スープ並に馬鈴薯及麵麭八基瓦〇二、米飯スープ並にスープ骨片には米三一基瓦、スープ骨片一〇乃至二〇基瓦及水一四五リットル、豌豆スープ並に大麥及麵麭には豌豆一七基瓦三五〇、大麥一〇基瓦八五〇及麵麭八基瓦三七〇とす。ミルクコーヒーは珈琲一基瓦二九〇、きく苣苔〇、四七基瓦、牛乳一〇二リットル及水一〇七リットルとす。副食としての馬鈴薯は七五基瓦とす。晝食スープにはバター一瓦九六〇を混和し、夕食スープにはバター三基瓦〇五〇を混和す、食鹽は燕麥スープには三基瓦七二〇、晝食スープには二基瓦四八〇、夕食スープには一基瓦二九〇を混和す。

以上の食事には每日麵麭五〇〇瓦を補給し場合に應して更に二五〇瓦を追加す、過激なる勞働の場合には牛乳を添加す、以上の食事は一日一人分蛋白約一三〇瓦、脂肪五〇瓦及炭化水素物五〇〇瓦を包含せり。

酒精飲料の給與

レーゲンスドルフ刑務所の開所當時に於ては、農事及庭園の作業に從事する受刑に對して、アルコホル、葡萄酒、及葡萄液も亦これを給與せり。

世界大戰以後に於ける糧食給與の變更

大戰勃發の結果一九一二年四月十九日監督委員會の決議に係る糧食令の前記順序に變更を來すの已むなきに至れり。卽ち獻立を貯藏の狀態に應じて隨時これを決定せざるを得ざるにいたり、時に朝食コーヒーに代ふるにスープを以てしたるが、多くの受刑者はこれを喜ばず、麵麭供給の分量に關しても不滿を惹起せり。さらに過激なる勞働に服する受刑者に對する午後四時の牛乳給與も之を廢止し、その後再びこれが給與をなすことなし　只必要と認むる場合には、これに代ふるに麵麭の給與量を增加し又は特別野菜を給與す。

現在に於ては各受刑者に對して每朝ミルクコーヒー一リットル、牛乳不足の場合にはココア、晝食に一、二リットルのスープ及每日野菜一リットル給與す。生野菜としてはサラダ、酸パ菜、蕪、キヤベツ、乾燥野菜としては米、玉蜀黍、大豆、馬鈴薯、麵麭種製品を擧ぐることを得べく、なほ、サラダ及酸パ菜には少量の馬鈴薯を添加するを常とす。夕食にはスープ一、二リットル若くは之に代ふるに一週二回脫脂チーズ、馬鈴薯及紅茶一人前宛、晝食には一週三回スープ中に少量の挽き肉一人當り四〇瓦（ヘット及骨片を含めて）を給與す。卽ち晝食は每週三回野菜二品宛を給す、夕食には貯藏品の許す限り交互にスープに代ふるに牛乳一リットルを給す。

特別糧食

病弱又は長期受刑者にして食慾減退したる者に對しては、每日野菜二品より成る所謂特別野菜を給與す。なほ

矯正図書館

變化の爲めこの種の受刑者に對し日常のスープに代ふるに肉及漿液スープを給與し、且つ必要なる場合には毎日牛乳を添加す。特別野菜、卽ち醫藥用野菜を給せらるゝものは、平均受刑者全員の五パーセントに當る。年四回の祝祭日には各受刑者に對し腸詰又は特種腸詰を給與す。

糧食と其の營養價

州化學技師は一九二二年中刑務所に於て給與する糧食の營養價につき審査し、受刑者一人一日につき左記の結果を得たり（利用し得へき蛋白一瓦四●八カロリー、脂肪九●三カロリー及炭水化物四●〇カロリー）。

	蛋白＝カロリー	脂肪＝カロリー	炭水化物＝カロリー	カロリー合計
七月	一一〇・八瓦＝五五一・八	五九・三瓦＝五五一・五	六五〇・五＝二六〇二・〇	三七〇五・三
十二月	一〇三・三〃＝四九五・八	五六・七〃＝五二七・三	六八八・二＝二七五二・八	三七七五・九

受刑者の體量增減

受刑者の體量は收容及釋放の時の分を比較するときは、常に些少の增減あるは理の當然なるところとす、いまその百分率を見るに體重の增減なき者五―一二五％、減退する者二五―五〇％、增加する者三五―五五％とす。最近數ケ年に於ける體重增減の比率左の如し。

一九二五		一九二一	
增減なきもの	一六・五		一四・五
增加するもの	四〇・〇	一九二三	一三・五
減退するもの	四二・八		三六・五
			四〇・〇
			四五・五

二、被　服

男子受刑者の冬期衣服は褐色羅紗製、夏期衣服は褐色綾織布製とす。重懲役受刑者は上衣襟袖及帽子に黒色緣

を附しその標識とし、輕懲役受刑者は勞役刑受刑者と同樣の服裝を爲し且つ番號票により他の受刑者よりこれを區別す。少年受刑者は帶緣ジヤケツ風の服を着し、婦女受刑者のうち重懲役受刑者は褐色、其他の受刑者は藍色上衣を着し且つ散步及教會堂へ赴く際は白色の頭巾を被るものとす。

第七節　保　健

刑務所醫の職務

刑務所醫は一切の保健事務を管掌するものにして、屬員一名外科助手として之に隷屬す。刑務所醫は毎週四回刑務所に出勤し、その都度其の管掌事務及決定事項に關し所長に口頭を以て報告す。又刑務所醫は各受刑者の收容又釋放の際これを診察し、且つ其の狀態を記錄する外、疾病若くは傷害の受刑者及屬員を診斷す。

醫療的施設及醫療の實際

刑務所には藥局及醫療器械室あり、藥局は地方醫のそれに同じ。屢〻特殊藥劑を要することあるを以てこれ等は直接州立藥局より取寄せ又は所醫自から調劑す。當所に於ける醫療器械室はかなり完全なるものにして、醫師は之に依り外科手術を滿足に行ふことを得べし。重大なる手術を行ふ場合には受刑者はこれを州立病院に收容す。本年は血壓計一個を購入せり。齒科醫療器械を完全にして齒科醫は齒科治療を刑務所內に於て行ふことを得べく唯義齒に限り齒型を所內に於て製作の後外部に於て之を製作せしむるものとす。當所に於ける齒科治療は一九二二年之を開始せるが次に揭ぐる表はその範圍を示すものとす。

年度	患者	拔出	齒塡充	齒根塡充
			義齒新製、取換	銀、瀨戸
一九二二	四〇	四六	一三	一七　二
一九二三（二月）	四六	三六	三　四	六〇　三八　四二

一九二三(六月)	一九	—	七	一	三〇	二三
一九二四		治療なし				
一九二五	三七	五九	七	四	二七	二八
一九二六	四八	九六	八	一	四五	四七

罹病受刑者は診察治療し、傳染病の場合にはこれを隔離の爲め州立病院に收容し、精神病の場合にはブルクホエルツオエリ精神病院に收容し一時的治療を施し且つ給養するものとす。分娩期近き姙婦は之をチューリツヒ婦人科病院に移送す。

危篤又は長期疾患の受刑者はこれを州立病院に收容すれども、これ等病院には通例病室に付き脫走を防止すべき裝置を缺く憾あり。既に一九〇九年中州立病院及婦人科臨床に於ても、前記要求に應じ得る適當なる設備を施すやう希望を述べたれども、右は未だ今日まで實現せられず。之が爲め患者として病院に收容せられたる受刑者にして、刑に服し得る程度に健康を恢復するに至るや屢〻病院より脫走する者ありたり。

刑務所に於ては疾病又は傷害により勞働不能の者平均一%弱を算す。

レーゲンスドルフ刑務所は從來未だ嘗て流行病に襲はれたることなし。一八九〇年中オエーデンバツハに於ける最後の流行病は十六名のチフス患者中死亡一名を數へたり。流行病發生の際は婦女受刑者收容區域に於ては、この目的の爲め特に施設したる室を病室として便用し、男子受刑者收容區域に於ては園庭内に病室を設けあり。目下これを庭園部格納所に充てつゝあるも急速にその本來の目的に副ふ樣設備するを得るものとす。

刑務官吏に對する醫學的智識の啓發

刑法の規定に抵觸する者の大部分は精神的變態性又は障碍ある者にして、斯かる受刑者に對する行刑は特別の考慮を要するを以て、屬員教習の機會に於てこれら精神的變態又は障碍の狀態を指摘し處遇上の參考に資し居れり。

被服の給與　洗濯　入浴

受刑者には毎週一枚の清潔なる晝間用シヤツ(農事勞役者に對しては必要に應じ更に多く)、鼻拭きハンカチーフ、ネクタイ用布片各一枚、手拭三枚、靴下一組(脂足の者は更に多く)及二週間目に清潔なる寢衣一枚を支給す。被服は必要に應じてクリーニングしベツトのシーツは四週間目毎にこれを洗濯す。受刑者には收容及釋放の際全身浴を爲さしめ、その他の場合には四週間目毎に溫湯灌浴を行ひ、夏期に於ては月二回之を行はしむ。

理髮等

男子受刑者には二ケ月に一回理髮せしむるも、刑務所より髭剃具を貸與したる場合には週期的に髮剃を爲すことを得。受刑者は釋放二ケ月乃至三ケ月前より頭髮を延し且髭を立つることを得べく、希望に依り釋放直前に於て刑務所外科助手をして理髮及髭の手入を爲さしむることを得。

糧食及嗜好品の購入又は差入

糧食及嗜好品の購入又は差入は、レーゲンスドルフ刑務所に於ては原則としてこれを禁止せり。酒保は全然之を缺く。面會人よりする場合に限り少量のチヨコレート及果物を差入るゝことを得。煙草はアルコホル飲料同樣如何なる形式に於ても支給することなし。

第八節　教誨及教育

一、教育

教育方針の變遷

行刑は固定的のものに非ずして寧ろ各時代の要求に順應すべきものとす。チューリツヒ州に於て夙に行刑に於

ける教育的任務を重要視したることは、既に第十七世紀にオエテンバツハ刑務所に於ける自己の牧師扶持制の制定及教務主事の任命に依り之を立證してあまりあるものなり。當時、牧師に對しては、各受刑者をして特に拘禁の原因となりたる惡性を拂拭し去ることを明瞭に委任し、又教務主事に對して毎朝夕受刑者をして神に對する畏敬と愛とを喚起せしむるやう努力する義務を負擔せしめたり。ウインタアフール市の市參事會は、右と類似の決議を爲し且つ救貧院をして、放縱にして犯罪性ある者を監護せしめたり。これ等の者をして基督教的生活に馴致せしむることに努力せり。吾人は右に就き其の當時の衣を着けたる教育思想を極めて明瞭に認むることを得べく、右の如き行刑に於ける教育思想の採用は、今日刑法學者により再び要求せらるゝものとす。

バーゼル市在住ドクトル、カール、ブルクハルト Karl Burckhardt は報告して曰く、當時オエテンバツハ刑務所に於ては未成年受刑者に對して毎日曜日、必要なる場合には平日に於ても、又少年受刑者に對しては毎日學科を教授したりと。チューリツヒ市はこの傳統を忠實に墨守し、教育は刑務所に於ては重要なる教化手段なることを認めたり。現今の行刑法規に依れば三十六歳以下の受刑者にして教育に適せる者には總て學科を教授すべき義務あるも、この規定は必ずしも遵守せられず。受刑者に對して教育を施すべきや否やは第一にその刑期により て決定せらるべきものにして、刑期短き者はこれを除外す。現に一ケ年を四學期に區分せるも而も受刑者(生徒)の交代頻繁なるを免れず。更に農事部及庭園部の作業に從事する受刑者はこれ等作業の性質上これを學業教育より除外す。最後に、受刑者の行狀は屢〻教育を施さゞるの原因となるものとす。

レーゲンスドルフ刑務所に於ける授業時間表は當初は極めて簡單なるものなりき。一九〇二年の年報に依れば教誨師は夏期及冬期に佛語を二學級、伊國人に對し獨逸語又は倫理各一學級を教授し、隣接の小學校教師は獨逸作文及算術を各二學級を教授せり。右の外毎月三回、日曜日午後讃美歌の教習を行へり。レーゲンスドルフに

於て少年受刑者の數增加するや、一九〇七年始めて少年受刑者に對する倫理教授の特別學級を設け、又一九〇八年は一時は二〇名以上に上りたる多數の少年受刑者を考慮して、これに對する特別教室を設けたり。學科目は、獨逸語、佛語、算術、簿記、習字、工業用製圖、體操及讃美歌とす。少年受刑者及成年受刑者は、これをA及Bの兩部に區分せり。少年受刑者は毎週五―六時間、成年受刑者は三―四時間授業を受けたり。

教育の任に當る者

刑務所に於ける學課の教授は、教誨師、レーゲンスドルフ村牧師、これを擔任し、なほ木工專門教授を爲すチューリツヒ市專門教師及裁縫師も亦職業的專門教育を擔任す。讃美歌及民謠は毎日曜午後一時間宛、刑務所の教會室に於て音樂教師一名が初步より教授するものとす。

學級の編成及教授すべき學科

一九二一年に學級に改正を加へたり。從來一ケ年を二學期に分ちて學級を編成せるを改め、四學期にこれを分ち、之に依つてその伸縮性を可能かつ廣汎ならしむると共に、個々の受刑者に對する學課教授の內容を豐富ならしむるを得せしめたり。教育を受くる者は、少年受刑者を除き普通收容期間二ケ月を越ゆる者たるを條件とす。

一九二二年西班牙語及風俗學を新學科として增設し、一九二三年木工の爲め專門製圖科を設けたり、是よりさき既に前年中一般工業用製圖科を設置せり。一九二四年中速記料、一九二六年中經濟學科及裁縫專修科を設けたり。一九二三年教室を改築し、地圖の新材料を購入し、且つ規律との考慮より從來の三人用腰掛を廢し、一人用腰掛に變更せり。現在に於ける男子受刑者に對する學科は、倫理、獨逸語、算術、風俗學、經濟學、速記術、二個の職業群に對する專門教授、特別專門製圖、佛語、伊語、西語、語學科は必要なる場合には二部に分ちて教授す。少年受刑者に在りては倫理、獨逸語、風俗學及算術はこれを必修科目とし、尙毎日半時間宛作業時間中體操

を課す。少年受刑者にして三名以上に達したる時は常にこれに對する特別級を置くものとす。木工及裁縫工の專門製圖は成年受刑者に對しても之を必修科目とし、その他の學科は之を隨意科目とす。婦女受刑者に對しては毎週一時間宛倫理を敎授す。二三年前適當なる女生徒群ありたる際、專門の女看守長をして裁縫の敎授を爲さしめたることとあり。

敎育時間等

一ケ年の敎育時間はこれを約四十六週間とし、一週間の平均授業時間數は約二十時間、但し體操はこの中に計算せず。成年受刑者は之を十級乃至十四級に區分し、一級の收容人員を十五名以內とす。各級の生徒の數は毎三ケ月に九十名乃至百十名を算す。

二、敎　誨

新敎の敎誨師は專任とす。一九〇五年乃至一九〇九年當時に於ては、刑務所々在地の牧師が刑務所に於ける精神敎化を掌りたるも、その後に於ては常に刑執行令の規定に準據し敎誨師を置きたり。敎誨師は受刑者の宗敎的及道德的昂上の爲め努力するを要するものにして、こは特に說敎、訪問及講演に依つて之を行ふものとす。敎誨師は每日曜日午前中、刑務所敎會に於て禮拜と說敎を行ひ受刑者全員之に參加するものとす。尙敎誨師は學科敎授の一部及刑務所圖書室事務を委任せらる。敎誨師は每日一回日曜日午後に於て一般に了解し易き敎化的にして敎訓的內容を有する講演を爲し且つ受刑者に對し內外諸國に於ける日々の出來事に關し解說を試む。敎誨師は每週刑務所首腦部に對し所內に於ける宗敎道德的生活に關してその所見を開陳するを要し、かつ受刑者の希望ある場合には必ず信仰上の說話を爲すことを要す。

新敎に屬する受刑者に對しては每年四回聖晩餐臨席、舊敎に屬する受刑者に對しては聖晩禮受納の機會を許容す。

三、看讀書籍

受刑者にはその收容後直に書籍を交付す。本刑務所は充分なる官吏及屬員圖書室及良好なる受刑者圖書室各一個を有す。後者は、オエーテンバツハより當所へ移轉の節四、〇〇〇卷の書籍を有したりしが、今日に於ては二倍に增加せり。オーエテンバツハに於ては三週間每に書籍を取換へたりしが、レーゲンスドルフ刑務所に於ては二週間每に之を行ふ。圖書室に藏せる看讀書籍の一部は極めて貴重なるものあるも、一部は使用に耐へざるものあり。固より不完全なる書籍及雜誌、古き戰爭宣傳的の文獻等にては受刑者も亦滿足せざるを以て、時々適切なる書籍を購入することを要する外、受刑者の多數は書籍の取扱に馴致せざるを以て、屢々取扱粗雜の爲め之を毀損するのみならず、往々故意に毀損するものあり。自然圖書室の維持には多大の經費を要するを以て、かゝる毀損を有效に防止せんが爲め嚴重なる監視を行ふの要あり。この事務は適當なる受刑者をして擔當せしむ。一九二三年圖書室には特に職業技術上の方面の書籍を多數備付たり。

一九二五年の統計に依れば、前年中圖書室利用に關しては受刑者二百八十人に付き總計一一、六一四冊の書籍の貸與を爲せり。卽ち受刑者一人に付き平均四十一冊、換言すれば一人が九日間に一冊を讀了するの結果を示せり。右の書類をその內容に依り區別する時は、一五〇五冊（一二、八五%）は宗敎倫理及哲學に關するもの二二九冊（一、九六%）は自然科學、二一五冊（一、八五%）は婦人に關する平易なる著書、三〇六冊（二、六三%）は歷史（文明史及文學史共）八八八冊（七、六四%）は地理及技術、六四二冊（五、五三%）は外國語に關する物、三八冊（二、三四%）は商學、二、四五一冊（二一、一〇%）は娛樂及藝術に關する雜誌、二二五冊（一、〇〇%）は傳記、一六五冊（一、四三%）は古典文學、四、一二九冊（三五、五五

%）は美文學（青年講話を含む）、一八三冊（一、五八%）は節制及衛生、四六冊（一、四%）は各種に關するものとす。以上の統計中には受刑者がその刑期の全部又は比較的長期に亘りて保持することを許さるゝ書籍、例へば聖書、新約全書、讃美歌集、祈禱書及學校教科書等は之を含まず。

四、講演、觀覽物及音樂的演奏

受刑者の精神的道德的向上を目的とする觀覽物及音樂的演奏は、一九二〇年ピアノ、一九二三年優秀なる蓄音器の寄贈を受け、且つ刑務所の目的に適合したるレコード購入費も亦寄贈を受けたり。一九二三年活動撮影機を購入し、更に民謠集小冊子を購入することを得たるを以て、毎日曜日曜の唱歌時間には讃美歌のみを歌ふを要せざるに至れり。一九二六年ラヂオ用のラウドスピーカーを教會堂に裝置し、日曜日若くは休日の午後に於て音樂合奏、講演又は演說等を聽取することを得しめたり。適當なる繪畫に依り、または花瓶を廉價に下渡し、書信若くは接見を受けざる受刑者にはさゝやかなるクリスマスの贈物を與ふることに依り適宜居房の裝置を爲す爲めの費用も、また常に有志者の寄附に俟つものとす。

受刑者に對する特殊の催物は刑務所教會堂に於て之を行ふものにして、この教會堂は優に收容者全員を容るゝに足る。これらの催物は、教誨師が每月行ふ日曜日午後の敎化的及敎訓的内容を有する講演の例に據れり。禁酒主義者よりアルコホル中毒の作用に關する講演も時々これを許可したり。教誨師は周期的に日曜日午後の時間に内外國に於る出來事及一般的時事問題に關して受刑者をして聽講せしむることを開始したるが、其後他の事項もこれを知らしめ紀行その他の自然現象の說明をも加ふるに至れり。時々活動寫眞又暗誦會を催す外、政治家、技術家、科學者、藝術家、女藝術家等は約二ケ月每に行はるゝ周期的催物に臨席して受刑者の爲めに出演す。斯る催物の場合に於ては受刑者に對し完全價値ある物に限り之を堤供することに考慮を拂ふと共に、この種娛樂嗜

好が、監督困難なる受刑者間の對話、遊戲及喫煙に比し重要なりと認めつゝあり。かのハンス、ヒアンが、その「伯林監獄」なる論文集に於て、受刑者に對して葉卷及紙卷煙草を禁ずるのは「非人道的」なりと論じたるに對し、ハフナーは、自由刑は自由に生活する者に於て留保せらるゝ總ての逸樂を放棄せしむるものなりとの主旨の下に反對しつゝあり。

五、受刑者に對する優遇

一般の催物の外、個々の受刑者に對して、累進處遇の意味に於て附與せらるべき特典に關し述ぶるところあらんとす。少年受刑者は總て初めより花拾ひ、居房裝飾を許され、又夏期中は每月花束を受く、各受刑者は收容の際居房用として適當なる曆を交付せらるゝのほか、居房裝飾として藝術的作品、印刷物、又は家族的寫眞を揭ぐる事を許さる。又室内植物を有し、家族の爲めの副業としての自營勞働はある程度まで許容せられ、パステル、ペン畫及鉛筆畫、水彩畫及繪畫、木彫及小彫塑、著述、作詩及發明等は多數の受刑者に於てその免業時間を利用して之を行ふことを得べく、又自から飛將棋又トランプの娛樂を爲すことを得べく、その他「書翰」を認め又は其の自由時間を特に製圖及び專門文獻により職業的修養を爲すことに利用せしむ。一九二四年以來工業專門新聞の購讀を許容せり。レーゲンスドルフに於てはその他の新聞は一般に未だ許容せられず。受刑者新聞は未だ發行するに至らざるも、ハフナーの見る所に依れば、ありふれたる受刑者用の新聞の内容と、敎誨師自から口授する日常の出來事、又は政治的及經濟的の時事問題に關する周期的概要事項とを比較する時は、後者の前者に比して遙に内容豐富なりとなす。居房内に於けるもろ〳〵の特典を許容する時は監督上種々の困難を伴ふものなるを以て、廣汎に過ぐる希望申出では此の監督の點を考慮して往々却下せらるゝことあり。

多數の受刑者は釋放せらるゝ時、よく刑務所在所記念の爲めその居房裝飾又はその製作品を携出す。例へば自

ら様付けし、又は畫きたる繪畫、挿込カレンダー、ベルン家屋模型、インキ道具類、花立て、模型品及木彫品、自畫像、自ら製作したる小なる本立て等是なり。

それ自体に於ては藝術的ならず寧ろ偶然の産物たる受刑者の繪畫は時代の表徴として相當價値あることは心理學的著述家も亦これを認める所なり。

六、接見及信書

家族との接見及信書の交換は受刑者に執りては嚴格なる毎日行事の單調を破る愉快なる變化なり。接見は特定の平日に行ふに非ずして毎日之を行ふことを得るものとす、この際受刑者は談話格子の後方に在り、面會人は屬員一名により監視せらる。面會人は受刑者に少量の食料及嗜好品を差入るゝことを得。例へばチョコレート半ポンド、水菓子一キロといふが如し。又花、書籍、寫眞、居房裝飾品、圖畫材料、化粧品等を差入るゝを得。

統計の示すところによれば、一九二五年中當刑務所收容中の受刑者七、五四名中二〇一名は、總計四九四名の面會人に接見せり。卽ち收容全員の七分の五は面會人なし。

第九節　行刑統計及財政

瑞西における行刑統計の不完全

瑞西に於ける刑の執行は頗る區々たること顯著なる事實なれども、行刑に關する統計に於ても亦統一を缺けり。この統計事項の差異は甚だしく、從て各州に於ける行刑に關する統計の比較は不可能に近き程度の困難に遭遇するを常とす。

行刑費用の遞増及其の原因

いま過去三十年間の統計を見るに、刑務所の經費は遞増の勢を示しつゝあり。而して最近十ヶ年に於ける經費の

增加は主として管理費の增加にして、而も殆んど專ら刑務所屬員の俸給に關するものとす。しかれども特別なる增加は嘗に俸給の增額のみに依るに非ずして、寧ろ勤務時間の減少、長期休暇の許容、農事部の擴張及之に依つて生ずる人員の增加に歸すべきものとす。詳言すれば屬員の勤務時間は二十年前にありては平時十三時間なりしもその後遞減され十一時間四十五分に減退し受刑者の作業時間は同一期間內に十四時間より十一時間半に減退せり。一九二〇年一月一日より屬員の勤務時間は俄かに每日十時間に低減し受刑者の作業時間も工場に於ける作業指導上日直交代を要せざらしむる爲め同じく十時間に低減せり。一九一八年農事部擴張の結果用度管理官の第二補助員として書記一名の增員を必要とするに至れり、カツエンゼー領地の用益賃借により六名の新農事監督吏(工場指導官を含む)及休暇を增加せる結果更に二名の監督吏を增加することとなりたり、更に勤務時間の減少及休暇の增加により、一九一九年一九二〇年度に尙五名一九二一年には再び二名の增員を要せり。當刑務所吏員任命條件を佛州の其と比較する時は、レーゲンスドルフ刑務所はこれが爲め他の刑務所より大なる負擔を爲せる事を知る。然れ共刑務所の主要使命は、歡迎すべしと看做さるゝ一切節約を行ふに因り出來る限り有利なる決算をすに非ずして收支決算の數字上に表はれざる全然異なりたるものたらざるべからず、當に人件費の增加のみならず、受刑者に對する直接經常費、就中職業訓練、學科、完美せる敎會堂及圖書室の建造及維持、休暇時間中受刑者を監督不充分なる場所に置かずして完全なる獨居房に收容すること、平日と雖も淸潔にして完全なる衣服、注意周到なる醫學的及衞生的配慮、監督の完全、釋放者に對し適當なる特別積立金を支出して監護を加ふること等は旣に數十年來之を行ひ來れるところにして、以上の支出は總てチューリツヒ州が犯人に依つて利益を擧げず節約を犧牲に供して刑の執行の最上級の原則を把持することを、して餘あるべし。チューリツヒ州が前世紀五十年代に於て旣に業に保護監督部及釋放者監護部と聯合して當時設立せられたる此の種機關を瑞西に於て創立したる

は偶然にあらず。

刑務作業と自由競業との競業

レーゲンスドルフ刑務所は自由工業に對し價格にの競爭を爲さざる樣努力しつゝあり。事實に於ては納入競爭に當り屢〻自由工業側より刑務所よりも尙下値に提供せられたることあり。

刑務所に於ける作業數は非常に多き爲め數字上よりするも自由工業に累を及ぼすこと極めて少し、こは次に掲ぐる數字によるも明瞭なるところなり。

	チューリヒ州に於て一九二〇年の統計に依る工業界に從事する男子及女子	一九二五年中刑務所に於て平均一日に從事せる者（一ヶ年に於ける勞働日數三〇七日）	チューリヒ州に於ける當該工業に從事せる者の總數に對する百分率
大工職	四七一七人	二一、〇人	〇・四
桶樽職	五〇二人	七、九人	一・六
繪師職	三九二人	一、八人	〇・五
靴職（靴製造業）	二九七〇人	九、三人	〇・三
裁縫職	二〇七三人	一九、五人	〇・九
パン燒職	一九二六人	一、〇人	〇・五
製本職	一四四九人	三〇、〇人	二・〇
農事部	四一六一二人	三四、七人	〇・〇八
縫工職	三三〇二人	一五、八人	〇・五
バスケット職	四一二人	五六、九人	一三・九
敷物製織職	五六人	四〇、五人	七二・三

各種卽ち重懲役受刑者、勞役刑受刑者、輕懲役刑受刑者等の收容　員は各一ヶ年中平均左の通りとす。

年度	人員
一九〇一	二五五・五
一九一〇	二七一・六
一九一五	二七八・七
一九一六	二五八・九
一九一七	二七二・六
一九一八	三一一・〇
一九一九	三二七・八
一九二〇	三一〇・一
一九二五	二八〇・五

最近三ケ年に於ては受刑者漸減の傾向を示せり。こは刑執行の寬大となりたること、經濟狀態の改善せられたること、少年受刑者を他の收容所に移送せること及假釋放の勵行等に基因するものとす。右の收容人員なるにもかかはらず、レーゲンスドルフは收容人員に於ては瑞西國に於て第二位に位する大刑務所なりとす。

受刑者と犯罪別

一九二五年中收容せられたる受刑者三五五名の判決の基礎は左記の犯罪に據るものなり。

人員	犯罪別
一〇	一名及數名の身體に對するもの
二七三	財產に對するもの
一六	風俗に對するもの
三	放火に關するもの
一	隱匿に關するもの
一	猥褻媒介に關するもの

五　文書僞造に關するもの
二　強喝に關するもの
四　所有物損壞その他に關するもの

受刑者と刑期別。

一九二五年中收容せられたる總ての受刑者の平均收容期間は收容及釋放に關し勞頭に述べたる數字を平均收容人員と比較して示せる如く一年未滿にして、その數左の如し。

刑期	重懲役受刑者	勞役刑受刑者	輕懲役受刑者
一―六ヶ月	二	九〇	八〇
六―一二ヶ月	五	九二	一
一年以上二年以下	一七	四七	一
二年以上三年以下	七	九	一
三年以上十年以下	五	一	一
十年以上	一	一	一
終身	一	一	一

受刑者と犯數別。

以上はこれを前科の有無により區別すれば左の如し。

初犯	七五	
前科一犯	六四	
同二犯	三九	
同三犯	二七	
同三犯以上	一五〇	

收容者の種類多種多樣なるよりして「米國式」試驗は之を爲すことを得ず。獨逸大審院長ドクトル・ワルタア●

ジモンス曰く「犯罪者に修養、慰安及遊戲を爲す機會を與ふることにより米國模範監獄は、法規を遵守する多數の同胞が最も熱心に仕事に勵みて漸くにして得る「自由」よりも犯罪者を一層よく遇するものにして、とりもなほさず「自由刑」に對し破産を宣告するものなり」と。吾人はかゝる程度まで進まんと欲するものに非ず、しかも喫煙及嚙煙草の禁止、「自由取扱」の否定及寢臺に於ける共同睡眠の禁止の如きは、州立刑務所に於て行はるゝところのものにして之を以て各種の受刑者に對する望ましく且つ時代に適應したる刑執行と目するものなり。

受刑者の個人的關係。

一九二五年新たに收容せる三百五十名の受刑者の個人的關係につきては次の數字之を說明すべし。

（イ）

年齡	男	女
二〇年以下	七	一
二〇―二四年	五九	一六
二五―二九年	七八	一五
三〇―三九年	七二	二一
四〇―四九年	四一	五
五〇―五九年	二九	二
六〇年及六〇年以上	六	三

（ロ）

職業	
一官公吏、使用人、事務員	六五
一職業勞働者、手工職工	一五〇
一農事勞働者、馭者、運送人	二七
一手傳人夫等	四二
一家庭的傭人、縫女、アイロン工女	三七

一ホテル及料理業雇人
一無職及家婦

（ハ）身分

結婚せる者	九七	離婚せる者	四〇
死別せる者	一四	獨身	二〇四

（ニ）宗教

新教信者	二四五	舊教信者	一〇九
猶太教信者	〇	無信教	一

（ホ）受刑者と遺傳

遺傳學上の研究に關してはレーゲンスドルフに於ては何等の統計をも取らず。

（ヘ）受刑者と飲酒の關係

アルコール及犯罪に關する興味ある研究は、聯邦大藏省の提議に基きレーゲンスドルフに於て一九二六年六月初旬受刑者現在數三一七名につき之を行ひ次の成績を得たり。

		總數	重懲役	勞役	輕懲役	其他
アルコホル飲料を過度に用ひざる者	男	四七	一三二	二〇一	七六	
	女	一〇	一二	六	一四	
百分率 %	男	三六、一八	八三	八	一五	
	女	一〇〇	五一	六八	一一	
アルコホル飲料を過度に用ふる者	男	二八	六三	四〇	一九、一七	
	女	—	二	一〇〇	七八、五九	
百分率 %	男	五九、五七	四七、七二	六〇	六〇	
	女		一六、六七	—	三	
回答を拒絶せる者	男	二	一	—	七八、九五	
	女	—	—	—	二一、四二	
百分率 %	男	四、二五	〇、七五	—	一、三一	
	女					

受刑者總數　三一七
男子受刑者總數　二七五
內　飲酒者總數　一六三　卽ち男子受刑者總五九、二七%或は全受刑者の五一、四一%
（註）茲に揭ぐる百分率は當該刑の種類により計算せるものにして受刑者總數により計算せるものにあらず。
女子受刑者總數　四二
內　飲酒女　五　卽ち女子受刑者の一一、九%若くは全受刑者の一、五七%

ウイスキーを飲用せりと稱する者左の如し

一　重懲役受刑者

男子重懲役受刑者	四七名中	九名	卽ち 一九、一五%
同　勞役刑受刑者	一三二名中	一二名	卽ち 九、〇九%
同　輕懲役刑者	七六名中	二名	卽ち 一〇、〇〇%
同　其他の受刑者	七六名中	三〇名	卽ち 三九、四七%

女子受刑者合計　一

總數三一七名の受刑者中八七名卽ち二七、五四%は既に禁酒の訓練を爲したり。

三一七名の受刑者中飲酒による犯罪行爲の者八八名卽ち二七、七六%內男子受刑者八五名卽ち三〇、九九%とす。

飲酒と職業との關係につきては、受刑者一〇一名卽ち受刑者全員の三一、八六%は、其の職業が罪の基礎を爲したり。但し職業が必ずしも飲酒慾の原因とならざるは明かなるところなり。

又受刑者一二二名卽ち三八、一八%はその兩親が過度の飲酒を爲したることを明言せり。

受刑者一〇三名卽ち三二、四九%は母が過度に飲酒せりと證言せり。

（未　完）

編輯餘錄

□

今日のアメリカ行刑はどの點がいゝのか。ジェールはアメリカの墓場だとさへあざ名されて居る。昔有名であつたシン・シンもオーバーンも乃至はエルマイラも今は前世紀の遺物としての價値より外にはないとは去年なくなられたリープマン敎授の實見談であつた。

□

政黨の支配を受け、センチメンタリズムの橫暴をあまんぜねばならぬアメリカ行刑は世界で一番墮落して居るのだとも言へばいへるのである。だが、その墮落したアメリカ行刑の中で世界の行刑思潮に波をたゝすものが二つある。その一は囚人自治制であつて、その二は科學的なクヤリングヘウスである。

□

一九二六年に死んだモット・オスボーンの思想は之から擴がる運命にあるのだ。オスボーン氏は一度はその實行に於て失敗して居る。だが深遠なる理論の根柢は一度や二度の失敗にて地にまみれるものではなかつた。失敗を動機として今や擴まらんとして居るのである。

□

その囚人自治制をわが畏友印南君が「自治行刑制度の由來及其長短」として本號から掲載されることになつた。アメリカ行刑に關して最も博學であられる君が數十年間の經驗によつてかためられた思想を以て批判される此の論文に大きな價値を見出さねばならぬのである。

定價　一冊（稅共）金二十五錢
　　六冊（稅共）金一圓五十錢
年額　十二冊（稅共）金三圓

廣告料　五號活字半段一行金一圓
　　一等一頁金五十圓
　　二等一頁金四十圓
　　普通一頁金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和四年二月二十日印刷納本
昭和四年三月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　住江敬義
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐田地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四、三八二五番

刑政第42巻第4号

矯正図書館

Volume XLII Number 4

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

April 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

Intensifying the Prisoner's inner Life . . . . . (*Editorial*)

The Development and Defects of
Prison Democracy . . . . . O. Innami

The Essence of Punishment . . . . . K. Kimura

The Prisons in Poland . . . . . Eduard Neymark

Indeterminate Sentence and
Soviet Penal Law . . . . . Tsheltrow—Bebutow

The Regensdorf Prison of Switzerland . . . . . T. Moriyama

Current Issues. . . . . .

Prison Statistics. . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koïmachi
Tokyo, Japan.